

令和 8 年矢巾町議会定例会 6 月会議目次

議案目次	1
------------	---

第 1 号 (6 月 5 日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○報告第 1 0 号 令和 7 年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
○議案第 3 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例について	7
○議案第 3 2 号 矢巾町印鑑条例及び矢巾町手数料条例の一部を改正する条例につ いて	8
○議案第 3 3 号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について	9
○議案第 3 4 号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の一部を改正する 条例について	1 0
○議案第 3 5 号 町道矢次線道路改良その 6 工事請負契約の締結について	1 4
○議案第 3 6 号 令和 8 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 2 号) について	1 7
○散 会	1 8

第 2 号 (6 月 8 日)

○議事日程	1 9
-------------	-----

○本日の会議に付した事件	1 9
○出席議員	1 9
○欠席議員	1 9
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	1 9
○職務のために出席した職員	2 0
○開 議	2 1
○議事日程の報告	2 1
○一般質問	2 1
1 谷 上 知 子 議員	2 1
2 昆 秀 一 議員	3 8
3 村 松 信 一 議員	6 2
4 小笠原 佳 子 議員	9 4
5 高 橋 恵 議員	1 1 3
○会議時間の延長	1 2 1
○散 会	1 3 0

第 3 号 （6月9日）

○議事日程	1 3 1
○本日の会議に付した事件	1 3 1
○出席議員	1 3 1
○欠席議員	1 3 1
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	1 3 1
○職務のために出席した職員	1 3 2
○開 議	1 3 3
○議事日程の報告	1 3 3
○一般質問	1 3 3
1 藤 原 信 悦 議員	1 3 3
2 高 橋 敬 太 議員	1 4 6
3 高 橋 安 子 議員	1 7 5
4 赤 丸 秀 雄 議員	1 9 1

○散 会	2 0 9
------------	-------

第 4 号 (6月10日)

○議事日程	2 1 1
○本日の会議に付した事件	2 1 1
○出席議員	2 1 1
○欠席議員	2 1 1
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 1 1
○職務のために出席した職員	2 1 2
○開 議	2 1 3
○議事日程の報告	2 1 3
○一般質問	2 1 3
1 小 川 文 子 議員	2 1 3
2 横 澤 駿 一 議員	2 2 7
3 木 村 豊 議員	2 5 5
4 ササキマサヒロ 議員	2 6 5
○散 会	2 7 5

第 5 号 (6月17日)

○議事日程	2 7 7
○本日の会議に付した事件	2 7 7
○出席議員	2 7 7
○欠席議員	2 7 7
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 7 7
○職務のために出席した職員	2 7 8
○開 議	2 7 9
○議事日程の報告	2 7 9
○議案第36号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について	2 7 9
○議員の派遣について	2 8 0
○町長挨拶	2 8 1

○散 会 2 8 2

○署 名 2 8 3

議 案 目 次

令和 8 年矢巾町議会定例会 6 月会議

1. 報告第 1 0 号 令和 7 年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
2. 議案第 3 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例について
3. 議案第 3 2 号 矢巾町印鑑条例及び矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
4. 議案第 3 3 号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 3 4 号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
6. 議案第 3 5 号 町道矢次線道路改良その 6 工事請負契約の締結について
7. 議案第 3 6 号 令和 8 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 8 年矢巾町議会定例会 6 月会議議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 5 日（金）午前 10 時 00 分開議

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 10 号 令和 7 年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 議案第 31 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 5 議案第 32 号 矢巾町印鑑条例及び矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 33 号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 34 号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 35 号 町道矢次線道路改良その 6 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 36 号 令和 8 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18 名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	総 務 課 長	吉 岡 律 司 君
企画財政課長	田中館 和 昭 君	未来戦略課長	花 立 孝 美 君
税 務 課 長	飯 塚 新太郎 君	町民環境課長	佐々木 美 香 君
福 祉 課 長	菅 原 保 之 君	健康長寿課長	佐々木 智 雄 君
こども家庭 課 長	村 上 純 弥 君	産業観光課長	村 井 秀 吉 君
道路住宅課長	田 口 征 寛 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	細 越 一 美 君
上下水道課長	立 花 真 記 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	川 村 学 君
教 育 長	岡 田 秀 二 君	学校教育課長	高 橋 雅 明 君
学校給食共同 調理場所長	水 沼 秀 之 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	千 葉 欣 江 君
主 任 主 事	渋 田 稀 結 君		

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和8年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより6月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田清実議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田清実議員） 次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田清実議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

13番 水 本 淳 一 議員

14番 村 松 信 一 議員

15番 昆 秀 一 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の6月会議の会議期間は5月29日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から6月17日までの13日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

よって、6月会議の会議期間は本日から6月17日までの13日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 報告第10号 令和7年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長(廣田清実議員) 日程第3、報告第10号 令和7年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第10号 令和7年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和7年度において繰越しをいたしました事業は、2款総務費、1項総務管理費の食料品物価高騰対策支援事業、3款民生費、2項児童福祉費の物価高対応子育て応援手当、4款衛生費、2項環境衛生費の重点対策加速化事業及び矢巾斎苑維持補修事業、6款農林水産業費の、1項農業費の特用林産施設等体制整備事業及び農地維持補修事業、2項林業費の林業振興事業、7款商工費の、1項商工費の中小企業物価高騰対策支援事業及び自然公園保守管理事業、8款土木費、2項道路橋梁費の防災安全対策事業、生活道路整備事業及び橋梁維持補修事業、4項都市計画費の都市計画総務事業、矢幅駅東西自由通路等維持管理事業及び矢巾町活動交流センター維持管理事業、5項住宅費の町営住宅改修事業、10款教育費、2項小学校費の小学校維持管理事業、5項保健体育費の共同調理場維持補修事業となっており、適正な施行期間を確保するために繰越しとしたものであります。

繰越額については3億9,583万5,000円であり、その財源内訳といたしましては、令和8年度に収入する見込みの国庫支出金1億6,322万円、県支出金1,314万1,000円、地方債1億

2,370万円及び一般財源9,577万4,000円となっており、これらの事業の繰越しについては、令和8年町議会定例会3月会議及び4月会議においてご承認いただいているところであり、早期の完了を目指しているところであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第10号を終わります。

日程第4 議案第31号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、議案第31号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第31号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

その主な内容であります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で引用する条にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第31号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第32号 矢巾町印鑑条例及び矢巾町手数料条例の一部を改正
する条例について

○議長(廣田清実議員) 日程第5、議案第32号 矢巾町印鑑条例及び矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第32号 矢巾町印鑑条例及び矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。日本に3か月を超えて在留する外国人に対し交付される在留カード及び特別永住者の法的地位等を証明するものとして交付される特別永住者証明書に関し、それぞれ個人番号カードと一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の発行が可能となることから、当該カードに関する規定を追加するものであります。

そして、それに伴い多機能端末機により取得可能な証明書に関し、当該カードを利用し、取得した証明書の手数料についても併せて改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田清実議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第32号 矢巾町印鑑条例及び矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第33号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第6、議案第33号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第33号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和8年度の介護保険料算定において、介護保険法施行令の一部改正により、令和7年度の税制改正による給与所得控除の最低保障額引上げ等の影響を遮断する特例措置が設けられたことについて、国から令和7年度及び令和8年度の個人町民税が非課税の方に対しては、特例措置を適用せず、給与所得控除最低保障額の引上げを踏まえた保険料となるよう、自治体で差額分を減免できることが示されたことから、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第33号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第7、議案第34号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第34号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和8年度に行う矢巾町地域福祉計画の見直しに合わせて、これまで単独計画として策定しておりました矢巾町成年後見制度利用促進基本計画について、より効率的かつ包括的な施策展開を可能とするとともに、両計画間の連携を強化するため、矢巾町地域福祉計画と一体的に作成するに当たり、成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議する矢巾町成年後見制度利用促進審議会の役割を矢巾町地域福祉推進審議会条例に規定する矢巾町地域福祉推進審議会に位置づけるため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせ

ていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 改正の根拠ということでお聞きしたのですが、成年後見制度の利用が促進されないということが一つの課題かとは思いますが、矢巾町の地域福祉推進審議会に位置づけたことによって、何か具体的に変わることがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回改正をすることに伴いまして、まず一体的に作成するという事で、例えば地域福祉計画で把握した地域住民のニーズに対して、成年後見制度がどう活用できるのかといったこととすとか、あるいは成年後見制度の利用促進が地域福祉全体の向上にどのように貢献していくかといったようなことを、両計画の連携を具体的に検討することで促進されていくものと期待して、こういったことを今回考えているということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今月一般質問をさせていただくので、もっと詳しくお聞きしたいと思うのですが、やはり地域の中で、そういうふうな、この方はこの制度を使ったほうがいいのではないかとかということをやっぱり少し見られるような人がいたらいいのかなと思うのですが、そういうこととはちょっとまた違うのかなと今お聞きして思いました。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今のご質問のような相談に対してのいろいろな対応については、これまでも町の窓口のほうでも悩み事があれば承っておりますし、あるいは地域包括支援センターのほうでもということがございました。

また、成年後見制度に関係いたしましては、ほかに高齢者だけではなくて障がい者ということもございますので、紫波地域の障がい者基幹相談センターさんですとか、あるいは社会福祉協議会のほうでもいろいろな悩みを受ける窓口として機能しておりますので、こうい

ったところで、まず最初にいろいろなお悩みとかはお伺いすると。そこでそれぞれの状況を踏まえて、どういうふうなことになっていけばいいのかということについては、専門の機関である盛岡広域の成年後見センターという中核機関に位置づけた機関がございますので、そちらのほうへもご紹介などをしながら、その方に合った、今後の対応がどういったものになれば、一番お悩みに合うのかというところをしっかりとご案内できるような体制を取っていますので、審議会とはまた別にはなりますが、体制的にはそういったことをしっかり取り組んでおりますし、計画の中ではということでのことにつきましては、先ほど来お話ししたとおり、これまでは成年後見の審議会と地域福祉の審議会ということで2つございましたが、関連がございますので、大きな中で地域福祉審議会のところで検討していただく、審議をしていただくということで、より効果を期待したいという意味も含めて、今回地域福祉審議会のほうにということを考えて条例改正をお願いしたという経緯でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 成年後見制度利用促進審議会と地域福祉推進審議会、各今までの開催回数、それから各委員のメンバーをお願いします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えします。

地域福祉推進審議会の件についてお答えさせていただきます。こちらのほうは、年2回開催してございます。

委員につきましては、住民組織の代表あるいは社会福祉事業に従事する者と、それから社会福祉協議会の職員、あとは地域福祉を専門とする行政機関の職員、あとは公募と、それからあとはその他町長が認める者ということで、12名で構成してございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

成年後見制度の利用促進審議会につきましても、年2回開催をしております。

委員さんにつきましては、委員10人以内をもって組織するというところで、医療または福祉関係者、それから弁護士、司法書士または社会福祉士の職にある方、それから識見を有する

方、関係行政機関の職員、そのほか町長が必要と認める方ということで構成をしている委員数と委員の状況となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、各審議会を一緒にすることなのですけれども、成年後見人のほうは、医療または福祉関係者、弁護士などが入っているのですけれども、特に成年後見人には法的な問題があるので、地域福祉推進審議会には弁護士等が入っていないということなのですけれども、そこら辺の考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに地域福祉審議会の中には、今お話があったとおり、委員の中には入っておりませんが、計画を作成するに当たっては、委員とは別にアドバイザーですとか、そういうことで、そのときに入っていただきながら適切な助言をいただくということもできると考えておりますので、そういう方式で今後の審議のほうは行っていきたいというふうに考えております。

こういった進め方については、審議会の中でも、今回提案するに当たって、いろいろと議論していただきましたけれども、そういった進め方で特に構わないのではないかというご意見もいただいておりますし、そういったところで今後は審議会については、考え方としてはそういったところで整理をしたということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第34号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第35号 町道矢次線道路改良その6工事請負契約の締結について

○議長（廣田清実議員） 日程第8、議案第35号 町道矢次線道路改良その6工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第35号 町道矢次線道路改良その6工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、紫波郡矢巾町大字赤林地内の町道矢次線において、道路改良及び歩道整備を行うものであります。

主な工事概要は、施工延長595.5メートル、車道舗装工4,860平方メートル、歩道舗装工3,740平方メートル、防護柵工124メートルを施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、4月24日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受付期限の5月21日までに、株式会社佐々木組、梨子建設株式会社、昭栄建設株式会社、以上3者から参加申請があり、5月22日に入札を執行した結果、梨子建設株式会社が一金9,036万円で落札候補者に決定したことから、この金額に10%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金9,939万6,000円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、確認ですが、契約方法の条件付一般競争入札、この工事がなぜ条件付一般競争入札なのか、その辺をまず教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

この条件付一般競争入札につきましては、工事設計額などによって、一般競争入札で入札執行するかどうかというのを町のほうの基準で定めております。その条件につきましても、この工事費、設計額からよりますと、例えば工事業者のランクづけといたしますか、例えばA級、B級などがございますが、そちらのほうでA級業者が適当ということで、そういった条件をつけて施行したものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） では、何点か確認させてください。

まず、今の説明では、設計関係云々と言いますが、素人なのでお聞きしますけれども、ここを第6工事というくらいですから、私素人が見ても、もう形は整っていて、あと舗装するとか、そういう部分だけで、設計という技術的なものがあまりないと私は踏まえていましたので、それからこれは今回の第6工事で年度内に終わるという前のお話だったのですけれども、この工期はいつまでの工期なのでしょう、その辺をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

工事内容につきましては、そのとおり舗装が中心ということになります。舗装のほうと、あと矢次線の矢巾北中側といたしますか、矢巾北中のほうから行って、ちょうど道が狭まる場所があるのですが、その部分の接続の工事ということになります。

それで、舗装につきましても、やはり工事内容といたしますか、金額、工事内容で舗装のほうもA級とかB級とかの工事の区分けがございますので、そういったことで区分けしたものでございます。

また、工期につきましては、現在のところ一応11月7日、今の契約からすると11月7日の工期となっておりますが、そのとおりちょっと、ご承知のとおり様々経済状況、資材の価格であるとか、流通状況とかがございますので、そういったことが原因で、例えば工期が若干延長になるということは、そういうことはあり得るものと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ここは、用地買収から含めれば15年以上の懸案の道路だったのです。

私12年目になりますが、12年でやっと完成するのかなという見方をしていますが、ぜひ要望として、今11月の工期というのですけれども、諸条件いろいろあって今の社会状況から見れ

ば、大変な時期だと思うのですが、ぜひ雪が降る前に完了するような、通行できるような体制でお願いしたいという部分が、地元からも言われていますから、よろしくお願ひしたいのですが、それについて一言お願いします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

そのとおり、ちょっと経済状況、先が見えないと言うとあれですけども、様々状況がございますが、業者のほうと十分に相談しながら、工事が極力工期、現在の工期11月7日というのを目指して取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） A級ということで、業者がかなり限られるかと思ひますけれども、町内業者はB級が多いのでしょうか、そこら辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

今回の土木A級という業者につきましては、町内では現在のところ1社のみということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第35号 町道矢次線道路改良その6工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第36号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第9、議案第36号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第36号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、15款県支出金のきのこ栽培燃油等価格高騰対策支援事業補助金、21款町債の緊急防災・減災事業債を新設補正し、14款国庫支出金の学校施設環境改善交付金、18款繰入金の財政調整基金繰入金、21款町債の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、3款民生費の子ども食堂物価高騰対策支援事業及び保育所等施設物価高騰対策支援事業を新設補正し、3款民生費の国民年金事業及び保健福祉交流センター維持管理事業、6款農林水産業の農産物生産振興対策事業、8款土木費の橋梁維持補修事業及び町営住宅改修事業、10款教育費の中学校整備事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,202万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億6,491万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第36号の補正予算については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたします。

お諮りいたします。ただいま予算決算常任委員会に付託した本補正予算案については、6月17日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、本補正予算案については6月17日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、あさっては休日休会、8日は一般質問を行いますので、午前10時までに本議場に参集願います。本日は大変ご苦労さまでした。

午前11時00分 散会

令和 8 年矢巾町議会定例会 6 月会議議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 8 日（月）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 2 号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18 名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	総 務 課 長	吉 岡 律 司 君
企画財政課長	田中館 和 昭 君	未来戦略課長	花 立 孝 美 君
税 務 課 長	飯 塚 新太郎 君	町民環境課長	佐々木 美 香 君
福 祉 課 長	菅 原 保 之 君	健康長寿課長	佐々木 智 雄 君
こども家庭課長	村 上 純 弥 君	産業観光課長	村 井 秀 吉 君

道路住宅課長 田 口 征 寛 君

上下水道課長 立 花 真 記 君

教 育 長 岡 田 秀 二 君

学校給食共同
調理場所長 水 沼 秀 之 君

農 業 委 員 会
事 務 局 長

細 越 一 美 君

会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長

川 村 学 君

学校教育課長

高 橋 雅 明 君

文化スポーツ
課 長

高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

主 任 主 事 渋 田 稀 結 君

議会事務局長
補 佐

千 葉 欣 江 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

また、日程に入るに先立ち、一般質問を行うに当たり、当職から各議員にお願いを申し上げます。質問に当たっては、会議規則第54条1項の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範疇を超えてはならないとなっておりますことから、通告した範囲を超えないよう質問者は留意をお願いします。

それからまた、先日あり方検討委員会の全体会議でもお話ししましたがけれども、令和8年2月10日開催の13回目のあり方検討委員会により、今回の一般質問においては質問時間が30分となっておりますので、質問する各議員さんにおいては、時間配分を留意して質問いただくようお願いいたします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

17番、谷上知子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（17番 谷上知子議員 登壇）

○17番（谷上知子議員） 議席番号17番、矢巾未来の会、谷上知子でございます。通告に従いまして質問いたします。

質問の1、高齢者の終活相談について。高齢者の安心な老後を過ごすための手助けとして、終活の相談があります。高齢者の終活については、ご自身及び関係者の方からも問題提起しにくい相談です。人生の最期を迎えるための準備ということだからではないかと思います。

2025年は、日本人の5人に1人が75歳以上の後期高齢者です。身寄りがいないことや、家族

はいても身近に頼る人がいない状況の高齢者の単独世帯が増加しています。ご自身の意思決定が明確なうちに相談できる任意後見人の活用や相談窓口の一元化が望まれます。民間での高齢者等終身サポート事業者のサービスも活発化しております。健康、介護、葬儀、お墓、財産やペットなどの多種多様な相談内容に対し、心置きなく相談できる終活支援相談について以下伺います。

①、本町で終活相談は行われているか伺います。

②、本町における任意後見制度の活用状況を把握しているか伺います。

③、引取り手のない遺体や遺骨に対する対応状況について伺います。

④、終活相談の今後の方針について伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 17番、谷上知子議員の高齢者の終活相談についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町では高齢者の総合相談窓口として矢巾町地域包括支援センターを設置し、終活に関する相談も受け付けております。なお、相談の内容に応じて、専門機関や民間事業者に案内するなどの対応をしております。

2点目についてですが、令和6年12月末時点における成年後見制度の利用者のうち、任意後見制度の利用者数は、全国では2,795名、県内では10名、本町の利用者は現在のところ、おられない状況となっております。

3点目についてですが、引取り手のない遺体や遺骨につきましては、令和7年度末時点において4体の遺骨があり、うち高齢者の遺骨は1体となっております。遺骨の引取りについては、継続して情報収集を行い、相続人の調査を進めております。

4点目についてですが、終活相談の内容は多岐にわたることから、町や矢巾町地域包括支援センターにおける相談体制の継続に加え、専門機関や民間事業者等との連携強化に努めてまいります。

また、国においても、社会福祉法等の改正の中で、頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な方を対象とする第二種社会福祉事業の新設が議論されておりますことから、今後も終活相談を含めた高齢者支援の充実に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ちょっと始まる前になのですが、終活の言葉は、2006年に朝日新聞の記者から始まったと聞いております。ですが、今では自治体でも使用していますので、終活という言葉を使わせていただきました。人生の終わりの活動の意味になるそうです。

質問です。任意後見制度の利用者がいないとのことですが、分かる範囲でよろしいのですが、なぜ全くいないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

後見制度については、法定ですとか、それから今ご質問いただいている任意の後見制度、あるいは市民後見制度など、制度が幾つかございますので、このことについては、広報等でも周知はしているところではあります。その必要性を感じながら御覧になっていただく方と、ただそういったものがあるのだなということだけで、そういったものを見ている方がいらっしゃるということもあるのか、その辺りの浸透の具合がちょっと思ったほど進んでいないのが現状なのかなというふうに感じておまして、その辺りがこういった制度を使われていないということにつながっているのではないかなというふうに感じております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 私もちっと調べてみたところ、やっぱり任意後見制度を受けるには、いろいろお金もかかるのですけれども、段階が非常に複雑だなというふうに感じております、法定後見人制度と比べて。その辺りなのかなと思いますが、今後また教えていただきたいと思います。

2つ目です。先日田園ホールで行われた青松学園のパンフレットには、矢巾町の生活相談が紹介されていました。不足ないほどの相談窓口です。社会福祉協議会、包括支援センター、福祉課などです。終活の相談は、相談窓口だけの扱いになるのか、それとも1か所で相談したことは、そのほかの町の相談窓口とも連携して情報を共有しているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

相談の内容が共有されているのかということかと思いますが、それは相談の内容に

よってということになると思います。共有したほうがいい内容であれば、そのとおり、やはり関係課で共有をいたしますし、ただ個別の問題としてあまり広げることが適当ではないものの、個人情報に関わるようなことがあって、個別の案件として扱わなければいけないものに関しては、やはりそのところだけにとどまるということはあるかと思いますが、恐らく総じていろいろなお困り事といいますか、そういったことでご相談を受けるということが多いと思っておりますので、そういう意味では、ご相談を受けた内容については、関係するところとすぐに連携をするというような体制は、体制としては取っているという状況で相談を受け付けているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 任意後見制度は、法定後見制度と違い、自分の判断が明らかな方が利用するわけですが、単独世帯の高齢者が増加することが予測されることから、国でも高齢者終身サポート事業のガイドラインを令和6年6月に発表しています。矢巾町も任意後見制度を啓蒙し、周知を図ることについて伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） お答えをいたします。

後見制度については、大切な制度でございますので、こちらについてはしっかりとお知らせをしていきたいなということを考えておりますし、実は後見制度については、町といたしましては健康長寿課と、それから障がいの関係がありますので福祉課、それから包括支援センターでも取り扱っておりますし、紫波地域の障がい者基幹センターのほうでも後見制度の関係については相談窓口になっておりますし、社会福祉協議会も窓口となっております。

それから、中核機関として盛岡地域後見センターを位置づけておりまして、こちらのほうでは、広域6市町の中で持ち回りにはなりますけれども、研修会等を開いていただいております、今年矢巾町が、この研修を実施する番に当たっておりますので、これを複数回開いて、こういう後見制度についてしっかりと周知をしながら、皆さんに中身も知っていただきたいということを思っておりますし、自分にとって思っていることと、それから制度がどういうふうなものになるのかということを、しっかりそういったものをお聞きいただくことで判断していただくということも必要なのかなと思って、企画したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、今谷上議員の、いわゆる成年後見制度、今この法律の見直し、民法ですが、そういう見直しも含めていろいろ検討されております。いずれ身寄りのない高齢者がこれから増加していくわけです。そういったことで、使い勝手のいいものに、民法とか社会福祉法、こういうふうな仕組みの中で、私どももそのことにはしっかり取り組んでまいる覚悟でございます。

いずれ仕組みがあつて制度が利用されないというのは、これはおかしいことなので、だからそういうことをもう少し私たちが周知をして、そして特にも今終活相談の中でも、身寄りのない方々のやっぱりサポート、これから非常に大事になってくるので、そういうことも含めて、法律の改正等もしっかり見極めながら、本町でも対応してまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 私自身も後期高齢者でありますし、身寄りがないわけではないのですが、ふだんから独り暮らしで近所の方には大変お世話になって、コミュニケーションを取るようにしておりますが、自分のこともあり、今回の質問のこともあつて、終活相談に行き、研修をし、お話を伺ってきました。

前もつておよそ220万の費用と、不足した場合にはさらに自分のほうから補うというシステムでしたし、また判断がおぼつかなくなっているかを見つけるといいますか、あの方は正常、正常と言えば失礼ですけれども、判断がはっきりしていたのだけれども、おかしくなってきたのではないかなということの見極めをする、見守り契約というものをさらに結ばなければいけないという複雑な感じなのです。

ただし、葬儀から納骨までのサポートをする内容でした。しかし、ここで200万円の費用を出せる方はあまりいないというのが実際の感想でした。

それで今後、これは国の方針にもなると思うのですが、終活サポートを受ける際の金額を下げるとか、そういったことなんかでは、そういう情報は国のほうでは考えているのでしょうか、ちょっと国の問題で失礼なのですけれども。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからお答えさせていただきますが、まず国の制度、仕組み、

先ほど申し上げたとおり民法、社会福祉法等の今改正、この中で支援サポートの相談窓口、先ほど答弁の中でもあったのですが、私どもで今お願いしている中で進めていくか。いずれこれは今後非常に大事なことで、お金がかかる、かからない、そういうことではなく、終活相談しやすい体制整備、この仕組みをしっかりとつくっていききたいと。

今日は、ちょっとあれで、もうこれは分かっていらっしゃると思うのですが、県の医療政策室と県の医師会がつくったわたしの「生きる」ノートがあるのです。これなんかを見ると、やはり非常に「生きる」ノートにはいろんなことが書いております。だから、そういうことを通してお金がかからない、誰にも相談しやすい体制整備を、これは地域包括支援センターにお願いしたからというのではなく、私どもであれば担当課または社会福祉協議会、いずれみんなで手を携え連携しながら、しっかりスクラムを組んで連携を図りながら対応してまいりたいと。

いずれ谷上議員も私も終活相談の仲間でございますので、その仲間が後から困ることのないようにしっかり対応していききたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。国のことを聞いて、あれかなと思いましたがけれども、直結する問題なのでお聞きしました。

次の質問です。明るい終活は、高齢者が誰もが望むことです。そのためにも、まずは様々な病気がありますけれども、主に認知症にはなりたくない、多くの方々がお話の中でなさっております。高齢者の社会参加や全国でも注目されている岩手医大の認知症研究、町の高齢者健診での認知機能検査、えんじょいの活動などで本人も、見守る人も、地域社会も認知症は怖くない地域を矢巾町は醸成していると思われまます。教育民生常任委員会で詳細な説明を受けました。高齢者に対するサービスから元気な終活の可能性は高いと思われました。安心して明るく穏やかな終活に、町長からのご意見をお伺いしたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、谷上議員、実は今月6日、ケアセンター南昌で今度町民講座、今月の6日から、たしか3月6日まで10回にわたって講座が開設され、皆さんご存じ、これはちょっと誤解があってはあれなのですが、ケアセンター南昌にはこずかた診療所があるのですが、毎週火曜日、完全予約制ですが、もの忘れ外来というのがあります。それで、何か認知症と言うと、私ら若いときは、小さいときは、うちのおじいさんがぼけたというよう

な表現して、それから隠そうとする。もう今は、そういうことをやってはならないわけでございまして、ちょっと話が飛躍するのですが、ハンセン病みたいな、起きるということは恥ずかしい、家族にとっては、今そういうことではないのです。

だから、今度こずかた診療所、地元であれば、もの忘れ外来があります。そこに行って、進めないようにすることはできるのだそうです。だから、そういう皆さんも分かっていると思うのですが、もの忘れ外来というまた表現もなるほど考えたなど。認知症とか、そういうもののあれをすると、これまたプライバシーにも関わることなので、今そういう仕組みをどんどんつくっていく。そして、診療所とか病院でなくても、身近なところで簡単に相談ができる。

だから、一番いいのは、ここのえんじょいセンターで簡単に相談できるような、そのための人員の確保とか、そういうようなものも含めてしっかり対応していきたいと。

何かそこに行くのが非常にハードルが高いというようなことにならないような仕組みをみんな考えて、そして誰でも相談しやすい、終活であろうが、認知症のことであろうが、そういう体制整備を構築していきたいと思っております。

これは、人ごとではない、みんな我が事として取り組んでいただくようお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 学力と学びから広める人づくり、まちづくりについて。

子どもの成長は、ご家族だけでなく、地域においても喜びです。多くの町民の方は、子どもが元気に明るく成長してほしいと願っています。そのため、児童生徒が自らの可能性に希望を持てる教育環境が望まれます。大人にとっても、学びから得られる喜びは大きいものです。矢巾には多様な高等教育関連施設があります。高等教育機関の指導者等と関連しながら、幼児期から大人までが、学びという動線をつなぐことで、人づくり、まちづくりになると考えます。

議会の有志で、児童生徒の学力日本一の村、秋田県雄勝郡東成瀬村小中学校の実践を研修する予定であります。かつて全国的に見ても学力が低かった県や村が、やがて全国でトップ

レベルの学力になった軌跡は、矢巾町の教育にも参考になると考えます。学習習慣を基礎に、やがて地域愛のある児童生徒が育っていくものと考えます。一人一人に向き合い、学力を高める教育で学級崩壊や不登校のない義務教育の在り方、人づくりやまちづくりにまで及ぶ教育実践について視察研修を進めたいことから、学力と学びに関連して以下伺います。

①、全国や県平均と比較した本町の児童生徒の学力についての現状分析について伺います。

②、学力を向上させるための学校現場における本町の取組について伺います。

③、不登校児等への学力支援の取組について伺います。

④、SNSをはじめとする電子情報機器の利用による学習時間への影響について、どう分析し、対応しているか伺います。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君） 学力と学びから広める人づくり、まちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてです。令和7年度の全国学力・学習状況調査を例に捉えますと、全国や県との比較では、小学校、中学校ともに国語、理科が僅かに全国平均、県平均を下回っております。小学校算数、中学校の数学については、全国平均を下回りますが、県平均とおおむね同水準となっております。

2点目についてです。令和7年度から各小中学校において、NRT学力検査を実施し、児童生徒の学力の実態把握を基に授業改善の推進を図っています。また、学年、学級ごとの学習内容の理解度を把握し、集団に応じた補充の指導や重点指導に役立てております。

3点目についてです。不登校児童生徒については、学校からの訪問や電話連絡等による本人とのやり取りを通して取り組むことができる量の課題を提示し、各家庭や居場所となる教育支援センター等と連携しながら、できるだけ学習の遅れが出ないように努めております。また、別室登校が可能な児童生徒には、教員が所属学級に準ずる授業を実施するなど、本人の状況に応じた形で学習支援に取り組んでいます。

4点目についてです。令和7年度の岩手県小中学校学習定着度状況調査では、児童生徒が、平日に学習以外で動画視聴やSNS、ゲームなどの目的でテレビやスマートフォン、パソコン、タブレットなどの電子情報機器を利用している時間を問うています。その結果は、本町では、小学校で4時間以上と回答した割合は15%、3時間以上4時間未満が18%、2時間以上3時間未満が32%となります。中学校では、4時間以上と回答した割合が15%、3時間以

上 4 時間未満が16%、2 時間以上 3 時間未満が27%でした。県全体と比較をしますと、本町の児童生徒の利用時間は、県の平均よりも短い結果となっております。

電子情報機器の利用が学習時間に与える影響について、現時点で十分に根拠のある分析方法が開発されておきませんので、本町の実情の特徴、その性格については、明らかな整理をできかねております。

しかし、一方では、学齢期においてスマートフォンやタブレット等の利用の仕方を含め、健全な生活習慣を身につけることも重要でありますことから、各学校では機会を捉えて児童生徒に指導を行うとともに、各家庭の協力も得ながら電子情報機器の適切な利用を呼びかけております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 学力の3原則と言われております知識・技能、それから思考力・判断力・表現力、それから学習意欲です。それなどはバランスよく習得できているか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えさせていただきます。

現在の国の学力観、議員のおっしゃいましたとおり、知識・技能、そして思考力・判断力・表現力と、それから学びに向かう力、人間性ということで、3本柱と言われております。こちらは、おっしゃるとおりバランスよく学ぶ必要があるというものでございますけれども、こちらの整理としましては、国の学習指導要領がその考え方に基づいてバランスよく学べるように編成されていると理解しております。学習指導要領に基づき各教科の教科書の内容、そして学校での学習時間等、国のほうで定められた基準がありますので、それにのっとって学校で確実に指導するということが、バランスよく指導するということにつながっていると思います。

そういった点において本町では、おおむね適切に指導がされていると思いますし、それに関して大きな問題や支障があるというところは、今のところは認知していないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 学力の平均値ですので、物すごく高得点の子もあるし、低得点というか、なかなか理解できない子もあると思うのですが、それはそれでその子なりのいろいろな環境とかもあるのだと思うのですが、特に学力が、できないということではないです。そこを誤解しないようにしていただきたいのですが、力があるけれども、定着できないでいるという児童生徒の原因に、やっぱり家庭の状況がかなり反映されている傾向があると聞いておりますが、本町はそのことについては、何かお考えありますか、それをお聞きます。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

学力の試験等で、テスト等ではかる点で、ちょっと思うほど力が出ていないなと考えられる児童生徒の方もいると認知しております。その要因については、やはりそのお子さんについて様々なわけがございますけれども、その中でやはり家庭的な部分が影響しているという部分もあるのではないかと思います。

町としては、学校で学びフェストというものを毎年各学校でつくっております。本校では今年度このような学習を進めますと、学校ではこのようなことをやりますし、家庭ではこのようなことをお願いしたいといった内容が書いてございます。それで、学校だけで学力の定着向上というのは、伸びる部分と、あとはどうしても家庭のご協力等も必要な部分もあると思いますので、家庭での学習習慣など、そういったところも相まって学力が伸びていくものという想定で行っておりますので、家庭のご協力等というのがやはり必要ではないかと考えるところでございます。

そこで、家庭での学習習慣づけ、そして岩手県全体でやっております60（ロクマル）プラスプロジェクトというものがございます。早寝、早起き、朝御飯、そして学習、生活、食事等、そこら辺の規則正しい習慣づけというものを進めておりまして、こちらについては、町のほうで強制するということは、どうしてもできないわけですが、必要性を各家庭に訴えながら、そういった面でもご協力いただいて、お子さんが十分に力を発揮できるように進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 今それこそ先生方も、親御さんも、大変私たちの頃と違って、生活

スタイルも子どもに向き合う時間も気の毒なくらい少ないのかなということを常に感じております。

それで、次の質問ですが、学校を取り巻く社会資源は多様に豊富にあります。教員以外の方たちとコミュニティ・スクールでの学習会などを開き、地域活動として学習習慣の定着を進め、学力向上につなげてはどうかという案です。コミュニティ・スクールの活性化になるのではないかと伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり、コミュニティ・スクールの取組の中で、地域でも子どもの学力を向上させるように頑張るよというのがあれば、非常にいいことだと思います。活性化にもなりまし、お子さんにも非常に有効なことだと思いますので、そういったものは積極的に進めていきたいなと思います。

ただ、町からの押しつけになってはいけないと思いますので、各学校区で熟議というものを通じて、何が必要なのだろうということを学校と地域の方々一緒になって考えると、自分事として受け止めて具体的な取組に落とししていくという取組を進めつつありますので、その中で、学力向上のために何ができるかというところ、そこを話し合ってもらえるとよいかなと思いますので、町のほうでもそこも論点の一つとして、お話し合いをするときには話題として出すということはしてみたいなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） あまり勉強が好きでなかった私が、学力、学力と、何かさっきから胸が痛みますが、学力とはやっぱり人間性を最終的には育てていくものではないかなというふうに今になると思います。反省し、行動し、さらにまた次にどうしたらいいかと、そういうことを考える基礎学力というものが、すごく大切ではないかなというふうに考え、今回の質問に及んでおります。

次ですが、低学年の学習にタブレットを使用した学習は、どの程度行われていますか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

小学校の低学年ということになりますと、1年生の段階では、まだそれほど頻繁には使いません。学校によっては後期からとか、ほとんど使わないというところがあります。もちろん大型提示装置、そういったものは非常に活用しているわけですが、児童が実際にタブレット端末を操作するという場面は、1年生ではあまり多くはないと。やれるところについては、デジタルドリルの簡単な問題をタブレットを触ってやってみようといったところで実践しているところもございます。

これが2年生になりますと、徐々に使い慣れるように、習熟の機会を設けていくという観点もございますので、例えばタブレットのカメラの機能を使って生活科で写真を撮ってみようとか、割と簡単な作業等、そういったものをタブレットを使ってやってみるという機会が出てきます。

そのように学年に応じて徐々に習熟を図っていくという形で進めておりますので、低学年につきましては、あまり多くはないということでお答え申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ちょっとこれから先のことにはなるのですが、現在の状態、ただいまの1年生のタブレットの使用の件なども関連しますので、質問いたします。今から4年後になるのですが、2030年に教科書がデジタル化になることが、つい先ほど決まりました。それで、5月26日の読売新聞に教科書の形態に対するアンケート調査の記事が記載されていました。全国194人の小学校校長先生の回答によると、9割の校長先生が小学校低学年は紙の教科書を希望しておりました。理由は、紙は思考が深まる。それから、目の関係の健康面も安全とのことでした。じっくり読める、ではタブレットはスクロールや操作に気が散り、集中できない。読んで、書いて、考えて、話すことで思考が深まるという意見でした。

しかし、GIGAスクール構想は、よい影響があったとの回答は87%という結果も記載されていました。

これからのことですが、様々な意見がありますが、矢巾町は2030年度に向けた教科書の選択の検討を始めていらっしゃるかどうかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えをいたします。

報道で言われているただいま議員がおっしゃったことについては、概要は承知していると

ころでございます。実際に町の中で、そのときに向けて検討が進んでいるかといいますと、まだその段階ではなく、検討は着手していないという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 教育長さんにお聞きします。学びの中の一つに、義務教育での学力があり、学習時間を大きく占めています。学びは、幅広い概念で、生涯にわたって大人も子どもも誰もが持ち続けたいことであり、持ち続けております。義務教育の学びの中で学力を定着させるために、書いて、読んで、思考する学習習慣や毎日の家庭での生活習慣が大切と言われます。学習意欲や好奇心、仲間から得る思いやりと刺激、このことは将来においても不易なことと思われれます。書いて、読んで、話して、学習し、学力を定着させることについてのお考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃっていた中で、ご自分の経験から踏まえても、学力をきちっと自らのものにする、そのことが人間性を豊かにする上で非常に大事だということが今になって分かったというお話がございました。そういう意味からいっても、学力をしっかりと身につけてという、その側面はどんな時代になっても大切なことだという議員のご意見に全く賛成でございます。

ただ、私は少し気になっているのですが、先ほどの学力の3要素、学校教育法上の3要素の中には、人間性を問うところというのは、実はないのです。しかし、いろいろな解釈の中で皆さんが、やはり豊かな人間性というのも、この学力の3要素、そこに入れ込んでいこうという、こういう中で入ってきているというのが事実かと思えます。

そのことを考えますと、ちょっと私個人的な意見ですが、やはり学校教育の中におけるどちらかというとフィールド学習とか、あるいはPBLとか、あるテーマを決めて、みんなですれに取り組んでいこうという、そういう学習、この側面が全体の中に占める割合が非常に少ない。それと、特殊な形で遠足ですとか、自然学校みたいなことで1泊2日でスケジュール化されている、そういうことはあるのですが、もう少しふだんの学習の中に自然、そこに出て行くところの学習の機会をより多く取り入れていくこと、このことが実は非常に大事ではないかというふうに思っています。

人間性というふうに一般的に言っておりますが、改めて人間学みたいな、そういうレベルで捉えますと、ご存じのように、カントがその草分けでございますが、その中でカントは、やはり理性を持った人間、動物、それと道徳を持っているということと、三批判書というのがあって、「実践理性批判」という、こういう書もあるのですけれども、要するに現場に立ち会うことの大事さ、これをやっぱり言っております。

そんなことも含めると、やはり人間性、すなわちそれは人間におけるところの自然性の取戻し、こういう捉え方をする人も少なくありません。そういうことを考えても、もう少しこのフィールド学習を入れていただけるといいなと、私の希望でございます。感想めいた回答になって恐縮ですが、以上、回答とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） もう一つ教育長さんに、私は例えば100点取る子も、もちろん低い子もいるのですけれども、そこで100点取る子だけがいいとかというのが指導ではないと思っているのです。たとえ低くても、自分で分かって一生懸命やれたという自己達成感、これが大事なと思うのです。速く走る子もあるし、遅く走る子もあっていいのだと思います。そこで一人一人を認めていく教育が、やっぱり親の信頼だと思うのです。

そこで、質問です。不登校や学級崩壊があります。学校、家庭、地域の信頼が、不登校や学級崩壊をなくすのではないかと思います。いい学校とは、子どもも、教師も、管理職も行きたいと思い、子どもも、教師も、管理職も学びと成長のある学校が望まれるのではないかと思います。不登校や学級崩壊を解消するには、信頼し合う子ども、教師、管理職、地域社会があってこそと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） 大変難しい質問をいただきました。答えになっているかどうか分かりませんが、その周辺のところで私が今考えているところを申し上げてみたいと思います。

言葉として、学びという言葉が初めから出されておりますが、実は教育界において学びという、こういう言葉は極めて最近の話でございます。どちらかという、我が国において、あるいは西洋社会一般にそうなのですが、学びというよりは教育的な言葉の使い方、それはどちらかという、ある社会をつくっていくために必要な人材を育成する手段、すなわち手段概念としての教育論というのが、ずっと近代を覆っていたと思います。

この学びという言葉が一番最初に我々のところに届いていますのは、北欧社会、北欧社会

の使い方は、学びの社会という、こういうふうに学びが、すなわち目的概念、学ぶことが大事という、こういう社会をつくっていくのだという、この手段から目的へという、こういうところにある新しさと、そういうことなのかという気がつく側面というのは、大変大きくありました。

そんなことを一つ踏まえてみますと、やはり学習だとか、単元だとか、そういうある分断、あるいは細かく切り刻んでそれらを習得するということよりは、学びというものが持っているホーリズム的なというか、融合的な、全体的なという、そういう側面、それを学校という機関とか組織に置き換えてみますと、まさに一体となって皆さんが学びの社会、その具体的な機関としては、学校とニアイコールで置き換えてもいいのではないかと。学びの全体像を全員の共有するところにしていこうという、そういうところが大事ではないかと私も思っていました。

そういう点でまいりますと、今議員さんおっしゃったことは、まさに同じようなことを言っているなということを強く感じておりまして、それが学校だけではなくて、地域全体でということになりますと、まさにこの学びが社会の目的概念にきちっと昇華をしていくという、そういうところが出てくるのではないかと思います。

そういう意味で、これからの社会づくり、そして学校制度の中でも、そこが非常に重要な位置づけを持ってくるという位置づけ論で考えてみますと、学校というのは、やはり非常に大事だと。しかし、ホーリズム的な全体的な地域をも含めた学校概念の取戻しといいますか、あるところへの整理というのが必要なような感じを持ちました。

お答えになっておりませんが、私の感想でございます。回答とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 通学路の改修についてでございます。

毎日の生活で使用する生活道路の改修に期間がかかるとの声があります。特に幅の広い通学路に至るまでの1車線の通学路の対応について不満を耳にします。小規模開発の住宅が増えている一方、道路の改修が追いつかないと感じます。矢巾町に居住を構えた子育て世代のために、安全な通学路を整備することは、ほかの住民にとっても安全な道路となります。通

学路の改修について、以下伺います。

①、道路改修における通学路の優先順位について伺います。

②、改修の要望や手続から実現に至るまでの流れについて伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 通学道路の改修についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、道路改修に取り組む際の優先順位を検討する際に、通学路指定の有無については、順位決定の参考としておりますが、そのほか交通の状況、道路構造、箇所
の特性、実現性及び費用対効果等を勘案し、総合的に判断をしております。

2点目についてですが、改修を要望していただく際は、地域の皆様において必要性等を十分に検討していただいた上で、町に要望書を提出していただき、その後に町において現地の状況を確認し、1点目で申し上げた内容を検討することとしております。

なお、改修の必要があると判断した際には、必要な予算を計上し、事業に着手することとなります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 2点目のご回答のところですが、改修を要望していただくというところですが、地域での必要性和要望について伺います。必要性があるかどうかの判断は、例えば自治会の推薦等が必要なのか、それからどういったことが必要かということをお聞きます。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

道路改修についてですけれども、基本的に生活道路については、コミュニティのほうから要望していただくというような形にしております。

ただ、例えば学校とか、こども園とか、そういう商工関係とか関係機関もございますが、そういった場合に、町のほうで設置しております交通安全対策協議会がございまして、そちらのほう、コミュニティ会長さん方のほかに、そういった関係機関の方々も出席されて、様々な交通安全施設の整備についてご意見をいただいておりますので、そういったところのご意見も伺いながら対応することとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） 関連で補足で説明させていただきます。

ただいま道路住宅課長から申し上げましたとおり、交通安全対策協議会というものがございまして、2月から5月上旬にかけて、各コミュニティであるとか、これまで寄せていただきました随時の受付分といたしまして、39件の要望がございました。このうち矢巾町安全施設等改善要望検討部会というものがございまして、5月20日から22日にかけて要望のあった箇所を現地調査をしてまいりまして、そのうち14件、これは改善の余地があるということでお話がありました。

今後これを先ほど申し上げました交通安全対策協議会にかけまして、さらに必要性に応じて県警本部、最終的には公安委員会の判断という形になろうかと思っておりますけれども、規制に係る信号機、横断歩道等につきましては、そのような形で進んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） そうすると、今年度はもうお済みになっていると思うので、今後このことを進めるには、やはり地域のコミュニティのほうの役員さんに説明したり、それから様々な実態をお知らせして、そこを通過して直接道路都市課に持っていくのでしょうか、それとも請願とかといった形になるのでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

請願とかではなくて、道路住宅課のほうに要望書といいますか、こういった理由で必要だということをコミュニティ会長さんのほうから提出していただきたいというふうに思っております。

また、やはりたまに歩道設置とか道路改良について、歩道に限らずですけれども、個別にご連絡いただくこともあるのですが、そういった場合にも、まずコミュニティ会長さんにご相談していただいてということで対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で3問目を終わり、以上で17番、谷上知子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

—————
午前11時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

今時間配分を見ると、ちょっと答弁のほうが長いので、答弁のほうも簡明に分かりやすくお願いします。

次に、15番、昆秀一議員の一般質問を受けます。

昆秀一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、新誠会の昆秀一でございます。まず初めに、まちづくりは人づくりからについてお伺いいたします。

本町における人づくりの現状を見てみますと、学校教育や生涯学習、地域活動など多様な場が整えられている一方で、人口減少や少子高齢化の進行により、担い手そのものが減少している現実があります。特に地域活動においては、コロナ禍の影響や生活環境の変化などにより、固定化した人材に依存する傾向が強く、若い世代や現役世代の参画が十分とは言えません。また、子どもたちに対する地域ぐるみの育成機能も家庭や地域のつながりの希薄化により弱まりつつあります。

さらに、多様化する価値観の中で、行政主導の人材育成施策が画一的になりがちであり、一人一人の主体性や意欲を引き出す仕組みづくりが課題であります。

今後は、世代や立場を超えた関係づくりと自発的な参加を促す環境整備が不可欠であり、人づくりの在り方そのものが問われている状況にあるところから、以下お伺いいたします。

1点目、人材育成を軸としたまちづくりの基本認識について。まちづくりの持続性は、制度や施設ではなく、人によって支えられるものであります。本町においても、人口減少や担い手不足が進行する中、これまでのハード整備中心の施策から人材育成を基軸とした政策転換が求められています。町では、人づくりをどのように位置づけ、総合計画や各種施策にど

う反映させているのでしょうか、その基本認識と今後の方向性をお伺いいたします。

2点目、次世代を担う若者の育成と定着施策について。若年層の流出は、地域の活力低下に直結する重大課題であります。単なる雇用確保にとどまらず、地域への愛着や参画意識を育む教育、体験機会の充実が不可欠であります。

例えば地域課題に関わる探究学習や地元企業との連携事業などの取組が考えられますが、本町における現状と課題、そして若者が戻りたい、住み続けたいと思える環境づくりについての具体策をお伺いいたします。

3点目、地域コミュニティの担い手育成について。自治会や公民館活動など、地域コミュニティの維持は、高齢化とともに担い手不足が深刻化しています。従来の役が回ってくるからやるという受動的な仕組みでは限界があります。主体的に関わる人材をどう育て、どう支援していくのでしょうか。リーダー育成研修やコーディネーター的役割の設置、配置、さらには負担軽減の仕組みづくりなど、持続可能な地域運営への具体的方策について見解をお伺いいたします。

4点目、多様な人材の活躍を促す環境整備について。まちづくりにおいては、年齢や性別、職業にとらわれない多様な主体の参画が重要であります。特に女性や高齢者、移住者、さらにはボランティア人材など、それぞれの強みを生かす仕組みが必要であります。

しかしながら、現状では、参加のハードルや情報の偏在などにより、十分に活躍の機会が提供されているとは言い難いです。本町として、多様な人材が関われる開かれたまちづくりをどう実現していくのでしょうか。

5点目、人づくりを支える行政の役割と評価指標について。人づくりは短期的に成果が見えにくく、継続的な取組が不可欠であります。そのためには、行政の関与の在り方とともに、成果をどうはかるかが重要となります。単なる参加人数ではなく、地域活動への定着率や新たな担い手の創出といった質的指標の導入も検討すべきではないでしょうか。人づくり施策の進捗管理と評価の在り方、そして庁内横断的な推進体制についての考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、昆秀一議員のまちづくりは人づくりからのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、第8次矢巾町総合計画においては、人材育成の観点を含めますと、施策の柱の②に誰一人取り残さない社会を目指すまちづくりの教育分野及び福祉分野の推進施策として取り上げております。本町が行うべき人づくりの原点は、小学校、中学校における義務教育から考えていくものと認識をしております。

2点目についてですが、現在町ではジュニアリーダーの育成活動支援、小学生向けのお仕事教室のほか、町内事業所に協力をいただき、中学生職業体験を実施しております。また、町内外の高校生の総合的な探究の時間において、まちづくり、地域づくりをテーマに探究を行う生徒の受入れを行っております。

なお、今年度県内の企業の主催により、若手社会人向けに開催される地域課題解決のアイデア創出プログラムに本町も協力することとしております。

課題としては、事業内容の改善や協力事業者の拡大が挙げられます。

環境づくりに関しては、中学生職業体験を通じて町内の企業を知り、最終的に就職に至った社員がおるとの町内企業の声もあることから、地元企業と連携した取組を継続することが重要と捉えております。地元企業が魅力あるものと感じていただくためにも、現在行っておりますサステナブル経営の支援を重視してまいります。

3点目についてですが、行政の支援として、負担感の軽減に着目して、これまで矢巾町コミュニティ連合会とともにコミュニティ組織内の、具体的に言いますと、会計向け、広報担当者向けなどの役職別研修会の実施、地域未来づくり会議を通じた各地域の取組等について情報交換等に取り組んできたほか、自治会運営マニュアルは、各組織で異なる運用をしている事項をある程度共通化、標準化することで、負担軽減と引継ぎの簡略化を図ったものであります。

今後も矢巾町コミュニティ連合会と意見交換を重ね、定期的な役員向けの研修会、説明会や自治会運営マニュアルの更新などを通じて、地域運営の持続性を保つことができるよう、町として支援してまいります。

また、規模の縮小により単一のコミュニティ組織での活動維持が困難になりつつある地域も出てきていることから、将来的には複数のコミュニティ組織での広域的な活動や組織そのものの合併も生じてくるものと認識しております。

他自治体においては、地域運営組織、よく言われますRMOによる地域運営などの先行的な取組事例も多数あることから、現地視察や研修会などを行いながら、地域みらいづくり会議等の場を通じて、当町でどのような取組ができるか検討してまいります。

4点目についてですが、例えば政策、施策を検討する際に、どのような行政課題があるか、年齢層、地域層、そして職層、いろんな層などを的確に捉えるように努め、既存の考え方にこだわらない意識に努めなければならないと考えております。

5点目についてですが、資格の取得やボランティアなどの人材育成を促進する施策を評価する際には、資格などを活用した事後の活動状況を把握するフォローアップを実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 答弁では、人づくりの原点は義務教育から考えていくものと認識しているとのことで、総合計画に人材育成の観点を含めて、誰一人取り残さない社会を目指すまちづくりで取り上げているとのことですが、これは最重要である人づくりが単独の政策軸として設計されているのかが全く見えておりません。人づくりを施策横断でのK P Iや責任部署を明確にした人材育成戦略としての体系化はされているのでしょうか。されていないのであれば、現状は理念だけにとどまっているのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、第8次総合計画をつくったときに、この人づくりということをキーにして全てを体系化づけたわけではございませんけれども、やはりそれぞれの個別の施策において、人材育成が必要な分野とかございますので、そういった点、例えば福祉の分野ですとか、教育の分野というところで、そういった個別の部分で人づくりという部分をピックアップして、総合計画に位置づけたものでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） つまり現状は理念だけで、各体系化はされていないということなのですけれども、そこで提案ですけれども、人づくり基本戦略を独立して策定して、例えば全施策共通の人材育成K P Iの設定、担当部局を横断した推進本部の設置、年次ごとの進捗の見える化を行うべきではないでしょうか。このように、理念ではなく政策として位置づける意思があるのかどうか、明確にお答えください。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中舘和昭君） ただいまご質問にお答えいたします。

今議員おっしゃったとおり、横断的などという部分で、今現時点で明確にこうやっていくという答えは持っておりませんが、実際当課、企画財政課のほうで、やはり担当しております地域コミュニティを見てみましても、いろんな意味で人材育成というのが重要だというのが分かっておりますので、そういった意味で今後の総合計画あるいは町の全体の在り方として、人づくりというところに着眼して施策を進めていくというのは、非常に重要なことだと思いますので、そこは今後の中で検討させていただければと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 検討は分かるのだけれども、いつから検討するのかというところが全く見えないのですけれども。それで、答弁にありました若者定着施策について、地元企業との連携が重要との答弁がありました。現在協力している企業数は何社で、今後どの程度まで拡大する考えなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地元企業との協力ということで、我々のほうで産業観光課が、中学校2年生の生徒さん方を対象に職場体験をとということで、町内事業所の仕事内容を知ってもらう機会ということで実施しております。こちらにつきましては、令和7年度の実績でございますけれども、実際に職場体験をしていただいた事業所は55事業所、なおそれ以外にリストとして、まず受入れ可能ですと言われているのが、我々のほうには54社と、あと中学校のほうから独自に保護者を通じてお願いしたところが15社ほどあるという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今後どの程度まで拡大するかという答弁がないです。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

明確に100社とか、そういった目標数値はございませんが、最初の頃は40社ほどからスタートしております。それをまずどんどん、どんどん広げていって、中学校の生徒さん方が町内にこういう事業所があつて、そういった仕事に就いてみたいと思えるような機会にしたいと

考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、増やしていくというのは分かるのです。やはり明確な目標を持って取り組まないといけないなと思うのですけれども、この成果の見え方についてですけれども、ジュニアリーダー育成活動や職業体験などを実施しているとのことですが、これらの事業について、参加者数、継続参加率、事業実施後のアンケート結果など、成果をどのような指標で把握しているのでしょうか。ただやりましたでは成果は見えてこないと思うのですが、どう成果を把握しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、成果につきましては、最終的な極論からいたしますと、やはり町内の事業所を知って、そこに就職して、そこで長く勤務していただくというのが一番の究極の成果かと思っております。まず、それ以外にも議員おっしゃるとおり、いろいろアンケートを通じて、例えばこういうふうな職場体験というところの、言ってみれば中学生のほうから見た希望とかあれば、そういったことも反映させていければと思っておりますし、逆に企業側からこういったことにも取り組んでいきたいというところの双方のアンケートは必要だというふうに思っておりますので、我々事業所のほうには、アンケートとかさせていただいているところがございますが、中学校のほうにも改めて、教育委員会と一緒にということにはなりますけれども、対応させていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） だから、私は成果が見える化して、それを今後につなげていくという方向に持っていったらいいのではないかなと思うのですけれども、この答弁でも中学生職業体験、それから地域人材育成につながるということと私は捉えましたけれども、それらの将来的なUターンや地元就職につながった事例があるということでしたけれども、どのくらいつながったのかの検証は行っているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

ここについては、明確に資料とか、こちらのほうで集計しているというものはございません。やはりこれの成果がどのように出たのかというところで、一例としましては、今回の案件につきましては、商工会の役員の方でしたけれども、やはり職場体験を通じてその会社を知って就職に至ったという一例を挙げさせていただきましたけれども、これがどの程度あるのかということについては、ちょっと企業側のほうに改めてアンケートなりで数を把握したいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　今のままでは、若者の定着がどの程度できているか、実際に若者がどの程度戻っているのかというのを、検証が全くできていないのだと思います。過去5年間でのUターン率や地元就職率の推移をどう評価できるのかもできないと思います。効果が限定的であれば、施策を見直していくということも必要ではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、施策を評価して、もしその施策の方向性が間違っていたのであれば、当然スクラップ・アンド・ビルドで違う施策を考えなければならないのは、そのとおりでございます。今回のUターンですとかについて、なかなか我々として、今すぐに、例えば先ほどの総合的な探究の時間での、その探究で、ではどれだけUターンできたかというまで、正直に数字を明確に捉えることができません。

なので、そこをどうやっていくかは今課題ですし、今後我々もこの後二地域居住ですとか、あるいは別の関係人口という部分もございますので、そういったときにどういった数字を評価軸としていくかというのは、今後の研究とさせていただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　今後やるということではありますけれども、現状の取組は理解しますけれども、関わりが一過性になって終わっている可能性があると思います。

そこで、提案したいのですけれども、例えば中高生から社会人までをつなぐ地域参画の連

続プログラムの構築、地元企業や地域課題に関わる実践型インターンの制度化、関わった若者の追跡、トラッキングによる定着率の検証、こうした関係人口から定住へつなぐ設計がこれからは必要ではないでしょうか。単発事業から脱却して、しっかりと仕組みとして構築する考えはあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今中高生から社会人というお話でしたけれども、全体としてそれをスキーム化するのは、かなり困難ではないかなって思っております。先ほど町長答弁にもございましたが、今年度民間企業さんのやる若手職員のプログラムに本町も参加しようと思っておりますが、やはりいろんなプログラムがあって、それをいろんな、例えばこれが民間企業かもしれませんし、行政かもしれませんが、それぞれのプログラムをやっていくほうが現実的ではないかなと思っております。

なので、今ちょっと議員のご提案の中高生から社会人というスキームは、かなりちょっと難しいなと今、すみません、答弁になっておりませんが、そういう印象を受けたところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） いずれ単発事業になっているのです。これを事業はやっているというふうに、単発事業はやっているのですけれども、それで定着したということを分けて検証しないと、これでは政策効果が全く見えてきません。

そこでお伺いしますが、さらに地元高校生や若者への追跡アンケート、地域活動参加者の継続状況調査、Uターン定住状況の把握など、まず現状をはかる調査を行うべきではないでしょうか。

実態を把握しないで政策改善はできないと思いますので、最低限の基礎データ整備に着手する考えはあるでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現時点で、こういうふうなこういう方法があるというのは、今お示しできませんが、議員おっしゃるとおり、施策の効果をはかるという意味では必要なことだと思いますので、アンケートですとか、その現状の把握の仕方ですとか、そこをちょっと研究させていただければ

と思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まず、研究するということですが、いつまでにするのかというところも明確にしていきたいと思いますけれども。

それで、地域コミュニティの担い手育成については、いろいろ努めているとは言いますが、現実には担い手不足は進行しております。地域運営組織の取組を検討するとのことですが、既に従来型の自治会運営そのものに限界が来ているのではないのでしょうか。例えば役員の外部化や報酬化、専門人材の配置など、仕組み自体を見直す考えはあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

各自治会の組織の大小、それに関して私ども町のほうから、こうあるべきだということということは明言はしないつもりでございます。というのは、やはりこれは自治会でございまして、その地域で我々はこういう組織が必要だというお考えがあらうかと思います。

ただ、議員おっしゃるとおり、今担い手という部分で、なかなか若手の役員の成り手がいないというのは、これも事実でございますので、そういったのを解決する意味で、広域的にできる部分は広域的にやろうということで軽減を図ろうとか、あるいは今各コミュニティ会長さんのこういった部分を、例えば文書配布が多くてとても大変なときは、我々もできるだけ広報紙に集約して全戸配布を減らすとか、そういった小さな努力ではございますが、そういったものを行っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、そういう声もあるということで、自治会の事務の一部を外部委託する地域運営支援員の配置や役員負担を軽減するための報酬やポイント制度の導入など、人に頼る仕組みから回る仕組みへの転換が必要ではないかと思います。従来の延長ではなく、構造的見直しに踏み込む考えはあるのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今例えばポイント制とか、そういったのは、我々行政としては考えていないところでございます。当課にコミュニティ支援員を配置しておりますけれども、コミュニティ支援

員は各自治会の事務をやるために支援員を配置しているわけではございませんので、やはり端的に言えばアドバイザー的な立場でございます。

例えばですけれども、各自治会の事務を一まとめにして1人雇用するとか、そういったのは、私は可能だと思っております。現実的に区分所有のある共同住宅なんかでは、管理会社がいたりとか、管理人さんというのがいて、やはりそういったのは、各その世帯の方の会費というのですか、共益費というか、そういったので運営しておりますので、そういった意味で、それを地域コミュニティに拡大して考えたときに、複数の自治会さんが、例えば共通の事務をやる方を雇うとか、そういったのは今後検討する将来性はあるかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、やはりそういうことを全体でやるのではなくても、小さくても実験的に始めることが必要ではないかなと思うのです。まず、モデル事業として始めていくということも考えられるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私もそのとおりだと思っております。全て歩調を合わせてというのではなくて、やはり必要としている自治会さんが、こういったことができないかというので実験的にやることは可能かと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、参加しやすい環境整備についてですけれども、実際には来られる人だけが来ている状況ではないかなと思うので、参加している層について、なぜ参加できないのかという阻害要因の分析は行っているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 地域で、すみません、ちょっと、自治会のことで。

○15番（昆 秀一議員） 自治会。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員のご質問のような分析は、行っていないところでございます。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 私は、実際には参加できない層というのが固定化されていると思います。そこで、また提案ですけれども、参加していない層へのアンケートやヒアリングによる阻害要因の可視化、オンライン参加や短時間参加など柔軟な関わり方の制度化、テーマ別期限付のプロジェクト型参画の導入など、参加の人口を多様化する設計は必要ではないかと思います。現状の枠組みを前提とせず、参加の形そのものを見直す考えはあるでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

もし私の受け止め方が間違っていたら大変申し訳ないのですが、自治会を例えば総会ですとか、そういった集まりにということなのか、あるいは自治会さんが独自にやる事業にいうところなのかは、ちょっと受け止め方が間違っていたら申し訳ないのですが、事業に関しては、その自治会さんの行う個別の事業について、例えば年齢層ですとか、どういった趣旨でその事業をやるかによるかと思います。あと総会に関しては、例えばですけれども、自分が行かなくてもという思いのある方もあろうかと思いますが、ちょっとそこを区別して、どういうふうにそこを分析して、やはり各自治会さんのご協力をいただかなければならないかと思って、我々行政のほうで一律にアンケートといえ、各自治会さんのコミュニティ会長さんを中心にして、どういうふうに向っていくかというのを研究しなければならないのかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 自治会だけではなく、町の行事についてもそうなのですが、やっぱり評価をしないで曖昧なまま施策の改善は進まないと思うので、そこでこれも提案ですけれども、新規担い手数、それから継続率、役員更新率などの具体指標の設定、それから事業ごとのアウトカム評価の導入、第三者評価や町民参加による検証の仕組みを導入すべきではないでしょうか。少なくともはかる仕組みを明確にしなければ、前に進まないと思うのですけれども、指標設定を行う考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今のご質問は、例えばその資格、人材育成のための資格とかの講座の参加数だけではなくて総合参加数の定着率というところでのご質問かと思います。そういったところで、ちょっと各部署で行っているいろんな事業がありますけれども、そこでの例えば資格を取った後の

活動の在り方とか、そういったものは、ちょっと私どもでも全て把握しておるわけではございませんので、そこをどうやって評価できるかは、今お答えできませんけれども、ちょっと各部署とそこは協議させていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そのように人づくりというのは成果が見えにくいとしても、それを理由にして曖昧なまま進めてしまうと、結局は検証も改善もできないということになります。少なくともこれからの新たな担い手が何人増えたのか、若者の地域定着にどうつながっていったのか、地域活動への参加がどう変化していたのか、こうした最低限の成果指標は必要ではないかと思います。町として人づくりの成果を図る仕組みを具体化する意思があるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

どこまでデジタル化できるか、K P I として取れるかはあれなのですが、やはり人づくりの中で、行政はどうしても我々は黒子の立場だと思っております。いかにして、我々は入り口をどうやってつくるかが行政であって、それをやはり大きくしていくのは、各個人さんであったり、あるいは事業者さんではないかなと思っておりますので、その入り口として我々が行政としてどういうことを準備するかというのは研究していかなければなりませんので、そこはまず先ほどと一緒にすけれども、この評価としてどういうふうに制度設計を行うかは研究させていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 行政は、私は黒子ではないと思っております。これからのまちづくりは、それこそ行政がやってあげる時代でもないし、町民からの要望を待っている時代でもなく、町民と行政がどう一緒につくっていくかの時代であると思います。だからこそ必要なのは、単発事業ではなく、人が育ち、関わり続ける仕組みへの転換であります。町として理念の共有にとどまらず、制度、それから組織、評価まで含めて本気で変える意思があるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 当然私どもも人づくりに関しては、やはり地域づくりは人

づくりというのは、これは行政として当たり前のことでございますので、そこに対して我々は本気を持ってやっているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ここまでの質問で、いろいろ人材についての必要性について、育成の必要性については十分共有できたはずですがけれども、しかし課題認識だけでは現実是不変変わらないので、重要なのは、いつまでに何を誰がやるのかを明確にすることです。そこで、改めて伺います。

まず、人づくり基本戦略についてであります。町長には、その必要性の認識があるのであれば、単なる検討ではなく、庁内横断の推進体制を設置するのか、総合計画とは別に戦略として整備するのか、年度内に方向性を示すのか、少なくとも工程表を持って進めるべきではないでしょうか。検討するではなく、着手する意思があるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、まず昆秀一議員のご質問をお聞きして、まさにそのとおりだと思います。それで、まず今後私どもとしては、まちづくりは人づくりからということで、まさにそのとおりで、これから私たちに求められるのは、連携力というか、これは家庭とか、学校とか、地域、企業、また町内にはいろんな専門学校、大学もありますし、それからもちろん私ども行政も含めて、それぞれが主体的に連携しながら新しい価値を共につくる、そういう力をつくり上げていかなければならないのではないのかなということで、今昆秀一議員から、今すぐやるのかと。この人づくりは、簡単にそういうふうにはできるものではない、これまでの積み重ねを大事にしながら進めていかなければならない。

今いろいろ家庭から、いろんな学校から、こういう協創力というか、共につくり上げるのではなく、協力し合うのほうの3つの力の協力のほうです。こういうところを通して、協創力を通して、これからの矢巾町の未来を考えていくときではないのかなと。

そして、今地域課題のことも取り上げておるのですが、地域課題もそうなのですが、私どもとしては、やはりこれから地域課題ではなく、私たちのという、この課題も含めて、包含しながら考えていかなければならないと、人づくりはです。

だから、そういうことで今考えているのは、私どもとすれば、今後私たちの町、矢巾町、矢巾をどうしていくかと、まちづくりです。その原点は、私ども答弁させていただいたのですが、小学校、中学校の義務教育からいろんなものを積み重ねながらつくり上げていかなけ

ればならないということで、だから私どもとしては、最終目標は人材の育成は永遠のテーマだと。いつまでにやるというのではなく、これは私は永遠のテーマとして取り組んでいかなければならないということで、そこのところだけはひとつご理解をしていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 私は、いつまでにやると言っていない、いつまでに着手するかというのを申し上げているのであって、いきなりの大規模な制度改革を求めているわけではありません。しかし、人口減少時代においては、従来どおりを続けること、そのものが最大のリスクであります。だからこそ必要なのは、まずははかる、試す、そして改善するという行政姿勢だと思います。

そこで、はっきりと答えていただきたいのですが、調査するのか、試行するのか、工程を示すのか、この3点について、実行の意思を最後に明確に示していただくことを求めて質問を終わりといたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今この議場で議員からご提言いただいたことをこの場で私即決しかねます。ですので、今議員からいろいろご提言あったことを、やはり我々庁内連携ということもありますけれども、各部署でどういったことができるかというのを検討した上で、どこまで何ができるか、いつできるかというのを検討させていただければと思っております。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それから、私のほうからも併せて、まずはこれから町民の皆さんと対話、それから皆さん方からも共感をいただく連携もしていかなければならない。そして、本町にはいろんな団体、機関もあるわけですので、そういうところともよく連携、協働しながら方向性を示していきたいと思っておりますので、そこのところはひとつご理解いただくとともに、私は何と言っても先ほどお互い、昆秀一議員も私らも私たちの町、矢巾町をよくするために、お互い議論をしておるところでございますので、私たちの町、矢巾町がよくなるようにお互い連携しながら対応して、そして何よりも私は一番大事なのは、先ほど申し上げた力を合わせて協創力、これが新しい未来づくりにもつながって、本町で目指しておりますフューチャーデザイン、またスマートシュリンク、こういうようなものを将来いろんなことを通して考

えていかなければならない。その中での人づくり、これは一番大事なまちづくりの基礎であります。だから、これから一つ一つ積み重ねながら対応して方向性を示していきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、町民の声をどう聞き、どう生かすのかについてお伺いいたします。

本町においては、広報や各種アンケート、パブリックコメント、住民説明会などを通じて、町民の声を把握する仕組みは一定程度整備されています。しかし、それらが十分に機能しているかという点では、課題が残ります。

まず、意見を提出する層が固定化しやすく、若年層や無関心層の声が十分に拾えていない現状があります。また、寄せられた意見がどのように整理、検討され、政策に反映されたのかが見えにくく、結果として意見を出しても変わらないという不信感につながるおそれもあります。さらに、形式的な意見聴取にとどまり、双方向の対話としての深まりを欠いている場面も見受けられます。

今後は、多様な主体から幅広く声を聞く手法の工夫とともに、そのプロセスと反映結果の可視化を進め、町民参加の実効性を高めていくことが求められているところから、以下お伺いいたします。

1点目、町民の声を聞く仕組みの現状と課題について。町政運営の根幹は、町民の意思の反映にあります。しかしながら、現状の意見聴取は、パブリックコメントや各種アンケートなど、受動的かつ限定的な手法に偏っているのではないのでしょうか。意見を提出する層が固定化し、サイレントマジョリティーの声が十分に拾われていない懸念もあります。町として、現在どのような手法で町民の声を把握しているのか。その網羅性と公平性についての認識、そして課題をどう捉えているのでしょうか。

2点目、多様な声を引き出すためのアプローチについて。声を待つだけではなく、引き出す姿勢が重要です。特に若者、子育て世代、働き世代などは、時間的制約や心理的ハードルにより、意見表明の機会が限られています。オンラインの活用や出前型の意見交換、テーマ

別の小規模対話の場の設定など、参加しやすい仕組みづくりが求められます。本町においては、これまでに届きにくかった層の声をどのように把握し、政策形成に反映させていくのか、その具体的方策をお伺いいたします。

3点目、聞いた声を政策にどう反映しているのでしょうか。町民の声は、聞くだけでは意味を持たず、政策にどう反映されるかが重要です。しかしながら、現状では、意見は受け取ったが、結果は見えないという不信感を生むケースも少なくありません。意見の整理、分析のプロセス、採用、不採用の判断基準、政策への反映過程について、町民の声がどのように施策に生かされているのかを可視化する仕組みはどうなっているのでしょうか。

4点目、フィードバックと信頼形成の在り方について。意見聴取の質を高めるためには、行政からのフィードバックが不可欠であります。自分の声がどう扱われたのかが分からなければ、次の参加にはつながりません。結果の公表方法や説明責任の果たし方、さらには継続的な対話の場づくりなど、双方向の関係構築が求められます。本町として、町民との信頼関係をどのように構築し、持続的な対話の仕組みをどう整備していくのでしょうか。

5点目、町民参加を支える制度設計と庁内体制について。町民の声を生かすためには、個別の取組にとどまらず、制度として定着させることが重要であります。庁内での情報共有、担当部署間の連携強化などが必要と考えます。また、職員の意識やスキルも大きく影響します。町民参加を前提とした政策形成を進めるための庁内体制、人材育成、評価指標の在り方についての見解をお伺いいたします。

6点目、デジタル活用による意見収集について。近年SNSやオンラインフォーム等を活用した意見収集が広がっていますが、本町では十分に活用されていないのではないのでしょうか。匿名性や即時性といった利点を踏まえつつ、偏りや誹謗中傷への対策をも含め、デジタルを活用した新たな広聴の仕組みをどう構築し、町民の多様な声を的確に政策へ反映していくのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町民の声をどう聞き、どう生かすかについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、日々の業務において町民の皆様からのご意見を伺っておりますが、制度としては、個別的な意見聴取として審議会、協議会などの各種会議体での意見把握、施

策ごとのアンケートやヒアリングなどを通じて実施しております。また、全体的な意見聴取として、計画策定時などにおけるパブリックコメントの実施のほか、メールや郵送などによる町民の声制度により行っております。

意見聴取の網羅性、公平性に関しては、現在実施している方法だけでは不十分であると認識しておりますが、有効な方策を見いだすことは簡単でないことから、それぞれの会議や手法において、より多くの意見を把握するための工夫をしていくべきと考えております。

2点目についてですが、現在行っている一部の会議やワークショップでは、子どもを同伴しての参加を認めることで会議への参加しやすさに取り組んでおります。

今後も施策ごとにどのような層を対象に意見聴取を行いたいかによって、手法などを工夫してまいります。

3点目についてですが、会議やワークショップなどでは、出席者から出された意見がどのように反映されたかご理解をいただけたと思います。また、町民の声に寄せられた提言や要望は、投稿者ご本人へ回答しておりますが、毎年行っている広報での周知において意見の反映状況を追加し、掲載をしております。

4点目についてですが、各種会議や町民の声、パブリックなど様々な手法でいただいたご意見を施策に反映できるものも、できないものも、その結果を積極的に公表することで、信頼をいただけるよう努めてまいります。

5点目についてですが、複雑化、多様化する地域課題解決力の強化に向けて、政策形成に必要なスキルを習得するとともに、多様な主体と協力して政策を実現する能力の習得を目的として実施される地域課題解決力向上研修に職員を派遣することとしております。

研修成果については、関係職員へ共有し、職員全体の政策形成能力の向上に努めるとともに、庁内での情報共有、担当間同士の連携を密にしながら、町民参加の政策形成を進める体制整備に取り組んでまいります。

6点目についてですが、本町においても、町のホームページ上のフォーム機能を活用し、町民の皆さんの声、各種アンケート及び意見公募等を実施しており、広聴や各種アンケートを実施する際の一つとして活用しております。

デジタル活用については、今年度策定する予定のDX推進計画にも盛り込む方向で考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問に入るところではありますが、ここで昼食のための休

憩といたします。

再開を13時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

それでは、再質問を受けます。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 現在声の聞き方として、どの層の声が取れていないかの把握が見えません。把握するため工夫していくべきと考えていますとしか答弁がありませんが、そこでここでも提案ですが、年代別、属性別の意見提出率の把握、未回答層、サイレント層の推定と分析、それから手法ごとの到達率の可視化を行って、声を聞けていない層を前提に設計すべきではないでしょうか。現状、網羅性を検証する指標は持っているのでしょうか。なければ、導入する考えはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員おっしゃった例えば年代別ですとか、属性別というのは、まず町全体として聞くというよりは、やはりそれぞれの施策あるいは各分野のいろんな計画策定において、どういった対象の方を参考にするかによって変わってくるかと思えます。そのほうが、より効果が現れるのではないかなと思っておりますので、それぞれの計画とか施策を考える上で、例えばアンケートのときにどういった層を重点的に聞きたいのか、あるいは声を出していただきたいのかというのを考えなければならないと思っております。

ちょっとこのアンケートの方法につきましては、やはり我々矢巾町全体として統一した手法というものがあるわけではございませんので、これは私、かなり前にですけれども、アンケートに関する研修を受けたことがあるのですが、やはりその頃と変わっていいと思いますので、現在のそういった手法を、どういった手法が適正かというのを今後各部署と共有して進めていきたいなと思っております。

それから、網羅性という部分なのですが、これも例えば今企画財政課でやっている町民の声というのをやっておりますけれども、そこはどの方でも町民の声を書いていただけるのですが、そういった意味では、全体からお声をいただくことは可能ですけれども、ちょっと年

代別というのを現時点で把握しておりませんので、そういった点で今後町民の声で、できるだけ匿名性が高いほうがいいものかどうかも含めて、例えば年代別ですとか、そういったどういう層の方からご意見をいただくかというのは、改善できるところは改善したいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） やはり固定化してしまうと思うので、声を聞けていない層を前提に設計していくべきだと思います。会議やワークショップなどにも参加しやすい工夫だけでは十分でなくて、参加できない理由に踏み込んでいく必要があると思います。

そこで、これもまた提案ですけれども、平日の夜、短時間でテーマ限定の対話枠の定例化や子育て世代向けの託児付対話、オンライン併用、それから無作為抽出による小規模町民会議の試行、それから学校や職場への出向型ヒアリングなど、来てもらうというよりか、こちらから取りに行くという設計へ方向転換していくべきではないでしょうか。モデル事業として、すぐにでも試行、実施する考えはあるでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、いろんなやり方、平日の夜とかというご提案ですけれども、その方法はそのとおりだと思います。それぞれのいろんなところで会議体を持っておりますし、ワークショップとか持っておりますので、その中で、どういうふうな工夫ができるかというのは検討して、今おっしゃったとおり、こちらのほうから足を運んで、少しでも町民の方の意見を吸い上げるような体制に改善できるところは改善してまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ぜひ試行実施でもいいので、進めていくべきだと思いますし、意見の反映についてですけれども、答弁のとおり、会議やワークショップで反映されたとか、町民の声に回答し、広報で周知していると言いますけれども、それだけでは反映されていると町民は理解していないと思われます。

そこで、その結果を積極的に公表することで信頼いただけるよう努めると答弁もありますし、努めるのはいいのですけれども、どう努めるのか、具体策が全く見えてこないのです。

そこで、これも提案ですけれども、意見ごとの採用、不採用、継続検討の分類公表、不採用理由の明示、政策への反映事例の年次報告などを行う意見反映レポートというものを制度化すべきではないでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

例えば町民の声をちょっと例に取ってお話ししたいと思うのですが、やはり多いものは、問合せ等が多いのですけれども、中に提言とか、あるいは要望というものがございます。要望に関しては、ある程度担当課のほうで、例えばですけれども、改善できるものは改善する。例えばラインで出す情報の、こういった情報があればいいというご意見をいただいたものに関しては、改善したという例もございますので、そういった点で反映できるものもございしますが、なかなかかなり内容が壮大なといいますか、現実的ではないご要望等もありますので、そういったのは正直かなり反映は難しいなというのもございますので、そういったものに関しては、やはり担当課のほうからは、できる、できない、あるいは検討するというふうなことはご回答しているところでございます。

町長答弁にもございましたとおり、当課でまとめて広報に載せているのは、こういった、ただ提言とか、要望という分野は、こういう分野ごとに区切ったものがどれだけありましたという集計にとどまっておりますけれども、その中で、やはりこういった改善がされましたという具体例を広報の中でご紹介していければなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 個々に反映できているか、できていないかというのを言うというのは分かるのですけれども、やっぱり町民全体に対して、そういうふうなことを周知していくということで、意見反映レポートを制度化すべきというふうには言ったのですけれども、それでも広報では一方向にとどまるので、信頼関係を得るには、意見提出者の個別でもそうなのですけれども、継続的に対話の場を設置したり、議論の経過を公開するようなプロセスを開示する必要があるのではないかなと思うのです。単発の説明ではなく、関係が継続する仕組みを定例化する考えはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと議員のイメージしているのと私のイメージが合わないのかもしれませんが、

年間300件以上のお声をいただいて、それを継続的に管理するのは、かなり厳しいのかなと思っております。今の議員のご提言を可能なものとするのであれば、例えばですけれども、可能性のあるものと言ったらいいいでしょうか、これは継続して検討すべきものというふうに判断ができたのであれば、それを検討状況を継続的に公表するというのは可能なのではないかなと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） せっかく意見を出してくれた人に対して、やっぱりそれが駄目だよというわけではないですけれども、こうしたらいいのではないかということはあると思うので、そこら辺も注力していただきたいと思います。

それで、今までいつまでたっても、努めるとか、取り組むとか、考えているというので、検討段階にとどまっている印象があります。それで、具体的に常設のオンライン意見受付プラットフォームやテーマごとの即時アンケート機能、それからA Iを活用した意見の分類、分析、誹謗中傷対策のガイドライン整備を一体で構築すべきときに来ていると思います。

D X計画に盛り込む方向というのは分かるのですけれども、単なるツールの導入ではなく、デジタル向上としてせっかくですから体系化して実行していくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、D X推進計画においては、単に議員おっしゃるとおりツールを導入しようというものではございません。やはりフロントヤード、バックヤードをいかに省力化できるかというのもD Xですので、そういった観点で今あるツールを使ってどこまでできるかというのを今回、今年度D X推進計画の中で検討して、これを全各部署で、例えばホームページのフォームでご要望いただいたものをどういうふうに活用していくか、あるいは意見に反映していくか等も含めて計画に盛り込みたいというのが、今回考えているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） D Xもいいのですけれども、それで町民の声を聞く仕組みをいろいろつくるのはあるのですけれども、それを生かすような仕組みが弱いのが現状ではないだろうかと思います。必要なのは、手法での追加ではなく、制度として回すという考えが必要だ

と思うのですが、町としてはそこまで踏み込む考えはあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、例えばパブリックコメントにしろ、アンケートにしろなのですけれども、例えば福祉でも教育でもいいのですけれども、各部門で、その分野で施策を考えるときに、どこに行政として課題があるか、それをまずアンケートで我々は把握しなければならないのだと思います。

それから、それをどういうふうに解決していくかが、今後の政策判断、あるいは個別の施策というふうになりますので、やはり全体的というよりは、それぞれの分野において、どのような手法で行って、より町民の方の抱えている課題感を捉えて、それを施策に反映していくかというのが、今後もっと我々がやらなければならない広聴だと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 個別というのもいいのですけれども、現在の広聴というのは、行政が個別に対して説明したいときに説明して、意見を求めたいときだけ求めているという行政都合型から抜け切れていないのではないかなと思います。

本来町民参加とは、行政にとって都合のよい意見を集めることではなく、耳の痛い声を含めて政策形成に組み込むことだと思います。そのためには、任意の運用では限界があり、制度として担保するしかありません。町として、町民参加を努力義務ではなく、行政運営上の原則として位置づける考えがあるのか。そして、もし聞いていると言いながら、実際には届いていない層を把握していない、反映過程も見えない、不採用理由も示さない、継続対話もないのであれば、それは町民参加ではなく、手続としての意見聴取にとどまるのではないのでしょうか。

私は、今必要なのは、広聴の件数ではなく、町民の声で行政が変わったと説明できる仕組みだと思います。町では、その段階まで踏み込む意思が本当にあるのか、それともないのか、端的にお答えいただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今かなり広いことなのかなと思うのですけれども、町民参加ということでしたけれども、広い意味でご意見とかお声を拾うのは、やはり町民の声みたいに、分野を問わずやる方法し

かないのではないかなと思っております。やはりより具体的に町民の方の困っている感とか、そういった声をいただくためには、それぞれの分野ごとに分かれざるを得ないのではないかなと私は思います。

そのほうがより具体的な、本当に町民の方が、こういったところに困っているという声をすくい上げることができると思いますので、町民の声という全体的なツールのほかに、やはりそれぞれの分野でホームページを使ってでも結構ですし、あるいは例えばほかのSNSを使っていいのですけれども、それぞれがより広い声を拾うように努力していくべきではないかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） やはり全体で聞けるというか、継続的にそういうことをしていかないと、そのとき限りだけでは進んでいかないというふうに思います。やはり継続対話というのが必要だと思うので、いいですよ、分野ごとにでもいいのですけれども、やはり継続的に対話できる仕組みをしっかりとつくる必要があると思います。

そういう声をいただいて、課題認識だけでは町政は変わりません。重要なのは、まずそれで何を実行していくのか。私は、全て一度にやれということではありません。まずは小さくてもいいですから、声が届いていない層を把握する分析、それから政策への反映過程の見える化、それから今も言った継続対話の試行、このことを研究するではなく、始めることが必要だと思うのですけれども、明確にお答えいただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

我々行政として、今議員おっしゃったとおり、いろんな課題とかを分析して、あるいはそれを実行していくというのは、そのとおりでございます。これは全部署でやっております。ただ、やはりどうしても全ての声を拾い切れていないというのも、これも事実かと思えます。現時点で全ての声をどうやって拾っていくかというのを明確にお答えできませんけれども、それを我々は各計画、各施策ごとに、やはりやる、プラス全体としてこういうふうな最低限こういうことをやりましょうというのを制度設計をさせていただければと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 現状維持というふうなことにしか聞こえないのですけれども、やは

り大規模な制度改正をしていくというのは、時間がかかるというのは分かるのですけれども、例えば来年度当初予算または行政運営方針の中に、それからまだ先の話になりますけれども、次期総合計画に町民参加の強化に関する具体的取組を位置づける考えはあるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 町民参加の強化というところでございますけれども、現時点で、来年度の施政方針等をまだ全然考えて、当初予算も考えていないところでございますので、今の議員のご提言をちょっと参考とさせていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 最後になりますけれども、人口減少時代においては、行政だけで地域課題を解決することは難しくなっています。だからこそ今必要なのは、行政が決めて説明するという仕組みから、町民とともにつくる仕組みへの転換ではないでしょうか。

私は、その第一歩として、届いていない声を把握すること、声の反映過程を見える化すること、継続対話を制度化することを提案しているのです。これは、単に広聴の話ではなく、これからの行政運営そのものの改革であります。町として、この改革に着手する意思があるのか、ないのかだけお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきますが、今いろいろとご指導、ご助言をいただいたわけですが、その中でも、特に大事なものは、継続対話、こういうふうなことにはしっかり取り組んでまいりたいし、それから昆秀一議員がいつもお話しされております声を上げられない方々に対しての、やはりそういう方々に寄り添うとか、またはそういう方々に伴走、サポートしていく。やはり今声を上げられる人たちはいいけれども、上げられない方々がおるわけです。そういう方々に寄り添って伴走していく、そういう方々。

そして私は、そういうあまりいい表現ではないのですが、弱い立場の人に対して、そういうことの社会をこれから構築していくのには、誰しものが幸せになれる社会なわけですので、やはりこれからそういった対話を重ねながら、しっかり取り組んでいきたいと。

今日ご質問の中にも、サイレントマジョリティー、これを日本語に直したら何と言うのかなとちょっと今考えておったのですが、そういったサイレントマジョリティー、いわゆる場

面場面によって口を閉ざして自分の思いをしゃべれない、それから固定でもう最初から口を閉ざしてしゃべれない。やはりそういう人たちに、私どもがどのようなサポート、そして手助けをしていくか、そういう仕組みを考えながら前向きに取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で15番、昆秀一議員の一般質問を終わります。

次に、14番、村松信一議員の一般質問を受けます。

村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 議席番号14番、未来創造の会、村松信一でございます。質問の1問目、行政運営の計画的推進と継続性の確保について町長にお伺いをいたします。

本町は、家庭とコミュニティの充実を重点施策として掲げ、医療、福祉、介護の関係者が連携して安心して暮らせるまちづくり、活力と魅力あふれるまちづくり、快適で持続可能なまちづくり、地域で支え合うまちづくりをするためにまちづくり推進室を設置しました。これらのまちづくりは、町民の生活に直結する施策であり、継続的な行政運営が必要であります。町民のウェルビーイング向上のために取り組む具体的な数値目標や成果について、以下について伺います。

1点目、まちづくり推進室の設置後、庁舎内での横断的な連携体制及び関係団体との連携体制はどのように構築され、どのような会議体や協議の場が設置されたのか、具体的な協議内容や連携によって生まれた成果を伺いたいと思います。

2点目、町民のウェルビーイング向上に向け、具体的な数値目標やK P Iを設定しているのか。また、施策の達成度をどの指標で評価し、どのように公表しているのか。

3点目、家庭や地域コミュニティの充実には、住民の主体的な参加が不可欠であります。まちづくり推進室として子育て世代、高齢者、単身世帯等多様な町民が参加しやすい環境をどのように整備しているのか、具体的な仕組みや取組を伺いたいと思います。

4点目、若者の定着とUターン、Iターン促進のため、町外に向けた情報発信は、どの媒体、方法で行っているのか。また、地場産業のブランド化、販路拡大支援について重点的に支援する商品の選定基準と現在の取組状況を伺いたいと思います。

次に、5点目、持続可能なまちづくりの観点から、洪水、土砂災害リスクに対する防災、減災対策の現状を伺いたいと思います。ハード整備の進捗、ソフト対策、住民への周知体制について具体的に示されたい。

6点目、地域で支え合うまちづくりの実現に向け、デジタル技術を活用した住民参加の仕組みについて、新たに検討している施策はあるか。

7点目、第8次総合計画では、若者が住み続けたいまちを掲げている一方、令和6年から7年度の人口推移を見ると、依然として社会減が続いております。人口動態の分析結果をどう評価しているのか、若年層の転出理由として、町が把握している主要要因は何か。また、住宅支援、就労支援、子育て等若者定住策の効果検証はどのように行っているのか。

以上であります。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、村松信一議員の行政運営の計画的推進と継続性の確保についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、施策ごとに担当各課とまちづくり推進室を交えて協議を行っております。具体例といたしましては、SDGsに関連する事業のサステナブルアワードの主管をまちづくり推進室として、産業観光課と町民環境課が連携して実施しており、今年度はアワードの開催だけではなく、町内企業に対する新たな支援策を協議しております。

また、本町において、ネーミングライツを導入できないか検討を始めたいと考えており、まちづくり推進室を中心に公共施設を所管する課と協議する予定としております。

2点目についてですが、町民のウェルビーイングに関して、KPIなどを設定しているものではなく、第8次矢巾町総合計画基本構想においては、幸福感の向上を目指す町の将来像と施策の大綱をつなぐ要素として捉えております。

3点目についてですが、地域コミュニティの町民の主体的な参加については、地域未来づくり会議において、各小学校区が策定した地域未来づくり計画においても、多様な人が交流を行う場をつくり、若い世代が関わりたくなる地域運営を目指すなどの方針を掲げ、それに向けた事業実施が計画されております。町として、その事業の実現に向けた支援に引き続き取り組んでまいります。

4点目についてですが、若者の定着とU、Iターン促進のための情報発信は、インスタグラムやラインなどのSNSや岩手県移住定住ポータルサイト、町ホームページなどのウェブ

媒体、東京都内で開催される移住フェアへの出展などにより行っております。

また、町内事業者においてインターンシップを行う大学生、専門学生に対して、交通費、宿泊費などの助成を行っており、各事業所のほか、岩手県公式のU、Iターン就職マッチングサイト、ジョブカフェいわてにおいて周知をしております。

地場産業のブランド化と販路拡大支援につきましては、重点的に支援する商品の選定基準について定めたものはございませんが、販路拡大の一助として、ふるさと納税のポータルサイトを通じ、37の事業者、233個の商品を返礼品として広く紹介をしており、現在も返礼品の追加手続を進めているところであります。

5点目についてですが、ハード整備の進捗につきましては、平成25年8月の大雨災害の経験を踏まえ、県河川である岩崎川の改修や国営事業で実施した煙山ダムのしゅんせつなどの事業が完了したところであり、土橋地区の北上川無堤部の対策についても検討を進めております。

次に、ソフト対策につきましては、地域防災計画の見直しをはじめ、避難所運営訓練、防災訓練、防災講話、防災士等との連携による地域防災力の向上に取り組んでいるほか、流域治水の観点から、田んぼダムの取組にも継続して取り組んでおります。

また、町民への周知体制につきましては、防災行政無線、やはラヂ！、ホームページ、SNS、アプリ等多様な媒体を活用し、迅速かつ分かりやすい情報発信に努めております。

引き続きハザードマップの配布や出前講座の実施を通じて、防災意識の醸成と避難行動の理解促進を図ってまいります。

6点目についてですが、今年度は国の地域未来交付金、デジタル実装型を活用した道路維持管理支援システムの導入を予定しております。本システムは、町民の皆さんからの道路の不具合などの通報と、それに対する補修等の対応状況を一元的に管理し、公開するウェブページにおいて情報発信することにより、町民の皆さんとともに持続可能なまちづくりを進めることができるものと捉えております。

7点目についてですが、住民基本台帳人口の社会動態は、令和6年度中が106人の増、令和7年度中が16人の増となっております。自然動態は、令和6年度中172人の減、令和7年度中が175人の減となっており、自然動態が社会動態を超えているため、全体として減となっている状況と捉えております。

なお、若年層の転出理由は把握はしておりませんが、国が公表する地方創生2.0地域課題、ダッシュボードベータ版によると、2023年の若者人口、20歳未満の転出先の上位は、盛岡市

が51人、紫波町が21人、宮城県の仙台市が10人、花巻市が9人、滝沢市が6人の順となっており、住宅の取得、進学や就職に伴うものが要因として考えられます。

転出先1位の盛岡市からは、転入は58人と、転入超過となっており、進学や住宅取得によることが要因と考えられます。

若者定住策としては、移住支援補助金、地方就職支援金、インターンシップ促進助成金、結婚新生活支援補助金などの各種補助金制度を設けており、受給者へのアンケートで移住のきっかけ、相談窓口での相談の有無などを伺っております。

なお、今年度からは、新たに若者のU・Iターン支援金事業を行い、都市圏以外の若者の移住を促進することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、再質問をさせていただきます。

施政方針に掲げております3つの道は、町の将来像を示す重要な柱であります。町民にとっても関心の高いテーマであります。その進捗を明確にすることで、町政への理解と信頼が深まると考えております。そのことから以下について再質問をしたいと思います。

1点目、担当課と協議しているとの答弁でありましたが、医療、介護、福祉の関係者との横断的な連携体制については、具体的にどのような枠組みで構成されたのか。例えば定例会議の開催頻度、参加機関、協議テーマなど体制の見える化が必要だと考えておりますが、どのように整理しているのか。

それから、2点目に続きたいと思います。連携による成果の有無を伺いたいと思います。医療、福祉、介護分野の連携強化という設置に目的に対し、これまでに生まれた具体的な成果、改善された指標、住民のウェルビーイング向上に寄与した事例はあるのか、ないのか。成果の見える形で説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今の質問の1点目のほうでございますけれども、まずまちづくり推進室の設置によることということなのですが、令和7年度の施政方針の中では、医療、介護、福祉との連携という部分が、1つ例示として出ていたかと思っておりますけれども、まずまちづくり推進室は、

この分野に限ったことではなくて、矢巾町の行政全分野とのつなぎ役というイメージで捉えていただければと思いますが、各課、各部署とのいろんな施策ごとの連携ということを今行っておりますので、例えば定例会議とか、必ずやるような会議とかは設定しているものではないです。

ですので、2点目にもちょっと関係しますが、個別の案件によって、まちづくり推進室が入ってやっております。例えばですけども、昨年度であれば、健康長寿課の関係であれば、岩手医科大学の薬学部の学生さんと町長との意見交換会を行ったりですとか、あるいは昨年度、物価高騰関係の交付金のいろいろなメニューを検討しましたが、そういったもののメニューの制度設計について、まちづくり推進課と担当課で制度設計のほうを協力して行ったところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次に行きますが、ネーミングライツ検討の目的と優先順位を伺いたいと思いますが、導入の検討は、財源確保の一手法としては理解できます。この対象となる施設の検討や優先順位は、どのような方法で決めるのか。ネーミングライツを検討する場合、やはぱ一くや、それから田園ホール、それから体育館、ひまわり畑、それから煙山ダムなどの多くの公共施設が存在しますが、条件的に第1候補となり得る施設の条件は何でしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度改めてネーミングライツを検討したきっかけは、やはり一番は公共施設の維持管理、補修も含めて、かなり経費がかさんできているところでございますので、財源確保というところが一番多いところでございます。

まだこれは、具体的にどの施設からいくとかという優先順位を最終的に決めたわけではございませんが、やはり先ほど議員のご質問中にも施設名が出ていましたけれども、やはり比較的皆さんの知っているところは、田園ホールだとか、やはぱ一くというのは、優先順位としては、できるだけ早いほうのネーミングライツをやる施設になろうかと考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それで、1問目の最後ですが、1点目の最後になりますが、今年度はアワードの開催のほか、町内企業に対する新たな支援策を協議しているとありました。どの分野の企業に、どのような支援を考えているのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、どの分野の企業にということですが、特に分野というのは設けておりません。こちらではサステナブルアワード参加事業者、こちらに就職された方を対象に、事業者にとっては人材確保につながるように、あと雇用された学生にとっては今度は財政的支援ということで、奨学金を借りているというところがありますので、そちらの双方にとってメリットがある支援ができないかということで、現在関係課で協議をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それでは、2点目のまず1つ目を伺いたいと思います。

町民のウェルビーイング向上を掲げる以上、成果をはかるための数値目標は不可欠であると思います。まちづくり推進室として医療、福祉、介護連携に関する目標指標をどのように設定して進捗管理をしているのか。また、誰もが安心して暮らせるまちづくりとして、令和7年度に着手した事業の進捗や満足度の子育て支援、福祉、健康づくりのための状況など、町民の生活に関する指標として、利用者数、満足度、成果など、どのような変化があったと把握しているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど少しお話ししましたが、まちづくり推進室は、どちらかというと各部門とのつなぎ役という感じでございますので、まちづくり推進室として、多分医療、福祉とかの分野に関する目標とか指標を設定しているものではございません。やはり我々は、それぞれの例えば医療とか福祉、介護とかの分野で、それまでなかなか、こういった施策が進捗がうまくいかなかったとかというのがあったら、そこに我々がサポートすることで進捗をより進めていくとか、そういった役割で今進めているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 指標がないのだったら、ではどこの担当課が、その指標を決めて進捗状況をはかっているところがあったら、ちょっと答弁してください。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） 福祉課のほうからご回答申し上げます。

私どものほうは、地域福祉計画というのを策定してございます。次は、9年度に策定して10年度からになるのですけれども、今の中で指標を立てているものが5つございます。1つは、福祉施策全般を充実していると感じている方ということでもそれぞれアンケートを取ってございます。同じく地域活動に参加したことがある方の割合、そして災害、避難行動要支援者名簿の個人情報の同意率、そして相談を受理した相談終結率、そして自分の困り事について誰かに相談している人の割合という、この5項目について指標を立てております。

ただ、毎年、こちらのほうで取れるものに関しては、計画を更新するときに、次は取るのですけれども、それでもそのうちの2項目だけは毎年実績として出しております。それは、避難行動要支援者名簿の同意率、こちらにつきましては、策定したときにつきましては、目標値50%になってございます。今の実績率は60.4%と。そして、あと相談事の受理した件数の終結率、こちらにつきましては目標設定が80%に対して令和7年度は77.5%というような取り方をしてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） こども家庭課におきましては、今みたいなちょっと細かい指標の数値は今持ち合わせておりませんけれども、総合計画の指標としております、出産、子育て、育児への支援の満足度というのを設定しておるのですけれども、そちらの向上を目指しながら、子ども計画で各種事業を策定して事業を進めているといったような流れになってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） あとないのですよね。

○議長（廣田清実議員） あるのでは。ない。

○14番（村松信一議員） あるのですか。では、聞いて……

○議長（廣田清実議員） あると思う、各課によってあるでしょう、目標。あるか、ないかで
す。ないの。あるでしょう。いや、あるか、ないか聞いている、細かいところ聞いている。

佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

健康長寿課のほうでも健康に関することですとか、介護に関することについては、それぞれ計画がございますので、その中に目標は立てているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） だから、初めからそう答えてください。

○議長（廣田清実議員） そう、そう。

○14番（村松信一議員） そうですよ。

では、次に行きます。数値目標、K P I の設定をちょっと伺いたいと思います。町は、幸福感の向上を掲げながら、現時点でK P I や具体的な評価指標がないと答弁しています。ただ、指標がなければ施策の効果を客観的に評価はできません。町民への説明責任も果たせないわけです。

そこで伺いますが、1点目、現在どのデータで幸福感向上を把握しているのか。

それから、2点目、今後指標やK P I を設定する考えはあるのか。

3点目、町民への公表をどう考えているのか。

以上の3点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町長答弁もございましたとおり、幸福度という部分で現時点でK P I 等はありませんので、これは第9次の総合計画あるいは第8次の後期計画において、どういうふうに指標設定をしていくかということになるかと思っております。

例えばですけれども、岩手県の総合計画におきましては、この幸福度というのに着目して、それぞれ施策ごとに幸福度をはかっているわけですが、その幸福度をはかるのに、さらにそれを細分化して、いろんな施策の達成度という指標を持ってやっております。単純に、やはり幸福度というだけだと、どうしても抽象的ですので、個別にこういう分野でこう

いうことを達成すれば幸福につながるだろうというたてつけで考えている計画だと思いますので、我々としても、やはり同じように、こういったことを達成することによって、町民の方が幸福度を味わえるということを数値化するためには、それを具体的に、ではこの目標の達成度というのを、どれがいいかというのを選択して、今後K P I の設定をやっていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） 参考までに、ちょっとお伝えしておきたいと思いますが、健康長寿課のほうでは、今度介護の10期計画を立てるに当たりまして、アンケート調査を行いまして、その中で主観的幸福感がどのくらいあるかということを一応アンケートの中に盛り込みました。こちらは、対象は65歳以上の方々1,000名に対して無作為でアンケートを取りまして、前期高齢者、65歳以上74歳未満の方からは255名回答をいただきましたし、後期高齢の方は362名、合計617名の方から回答をいただいている内容でございますが、その中で現在幸せをどの程度感じているかというのをゼロから10の間で回答していただいているのですが、5点という中間のところがやっぱり一番多くて22%ぐらい、次に多かったのが8点という点数で19%、次が7点、10点、9点というようなことで、割と5点以上の点数をつけて回答している方が多かったかなということで、こういった個別の調査の中では、少しずつこういった項目は調査しているというところがございますので、お知らせしたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） よく答えていただきました。そういうことをやっているのです。だから、皆さん自信を持って答弁していただだけませんか。

それでは、次の3点目の家庭や地域コミュニティの充実について2点伺いたいと思います。答弁では、地域が計画したら支援しますという受け身の姿勢の答弁が見られます。町として、主体的に何をするのか。例えば参加したい人が自然に関われる仕組みや、それから世代間交流を継続的に生み出す仕組みを制度化、支援することは必要ではないでしょうか。これについて伺いたいと思います。

それから次に、地域みらい会議について、町として事業実現のための支援について、若者が関わりたくなる地域運営について、具体的に計画の事業内容と各地域の進捗について計画

の差が、これに今発生しているのかどうか伺いたいと思います。

それから、２点目、事業の実現に向けた金銭や施設使用などの支援策は決定されているのか。各地域の支援内容について要請があった場合、どの程度まで対応するのか。

以上、２点について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、１点目の部分でございますけれども、あくまで今回我々今考えている小学校区ごとでやっているいろんな計画がございますけれども、これらを含めて各地域コミュニティの方々の議論を主体にご議論いただいているところでございます。

ですので、やはりそこで議論をいただいて、こういうことを、あるいはこういう方向性に行っていきたいというものを我々はサポートしていきたいなと思っておりますので、その中で、例えば会議の参加の仕方とか、そういったのは工夫をしてやっているところでございますが、いずれ地域コミュニティの方のご議論ができるだけ深くなっていくように我々はサポートしていかなければならないと思っております。

それから、地域みらい会議のところでございますが、各地区で事業進捗というか、煙山小学校区が今１年ほど早く進んでおりますけれども、それぞれの計画差というのがある状況ではございません。今後具体的にどういった事業を各地域で行っていくかというのは、またそれぞれやっていくスピードというのは違うかと思いますが、その中で、例えば共通したようなことが、この地域ではできている、あるいはこの地域ではできていないというのがあれば、それぞれ情報を共有しながら、こういった工夫をすれば進めていきやすいのではないかなというのは、アドバイスしていけるかなと思っております。

それから、３点目でございますけれども、現時点で金銭的な部分の支援策は、決定しているものではございません。既存のコミュニティ関係の補助金とかを使えるものは使っていたきたいと思いますし、あるいはちょっと我々としても、現時点での補助制度がさらに広域化に向けて制度設計を変えなければならないものも出てこようかなと思っておりますので、そういったものは、各地域の計画に沿って補助メニューを検討していきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それで、４点目の再質問を２点、２つ続けて伺います。インスタグ

ラムや移住フェアへの出展など、町外の情報発信についての取組が実際にどれだけU、Iターンにつながったのか、まずそれが1つ。

それから、効果測定の方法を伺いたいと思いますが、実際の移住者の状況について移住の検討をした方の情報を収集しているのか、活用を重視したものは何であったのかということをもとめていけば、伺いたいと思います。

それから、2つ目、地場産業の販路拡大について、37業者、233個の商品が登録されておりますが、すごく多いわけですが、商品や農業者の状況をどのように把握をしているのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 最初の1点目のところの質問にお答えしたいと思います。

我々情報発信ですとか、U、Iターンとかのイベントに参加したりしているのですけれども、最終的にそれら、例えばそこに来場した方が分母で、その方のうち何人がU、Iターンにつながったかという数字を取ったものはございません。

ただ、我々まちづくり推進室のほうに、矢巾町で例えばこういう補助制度があるけれども、その補助制度を活用したいがどうかとか、そういったご相談は、やはり何件かございますし、あるいはU、Iターンのイベントのときにもご相談は現実あります。そういったのでいくと、やはり相談をいただいた方は、ある程度矢巾町に移住あるいは定住というのを考えてお問合せいただいておりますので、そういった問合せをいただいた方は、比較的移住、定住につながっているのかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 後段の部分につきましてお答えいたします。

まず、商品や業者の状況や内容をどう把握しているかということでございますが、まずふるさと納税の返礼品につきましては、常に委託業者も通じまして商品の金額であるとか、そういった新しい商品があるか、ないか。あとは、配送料も含め金額設定がどうなのかというところを常に連絡しながら状況を把握しておるところでございますが、若干質問の趣旨とはずれるのかもしれないのですが、先月商工会さんと、あと町内の金融機関さんの支店長さん方と一堂に、意見交換をという機会がございました。その中では、やはり今回の中東情勢も踏まえすと、非常に物価高騰の影響を商品に転嫁できるか、できないかで、なかなか事業者の売上げのところ、特にも所得として残る分が多くなるのか、少なくなるのかというのは、大分影響しておるところでございますので、やはりコロナ禍でいろいろ融

資を受けた事業者にとっては、今後の返済がかなり厳しくなるのではないかというところのお話もございましたので、そういったところについても何か支援ができるのかというところを検討しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 余談ですが、私もそのうちにお世話になるような商品がありました。尿漏れパンツとかありました。

それでは、次の5点目の持続可能なまちづくりの田んぼダムについて伺いたいと思います。ハード対策は、物理的な構造物の整備によって災害リスクを減らす対策であります。これは堤防などであります。それから、ソフト対策は情報発信するなどを通じて避難行動する人間の行動に影響するものでありますが、田んぼダムは物理的に河川水位の低減につながるハード対策でありますと認識しておりましたが、答弁では田んぼダムはソフト対策の一部となっております。ソフト対策は、情報発信や防災教育によって、町民の意識や行動の変化につながるものでありますが、田んぼダムの想定されているソフト対策を伺いたいと思います。

そして、今年も3年目になりますが、岩手大学に入学された方が今年も減災のコースということを選択しまして、何か月か前に研修に見えられました。うまくいけばいいと思いますが、まず以上についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回の田んぼダム答弁のところでソフトのところに分類させていただいたというところでございますが、まず我々もハードかなというところの認識もあったのですけれども、ダムであるとか、遊水地とはまた違った施設ではないというところから、ソフトのほうに今回分類させていただいて答弁させていただいたところでございました。

なお、ソフトにつきましては、先ほど議員お話のとおり、水位のセンサーであるとか、そういったものもございますが、やはり今回水田活用の直接支払交付金、こちらのほうでちょっと我々考えているのが、地域独自メニューというところがございまして、その独自メニューのところに飼料用米の作付と併せて、今回の田んぼダムに取り組んだことによって加算ができないかということを経営農政局のほうと協議中でございます。

これにつきましては、対象になれば、若干ここでも対象の田んぼダムが増えるのではない

かというふうに考えておりますので、そういった点でも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 続きます。防災教育や啓蒙によって田んぼダムの規模拡大を図り、十分に広い範囲で設置されたダム化の効果は、氾濫被害を軽減するハード対策としては有効だということがありますが、今年2月に説明会を開催してほしいということで、無事に開催できたわけでありましたが、結構多くの方が参加されて、岩手大学の講師の方たちも見えられて、活発な意見を交換したわけでありましたが、今年2月に説明会が開催された参加者に対するその後の設置に対するフォローはどうなっていますでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、説明会ということで、先進的な取組をされている町内の地域のほうにもご協力いただきまして、いろいろ前向きなお話をいただいたところでございまして、大変感謝するところでございます。

これを受けまして、やはり田んぼダムということに関しましては、多面的機能支払交付金の中で、当然取組に対しての補助というところはあるわけでございまして、そういったものも活用してという話にもなっております。その中で、一部田んぼダムをやると作付の作物に影響があるのではないかという、まだそういう考えを持っているところもございましたので、まずそういったところに誤解がないようにというところで話をさせていただいたりしてフォローさせていただいているところでございますし、あと先ほどの答弁にもありましたとおり、そればかりではなくて多面以外の産地交付金のところで新たに、言ってみれば飼料用米を作付するところの圃場でも何かこういった田んぼダムの活用ができないかという視点に立って今協議中というところでもございましたので、いろいろとこちらのほうでも考えながら対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） ハード対策として、岩崎川の改修が完了したということのご報告を

いただきましたが、現在樹林化、要するに中に木がいっぱい生えているということです。樹林化が進んでおりまして、年々流量面積が減少していると思います。河川の計画流量が流れない状況をどう考えているのか。それは、県の管理であれば、県との確認はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

県事業であります岩崎川改修につきましては、国費を活用した部分については完了しております。現在上流部分となりますが、県単費での事業、改修事業については、まだ実施中というふうになってございます。

計画流量についてですけれども、先日県のほうの土木担当部署と意見交換会というのがございます。その中で計画流量については、岩崎川は毎秒150トンということで、それは今のところ問題なく確保されているということで伺っております。

この計画流量につきまして、どちらかという土砂の堆積のほうの影響するものというふうに言われておりますが、立木、そのとおりかなり樹林地といいますか、かなり林のように立木になっておりまして、立木についても影響がないとは言い切れない部分もございますので、引き続きとはなりますが、立木の伐採処分については、管理者であります県のほうに要望していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 議長、1問目は2つなので、進めていただいてよろしいですか。

○議長（廣田清実議員） どうぞ。

○14番（村松信一議員） 分かりました。

次に、6点目の地域で支え合うまちづくり、デジタルについて伺いたいと思いますが、今回導入予定の道路維持管理支援システムは、道路の不都合な情報の収集と対応状況の公開に限定されておりますが、地域で支え合うまちづくりという観点からすると、住民参加のデジタル活用としては、非常に範囲が狭いのではないかと思います。道路分野以外にも地域課題の共有や住民同士の助け合いにつながる仕組みを検討する考えはあるのか、まず1点。

そしてまた、デジタル弱者への対策はどのように行われる予定なのか。

対象道路の管理者、これは町道または県道の区別と、その周辺の保守、交差しているよう

なところ、こういったところの必要性についても補修システムで対応可能であるのか。このシステムは町道のみを対象にしていると思いますが、県道と、今言いました町道との交差部分が結構多くあります。どちらか判断がつかないようなものもありますので、どう判断し考え、行動すればいいのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 私のほうから、前半部分のところをお答えしたいと思います。

今回のこの道路分野以外のところでの何か仕組みを検討しているかというところでございますけれども、これは導入できるという判断ではございませんで、あくまで一つの検討例としてお答えしたいと思います。当課のほうで自治会の情報を共有するようなアプリも実際あるそうですので、そういったものが実装できないかというのをちょっと検討もしております。

いずれアプリというか、単にデジタルを実装して終わりではなくて、それが維持していけるか、皆さんがずっと使っていけるかというのを含めて検討していきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） 町道と県道との関係ですけれども、今回のこのシステムにつきましては、町道のみが対象となっております。これまでも、やはり町道と県道の交差部分でありますとか、どちらか分からないという方でお問合せいただくことがございますが、その際に当課のほうで県道とか町道、その区別は分かりますので、県道の部分については、当課のほうから県のほうに、そういう町民の方から問合せ等ありましたということ伝えていくということ、これは引き続き行っていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 1問目の最後になりますが、働く年代、答弁について、転入それから転出の働き始める年代がどうなっているかについて伺いたいと思いますが、10代は学生が多くて、修学期間に限定された移動が考えられます。働く世代や子育て、住宅取得、定住に好影響のある20代から30代のデータはありませんでしたが、このデータはないのでしょうか。

それから、今年度からUターン、Iターン支援金事業を行っているということであります

が、支援内容、条件、金額について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、前半の部分でございますけれども、町長答弁にございましたダッシュボードベータ版という国のほうで示している資料でございますが、これは20代、30代のちょっとデータとしては載っていないものでしたので、今のご質問中で20代、30代のデータというのは、ちょっと今持ち合わせていないところでございます。

それから、今年度から新しく始めるU、Iターン支援の事業でございますが、これは一つの特色といたしましては、これまでの補助制度は、3大都市圏とかからこちらに移住する方というふうに地域をある程度限定していたものでございますが、岩手県以外であれば、全都道府県を対象としているところが一つの特色でございますので、全体的に間口が広がっております。

補助金の例といたしましては、単身であれば15万円とか、2人以上であれば25万円の基礎額に、あと加算額とかというふうな制度を今考えておりまして、7月からこの制度を開始する予定となっております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を14時20分いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

1問の中に3つ入っているのですがけれども、できる限り一問一答でお願いします。

次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、2問目、計画的、持続的に推進する教育行政について、教育長にお伺いをいたします。

第3期矢巾町教育振興基本計画では、「時代を拓き 次代につながる ひとづくり」を基本理念、基本目標とし、個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担う人づくりなどの基本方針を掲げております。これらの目標に基づく教育行政の取組について、現時点での進捗状況と成果、また課題への今後の対応方針を伺いたいと思います。

1、学力向上施策として、全国学力調査の分析を踏まえた授業改善の取組について、令和8年度はどのような授業改善に取り組んでいるのか。

2点目、令和7年度以降端末を活用した授業実践は、どの程度進展したか。また、ICT活用による学習成果をどのような指標で評価しているか。

3点目、家庭、地域との連携強化について、家庭、地域と協働して実施した教育活動の具体的な成果を伺いたいと思います。

4点目、特別支援教育の充実に向け、人的配置、支援体制は、どのように強化されているか。また、児童生徒の多様なニーズに対応するための新規施策はあるか。

5点目、コミュニティ・スクール（CS）について、本町が令和2年に導入した町内小中学校を1つの学校と見立てるという全国的にも特殊なCS方式は、学校ごとの課題解決と地域の協働が機能しにくい構造でなかったのか。実際には、期待した効果が得られず、中学校単位で推進することとしたと思うが、教育委員会としてどのように総括しているのか。

6点目、地域と学校の連携について、地域人材を活用した学習支援、読み聞かせ、放課後学習、キャリア教育は、どの程度広がっているか。町全体で地域で子どもを育てる体制を強化するための新たな施策は検討しているか。

7点目、令和8年度教育行政方針に岩手県に特徴的な教育振興運動と、その枠組みは優れた内実を有しておりとあるが、優れた点とはどのようなことか、コミュニティ・スクールの形成に何を生かすのか。

8点目、令和7年度教育行政方針に掲げられていた放課後子ども教室に参加している児童及びその保護者へのアンケート調査の結果分析に基づいて、子ども教室の実施方法や内容の充実に向け検討した結果を伺いたいと思います。また、令和8年度において、文化・スポーツコミッションとも言える組織を構想することが大事とあるが、具体的な取組内容を伺いたいと思います。

9点目、子どもの安全、安心について、令和7年度のいじめ認知件数、重大事態の有無とその対応を伺いたいと思います。不登校児童生徒への支援体制、これは訪問支援、オンライン学習などありますが、十分であるか。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャル

ルワーカーの配置時間の拡充は検討しているか。

10点目、教員の働き方改革と学校運営体制について、令和7年度に掲げた教員の時間外削減目標は達成できているか。教員のメンタルヘルス対策は、どのように進めているか。また、部活動の地域移行の進捗状況と移行後の受皿の確保はどうか。

以上、10点について伺います。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君） 計画的、持続的に推進する教育行政についての質問にお答えをいたします。

1点目についてです。学力向上の取組として、令和7年度から全小中学校でN R T学力検査と知能検査の相関分析に基づく授業改善を進めています。令和8年度も町の教育研修会等を通じて、各学校の活用手法について理解を深め、取組の推進を図ってまいります。

2点目についてです。令和7年度各小中学校に大型提示装置の整備が完了し、現在は小中学校ともに多くの授業でタブレットが日常的に利用されております。学習成果の評価に当たっては、I C Tの活用に特化した形での指標は設定しておりません。しかし、各教員がI C T機器を必要に応じて授業等に積極的に活用するようにし、個々の児童生徒の学力向上に努めてまいります。

3点目についてです。家庭、地域との協働による教育活動については、町内の企業や農家の方々と連携した職場体験、農業体験、P T Aやスクールガードの方々による見守り活動、地域の方々を講師とした放課後子ども教室などが挙げられます。このような活動を通して、子どもたちが様々な大人と触れ合い、交流することで、地域社会との関わりを学び、郷土を愛する心を育む機会となっているものと考えております。

4点目についてです。特別支援教育の人員配置につきましては、県の教育委員会の基準に基づいて各学校に配置されている教員のほか、町が独自に配置する特別支援教育支援員を令和7年度7名から8名に増員をして支援を行っています。児童生徒の多様なニーズに対応する新たな取組としては、様々な事情から学級での生活が困難な児童生徒の居場所となる校内教育支援センターの設置を進めており、受皿の拡充というものを図っております。

5点目についてです。本町では、令和2年に矢巾町学校運営協議会が設立をされ、町内6校が学校経営方針を共有しながら、人づくりを進めていく体制が構築されたところです。コミュニティ・スクールは、地域の実態や課題を学校経営の上でも受け止めるという新たな学

校づくり、これを目指すものと捉えており、このベクトル形成と回路の内容については、学校、地域の双方において、理解と体制づくりに不十分さがあったと考えております。今年度からは、これまでの教育振興運動の考え方や成果を基盤としながら、コミュニティ・スクールの推進に向けた地域コーディネーターを委嘱し、中学校区単位の大きなまとまりの下に、小学校区単位の部会を位置づけ、取組のさらなる展開を図ってまいりたいと考えております。

続いて、6点目についてです。地域と学校の連携、地域人材の活用の例を見ますと、小学校の保護者や町民有志の方々による読み聞かせボランティア活動、地域の方が講師や安全管理員を務める放課後子ども教室、町内の多くの事業所に協力をいただいている職業体験学習など、取組の幅が広がりつつあり、これまで施策の推進を図ってきた成果が出てきていると捉えております。このような取組を今後さらに加速をするため、教育振興運動とコミュニティ・スクールの連携促進など、体制的な強化を進めてまいります。

7点目についてです。教育振興運動は、岩手県独自の取組であり、本町もこの運動を推進してきたことで、子ども、家庭、学校、地域、行政が協働する仕組みと内実、これが構築をされてきました。この点は、とても価値のある運動と捉えております。今後は、地域振興運動を基盤に、コミュニティ・スクールの取組を進める構造へと転換をし、熟議などを通して生まれてくるアイデアや教育資源を活用し、地域と学校のさらなる連携を図りながら、子どもたちの生きる力を育んでまいります。

8点目についてです。令和7年度末に実施をした児童及び保護者へのアンケートでは、放課後子ども教室の満足度が94.5%となっております。ふだん家庭ではなかなかできないことを体験できる機会として高い評価をいただいています。今年度は、アンケート結果を踏まえて、キャンプやアウトドアの体験を通じた自然の体験、防災学習などのメニューを計画し、活動の幅を広げてまいりたいと考えております。

文化・スポーツコミッションは、当面2つの重要課題、すなわち学校部活動の地域展開とコミュニティ・スクールの実質化の2つを実現するための言わば矢巾型装置としての性格を持つものとして構想しております。内容的には、部活動の地域移行推進協議会と地域振興運動の組織を一体化したものに加えて、民間の文化スポーツクラブ等を加え、その活動が部活動や町民の文化スポーツ活動の基盤的な受皿となるだけではなくて、町の地域振興や活性化にも資するものとして位置づけ、立ち上げたいと考えております。今年度は、そこに向けた体系的な整理と各競技やクラブの運営人材の育成、人材バンク構築に向けた準備を進めてまいります。

9点目についてです。令和7年度のいじめ認知件数は、小学校が155件、中学校が34件でありましたが、重大な事態に至るケースはありませんでした。不登校児童生徒への支援としては、学校からの家庭訪問や電話連絡等を通じて、本人の様子を把握し、必要なフォローを行うとともに、学習面については、家庭や居場所となる教育支援センター等と連携しながら、本人の状況に応じ、適切な学習課題を提示する等の対応を行っております。

なお、オンラインによる学習支援を希望している児童生徒は、現在おりません。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつきましては、県の教育委員会の計画に基づいて配置と運用を行っており、現状では大きな支障はないものと認識をしております。これまでと同様に、緊急対策が必要な際は、県の教育委員会に派遣の要請をし、柔軟に対応してまいります。

最後、10点目です。時間外の在校等時間の削減については、本町の教職員働き方改革プランの中で、月100時間以上の教職員をゼロにすることを目標に取り組んできましたが、令和7年度は学校における突発事案の対応が生じたこと等から、残念ながら達成することはできておりません。

教員のメンタルヘルス対策は、同じく教職員働き方改革プランに基づいて、毎年全員にストレスチェックを実施しています。そのほか、管理職による日常の観察あるいは面接などを通じて、各教職員の状況を把握し、必要に応じて勤務の調整を行ったり、専門機関へつなぐなどの対策を行っております。

部活動の地域展開については、国のガイドラインを前倒しするイメージを持って、令和12年度には地域クラブへの完全移行を目指しています。今年度は、その一環として、新たに合同部活動と拠点校部活動の仕組みを創設いたしました。これと並行しながら、地域のスポーツ団体や芸術文化団体等と協議も進めつつあります。地域クラブの受皿の構築と地域展開への体系的な整備、その理解の醸成及び機能発揮に向けた課題整理を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、1点目、基本方針では個性を伸ばすと掲げております。

現状の施策では横並びの取組となっているように見えます。個々の児童生徒の特性や学習ニーズを把握する仕組みが十分に機能しているのか、また学校現場から個別最適化のための人的配置が不足しているという声もありますが、どう判断していますでしょうか。

ご答弁では、令和８年度にどのような授業改善を行うのか具体的な内容が示されておりません。N R Tと知能検査の相関分析を授業改善にどう結びつけるのか。また、全国学力調査の分析結果をどう授業に反映させるのかが重要だと考えます。令和８年度に各学校が実際に取り組む授業改善の具体的な方法や重点項目について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

まず、人力的な配置につきましては、全国的な問題だと思いますので、町としてというところについては、あまりコメントできる部分はないのですけれども、町でも現実的に可能な部分については手当てをして頑張っているという状況でございます。

授業改善に向けた取組でございます。個々の児童生徒の状況等に応じてやるべきなのは、個々の先生方が不断の努力によって授業方法を改善していくということだと思いますので、何か一つの特効薬的な方法がぽんとあってというものではないと思います。

そのための取組として、本年度についてはN R Tの分析、これを継続してまいります。これの活用方法につきましては、各学校、そして学校の中での議論等を通じて個々の先生が、その情報からどういった観点を引き出してくるか、それを基に個々の児童生徒にどういうふうな指導をするかというものを考えるためのツールとして提供しているものでございます。これを継続してまいります。

それから、本年度またそれとは別に行う取組としましては、町内各学校での互見授業というものをいたします。お互いに見る、授業を見るという取組でございます。これまでも学校の中で校内研究会といった形で、校内の先生がある先生の研究授業を見て、それを個々の先生の授業改善に生かすという取組があったわけでございますが、そちらを今年度につきましては各学校間でも町内で行き来しながら、それを見て授業改善のヒントをつくる、つかむきっかけを広げていただくという取組を進めていくところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 答弁いただきました端末が多く授業で日常的に利用されているということで伺いました。進展の程度を示す具体的な例は示されていないのです。町として、教科別の活用状況、授業内での活用頻度、それから共同学習や個別最適化学習での活用割合など、何か把握しているのがあるのでしょうか、ないのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらですけれども、端末を実際に学校で使っている時間ですとか、こういった割合で使われているかといった調査、こちら令和4年に実績を把握したものがございしますが、それ以降で取ったものは今のところない状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 有効活用されているかどうか、どこで判断するのですか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらにつきましては、教育DX、これについて国が示している3段階というものがございます。過去にも議会での議論でも出たかと思えますけれども、DXの推進、3段階のステップと言われております。まず、第1段階は、デジタイゼーション、紙で使っていたものを、まず言わば単純にデジタルに置き換えて、それを日常的に使えるようにするという段階、これが第1段階でございます。その次は、デジタルイゼーションということで、デジタルの機器を使って教育の質を上げていこうとする、これが第2段階でございます。その先にデジタルトランスフォーメーションということで、教育の在り方自体を見直していくというふうな3段階が示されてございます。

現段階は、第1段階のデジタイゼーションについては、ほぼ達成したという認識の下に、次の第2段階のデジタルイゼーションを進めていると。こちらは、国全体でもそういう傾向だと認識しております。デジタルを使ってどうやって教育の質を上げていくのかという取組が全国各地で行われているところでございます。

これをどのように使えば、教育の成果が出るのかというところを試行錯誤している状態と認識していますので、現時点でこれをやれば確実にデジタルをこう使えば学力が上がるという有力な仮説というか、そちらについては、まだ確固たるものが出ないと認識しております。

それが出たとしたならば、それを基に町内でもそれを目指していこうという形で、指標設定や政策推進が具体的に可能になると思えますので、現時点ではまだ町独自に指標を設定して、それに向けて進めているという状況ではない段階という認識をしてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 同じような質問をします。ＩＣＴの環境整備が進んだと報告されております。実際に授業改善や学力向上に結びついているという、その言葉だけでデータは全く示されていないのです。端末の利用、教員の研究状況や、それから授業での活用度合いなど、定量的な指標をどのようにして今把握しているのですか。それから、改善につなげているのか、それについて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重なる部分も大きいかと思いますが、現在のところデジタルについては普及しましたが、デジタルの活用時間、それ自体が学力に直結するかどうか、相関がどの程度具体的にあるのか。あったとして、本当にそれが理由なのかというところ、こちらについては十分な検証が必要だと思いますので、ちょっとまだ現時点でコメントできるものはございません。

しかし、何もしないかというところではなく、本町でも教員のＩＣＴ機器の研修だとか、回数だとか、そういった形で取組と数の把握、取組の数量的把握ということはできると思いますので、そちらについてはやっております。本年度につきましても、ＩＣＴの教員向け講習会、６回程度と記憶してございますが、それを実施して、町内の教職員の皆様に習熟を図り、工夫していただけるような支援をしているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） また同じようなことを聞きます。なぜなら、重要なことなのです。よろしいですか。ＩＣＴの活用の効果をどのように評価しているか、ないのだったら、どのように使っているか、どう有効に使われているかと、全く毎日使っているからこれでいいのだというような形になります。

そこで、ちょっとお伺いしますが、ＩＣＴ活用の学習成果について特化した指標は、まず設定していないとの答弁であります。ＩＣＴ活用が児童生徒のウェルビーイングにどのように寄与しているのか、これも分からないわけです。指標がなければ、成果の検証も改善もで

きません。そして、国のGIGAスクール構想では、学習の可視化が求められております。町として、今後どのような指標を設定するのか、しないのか。ICT活用の効果をどのように評価していくのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

議員のおっしゃるような意味で指標の設定というのは、これから必要だと思われま。しかしながら、現状は、先ほど答弁で申しましたとおりの状況でありまして、今の時点でこれだというのは町として持ち合わせていない状況でございます。

次の教育関係の計画あるいは総合計画等、様々な計画を立案する際に、国や県、他市町村の動向等を踏まえて、何らかの指標設定については検討してまいりたいと考えてところです。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次の質問に移ります。

まず、学習意欲の向上、自己肯定感の向上、学習時間の理解度の変化など、教育委員会として把握すべき手法があるのでしょうか。これらを見える化して町民に公表する考えはあるのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

ウェルビーイングに関わってという部分もございましたけれども、現在の矢巾町の教育振興基本計画、第3期でございます。その中の指標に、これに関係するものは若干ございます。子どもたちが意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合ということで、指標で公表してお示ししているものがございます。こちらは、岩手県の学習定着度状況調査というものが行われておりますが、その中でアンケートにより把握されているものでございまして、これを本町では令和10年度の計画期間末期までに小学生は84%以上、中学生は86%以上にするということで取り組んでございます。こちら直近の令和8年、本年2月時点のものでございますけれども、小学生が83%、中学生が86%ということで、小学生が1ポイント低いですが、おおむね達成はできているという状況でございます。こういったものを指標にしながら取組を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、3点目に質問した内容のまた再質問を行いたいと思います。

ご答弁は、家庭、地域と協働した活動の紹介にとどまっておりました。それで、質問した具体的な成果が示されていないのです。これらの活動によって、子どもたちにどのような変化が見られたのか。そして、アンケート結果や参加状況、行動面の変化などを把握している具体的な成果を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

放課後子ども教室のアンケートにつきましては、先ほど教育長答弁がありましたとおり94.5%の満足度でございます。これは、保護者と児童のアンケートになります。昨年度、令和7年度は93.5%でありましたので、1ポイント増となっております。それと、放課後子ども教室の内容を家庭で話題にしたという回答につきましては82.19%、これは保護者のアンケートです。昨年度、令和7年度は78.69%であったため、3.5ポイントの増というふうになってございます。これは、放課後子ども教室の事業内容の充実により、家庭内での家族の会話のきっかけになったというふうに考えられております。これは、行動の変化というふうに認識しております。それと、ふだん体験できないプログラム、例えば岩手ビッグブルズのバスケット教室ですとか、グルージャ盛岡のサッカー教室、あとは矢巾町スポーツ協会の陸上競技協会による陸上教室など、専門家のスポーツを学べる内容を充実しておりますし、またたこづくりとか、そういった郷土芸能、芸能工芸を学べる内容も取り入れてございます。

こういった様々なことに興味や関心が湧き、知ることができることがとても大事というふうに思っており、またこれは子どもたちの居場所づくりに当たるということで、とても重要な事業であるというふうに認識してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、4点目の質問のまた再質問を行いたいと思います。

県の基準はあくまでも最低基準なのです。そして、実際は学校ごとに障がい特性や支援ニーズが大きく異なるわけであります。町として、現場の実態を踏まえた適正配置数をどのよ

うに判断しているのでしょうか、具体的な根拠を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

特別支援教育の人員配置についてのことでございますけれども、国、県の基準、そちらについては、現実を踏まえて必要数が示されているという理解でございます。これに対して、町のほうもできる範囲で支援員等の配置で対応しているという状況でございます。

では、何人いればいいのかということでございますが、こちらやはり個別に状況が異なりますので、はっきり今何人だから何人といった形での明確な基準というのは、お示しににくいと考えてございます。例えば1人のお子さんに対して、やはり2人必要とか、ケースによってはあり得るので、基本的には学校、その年度に、その子どもたちがしっかり教育を受けられるくらいの必要人数ということで、毎年の予算要求等でも、それを踏まえた規模としてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） では、CSについて伺いたいと思います。一般的には、カスタマーサティスファクションであります。学校ではコミュニティ・スクールというそうでありますけれども、CSについて伺いたいと思います。

町全体を1つの学校と見立てる方式について教育委員会として、どの点がうまく機能しなかったのかと総括しているのか、明確な評価を伺いたいと思います。

また、当初期待していた効果、地域協働の進化とか、それから学校課題の共有などが得られなかった理由を教育委員会として、どのように分析していたのでしょうか。問題、課題が明らかではありませんので、中学校区単位でのコミュニティ・スクールの運営に切り替えたことについて、状況が改善されるのか分かりません。だから、切り替えた結果、その効果がすぐにも出ているのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールの取組、学校運営協議会についてでございます。令和2年度立ち上げまして運営してまいりました学校運営協議会、今度中学校区ごとに切り替えるということで進めているところでございます。こちら当初予定していたことがうまく機能しなくて失

敗だったというよりは、当初予定していたものがコロナ禍等で思うように動けなかったというところが非常に大きな点だと考えてございます。

大きな流れでいいますと、当初立ち上げのときに、町内6校が同じ方向を向いて人づくりを進めていこうという趣旨で体制をつくり、それで実際議論をある程度進めたという状況でございます。それをやっていく中で、やはりこれからもっと地域の人を巻き込んで活性化をしていくべきだというふうな議論が出てきて、このたびそれに向けた体制の進化といいますか、改善というか、それを図りたいという流れで進んでいると認識してございます。

これは、コロナ禍のせいにしてしまうと無責任に聞こえますが、そちらそれがあつたおかげで、もっと頻繁に集まりが持てていけば、議論がもっと早く進んだのではないかと、そういった反省点はあるところではございますが、いずれそういった流れの下に、これから体制の再編を進めていきたいと考えているところでございます。

そして、中学校区ごとへの再編という形につきましては、今まさに再編しようとしている途上にございますが、まだ再編完了したという状況ではございませんので、これからの取組になると認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 加えて、私からもご説明を申し上げます。

コミュニティ・スクールの推進につきましては、文化スポーツ課では教育振興運動を担当しておりまして、今までの学校運営協議会と教育振興運動の関わりというものが非常に薄くあつたところではございます。その辺のところを今回の見直し、改革のところから連携を深めていこうというところで、文化スポーツ課としても学校教育とともに、コミュニティ・スクール、CSを進めていきたいという考えでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 6点、7点目はありませんで、8点目に移りたいと思います。

アンケート結果を踏まえた改善として、自然体験や防災学習の導入を検討しているとの答弁いただきました。令和8年度に実施する具体的なプログラムの内容、そして回数、予算規模など、どのように見込んでいるのか伺いたいと思います。

満足度94.5%という高い評価が示されましたが、逆にアンケートで示された課題や改善要

望、不満点、困り事は何だったのか、それをどのように改善し、反映するのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今年度の放課後子ども教室のメニューの中で、アウトドアというところにつきましては、キャンプとアウトドア体験を予定しているところが1か所ございます。こちらは、防災に関する学習も併せて実施する予定でございます。

予算規模につきましては、講師謝金と安全管理員の謝金のみを計上しておりまして、おおよそ1万2,000円ほどになっております。こちらのほうは、県の補助を活用するものでございます。

それと、意見があったところで課題になるのですが、昨年度環境問題、SDGsについて講演をしたところでございますけれども、やはりこの講演の内容にもよるのですが、高学年と低学年、それぞれ分かりづらい、低学年は特に分かりづらいという意見をいただいております。こういったところを、開催についても、もう少し工夫をしながらやっていきたいなというふうに思っております。

あとは、自主事業におきまして、今年度は普代村の交流事業を町民会議の交流事業と併せて行う予定でございまして、併せて子ども育成連合会のリーダー研修会、こちらのほうも充実した内容としまして、自然体験学習ですとか、防災学習に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、9点目のいじめ認知件数と対応の実効性について伺いたいと思います。

令和7年度のいじめ認知件数が小学校155、中学校34件と報告を受けましたが、重大事態なしとの答弁だけでは実際の対応の質が十分に担保されていると判断はできません。そこで伺います。

認知件数が多い学校や学年に対して教育委員会は、どのような重点的な支援、指導を行ったのか、1点。

それから、重大事態なしと判断した根拠は何か。保護者からの不服申立てや再調査の要望

はなかったのか、これは2点目です。

3点目、いじめの早期発見、早期対応が機能しているかを検証するために第三者的支援のチェック体制を導入する考えはあるか。

以上について伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

いじめに関してでございますが、いじめの議論につきましては法がございますので、その法の定義を押さえてお話できればと思っております。いじめの定義でございますが、いじめ防止対策推進法によりますと、児童等に対して4つの要件があるとされております。1つ目は、当該児童等が在籍する学校で起こっていることです。2つ目は、当該児童と一定の人的関係にあるほかの児童等が行っていることだと。3つ目は、ほかの児童が心理的または物理的な影響を与える行為をした。4つ目が、当該児童の対象になった児童等が心身の苦痛を感じていると、この4要件とされております。これにのっとって認知をしてもらっているという状況でございます。

ですので、この定義によりますと、例えば子どもがいたずらでちょっとからかったとか、ちょっかいを出したとか、そういったものもいじめの範疇に含まれるということになります。ですので、いじめの認知件数が多いこと自体は悪いことではないというのが基本的な認識です。むしろ少ないほうが心配だということですので、少ない学校に対しては、町の教育委員会としましても、もっと感度を上げてしっかり見てくださいということは申しますし、多い学校につきましては、それぞれのケース、しっかり対応してくださいというところで指導等をしているところでございます。

2つ目の重大事態についてでございますが、こちらも法の中に定義がございます。いじめの中で重大事態に当てはまるもの、これが2つの要件がありまして、1つが生命、身体、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合と。例えば具体的には、自殺を試みたとか、重大な障がいを負った、あるいは金品等に大きな被害を受けた、あるいは精神性の疾患を発症したなど、そういった場合が当てはまるとされております。

2つ目は、いじめによって相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合と、不登校になった、30日以上登校しない状態になったと、そういった場合には重大事態になるものとして、それを想定して判定いたしますが、これに当てはまるものはなかったという定義に照らしての対応でございます。それで、このことに関して不服申立て等についてもない

状況でございます。

あとは、第三者的視点というお話があったかなと思いますけれども、こちらにつきましては、各学校で毎月いじめ対策会議というものを学校の中でやっております。こちらのほうに町の教育委員会から教育研究所の相談員が必ず行って、それこそ第三者的な視点でちゃんとやられているかというところ、そして対応に落ち度はないか、しっかりやっているかというところを確認して、助言等必要に応じて行っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 不登校支援の実効性について伺いたいと思います。答弁では、家庭訪問や電話連絡、教育支援センターとの連絡を行っているとのことですが、オンライン学習を希望する生徒がゼロという点は、ここが重要なのです。希望がないのか、それから選択肢として十分に提示されていないのかの判断が私つかないのです。知らないほうが多いかもしれないのです。また、オンライン学習の選択肢を本人、保護者にどう提示されているのか、これを伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

オンライン学習につきましては、家庭であればタブレット端末を家で見ながら、リアルタイムでそれを見て勉強するという形になります。この方法につきましては、各学校とも認識している、非常に使える、現実的に運用しているものですので、もし不登校で来られないという児童生徒につきましては、勉強をどうするといったときに、オンラインの方法があるということは基本的にお伝えはしています。家庭の方にもお伝えをされていて、その子はそれでできそうだとすれば、そういう方法を取るという形になります。けれども、今現在それを希望しているところはないということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、不登校児童生徒のうち実際に学習が進んでいる割合をどのようにして把握しているのでしょうか。

また、教育支援センターの利用状況、利用者数とか満足度、それから課題をどのように分

析しているのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

学習状況の把握につきましては、学校に来られない場合には、学校が家庭と連携が取れている場合は、学校から適宜課題等を出して、その提出状況等を見て把握しているということではございます。それで必要な対応をしております。

そして、教育支援センターのほうでございませけれども、こちらにつきましては、満足度については、現在各利用家庭と連携は十分に取れておりますので、そこからの対応、反応で見ますと、満足度は非常に高いほうに入るのではないかなと考えております。非常に担当している先生たちも一生懸命やっておりますので、そこは評価いただいているのかなと考えております。

一方で、課題でございませますが、こちらは利用者数とも関連いたしますが、利用者が増加傾向にございます。令和7年度で登録児童生徒数26人まで行っただけでございますけれども、かなり増えている状況です。もちろんその26人が毎日来るわけではありませんけれども、登録児童生徒数が増えてきているという状況はございます。これが一遍にたくさん来た場合に、部屋として収容人数的に大丈夫かどうかといったところも、今後課題になってくるのかなと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 最後になります。まず、時間外勤務について伺いたいと思います。

具体的に突発事案が発生して達成できなかったということについて、具体的にどのような突発事案か分かりませんが、発生したということですが、そのことは結構ですが、今後突発事案が発生しても教員の負担が集中しないように、代替要員や支援スタッフの県の教育委員会への派遣要請などは検討していますか。これからのことです。

そしてまた、時間外在校時間の削減目標を達成、逆に達成した学校と教職員はいると思うのでございませけれども、そのことを伺いたいと思います。達成した学校と、それから教職員は、どれくらいいるのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

まず、突発的事案、こちらについて具体的なものは差し障りがありますので、曖昧にさせていただきたいと思いますが、多くは生徒指導に係る事案です。児童生徒が様々な問題といえますか、事案にかかって、学校の先生も一緒に対応しなければいけないという状況が発生したというものでございます。

全国的には、それこそ警察が動いている事案ですとかもあるようですけれども、本町でもそういうような生徒指導事案での突発的対応が多いと認識しております。それに主に携わるのは、生徒指導の担当の教員、そして担任の教員、あとは管理職、そういったところがどうしても増えているという状況があると認識してございます。

今後ですけれども、専門的な見地、対応方法等、こちらにつきましては、町だけではなかなか難しい面もあると思いますので、県へのサポートの依頼と、こちらについても、もっと積極的に行っていく必要があるかなと考えております。

代わりの人が来たからといって担任の先生は帰っていいかという、なかなかそうもいかない事情もあるわけで、これが即時間の削減に結びつくか分かりませんが、対応の質を上げていくと、早く解決して少しでも時間が短くなるように努めていくという取組が必要と考えておりますので、今後そのように対応してまいりたいと考えております。

あと、時間外の目標を達成した数でございます。こちら最新の状況では、令和6年度データが手持ちの最新になりますけれども、こちらは人数ではなく学校数でございます。こちら矢巾町の働き方改革プランで月間100時間を超える時間外在校等時間の人をゼロにしようということで取り組んでおりました。6校のうちこれを達成できたのは2校でございます。ほかの学校につきましては、ある先生がある月には出てしまったと、そういったケースはある状況でございますので、これをいかに減らしていくかというところは、今後の課題と捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で14番、村松信一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を15時15分といたします。

午後 3時07分 休憩

—————

午後 3時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、10番、小笠原佳子議員の一般質問を受けます。

小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（10番 小笠原佳子議員 登壇）

○10番（小笠原佳子議員） 議席番号10番、公明党、小笠原佳子でございます。通告に基づきまして質問させていただきます。

質問1、成年後見制度及び市民後見人制度の活用促進。答弁は、町長にお願いします。成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で1人で決めることが心配な方々は、財産管理、不動産や預貯金等の管理、遺産分割協議等の相続手続などや身上保護、介護、福祉サービスの利用契約や施設入所、入院の契約締結、履行状況の確認等の法律行為を1で行うのが難しい場合に補うための制度です。また、自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。後見制度とは、このような1人で決めることに不安のある方々を法的に保護し、支援することです。

成年後見人、保佐人、補助人が、その判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があります。

今後認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中で、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。その中で、市民後見人制度は、資格等の基準も緩く、後見制度の充実に寄与するものと期待されています。しかしながら、成年後見制度の利用者は、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない現状です。

①、本町の高齢者の独り暮らしの人数の推移、知的障がい者の人数の状況、精神障がい者の人数の状況をどう分析しているか伺います。

②、本町における成年後見制度及び市民後見人制度の直近3年間の利用者数と今後の見通しについて伺います。また、矢巾町市民後見人の名簿を整理しているのか、お伺いいたします。

③、成年後見人と被後見人は、市税、国民健康保険、障がい福祉、高齢者福祉等、多岐にわたる手続を各窓口で個別に行う必要があります、手続の煩雑さや負担が大きい現状があります。こうした負担は、市民後見人の担い手確保や活動継続にも影響を及ぼしかねません。行政側

においても、これらの手続を個別に受け付けることによる事務負担は少なくなく、成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録、変更できる仕組みの導入について、本町はどのように課題を認識し、検討しているのか伺います。

④、市民後見人制度の活用促進に向けた本町の実施状況、課題及び今後の実施について伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、小笠原佳子議員の成年後見制度及び市民後見人制度の活用促進のご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、平成27年、令和2年国勢調査結果では、本町の高齢者の独り暮らし世帯数は、575世帯から755世帯に増加しております。知的障がい者の人数は、令和7年度末時点で331名、精神障がい者の人数は、令和7年度末時点で330名となっております。今後成年後見制度の利用者となり得る方々は、増加していくものと捉えております。

2点目についてですが、本町の成年後見制度の利用者数は、令和5年67名、令和6年67名、令和7年72名と、それぞれなっておりますが、市民後見制度の利用者は、現在のところおられない状況となっております。また、令和7年度から矢巾町市民後見人候補者名簿を作成しておりますが、現時点で登録者はございません。

なお、盛岡市には2名、盛岡広域成年後見センターには1名の方が矢巾町からの登録者となっておりますので、この方々を含め、市民後見人養成講座修了者に対して、本町の候補者名簿への登録案内を継続してまいります。

3点目についてですが、各種手続はそれぞれの窓口で行う必要があり、成年後見人にとって負担となっていることは、本町としても認識をしておるところであります。今後送付先変更の一括登録及び変更の仕組みの導入について、関係各課と協議し、手続の円滑化に向けた対応を検討してまいります。

4点目についてですが、盛岡広域成年後見センターと連携して、毎年市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の養成に努めており、登録された市民後見人に対しては、活動に必要な知識、スキルの向上や情報交換の場として定期的なフォローアップ研修や交流会を開催しておるところであります。

課題といたしましては、市民後見人養成講座の受講者数が少ないことが挙げられますので、今年度開催予定の成年後見制度に関する町民向け研修会等を通じて、成年後見制度の普及啓

発を図るとともに、市民後見についても、より多くの方々に関心を持っていただけるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 午前中も同僚議員のほうから後見人のことについて質問がありまして、終活での窓口ということをお聞きになっていて、私も再質問の一つは、身近な場所での相談窓口はどこなのかということをお聞きしたいと思ったのですが、町長がお答えいただきまして、地域包括、それから健康長寿課、それから福祉課、それから社協、そして盛岡の成年後見センターということで多岐にわたってお話しいただきました。

私もNPOの民間のそういう相談窓口にもちょっと伺ったときに、とても明瞭で、後見人についても弁護士だったらこの人がいいよみたいなの、すごく、さすがはやっぱり210万ですか、そういうお金のかかるところというのはすごいなということを感じました。

ただ、行政としては行政の窓口のやり方があると思うので、横断的になさってくださいということなので、期待させていただきたいと思います。

その中で、令和6年3月に第2期の矢巾町成年後見制度利用促進基本計画というのを見ました。そしてその前に、どうして成年後見人の質問をしようかと思ったということなのですが、私1期目のときに、身近な方が申立人にならなければならないくて、どうしようと、もうその方は70後半だったのですけれども、私が申立人と言って、すごくびっくりされていて、そういうところから成年後見は、そんなに身近にある話なのだということが一つの窓口でございました。

今ちょっとすみません、話が余談になったのですが、そういうふうにご利用促進基本計画の中に成年後見制度の対象と推察される方というところの欄があるのです。どういう方が対象になるのかというようなことが書いてございまして、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られ、誰かが注意していれば自立できる状態、度々道に迷ったり、買物や事務や金銭管理など、それまでできたことができないなど、これより以上の方や療育手帳を所持している人、また精神障害者保健福祉手帳を所持している人と、合計1,407名とございました。

これに対して、答弁いただきました成年後見制度利用の方は、令和7年は72名と答弁いただきました。この数字からやっぱり見てとれるのは、本当は制度利用が必要でありながら利

用していない、そういう対象者がやっぱりおられるのかなということを、潜在的な対象者だと思うのですが、こういう方を把握していくということはどういうことで把握していられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

具体的には、やはりそういった相談を一番多く受付しているのは、包括支援センターが受付しているのかなと思っております。包括支援センターには、そういった相談だけではなくて、7年度を例に取りますと、相談の件数としては2,000件を超える相談が寄せられております。その中で、内容件数は4,800件を超えております。一つの相談の中で、いろんなことを多分ご相談されているのだと思います。そうした中であって、後見制度のそのものについて相談があったのは5件という数字が出ております。

ということですので、いろんなお困り事、今潜在のお話、人数の話はそのとおりでございますが、その中であって具体的に、では自分がどういうふうに感じているのかということで相談してくる方は、たまたまだとは思いますが、それほど数は今のところ多くなかったということがございますので、そういう意味では、件数のことと、それから実際に利用されている人数の関係は、こういったところからも、何となくそういったところがあるのかなというふうに判断しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） 福祉課からもお答えさせていただきます。

福祉サイドのほうとしては、紫波地域障がい者基幹相談支援センター、こちらのほうからの相談となるものが多いと思います。実際の相談全部、成年後見に限らずの部分ですが、実人数が100人、そして相談件数が482件、これは令和7年度の実績となっております。その中での成年後見のほうの相談というのは、ちょっとこちらのほうは持ち合わせておりません。

ただ、こちらのほうからのご相談で、町長申立だったのですけれども、成年後見につながったのが2名と、令和4年度1名、昨年度1名というような実績となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今のお話をお聞きしまして、やはり丁寧に相談業務に当たってい

ただいており、本当に感謝申し上げるところですが、成年後見というときに、やっぱりハードル高く皆さん思うのかなと。比較的障がいのあられる方は、やはりご自身で自分の将来を感じたときに、結構ケアマネさんとかから割と早い時点で成年後見を使ったほうがいいと、私の身近な方もそういう話をご自分でされていたので、やっぱりそういう自覚がえられるのかなということを今、再度また感じました。

成年後見制度を別に、本当使わなければ使わなくて、近くに身内の方がいらっしゃったりとか、そういうことであればいいとは思いますが、ただ私がちょっと調べたところによると、日常生活自立支援事業から成年後見制度へ転換と、成年後見制度を使う前の段階で、日常生活自立支援事業というのを利用することが比較的多いのではないかとということ、本にも書いてあったのですが、先ほどの利用促進基本計画に、やっぱりこのことも書いてあったのですけれども、令和5年が一番新しい情報で、たった4人だったのです。4人かと思いついて、またその本の中にも申請してから数か月かかるというふうに、矢巾町の基本計画に書いてあって、この点2つ。それでは成年後見制度に転換するもともとの数も少ないですし、ましてたった4人しかいないものの上乗せも数か月かかってしかできないと、この点もいかなものかと思いましたが、教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、日常生活自立支援事業でございますが、こちらのほうは使える方が限定をされております、現在は。認知症の方ですとか、障がい手帳を交付されている方ということで、今ご質問をいただいているように、いろいろな日常生活の中で困っていることがあって、何か支援をしていただきたいという方が使えるような名前の事業ではありますが、そういうことで使える方が限定されているということがあって、まずその時点で少し対象になる方が絞られます。

その後、どうしてもいろいろなことを確認しながら事業を進めていくということで、しかもこの事業は、矢巾町の場合、町の社会福祉協議会を窓口にししながら、事業自体は盛岡市の社会福祉協議会のほうでの事業ということになっておりますので、そういったことでの手続的なところでも、多少時間がかかっているのかなと思います。

お困りな支援をしていただきたいということで、この制度を利用するのですから、本来であれば速やかに使えるようになるというのが一番いいわけですが、現状はそうしたところで少しお時間をいただいているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） そこで、最近町の社会福祉協議会から保存版ということで福祉のサービスというものが来まして、ここにお金の管理が心配な方へということで、安心サポート事業ということで、日常のお金の管理をお手伝いします。専門の支援員が伺います。1時間1,300円、生活保護世帯は無料というふうに出ているのですが、それではこちらの利用はどのぐらいになるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今いただいたとおり、料金とかそれはそのとおりなわけですが、こちら町を通じての利用ということではありませんでしたので、実績がどの程度あるのかということについては、こちらのほうで把握しておりませんでした。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） やはりこういうところから窓口なのではないのかなと思いますので、今後ともそこら辺のところの把握はしていただけたらいいのかなというふうに思います。確かに成年後見制度、ちょっと本を読ませていただく中で、やっぱり自分が使うというのはハードルが高いのかなというふうには思うのですけれども、ただ、今回答弁でも成年後見制度に関する町民向けの研修会を通じて普及啓発していくというふうにございまして、このことについて、どのような形にしていだけるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の件ですけれども、研修会については、これから企画をいたしますけれども、できれば複数回今年開催したいなと思っておりまして、中核機関であります盛岡広域後見センターさんのほうにお願いをしまして、こちらのほうでの研修を計画したいなと思っております。

もちろん広報のほうに、いついつ開きますよというようなことでお知らせをしたいなというふうに思っております。

内容としては、そういったところで広くお知らせをしながら、できれば皆さんに受けていただきたいな、知っていただきたいなと思いますし、こういった研修については、やっぱり関心の高い方というのは、施設の方ですとか、ボランティアの活動をされている方、こういった方々は関心が高いので、そういった方々にも特にお知らせをしながら受けていただいて、できればそういった方々がよくよくお考えをいただいて、後々市民後見人制度のほうに向かっていくとか、そういったことがあれば、非常にいいことになるのかなと思いますし、後見制度自体を知って利用してみようかなというふうにお考えになって、いろいろと相談に来られる方がいらっしゃって、お悩みの解決につながるようであれば、それにこしたことはないなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） そのように取り組んでいただけたらいいのかなと思いました。

さっき午前中にちょっと町長もおっしゃったのですが、6日に帰厚堂さんの市民講座がありまして、やはりびっくりするぐらいたくさんの方がいらして、そういう健康とか、そういうことに関して、やっぱり皆さんとても関心があられるのだなということを思って、ぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思います。

次にですが、送付先変更の一括登録制度についてなのですが、早期導入を検討いただきたいと思うのですが、ワンストップ化を進める上で、町としては具体的に技術的なこととか組織的な課題というのは、どういうことがあられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ご質問にお答えをいたします。

技術的なところとか、そういったところではないので、一応税の関係ですとか、あとは福祉サービス、それから介護のことでしたりとか、そういったようなことの手続に来られる方が恐らく多いのだろうなと思います。

確認をしてみたところ、税のほうの関係で来られる方が、やっぱり多くいらっしゃるということのようですので、そういったところの件数、年間どの程度件数が今あるのかということも含め、どこで受けながら、なるべくであれば1か所で手続が済むようにして、関係するものが全部、その必要な方にお届けできるようになるというのがやっぱり一番よいと思いますので、そういったやり方をどうすればできるのかということの関係課でしっかりと検討

したいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 全国的にはもうされているところもあるようですので、ぜひともよろしくお願いいたします。

また、市民後見人を、そういった関心を地域の方たちに見てもらって、市民後見人を増やしていきたいということを言っていたいたわけですが、活動継続を支えるために独自の補助を出している自治体もありまして、ここを聞いたら、そうせざるを得ないのかなと思うような自治体だったのですが、足立区とか、堺市とか、尼崎、北九州などは既に導入しているということで、金額はいろいろですが、年間5万から10万の活動補助金というのが出ているそうでございます。

矢巾町として、今市民後見人さんにこのような導入のお考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、市民後見人制度については、養成講座を受けていただくというふうなことでなっておりまして、毎年5月頃に広報に載せて、8月から全9回で講座を受講していただく。結構な時間をといることですので、まずは講座自体を受けていただく方が、先ほどからの答弁、町長答弁のほうでもお答えしておりますとおり、矢巾町の場合、登録している方はまだいらっしゃいませんし、センターのほうと盛岡市のほうと合わせて3名ほど矢巾町の方がいらっしゃるようですが、その方が仮に登録しても3名ということですので、まずはこの方々を、こういった人数を増やしていく、そのために広く知っていただくということにまず力を入れまして、そこからしっかり取組を進めて、その後今ご質問をいただいたようなことが必要になってくれば、その部分についてしっかり検討していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 承知いたしました。

それでは、町長がさっき成年後見制度の見直しに係る法改正のポイントということもちらっと午前中同僚議員と話をしておりましたが、今回決定して法改正されるわけですが、このことについて、私も４点ばかりあるというふうに思っているのですが、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、大きくは、今までは後見の制度を申請して適用になりますと、まずほぼ無期限といえますか、そういう状態でずっと後見制度が続くという、今お話がありましたが、終身的な制度になっていたようですけれども、今回の法改正では、この項目についてはということで、その項目が達成されると、そこで後見が終了するというようなことができるようになるようですので、そういった点がまず変わるということになるようです。

それから、今、後見には後見と保佐と補助という３つがあるのですが、全部補助という名前になって、そちらのほうでの内容に変わっていくというような内容になっているようですので、そうしたところでも今よりは使いやすい制度になっていくというふうな説明を受け、法改正にはなっているようですので、主にはそういったところで、今まで少しハードルが高いなといえますか、これはいい制度だけれども、やはりいろいろな手続が大変なのだなとか、一度そういった手続を取ってしまうと、なかなか終わりというようなことにできないのだなという難しさがあったようですが、そういった部分が解決される制度に改正されるということです。そういうことでは、お使いになりたいという方々が、今までよりはこの制度のことについても一度学び直して、どれが自分に合うか、どんなことができるかということをもう一回考えるよい機会になったのではないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 本当にそのように本人の利益のために後見人が交代しやすくなるとか、また全部のことをお願いするのではなくて、銀行手続だとか、例えば医療の契約だったりとか、不動産のこととかというふうに限定して権限ができる。そして、さっき課長もおっしゃってくださったように終身ではなくて、本当にやっぱり費用負担が大きいということも課題だったと思うのですが、例えば介護施設に入所したりして財産管理など必要がなくなったときは、家庭裁判所が判断した場合、利用を終了できる。そして、何よりやっぱり一番

大きいのは、そういう世界的な潮流だと思うのですが、個人の尊厳と意思の尊厳ということを明確にするために、障がい者の権利条約などを考えたときに、やはり本人の意思が最も反映しやすい、課長がおっしゃったように、補助に今回一元化するということで、やはり見直しは評価されることが多いのかなというふうに思っております。

それで、現状の成年後見制度の利用は、本当に自分の親が、やはりちょっと銀行手続とか厳しくなって、銀行の窓口に行ったらもう口座凍結ですよと、成年後見人を立ててくださいと、そういうことから始まるような感じが多く、やむを得ず銀行から促されると、日経新聞の5月4日に出ていたのですが、本当に認知症の高齢者の資産が500兆円ぐらい凍結されるという記事が出ていて、すごいなと思ったのですが、日本は任意後見の利用がやっぱりすごく遅れることが目立っているそうなのです。ドイツとかイギリスとかだと、そのことはもう当たり前というような感じで、やはりそういう社会になっていくべきなのかなというふうにも思うのですが、今回の法改正で、これは任意後見なのですが、自分が元気なうちにこの人をということでお願いして、しっかり選べるという利点がありますし、また今回の法改正で、今までだと後見人をつけた後に、監督人というような専門職が必要だったそうなのですが、それも家庭裁判所が認めれば要らないということなそうです。

私も本当にいろんな話をする中で、ちょっと後見人の話をしたときに、いや、実は私も近くに頼れる人もいないし独り暮らしですとか、私のところ、近所にも結構いらっしゃるのです。本当にびっくりするぐらい、うちを売って、それで自分は施設に入りたいと思っているけれども、このことについて今自分は元気だからいいけれども、これが分からなくなったらどうするのだろうとかというような身近な人もいますし、本当に私は大丈夫なんて言える人は、ちょっとなかなかいらっしゃらないのかなということを思いました。

高齢による判断能力の衰えは、やっぱり誰にでも起こると思います。私自身も本当に自分事だというふうに思っております。今回こういうふうに法改正もございまして、個人と社会がこういうことについてどう備えるかということを本当に真剣に考える時期に来ていると思います。

今回一般質問もさせていただきましたし、直接窓口でということではないのかもしれませんが、矢巾町としても、ぜひ何回か研修もしていただけるということですので、周知、啓発を図っていただきたいと思います。もしこのことで何かお考えがあったら、このことで最後にしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、まず今身寄りがない高齢者が増加しておると。それで、実は私も家族にエンディングノートを早くつくりなさいと言われております。そんなに預貯金もないものですから、何、そんなことは後からでいいのだとは言っておりますが、いずれこれは人ごとではない我が事として取り組まなければならないと思うのです。

だから、まず今度の民法の法改正は、使い勝手のいいような制度に転換していくと。今いわゆる後見と保佐と補助という3つの仕組みがあるのですが、これを補助に一元化するというような法改正です。あともう一つは、先ほどからも質問、答弁の中でもあるのですが、まずは本人の意思、これを尊重することを明確にしていくと。

だから、一回やってしまえばもう亡くなるまであれだったのですが、今回は途中でも終身制は廃止できるというような仕組み、そして今からちょうど10年前に後見制度利用促進法という法律ができておるわけです。だから、これは国でそういう法律をつくっておるわけですので、私ども市町村もそうですが、県も一緒になって、だから私午前中谷上知子議員さんにも答弁したのですが、今医師会とか、県のいわゆる保健福祉部でいろんなものをつくっておるのですが、「生きる」ノートとか、いずれこのことについては、一番あれなのはまず身寄りがない方々、この人を町としてどのようにサポートしていくか。

福祉課で今困っているのは、岩手医科大学の附属病院が来てから、先ほど午前中の答弁でもあれなのですが、遺骨の引取りがないとか、そして極端なのは、ここでこういう答弁していいのかどうか、遺骨をゆうパックで送ってほしいと。担当課長には、そんなことできるのかと、いや、できますと言うのです。何かそれを聞いたときに、果たして、今までだったらちょっと考えられないことが現実起きておるということで、いずれこの後見人制度、そして健康長寿課長も今からやりますと言っておりますが、今文化スポーツ課でも町民講座をやっております。だからぜひ。

それから、社協では無料法律相談もやっております。こういうようなものをどんどんお使いになっていただいて相談していただいて、午前中の終活相談もそうですし、成年後見の相談も遠慮なく、そういう仕組みを使って、そしてやはりこれから自分が亡くなってからは、それはどうでもいいのだということではなく、みんなお一人お一人気づいていただいて、しっかり対応していく、その仕組みを私ども町としてもしっかり支えていくような体制を構築してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、2問目の質問は、災害時のトイレ問題ということで、答弁は町長をお願いします。

1995年の阪神・淡路大震災、2011年東日本大震災、2024年元旦に発生した能登半島地震、記憶に新しいところでは、2025年12月9日及び本年4月20日の地震により北海道・三陸沖後発地震注意情報が発令されました。災害は決して他人事ではありません。災害時には、陸路の寸断や断水、停電の長期化等によってトイレが使えない状況が長引き、避難所での衛生問題が深刻化するなど、災害時のトイレ対策は、各自治体において速やかに取り組まなければならない重要課題です。

東日本大震災で避難所として利用された学校を対象に文部科学省が実施した調査では、課題となった施設整備として最も多く挙げられたのはトイレで、暖房設備、給水、浄水設備よりも高い割合となりました。飲み水よりもトイレが困ったという回答から、トイレ問題の深刻さがうかがえます。水の出ない水洗トイレは、みるみる便の山になる。避難所に仮設トイレが設置されるのは、早くても3日目以降、仮設トイレの便槽が満杯になり、使用禁止の仮設トイレがあちこち現れる。戸建て住宅の汚水処理の仕組み、災害時のトイレ事情等、トイレ防災について積極的に普及啓発を図り、町民が危機意識を持ち、自ら行動を起こせるよう、以下伺います。

①、当町での災害時のトイレの備えについて、現状と課題について伺います。

②、災害時のトイレ対策に特化した講演会、簡易トイレや携帯トイレの正しい使用方法などを実践的に学べるワークショップの開催を自主防災組織単位で行う考えは。

③、電気や水道がなくても悪臭がなく、清潔に保つバイオ分解処理で日常的に使える循環型の公衆トイレの新規導入についての考えは。

お願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 災害時のトイレ問題のご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町では現在凝固・衛生袋1万個、組立てトランク型自動ラップ式トイレ16個、車椅子対応型ユニバーサルトイレ6個、仮設トイレ用便座及びテントをそれ

ぞれ4個備蓄をしております。

課題といたしましては、水道、下水道の停止が長引いた場合の備蓄用品不足、手洗い用の水が不足するなどの衛生管理への対応、要配慮者への対応などが挙げられます。

2点目についてですが、自主防災組織単位、地域コミュニティ単位からの依頼に応じて職員が講師となり、出前講座を随時行っていることから、引き続き継続してまいります。

3点目についてですが、水道、下水道が使えない場所において有効な設備の一つと捉えております。一方、関係業者からの情報では、バイオ処理に当たって温度、湿度、微生物環境、使用頻度により臭気発生や分解能力に大きな影響を及ぼすほか、処理量が一時的に急増した場合に分解が追いつかない、微生物が寒冷地では活性化しにくいなど、導入に当たって解決すべき課題も多いことから、現時点で優先して導入すべき設備とは考えていないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、今備蓄しているトイレについてのことなのですが、現在の備蓄量は、町内避難者数に対してどの程度のカバー率になっているのでしょうか。町内避難者数を何名と想定しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） まず、今のご質問にお答えしたいと思うのですが、本町では、まず災害時のトイレの数を単なる備蓄品として捉えているわけではございません。というのは、発災から時間経過等伴いまして、避難所で必要になってくるトイレの質というのがフェーズによって変わってきます。まず、発災直後で1日程度ですけれども、これが凝固・衛生袋を活用したところを既存のトイレに使って排出環境を整える、これが1万個という数になっております。

これによりまして、トイレを我慢する方がいなくなるということなのですが、1日目から3日にかけて組立て式のラップ式トイレを活用して、衛生的に、継続的に環境を確保し、なおかつ災害協定に応じて仮設トイレの設置を要請するとともに、ユニバーサルトイレも要請する。そして、それでも長引くようだったら、マンホールトイレを活用するということなのですが、まず第1に、トイレが必要になる環境というのは、上下水の断水が伴うということなのですが、長期的なものというものを想定していないということになります。

どれだけのものかという、避難所をどれくらいカバーするかという考え方ですけれども、さわやかハウスでは161名の避難者を予定していますが、まず主幹避難所、この開設の中で対応できるということを想定しています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、私今回のこのトイレについては、上下水道がもう止まるということを前提でいろいろ再質問を考えてきたのですが、時間もあまりありませんし、このことはもうこれでいいです。次に移りたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 質問にしなければ駄目。

○10番（小笠原佳子議員） 質問トイレの質問は、もうこれで結構です。

○議長（廣田清実議員） 質問の場合は、必ず質問で終わらなければならないから。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、バイオ処理による公衆トイレは、以前から同僚議員からも提案がありまして、今回は寒冷地で、そしてなお今上下水道は止まらないということが前提ならば、こんな高いお金を出して、そういう公衆トイレを使う必要もないのですが、寒冷地でそういう何か、私が調べたところによると、多大処理方式というのだと使えるそうなのですが、そのことについて、もしお考えがあったら教えてください。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） トイレの考え方なのですけれども、避難所として活用するという考え方も1つなのですけれども、矢巾町内における水循環の一つとして捉えるべきだと思っております。単独処理のものを個別に置くということは、行く行くについては高コストだったり、そこの接続というものに問題が出てくるということがあろうかと思えます。そういったことを踏まえて、技術革新も踏まえた中で今後検討してまいりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

確認しますけれども、一般質問は質問で終わることが限定になっておりますので、そこはルールとして守っていただけますようお願いいたします。

次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、3問目の質問いたします。

子育て支援について、保育園等に子どもを通わせている保護者の方は、毎日仕事を終え、家事や子どもや家族の世話をし終えてから、子どもの明日の登園の準備をされていると聞きます。この負担感を軽減して子育てしやすい環境を整える取組が非常に大事だと思うことから、以下お伺いいたします。

①、布団の持ち帰りをなくするため、お昼寝用のコットベッドの導入を提案いたします。このコットベッドは、ポリエステル製の布が張られた簡易ベッドです。布は、メッシュ素材になっており、通気性がよく、熱や湿気は籠もらないことが特徴で、しっかりしたつくりでありながら、移動や、また重ねることができ、収納が楽であること。その四隅に10センチほどの足がついており、床に直接触れることがなく、暑さ寒さを感じにくく、安眠できるメリットがあります。子どもたちが寝汗や、またよだれがついても、おねしょをしても衛生的に使用でき、専用のカバーやシーツを取り付けています。保護者の方が週末に布団を持ち帰り、干したり洗ったりして、休み明けに持参するという手間が省けます。

おむつサブスク、いわゆる手ぶら登園が2021年5月から奈良市内全ての公立園を対象に、紙おむつの定額が行われています。登園時に1日に使用する枚数の紙おむつに名前をマジックで書いて持参するという負担がなくなったことで、保護者の皆さんの気持ちが楽になった等の声が上がっているそうです。

お昼寝用のコットベッドやおむつのサブスク、定額制、手ぶら登園について、当町での新規導入について考えるべきではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

②、やはぱーくどんぐりっこの遊びの広場利用時間帯について、現在の利用時間帯は9時15分、12時、14時30分で、1日当たり3回の入替え制の最長2時間になっております。この設定は、コロナ禍の影響だと考えますが、感染症の落ち着いている現在は、未就学児のお昼寝の時間等を配慮し、利用者の利用しやすい設定に変更できないか伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 子育て支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町立煙山保育園において、お昼寝用コットベッドやおむつ定額サービスの導入を求める保護者からの具体的な要望等はいただいているところではありますが、ご質問にあるようなメリットがあることは認識しております。

しかしながら、お昼寝用のコットベッドの導入に当たりましては、現在の園舎におきまして保管するスペースを確保することができず、現時点での導入は難しい状況であります。また、おむつの持参につきましても、多くの製品の中から保護者が選択しており、お一人お一人の成長や肌に合うか、合わないかの質に合わせたものを使用することで、保護者の安心感につながっているものと認識しております。

町といたしましては、現行の保育環境が持つよさを維持しながらも、子育て家庭の負担軽減は重要な課題と認識しておりますので、保護者のニーズを的確に把握し、ご提案いただいた内容も含め、負担軽減に向けた取組について検討してまいります。

2点目についてですが、現在の利用時間は、議員ご指摘のとおり、コロナ禍の際に設定したものであり、1回当たり最大2時間の利用時間などの設定については、利用者の利用状況も踏まえて設定したものであります。

利用者アンケートにおいても、利用時間に関するご意見が寄せられておりますが、現在の利用時間設定は、職員が子どもを見守ることができる安全面や遊具などの消毒作業を含む施設の維持管理の面でメリットがあることも踏まえ、今後の方針については、利用者の声もお伺いしながら、指定管理者と協議をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、最初のコットベッドとおむつ定額制についてなのですが、コットベッドは軽くて積み重ねてもらえるものなので、収納スペースはあまり取らないという認識でございます。また、おむつ定額制につきましては、長女の友人たちがしゃべっているところを私は聞いたのですけれども、友人の第1子を見てくださった保育士さんが、とてもいい方なのだけれども、おむつの交換が自分の感覚よりもすごく頻繁で、2人目の子どもを預けるのに、その保育園に預けるかどうか少し迷ったというようなことを聞いて、やっぱりおむつを替えることの感覚は、人によってすごく違うのかなと思って、また保育士さんのほうからは、お尻拭きの表面に先生1回につき2枚までにしてくださいとメモが書いてあったというのを聞いたのです。それで、それもまたすごいなと思って、保育士さんは丁寧に汚れが残らないようにと一生懸命拭いてくださったということなのです。それで、これはどちらも矢巾町での話ではないのですけれども、かわいい赤ちゃんの成長に伴って、思わなくてもいいような感情なのかなというふうに思いました。

両方の負担軽減を図るおむつ定額制は、サービスを利用する、しないは任意なので、保護者が利用する場合、今全国的な感じでは事業者に直接申し込んで、そして保育園側の負担はありませんし、月に2,800円で契約されるものでございました。やはり令和は令和の子育ての考え方とか、やり方があるのかなと思ひまして、このことを提案いたしました。それを含めて考えるということでしたが、今のお話について何かありましたら教えてください。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町長答弁でもありましたとおり、まず保護者のニーズを把握するところからスタートさせていただきたいと思っております。確かにおむつのサブスクは、町内でも導入している施設ございまして、ちょっとヒアリング等もさせていただきながら、メリット、デメリットそれぞれあるのかなというふうに捉えておりますし、コットベッドにつきましても、町内の園で導入している園もありますが、ただコットベッドにつきましても、収納スペースのところ、確かに重ねて置けるのですけれども、その分平面、床とかにそのまま置かれるような形になってしまうと、保育、遊ぶスペースとかの部分であったり、そういったお子さんの危険、危険といえますか、けがにつながる部分も出てくるかなと思ひますので、ちょっとなかなか難しい。その収納スペースを確保するまでは難しいかなと思ひますけれども、まずおむつのサブスクとか、そういった部分の利用希望があるかとかというところを丁寧に聞き取りして、その後検討のほうを進められればいいのかというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、どんぐりっこのほうに移りたいと思うのですが、2点目の答弁に、利用者アンケートにおいても、利用時間に関するご意見が寄せられておりますとありましたが、この内容についてお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今設定している2時間の例えばお昼の時間ですけれども、少しずらしてほしいとか、多くはないですけれども、そういったご意見がございました。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 答弁にもありますが、コロナの5類移行は2023年5月で、3年1月たっていて、コロナ対応でつくった利用時間帯を、これまで見直しについて協議されたことがないのか、あるのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和7年度から当課の所管に変わっておりますが、昨年度、それから現時点、現時点というか先日まではございませんでした。町長答弁ございましたとおり、今指定管理者と協議して、今来ている利用者さんのほうにアンケートを実施するように指定管理者のほうにもお伝えしておりますので、その中で、こういった時間設定のほうがより使いやすいかどうかを把握した上で、現状のこの時間帯の変更できるかどうか検討させていただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、検討していただきたいと思います。私どんぐりっこさんの利用を平成30年と令和7年もどんぐりっこさんからもらったのですけれども、ほぼほぼ2万4,000ちょっとで、令和6年も7年も変わらなかったのですが、平成30年は、まず町外の方から利用料金はもらわなかった。そしてまた、時間設定もなかったようなのですけれども、こんなに利用者が減ってしまって、何かそのことについての対策とか考えとかはなかったのかなというふうにお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに数年前に比べて利用者が減っておりますけれども、先ほどの町長答弁あったとおり、コロナ禍で今の3時間帯に分割したわけですが、これがコロナ禍が終わったから、ではすっかり元に戻すかというのと、むしろコロナ禍を経験して、例えば遊具を消毒するとか、そういったことのほうが、より利用者様にとっていいというのが実際の経験値としてございましたので、指定管理者とも協議しておりますが、これはぜひインターバルといいますか、そういった時間帯を設けるのは今後も続けたいというふうに思っておりますので、そこだけは今後も継続したいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　やはりそういう安心感があっての、どんぐりっこのよさだと思うので、そのところは本当に考えていただけたらと思います。

本当私も盛岡のお母さんたちから、やはぱ一くに行ってきたよと、すごくいい施設だというふうに、息子が喜ぶというようなことを2人ぐらいから言われたことがあります。一番未就学の子で3歳以上の子どもたちは、やっぱり保育園に行ったり、幼稚園に行ったりするので、ゼロとか1とか2歳の子が利用すると思うのですが、この年齢の子というのは、やっぱり朝寝もするし、昼寝もするし、離乳食もあるし、なかなか親の思うような時間帯で動けなかったりするので、今何回も課長は見直しを図っていつてくれるようなことをおっしゃるので、ぜひとも期待したいと思うのですが、いつ頃をめぐにこんな形でちゃんと消毒することを入れて、そしてもう一つ言いたかったのは、どんぐりっこさん、すごく事業も増やしていただいて、産後ケアとかにも力を入れていきますし、やっぱり民間だからできるようなすごい取組をいっぱいしてくださっていて若いお母さん方が喜んで通ってくださっているのです、そういういいところは残したまま、ただもう少し柔軟な利用ができるような感じにできたらすごくいいのかなと思いました。ぜひこのことについてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

指定管理者として、通常の広場のほかにも自主事業としていろんな事業をやっているところであります。今年度さらにどんぐりっことして、こういったことをやりたいというのも先日ご相談を受けておまして、そういったのもぜひ我々としてはやっていただきたいと思う内容でしたので、それらも含めて、やはりベースは広場ですけれども、そこはさっきお話ししたとおり、消毒とか安全面とか、そういったのはキープした上で自主事業の部分のプラスアルファというのは、どんどんどんぐりっこのほうでやっていただきたいなと担当課としては思っているところでございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　以上で10番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を16時25分といたします。

午後　4時12分　休憩

午後 4時25分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、1番、高橋恵議員の一般質問を受けます。

高橋恵議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（1番 高橋 恵議員 登壇）

○1番（高橋 恵議員） 議席番号1番、町民の会、高橋恵でございます。よろしくお願いいたします。

1問目、加齢性難聴者等への補聴器購入支援について伺います。加齢に伴う難聴は、誰にでも起こり得る身近な問題であり、聞こえづらは家族や地域との会話の機会を減少させ、外出や社会参加の低下、さらには孤立や心身の衰えにつながるおそれがあります。また、国の認知症施策においても、難聴は認知症の危険因子の一つとされており、高齢者の生活の質を維持する上で、早期の気づきと対応が重要です。

一方で、補聴器は高額で、原則として保険適用外であることから、身体障害者手帳の対象とならない軽度、中度難聴者にとって、購入費用は大きな負担となっております。実際に、町民からも家族との会話や電話のやり取りなど、日常生活に支障を感じているとの声が寄せられています。

矢巾町は、令和3年度から加齢性難聴者に対する補聴器購入または貸与制度の創設について県へ要望を行っており、町としても、この課題の重要性を認識しているものと受け止めております。

しかし、町では、身体障害者手帳の対象となる高度、重度難聴者への支援はあるものの、軽度、中度難聴者については支援の対象外となっているのが現状です。

県内では、既に岩手町や沿岸部の市町村などにおいて、主に65歳以上を対象とした補聴器購入費助成制度が実施されております。毎年県への要望を行っていることは理解しますが、要望の継続だけで町民の困り事が解消されるわけではありません。補聴器は、困り事が深刻化する前の段階で活用することが社会参加の維持や介護予防の面からも重要であると考えます。

今後は、国や県の制度創設を待つだけではなく、矢巾町としても実態把握や先行事例の分析、独自支援の検討に踏み出す段階に来ているのではないのでしょうか。

以上のことから、補聴器購入支援について、町として検討を進める必要があると考え、以下伺います。

1点目、加齢性難聴が閉じ籠もりや社会参加の低下、心身の衰え、認知症機能低下の一因となり得ることについて、町の高齢者福祉施策上、どのように認識しているか。

2点目、身体障害者手帳の対象とならない軽度、中度難聴者から補聴器購入費の負担や日常生活上の聞こえづらさによる困り事について、町に相談や要望が寄せられているか。また、相談や要望を十分に把握していない場合、今後地域包括支援センターや介護予防事業、健康相談等を通じて実態把握を行う考えはあるか。

3点目、町は令和3年度から加齢性難聴者に対する補聴器購入や、または貸与制度の創設について県への要望を行っているが、これまでの県の回答や国の政策動向について、町ではどのような効果があったと捉えているか。また、要望実現に向け、町として今後どのような対応が必要であると考えているか。

4点目、岩手県内では補聴器購入費助成制度を実施する自治体が広がっているが、町として先行自治体の対象要件、助成額、利用実績、財政負担等について調査、分析を行っているか。また、矢巾町で導入する場合の課題をどのように整理しているか。

5点目、補聴器購入支援を単なる個人の購入補助ではなく、介護予防や高齢者の生活の質の向上、社会参加を支える施策として位置づけるべきでは。

以上、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、高橋恵議員の加齢性難聴者等への補聴器購入支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、加齢性難聴は、単なる身体的問題だけではなく、社会参加や認知機能の低下の一因となり得る問題であり、高齢者の生活の質の向上や健康保持増進の観点からも重要な問題と認識しておるところであります。

2点目についてですが、補聴器購入費の負担や日常生活上の聞こえづらさによる困り事について、具体的な相談や要望は寄せられていない状況であります。75歳を超えると約半数の方が加齢性難聴により聞こえづらさを感じているとも言われており、本町においても同様の傾向と捉えておりますので、実態把握に努めてまいります。

3点目についてですが、本町から県への要望に対して、令和5年までの県の取組状況は、

当面は実現できないものに区分されておりましたが、令和6年度以降、6年度からは実現に向け努力しているものに区分されたことから、要望について今後も継続してまいります。

4点目についてですが、これまで県内の先行自治体の対象要件や助成額については、調査をしておりますので、利用実績等についての調査も検討してまいります。

なお、本町で導入する場合の課題といたしましては、補聴器の価格に対する適正かつ効果的な助成額の検討や町単独の費用負担となる点が課題と捉えております。

5点目についてですが、加齢性難聴者への支援については、高齢者の生活の質の向上、健康保持増進に資する支援と捉えておりますが、全国的な問題でありますことから、今後も国及び県に対して、介護保険制度等での購入助成制度の創設について継続して要望してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 過去の一般質問でも同僚議員からの質問もありましたので、皆さん、この問題に関してはご承知の課題だと認識しております。前提として申し上げますが、現行の補聴器購入助成は、身体障害者手帳の対象となる重度、高度難聴の方への支援であり、一定の制度があることは私も理解しております。

一方で、今回課題としておりますのは、身体障害者手帳の対象にはならないものの、日常生活で聞こえづらさを感じている軽度、中度難聴者への支援でございます。こうした方々は、家族との会話や電話、地域活動の参加などで困り事を抱えていても、現在の制度では支援の対象外となっております。言わば制度のはざまにいる軽度、中度難聴者への支援についての質問です。その点を前置きし、再質問いたします。

1点目に関してなのですが、早期発見について、加齢性難聴は生活の質や健康保持増進の観点からも重要な問題と認識しているとの答弁でありました。重要な問題と捉えているのであれば、聞こえづらさに早く気づき、必要な支援につなげる仕組みが必要だと考えます。難聴は、本人が自覚しにくかったり、家族や周りに話しても、年だから仕方ないと言われ、相談につながりにくかったりする課題でもあります。

介護予防教室や健康相談などでの機会やホームページ上などに聞こえのセルフチェックリストなど、聞こえづらさに気づくきっかけづくりで、耳鼻科の受診、補聴器相談につながるきっかけづくりを計画する考えがあるか伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでは、具体的に聞こえのことについて相談を受けているということがございませんでしたので、今ご質問のありましたいろいろなチェックリストみたいなものだとか、そういったものが必要だというふうには思っておりませんでした。これがどの程度効果があるものなのかということは研究してみたいと思いますので、そこはそういったところを少し情報を得ながら検討してみたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） きっかけなど、第一歩など必要だと思いますので、ぜひ先行事例や他自治体などの確認をし、前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、2点目ですが、実態把握について、具体的な相談や要望は寄せられていないということでしたが、相談がないことを困っている人がいないと捉えるのではなく、制度の必要性を判断するためにも、答弁にあったとおり、実態の把握が必要だと思います。補聴器購入支援を検討するには、対象となる人数、生活上どのような場面で困っているのか。購入費用がどの程度負担となっているのか、また購入をためらう理由などを把握することが重要だと思っております。町として実態把握を行う際に、特に重視すべき項目をどのように考えているのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） 繰り返しの答弁になりますけれども、聞こえに困っているという相談がなかったというのが一番大きなところかなと思います。実際の聞こえの問題ではないのですが、先ほども別の議員さんの質問の中の答弁でちょっと申し上げましたが、介護のほうの10期計画を立てるに当たりまして、アンケート調査を実施しております。繰り返し申し上げますが、65歳以上の方が対象で、65歳から74歳までの前期高齢者255名、75歳以上の後期高齢者362名、計617名。無作為1,000人のうち617名の方から回答をいただいているアンケート調査の中に、聞こえそのものではありませんが、外出を控える理由は何ですかというようなことを聞いておりまして、その中に聞こえの問題などがありますかということを聞いております。

この中では、聞こえについては問題があると答えたのは全体の7.1%ということで、例えば

足腰の痛みですとか、外の楽しみがないとか、そういったようなことに比べると、悩みとして思っている方、抱えている方が、この数字だけではちょっと多くないなというふうに思いました。

そして、相談も実際に来ていないということもありましたので、そういったところから、具体的な行動にはつながっていないというのが今の実態にはなりますが、ただご質問のとおり、このことについてというふうに聞かなければ、そのことをしっかりと答えないということはあるかと思いますので、これからの例えば高齢者訪問ですとか、そういった機会がございますので、その中で何か特別にそういった質問を増やしてみるとか、そういったところをすることで、どの程度の実態があるのかということ把握する方法については検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 現場には様々お話になったとおりケースがあると思いますので、今後も実態把握を確認しながら行っていただければと思います。

そして、午前中も谷上議員の終活の質問の中でも答弁があり、その答弁内容と重複されると思いますが、町民が庁舎内のほかの窓口で相談した際や、担当課に案内されても制度がないことで相談がそれ以上進まず、結果として町として声を十分に把握できない場合も考えられます。

そうした声を拾うために、担当課だけで対応するのではなく、町民が最初に相談する可能性のある窓口や関係機関で情報共有し、必要な相談が確実に担当課につながる仕組みが重要だと考えますが、見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおりだと思いますので、高齢者、あとは障がい者の方々ということで、町のほうであれば、福祉課、健康長寿課、あるいは高齢者問題であれば包括支援センター、社会福祉協議会といったようなところでいろいろと窓口がございますし、いろんな場面でいろんな方がそれぞれの用を、こんなことどうなのだろうなということで、どこに行くか分かりませんけれども、自分が思った相談先に頼って、そういったことをしてくるかと思いますので、今お話をいただいたような件につきましては、共通の課題ということで、皆さん、関係する

ところでしっかり共有できるように、実現ができないまでも、こういうふうなことはないかという相談があった。例えば今までそういう相談がなかったけれども、今年はそういう相談が増えてきたとかということがあれば、そういう課題が広がってきているのだなということかとも思いますので、そういった情報なのだというふうに捉えるようにしながら、情報共有をすることを心がけてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 午前中のお話の続きなのですが、中には個別案件の内容もあるかと思いますが、それ以外はどのような相談でも、今のお話のとおり有効だと思いますので、間口を広げて、必要としている方と担当課が少しでもつながるような対策をお願いしたいと思います。

3点目に行きます。町独自の施行についてなのですが、県への要望について、令和6年度以降は実現に向け努力しているものに区分されたとの答弁があり、一定の前進と受け止めております。国や県に要望を続けていくことは大事ですが、令和3年度から要望を続けていても、現時点では制度創設には至っておりません。制度創設を待っている間にも、年齢を年々重ねることで聞こえづらさが進み、会話や外出、社会参加などの影響がさらに広がるおそれがあります。町としても、国や県への要望と並行して、対象者や助成額を限定した試験的な助成など、独自にできる対応を検討する必要があるのではないのでしょうか。

例えば65歳以上で身体障害者手帳の対象とならない軽度、中度難聴者のうち、医師の意見書がある方を対象とし、助成上限額や所得制限を設けた上で1年間試行し、利用件数や効果を検証する方法も考えられます。このような段階的、試験的な支援策を検討する考えはあるか伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、実態の把握をする必要があるのかなと思います。確かにそういった方々がいらっしゃるということは承知しておりますが、では一体どのくらいの数の方々がいらっしゃるのかということは、残念ながら私どもまだ把握できておりませんので、まずはその実態把握のほうから始めていきたいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今回の質問は、主に本人の対象という質問の位置づけなのですから、私など50代、団塊のジュニア世代からの相談がある場合もあると思いますので、その点も含め今のお話のとおりにとどまらず、前向きに進めていただければと思います。

次の4点目に移ります。先行事例の調査、分析についてなのですから、先行自治体の対象要件や助成額については調査しているとのことでした。一方で、制度を導入するかどうかの判断をするためには、対象要件や助成額ではなく、答弁にあった利用実績のほか、財政負担、申請手続、医師の意見書の扱い、制度開始後の制度なども把握する必要があると考えます。

特に矢巾町で導入した場合に、先ほどおっしゃったとおりどのような利用が見込まれ、どの程度の利用が見込まれるのか、どの程度の財政負担になるのかを整理することが必要なのではないのでしょうか。町として早期に先行自治体の利用実績や財政負担、運用上の課題などについて具体的な聞き取り、今後の制度設計の参考にする考えはあるのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問いただきましてから、どの程度の県内自治体がそういったことを行っているのかということでもちょっと調べてみました。ちょっと全部ではなかったのかもしれませんが、一応11市町村のほうで実施しているということが確認できました。管内ですと、岩手町がやっていらっしゃるということですので、金額的なこととか、実際どのくらいの年間件数があるのかとか、一応基準とか、そういったものとか、あとは対象になるものというのは、調べて出てくるものについては把握しましたので、その辺りのところも含めながら伺って実績がどうなのか。それが町のほうに来た場合、どういうふうに予想されるのかというあたりは少しお聞きしてみたいなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今の答弁にありましたとおり、11市町村ということ把握されているということで、補聴器ネットワークの協会のページなどを見ると、まだ岩手県は遅いほうの分類になっていると思います。ぜひ早期に結果につながるように対応を期待しております。

再質問の5点目です。高齢者福祉、介護予防としての位置づけに移りたいと思います。町は、介護保険制度等への購入助成制度の創設を国や県に要望していくとの答弁でございました。国や県の制度として整備されることは重要であり、町単独で助成する場合の財政負担について慎重な検討が必要であることは大変理解しております。

一方で、加齢性難聴は、介護認定を受けている方ではなく、まだ要介護、要支援状態のない高齢者の社会参加や介護予防にも関わる問題でございます。

聞こえづらさを放置することで、外出や会話の機会が減り、閉じ籠もりや社会参加の低下につながるのであれば、補聴器購入支援は、高齢者福祉や介護予防の施策として考える必要はあるのではないのでしょうか。国や県の制度創設を待つだけではなく、聞こえに関する相談体制の整備、情報提供、ここで言いますと情報提供とは、補聴器や集音器の違い、耳鼻咽喉科の受診の必要性、補聴器購入の流れ、身体者手帳制度などを町の窓口や広報で分かりやすく周知することが情報提供の項目になります。

また、先行自治体の調査、対象者や助成額を限定とした試験制度の助成など、町の財政負担の体制を踏まえながら、段階的に取り組める支援もあると思います。町として現実的に今から始められる支援の形を検討する考えはあるか伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、こちらの町としてできることといえば、お話がありましたとおり、広報等でどういったことになるのかということをしかりお知らせするということになると思いますので、そういった方法をちょっと検討していきたいなと思います。

これまでは、どうしても体の動きですとか、そういった運動機能のことや健診的なことで、どういった状態になっているのかということを探ることで、介護予防ですとか、状態を把握しながらということに努めてきましたけれども、確かに聞こえの問題もこれからは増えてくることが予想されますので、そういったことも含めて、これまではなかった項目ではありますが、これがどの程度影響してくるのか、全く影響がないということはないかと思われますので、こういったところもしかり検討したり、それからもし先行の取組があれば、どういった取組をしているのかということも参考にしながら、こちらのほうについては検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋恵議員。

○1 番（高橋 恵議員） 最後になりますが、まだまだ実態把握の段階だとは思いますが、誰一人取り残さない視点での対応をお願いしますが、最後に見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回聞こえのことについてご質問をいただいておりますが、聞こえもそのとおりですが、やはり高齢者の問題にしましても、障がい者の問題にしましても、困って、いろんなことどうだろうかということが分からなくて相談にいらっしゃるという方がほとんどだと思いますので、そういった方にしっかり寄り添って、専門的な知識を持ったところにしっかりつなげるというところを心がけながら、今後もしっかりとした対応をしてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1 問目の質問を終わります。

会議時間の延長

○議長（廣田清実議員） ここで皆さんにあらかじめ申し上げます。

矢巾町議会会議規則第9 条1 項の規定により、会議時間は午後5 時までとなっておりますが、午後5 時を過ぎることが予想されますので、同条第2 項の規定により、延長することをあらかじめ宣言しておきます。

○議長（廣田清実議員） 次に、2 問目の質問を許します。

高橋恵議員。

○1 番（高橋 恵議員） それでは、2 問目ですが、こども110 番の家の運用について伺います。

こども110 番の家は、子どもたちが不審者に遭遇した場合や犯罪等の被害に遭いそうになった場合、また身の危険を感じた際に、一時的に避難し助けを求めることができる緊急の避難所であります。

また、店舗や一般家庭、事業所、車両等にステッカーや表示物を掲示することで、子どもたちにとっては困ったときの逃げ込める場所となり、地域にとっては子どもを見守っているという意思表示もなり、さらに不審者等に対する抑止効果も期待されるものであります。

町から提供された資料によれば、令和8年3月31日時点における本町のこども110番の家は122件であり、小学校区別では、徳田小学校区38件、煙山小学校区35件、不動小学校区16件、矢巾東小学校区33件となっております。

しかしながら、現場で子どもたちと接する中では、こども110番の家を知らない、何をする場所か分からないといった声も聞かれます。

制度として登録件数があっても、子ども自身がその存在や役割を認識していなければ、いざというときに利用することはできません。また、保護者においても、自宅や通学路の周辺のどこが登録されているのか、十分に把握されていない可能性があります。

さらに、小学校区別の設置状況を見ると、不動小学校区においては16件と他学区に比べ少ない状況にあり、通学路や子どもの生活圏において、地域的な偏りや空白がないか確認する必要があると考えます。

近年では、不審者対応だけでなく、熊などの野生動物の出没、急な体調不良、悪天候時の一時避難など、子どもが危険を感じる場面も多様化しております。

こども110番の家は、設置して終わりではなく、子どもたちや保護者に認知され、登録者も対応方法や連絡体制を確認しながら、地域の中で実際に機能することが重要であります。事件や事故は、未然防止が何より重要であり、日頃から地域の中に見える見守りを浸透させ、子どもたちが安心して登下校し、生活できる環境を整える必要があると考えます。

そこで、こども110番の家が名簿上の制度にとどまらず、実際に機能する見守り体制となっているかを改めて確認し、必要な見直しと充実を図るべきと考えることから、以下の点について伺います。

1点目、令和8年3月31日時点におけるこども110番の家の設置状況について、町ではどのように評価しているか。また、通学路や子どもの生活圏において空白地域や配置の偏りがないか確認しているか。

2点目、ステッカーや看板等の表示物について掲示状況や劣化状況を定期的に確認しているか。また、登録者の継続意思や対応可能な状況について把握しているか。

3点目、子どもたちや保護者に対し、こども110番の家がどこにあり、どのような場合に利用できるのかについて、学校ではどのように周知しているか。また、児童生徒や保護者の認知状況を確認しているか。

4点目、登録者に対し、子どもが駆け込んできた場合の対応方法や警察、学校、家庭への連絡体制について、定期的な説明や確認を行っているか。

5点目、不審者対応だけでなく、熊など野生動物の出没、急な体調不良、悪天候時の一時避難など、多様な危険への対応として活用できるよう周知する考えはあるか。

6点目、子どもたちの安全確保について、こども110番の家を含め、学校、家庭、地域、関係機関が連携した見守り体制を全体の中で位置づけ、制度の実効性を高めるため、点検や見直しを行う考えはあるか。

以上、伺います。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君） こども110番の家の運用についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてです。こども110番の家は、地域における子どもの安全確保を図る上で、有効な役割を果たしていると考えております。この仕組みは、地域の方々の善意のボランティアで成り立っております。現在も地域全域で120件を超える方々に温かいご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝の意を表します。

配置場所については、主に通学路沿いを中心とした地域の方々に登録をいただいております。子どもたちの安全、安心の確保に一定の成果、効果を上げているものと捉えております。

2点目についてです。令和7年度にこども110番の家の登録世帯等に現在の状況をお聞きするアンケート調査を行います。その結果を踏まえ、掲示物の劣化や破損があった箇所については、新しいものと交換しています。また、継続する意思の有無についても確認し、把握をしています。

3点目についてです。子どもや保護者に対して具体的な所在地などはお伝えしておりませんが、学校では適宜、機会を捉えて、こども110番の家という仕組みがあることや、万が一の際に駆け込んで助けを求めることができる場所であることについて、児童生徒に伝えていと認識をしております。

4点目についてです。登録世帯等に対しては、子どもの保護等に関して連絡が必要な場合、基本的には学校または警察への連絡をお願いしております。町からは、初回登録時の説明のほか、随時アンケートを行う場合など、機会を捉えて制度の趣旨や対応等についてお知らせしているところです。

5点目についてです。こども110番の家の登録世帯等に対しては、子どもの避難が必要なケースや判断基準等を個別具体的な形ではお示ししておりませんが、議員ご指摘のように、熊や悪天候などの場合も含めて登録世帯の方々にご理解が得られるよう努めてまいります。

6 点目についてです。こども110番の家を含め学校や家庭、関係機関等が連携した見守り体制について、新たな危険要因の発生状況を踏まえ、点検と見直しを行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋恵議員。

○1 番（高橋 恵議員） 1 点目に関してなのですが、設置状況についてです。通学路沿いを中心にご登録いただき、一定の効果を上げているとの答弁でありました。一方で、不動小学校区は、先ほども申し上げたとおり16件と、ほかの学区と比べて少ない状況であります。件数だけではないですが、通学路や子どもの生活圏に照らして、実際に駆け込める場所があるか確認することが必要だと考えます。

令和7年度岩手県地域安全マップコンクールでは、新田1区の子ども会が最優秀賞、東徳田1区子ども会が入賞されており、子どもたち自身が地域の安全を確認する取組は、大変有意義だと感じております。こうした取組も参考にしながら、今後登録場所を地図などで整理し、空白地域や配置の偏りを確認する考えがあるか伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えさせていただきます。

地域安全マップの取組、町内の団体が非常にすばらしい取組をしたということは聞き及んでおります。そのような取組、非常にすばらしいなと思っておりますし、またそういった活動を通じて、自分の住んでいる地域、この辺が危ないよねとか、もっとこういった守りが欲しいよねといったニーズ、そういったものが出てきたならば、それについて積極的に拾って生かしていきたいなという考えを持っているところでございますので、今後もそういった状況を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1 番（高橋 恵議員） 答弁について理解いたしました。今の私の話では、なぜ子どもたちが地域安全マップコンクールに応募したかです。そこには、地域安全に関して大きな関心があるからだとは私は認識しております。この件に関しては、学校での総合学習や個別の探究活動、自由研究にもつながると思いますので、今後の対応を見守りたいと思います。

次に、2 点目に移ります。表示物についてなのですが、令和7年度にアンケートを行い、

掲示物の交換や継続意思の確認をしているとの答弁でございました。こども110番の家は、子どもから見て分かりやすく表示されていることが大切です。今後も定期的に掲示状況や登録者の対応可能状況を、前ですと日中おうちにおられたりとかしているのですが、今は皆さんお仕事なさっていたり、事業所も就業時間が終わるといなくなったり、個別に時間の対応状況もございますので、確認する必要があると考えます。今後何年ごと、1年ごとなのか毎年なのか、定期的に確認する仕組みを設ける考えは、今のところ現段階であるのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

これまで設置以降履歴を見ておりますと、おおむね5年前後でアンケート、そして掲示物が壊れていないかといった照会等、あと持続の意思があるかといったことはやっております。今後についても、設置しっ放しではなく、定期的なフォローは必要だと思います。

なお、その際に、マニュアル等も更新版を送るなどして趣旨の再通知、そして事案があったときにはこのように対応をお願いしますといったお願いはしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 先ほども申し上げたとおり、受けられる方の個別の状況も、対応も違ってきますので、5年よりは、5年というところとちょっと長めに感じますので、もう少し短めな定期的な確認をお願いしたいと思います。

次に、3点目なのですが、子どもの認知に関してです。学校では、こども110番の家の仕組みや万が一の際に駆け込める場所であることを児童に伝えているとのことでした。しかし、現場で子どもたちに接する中では、私防犯教室に行きまして、ちょっとお話をさせていただいて手を挙げさせていただいたのですが、ほとんどいなかった小学校があります。その中で、こども110番の家を知らない、何をするか分からないという声もありました。ちょっと赤信号だなと思って、この質問に至っているのですが、制度があっても、子どもたち自身が場所や使い方を理解していなければ、いざというときに利用することはできません。

具体的な所在地を伝えていないということですが、具体的な所在地を伝えられない110番の家は、果たして機能しているのでしょうか、その点を伺いたいです。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えをさせていただきます。

確かに通学路沿いで、帰り際、このおうちにはこの看板があるから、いざというとき避難を、助けを求められるといった認識に立っていただくということは大事なことだと思います。

一方で、そういったどこの場所にその家があるかという情報、これをまとめて公表して広く配布してしまうということは、そのご家庭にとってのリスクにもなり得ます。ですので、そこはなかなか難しいところではあるかなと思っております。ですので、一覧表にしたものを例えば配布するといった方法については、あまり考えられないかなと思うのですが、例えば今後の取組として、帰るときに、どこの家に看板があるか見ていこうとか、そういった形で子どもに注意喚起を促すといった方法などで認識を高めていくということは可能だと思いますので、できることをやってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） こちらに関しては、学校の時間的な制約ですし、今おっしゃったとおり、受けられる方の状況にもよりますので、まずできるところから児童生徒、保護者に対してだけの公表とか、そちらのほうも考えていただければ、取組から始めるようお願いしたいと思います。

次に、4点目なのですが、登録者の対応、先ほどもおっしゃいましたが、登録世帯には、必要な場合には学校または警察へ連絡するようお願いしているということですが、しかし実際に子どもが駆け込んできた場合、登録者が落ち着いて対応できるよう、あらかじめ具体的な手順を分かりやすく示しておく必要が必要だと考えます。

例えば子どもを安全な場所に入れて状況を確認する、必要に応じて警察や学校へ連絡するなど、簡単な対応、手順、先ほど申し上げましたが、そのとおりにマニュアルになっているのか、登録者へ配布しているのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えさせていただきます。

いざとなったときに、やはり慌てられるということは想定されるところでございます。ですので、配布しているマニュアルにもその旨は書いてございます。例えばですが、子どもが避難してきたときは、まず自分が落ち着くことと。子どもを安全な場所で落ち着かせることと、そして何があったかを詳しく聞き出すと、その後110番等に通報するといった形で、具体的に手順が結構目立つように書いていますので、そういったところは必要なことだと思います。こういったマニュアル等の配布については、今後も折を見て続けていきたいと考えて

おります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） こちらのほうで、防犯教室で仮に例としてやってみたのですが、ちゃんと話せる子、ふざけて話す子、全然落ち着かない子、びっくりしてしまう子、様々な駆け込んでくる児童生徒にも対応しなければいけないですし、こうした事例が増えないのが一番いいことなのですけれども、万が一に備えることが大切だと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

次に、5点目なのですが、多様な危険、先ほども申し上げましたが、近年は不審者だけではなく、熊やイノシシなどの野生動物の出没、急な体調不良、雷雨や大雪など、子どもが危険を感じる場面が多様化しております。そのため、こども110番の家についても、不審者のときだけではなく、困ったとき、危険を感じたときに助けを求められる場所として、子どもたちに分かりやすく周知することが必要ではないでしょうか。

例えば知らない人に声をかけられたとき、追いかけられたとき、熊などの野生動物を見かけたり遭遇したとき、体調が悪くなったとき、大雨や大雪、雷などで一時的に避難したいときなど、子どもたちが具体的な場面を想定して理解できるよう、学校や関係団体と連携し、周知ができると思うが、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

現在のマニュアルについてどう書いているかといいますと、不審者に限らず身の危険を感じたときにはということで書いております。具体的に、この場合はこうという書き方はしていないのですけれども、そのような書き方をして、本当に身の危険を感じたときには、避難していいよという形にしております。

少し話がそれますが、この制度が矢巾町で始まったのは、平成10年なのだそうです。偶然ですが、私役場に入庁したときに、これを普及するという事業にも少しだけ関わりました、そのときに当時の矢巾交番の署長さんが大変一生懸命な方で、各学校や通学路沿いのご家庭を回ってお願いをして歩いたということを記憶しております。

そのときに、子どもさんたちにはどういう説明をしたかということ、こども110番の家は皆さんを見守っている家だから、いつでも駆け込んでいいよと、電話を貸してくださいとか、ト

イレを貸してくださいとか、水を飲ませてくださいとかもいいですよといったお話をされたのを記憶しております。

当時の社会情勢考えますと、それも許容されるおおらかな時代だったのかなと思いますが、その後何年かして幾らか聞いた話ですと、それをいいことにといいますか、しょっちゅうトイレを貸して、水飲ませてという方が来る。そして、親切でジュースを出したら、その家には何回も来るようになるとか、お友達を連れてくるようになったとか、そういった話もあります。そこは、子どもだから正直だと思いますけれども、こういう場合にはこうだよというところを共通認識を持つてお互い気持ちよく運用できたらいいのかなと考えております。

また話が戻りますが、熊等本当に危険な場合には、やはり当然受け入れていただきたいですし、子どもたちも、そういう場合には近くのおうちとかに行きなさいという話もできるでしょうけれども、そういった形で、今後様々な事案があると思いますけれども、ご家庭の迷惑にもならない範囲で危険に対してしっかりと避難所の役割を果たしていけるように制度を運用してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 実際に最近盛岡のある地区でも、公園で子どもたちが遊んでいるときに熊を見かけたといった事例があります。また、町内のある小学校の児童にちょっと話を聞いたのですが、声かけ事案、今年に入ってもやっぱりあるのですが、知らない人がついてきて自転車で逃げたけれども、まだ自転車でついてきた。そして、危ないと思って、これは2人で同じところに行ったら場所がばれてしまうから、二手に分かれて逃げた、そういう場合もあったと聞いております。

なので、このような危険な場面に出会うことはゼロ%ではないと思いますので、具体的なケースを先ほど話したとおり、今例に挙げて周知することも大事だと思いますので、お願いしたいと思います。

最後になのですが、見守り体制の全体の位置づけに関してなのですが、今までの話の中で、答弁いただいたのですが、制度が形骸化せず、いざというときに子どもが本当に利用できる仕組みとなるよう、こども110番の家の取材や具体的なケース、周知と継続的な点検、見直しを定期的に行う考えについて、再度になりますが、早急に計画していただけるか、改めて伺って最後にします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えをさせていただきます。

議員の地域に子どもが駆け込める安全な拠点を増やしていきたいという考え、全くそのとおりで同感に思います。今後この制度をどうしていったらいいかというところについては、今回の質問を機に私ども考えたところであります。この制度ができた当時、恐らく200件弱の協力者があったと思われます。その後経過を見ていくと、平成29年度には160件、令和4年度には157件、令和7年には122件ということで、やはり時代とともに減ってきているという状況でございます。

逆に言うと、そんな中でも120件以上協力していただける家庭があるというのは、矢巾町はいいところなのだろうということで受け止めておりますけれども、今後それをどうやっていくかということでございます。極論を言うと、町内全ての世帯が、こども110番の家に賛同して、受け入れていただけるようになっていただければいいわけでございますが、なかなかそれも難しいご時世でもございます。ですので、現在やっていたところにつきましては、これまでどおり大事にしつつ、協力を継続的にお願いしていくということ。そして、今後広げていくとすれば、まず事業所、そういったところについては拡大をしていく余地はあるのかなと思います。

一方で、個人の家庭については、やはりちょっと慎重に対応しなければいけない面もあり、やはりお宅のおうちをボランティアで無条件に開放してくださいというふうな受け取られ方をされてしまう可能性もあるので、しっかり制度の趣旨を説明してご理解をいただけたところにはお願いをしていくという形で、縮小しないように維持運営を図っていきたいと考えております。

現在も町内のこども110番の家、たくさんありますけれども、警察のほうともしばらくあまり接点がなかった面もありますので、そちらのほうとも連携して、こども110番の家と連携した取組を子どもに対して進めていきたいという部分を今後働きかけながら制度を運用してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1番、高橋恵議員の一般質問を終わります。

○議長（廣田清実議員）　以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後　５時１８分　散会

令和 8 年矢巾町議会定例会 6 月会議議事日程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 9 日（火）午前 10 時 00 分開議

議事日程（第 3 号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18 名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	総 務 課 長	吉 岡 律 司 君
企画財政課長	田中館 和 昭 君	未来戦略課長	花 立 孝 美 君
税 務 課 長	飯 塚 新太郎 君	町民環境課長	佐々木 美 香 君
福 祉 課 長	菅 原 保 之 君	健康長寿課長	佐々木 智 雄 君
こども家庭課長	村 上 純 弥 君	産業観光課長	村 井 秀 吉 君

道路住宅課長 田 口 征 寛 君

上下水道課長 立 花 真 記 君

教 育 長 岡 田 秀 二 君

学校給食共同
調理場所長 水 沼 秀 之 君

農 業 委 員 会
事 務 局 長

会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長

学校教育課長

文化スポーツ
課 長

細 越 一 美 君

川 村 学 君

高 橋 雅 明 君

高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

主 任 主 事 渋 田 稀 結 君

議会事務局長
補 佐

千 葉 欣 江 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

皆さんにお諮りしますが、今いろいろ行事が多くて駐車場が混んでおりますので、一応規則では5分前のブザーの前には着席することになっておりますので、ぜひ余裕を持って参加されるようお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

また、日程に入るに先立ち、一般質問に当たり、当職から各議員をお願いいたします。質問に当たっては、会議規則第54条1項の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題以外にわたり、またはその範疇を超えてはならないとなっておりますので、通告の内容を超えないようお願いいたします。

また、答弁者においても、質問の内容をしっかりと精査して簡明に答弁していただくようお願いいたします。

それから、昨日はスムーズになりましたけれども、今回は試行として30分の持ち時間となっておりますので、そこも留意してお願いします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

6番、藤原信悦議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（6番 藤原信悦議員 登壇）

○6番（藤原信悦議員） 議席番号6番、町民の会、藤原信悦でございます。

それでは、1問目の質問でございますけれども、県の乾田直播栽培の実証事業について町長にお尋ねいたします。

本年度県は、県オリジナル米銀河のしずくの乾田直播栽培の実証事業を本町、奥州市、花巻市で始めたとの報道がありました。面積で3ヘクタールほどです。直播栽培については、今回ちょっと新聞を調べてみましたならば、2月27日から6月2日までの間で中央紙、地方紙、専門紙込みで5社ほどが記事として取り上げております。直播栽培の狙いは、労働力不足や農家の規模拡大に伴い、農繁期に集中する作業の分散が求められ、育苗や代かきが不要な栽培技術の普及拡大を図ることにあります。

農業の現状について、いろいろ関係する部分ですけれども、農業の現状を考えた場合、何が一番問題かということ、皆さんご承知のとおり、高齢化による担い手不足でございます。私の地域の直近例を取りましても、メインは昭和23年生まれです。間もなく80歳になると思います。こういう方々が高齢化におきまして、就労人口がどんどん少なくなっているというのが大きな背景としてあります。

10年ほど前までは、乾田直播の栽培方法は、従来の湛水直播は、これは水を入れるやつですけれども、と比べて出芽率も低く、収穫も不安定でありましたけれども、現在は栽培技術も確立され、他の品種を含む県内作付面積は、報道によりますと、令和3年レベルで137ヘクタールから3年後の令和6年には410ヘクタールと約3倍に拡大されております。

これまでも農業者の高齢化や後継者不足及び耕作放棄地等の問題については、度々取り上げてまいりましたけれども、この乾田直播栽培は問題解決に有益な取組と考え、以下伺います。

1つ、実証栽培中であっても、定期的な研修会や報告会があれば、より理解が得られやすく、普及拡大につながるものと考えます。このことについて計画は組まれているのでしょうか。

2つ目、乾田直播栽培には特別な機器類が必要となります。なるのかと書きましたけれども、なります。購入に関し、何らかの助成が必要ではないかと考えます。調べてみましたところ、種のまき方というのは、苗から植えるわけではないですし、種をそのままばらまくのでもありませんで、播種作業では種子を適切な深さに入れるという機械が必要です。グレーンドリル、ドリルシーダーというのがあるみたいです。

また、播種後は、種と土壌をうまく土かぶせをしながら接触を改善するというのがありまして、発芽の向上と初期育成の安定を図るためのケンブリッジローラ、要はいっぱい輪っかがついたもので植えた後ならして歩くという、そういう機械も必要になります。ドリルシーダーで160万から240万ぐらい。真空播種、タンクだけついているやつですけれども、これが300万から側条施肥機について500万ぐらいまでと、結構いいお値段であります、機能の

追加を考えると非常にコストがかかるということで、やはり何らかの助成が必要だと考えますので、この件について伺います。

3つ目は、乾田直播栽培の普及に当たっては、次世代を担う若い方々に、この栽培方法の魅力を感じさせる施策を積極的に打ち出すべきと考えるが、この点についてはどのようなお考えか伺います。

いろいろとありますけれども、これらについてご回答をお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、藤原信悦議員の県の乾田直播栽培の実証事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、銀河のしずく完全直播栽培実証事業は、盛岡地方農業農村振興協議会による令和8年度新規事業として計画されており、実証展示圃の設置、現地見学会や栽培技術研修会の開催により、普及拡大に寄与するものと認識をしております。

2点目についてですが、機器類については、平らに引きならすためのレベラーや鎮圧のためのローラーなどが必要となりますが、当該機器の購入に当たりましては、やはば農業担い手応援事業等を活用していただきたいと考えております。

3点目についてですが、完全直播の魅力につきましては、移植栽培で必要であった育苗から代かき、田植作業が不要となることで大きく作業の省力化が図られる点ですが、一方で発芽率や雑草対策などの課題もありますことから、現在実証段階となっているところであります。

若い農業者に限定することなく、省力化により、大規模に水稻を作付するための栽培方法の一つとして捉えていただき、完全直播よりもリスクの少ない湛水直播技術なども含め、おのおの営農状況に適した栽培方法を選択していただきたいと考えております。

乾田直播技術等省力化技術への正しい理解が当該技術へ魅力を感じ、ひいては普及につながるものと考えておりますので、引き続き現地見学会や研修会等により周知を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 町は、乾田直播栽培を普及させるに当たり、具体的にどのような施

策をお考えなのか伺います。

また、この実証事業を行う盛岡地方農業農村振興協会は、実証展示圃の設置、現地見学会や栽培技術研修会を開催するのであれば、町も積極的に取り組むべきと考えます。直播がいいのか、水が入っているほうがいいのか、違いはあるとは思いますが、技術的にはほぼ拮抗する段階に来ているので、こういう特別に限定して実験したものと私は理解しておりますけれども、その辺についてお考えを伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回の乾田直播の実験、実験というか、その実証圃でございますけれども、カントリエレベーターのすぐ北の圃場ということで、議員さん、認識されていてのご質問だというふうに理解しております。

まず、これにつきましては、経緯をお話しさせていただきますと、令和8年度に盛岡以南につきましても、乾田直播で銀河のしずくの栽培が適地とされたことを受けまして、今回の実証圃ということになったわけございまして、これにつきましては、農業改良普及センターのほうが中心になって行っておるところでございます。

それで、町といたしましても、町内でそのような機会をいただいたというところがございますので、今度は、播種はもう終わったわけでございますけれども、7月には現地見学会、あと栽培技術研修会につきましては、皆さんの都合も考えて12月の開催の予定というふうにはなっておりますが、これを皆さんに乾田直播をより知っていただくための機会というふうにしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今実験田の話が出ましたが、そのときどれぐらいの方が見学にいらしたりしていたのでしょうか、ちょっと教えていただければ助かります。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

実際の播種のタイミングでは、これは機械メーカーさんのほうにご協力をいただいたので、ほぼ機械メーカーさんのほうと、あとは我々産業観光課の職員というところが中心になっておりますので、まだ見学会というような案内ではなかったものですから、まず7月の現地見学会に向けてはPRさせていただくという予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） せっかく県内3か所でやっている、実験している1か所ですので、ぜひPRしていただいて、都度見ていただくのも一つの効果かなと思っています。ですので、その辺はちょっとご配慮いただいて、声をかけていただければ、興味ある方は来ていただければと思いますので、その辺も進行の中に組み込んでもらいたいと思いますが、お考えいかがですか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

7月の現地見学会ということは、そのとおりでございますが、あとは農業改良普及センター、あとは当事者である圃場の所有者の方、そちらのほうもいろいろお話しして、特にも今回の乾田直播につきましては、やはり経営規模が大きい方にとってのメリットが非常に大きいと思っておりますので、例えば認定農業者の方であるとか、そういった方々を中心に、そういった知っていただく機会ということで、いろいろPRさせていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今大規模圃場でということですがけれども、実際やっぱり担い手さんがいなくて、実際預けた先が、幾つか自分たちでまとめてあぜを潰してでっかくしてやっている人たちもいるのです。そういう意味で、先ほども申し上げましたけれども、こういうことができるということも、ぜひPRの中に入れていただければと思います。

やはり一番最初に申し上げましたとおり、担い手がない、担い手になっている人が高齢者に限られているというのが今後の農政の一番の問題ですし、矢巾町にとっては水稻の出荷額は結構大きいわけです。特に私どもは、ほぼそれなのですけれども、そういう意味では農家の方の生活もありますので、その辺も考慮していただいて進めていただければと思います。

続きまして、2点目ですけれども、機器購入の助成についてです。私が知らないだけだとは思いますが、やはば農業担い手応援事業等での活用で機器を購入できるということですが、どれぐらいまでの助成がかかるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現状のやはば農業担い手応援事業でございますけれども、こちらにつきましては対象経費の3分の1以内、上限は25万円という金額になっております。

そこで、非常に金額的には大型機械を用意しようと思うと、なかなか厳しいのだろうなというところで認識しております。やはり県のほうでもそういった、今回の実証圃では大型機械がメーカーさんから参りまして、播種であるとか、鎮圧であるとか、作業をしたわけでございますが、農業改良普及センターも低コストで導入できなければ、なかなか広まらないだろうなということで、ちょっとその機械については大型の機械を全部用意しようと思うとなかなか大変なので、播種については小麦とかの汎用性のある機械を使いつつ、鎮圧とか、そういったものについては、何かもう少し大型でないもので対応できないかということも含めて今後の研究課題だというふうに話をしているところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 回答の最後のほうで、乾田直播栽培よりもリスクが少ない湛水直播技術という話がちょっと出てきているのですけれども、湛水でもレベルが上がってきています。私は、そういうふうにもいろいろお聞きして認識しているのですけれども、大きな違いは何にあるかという、初めに播種時の対応の仕方が違うわけです。これが農家にとっては苦痛なのです。

要するに、ただ一定の穴が空いたところに種を機械で突っ込んでいくのと、片方は水を張った上にその種をまくという、これは浮いたり、いろいろ技術的な問題があるわけなので、その辺をよく吟味されて進められればと思います。

乾田直播の話で今取り組んでいるわけですから、ぜひそういう湛水直播も含めて、比較しながらいい提案をいただければと思いますが、その辺は並行して考察されているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

乾田直播につきましては、先ほど経営規模の話をさせていただいたところでございますが、やはり耕起、代かきであるとか、田植作業がないというところで、まず省力化につながると

いうところが一番のメリットかというふうに思っております。

その中で、別な栽培方法として湛水直播というパターンもありますけれども、湛水についても、そのとおり育苗だとか、そういうことがないので、その分の省力化にはつながるといったほかに、ちょっとデメリットとすれば、湛水直播の場合だと、鳥害というところがちょっと課題だということもありますので、それぞれにメリット、デメリットあるとは思いますが、それを組み合わせた経営規模に応じて、言ってみれば栽培方法、乾田のみとか、湛水のみとかとするわけではなくて、それぞれ移植栽培も含めてハイブリッドな形で、自分の経営規模に合わせて労力が一定の時期に集中しないようにやっていただくのが一番の狙いかというふうに思っておりますので、その辺につきましては、農業改良普及センターともいろいろ情報をいただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今実験している最中なわけですが、これは多分まとめられて、どこかで説明会があると思います。ぜひ予定はあると思いますけれども、これは予定あるのですよね、報告会は。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 最初のほうで申し上げましたけれども、栽培技術研修会というのが12月に予定されております。そこで、今回の乾田直播については、いろいろといい点、悪い点とかいうことも含めてお話が出てくるものというふうに認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） それでは、2問目の質問でございます。ふるさと住民登録制度の取組について町長にお尋ねいたします。

本年3月総務省より、ふるさと住民登録制度のガイドラインが示されました。また、令和8年度のモデル事業となる自治体も発表され、本県では陸前高田市が個別市町村モデルの

21か所の中の一つとして選定されました。この制度は、これまでの寄附を通じて返礼を受けるふるさと納税と違い、地域との心理的、関係的つながりを登録という形で可視化し、継続的な関係構築に役立てることを目的としております。

登録には、ベーシック登録とプレミアム登録があり、プレミアム登録の場合は、地方自治体が指定する担い手活動を、すみません、ベーシック登録は端的に申しますと、今のふるさと納税に近いパターンになっていますけれども、特徴的なのは、プレミアム登録があつて、プレミアム登録の場合は、地方自治体が指定する担い手活動、年3回、物によっては年10日以上と言っているところもありますけれども、年3回以上、年3回ですか、指定する担い手として地方自治体に伺って仕事をするという形になっています。

ベーシック登録とプレミアム登録の違いは、地域の関わりの深さと言えらると思います。ベーシック登録は、ふるさと納税、特産品購入や観光で地域の活性化を図る仕組みであり、一方プレミアム登録は、地域の担い手確保に向けた取組です。一定期間地域自治会への参画、それから地域の担い手として活動し、地域で貢献を果たしています。これにより、関係人口が地域や住民との関わりを深めながら、担い手不足という地域が抱える課題の解決を図り、地域の活性化や発展につなげようとするものであります。

数値目標が出ていましたけれども、国は10年で1,000万人、将来的には1億人規模の登録を目指すとありますから、国民1人がどこかほかの自治体のところに登録になるということになります。本制度の取組について以下伺います。

1つ目、既存の寄附を通じた一時的な支援を目的とするふるさと納税と地域との関係人口を増やし、地域の活性化を図る本制度について、町はどのように取組を進めようとしているのか。

2つ目、今の質問に関連しますけれども、本町の場合、基幹産業である農業に関心がある方々に強くアピールすることは、農業の活性化、振興にも有効と考えます。特にもプレミアム登録の場合は、年3回以上、地方自治体が指定する担い手活動を実施することが必須要件なことから、交通費、宿泊費等の補助も要しますけれども、具体的な取組については、検討はなされているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ふるさと住民登録制度の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、ふるさと納税制度につきましては、全国の多くの方々に矢巾町を

応援していただけるように、さらなる返礼品の追加登録手続を進めております。また、本町におけるふるさと住民登録制度についての取組を具体化していくために、総務省によるモデル事業に応募しましたが、残念ながら事業採択には至らなかったところであります。

モデル事業の応募に当たり着目したのは、本町の人の流れの特徴として、岩手医科大学附属病院関連施設などへの通勤や岩手医科大学、岩手県産業技術短期大学校、岩手県立南昌みらい高校などへの通学をはじめとした若い世代の来町者が多いことであります。

モデル事業の応募では、学生を中心に地域の担い手活動に関わる機会を増やし、活動を通じて何らかの成功体験を得ることで、卒業後も矢巾町に関わり続けたいと思えるようなきっかけづくりを行う環境、そのような方を受け入れられる環境を整えていくことを目標としましたので、その具体化に向け、学生の地域活動を支援するNPOの関係者や岩手医科大学と意見交換などを行っているところであります。

2点目についてですが、本町における担い手活動については、今後一般募集も含めリスト化を進める予定としておりますが、単なる労働力の確保の視点にとどまれば、対外的なアピールにつながることは不可能であると考えており、受入れ前の事前調整や受入れ後の継続的な関係づくりなど、全体としての受入れ態勢が整うことで、特定の産業、文化活動、イベント等の活性化、振興に有効な手段になるものと認識をしております。

なお、プレミアム登録を行った方に対するサポート施策については、これからの検討としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 1点目のところの回答の中に、学生の地域活動を支援するNPOの関係者や岩手医科大学と意見交換などを行っているところでありますとありますが、具体的にどのような声、ご意見があったのか、あればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと今具体的というか、学校の関係者の方と話をする中で、学生も今いろんなボランティア活動といいますか、そういった方々ともちょっとこれからもお話しする予定がございますし、その中で、例えば町の施設の有効活用だとか、そういったことを意見交換する予定としておりますので、そういった学生独自の取組を新しいふるさと住民登録制度の核となる

ようにしていきたいなということで、今回町長答弁のほうに記載したものでございます。

○議長（廣田清実議員） 藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 1点目の回答を見たときに、何かちょっと対象枠を狭め過ぎているのではないかという懸念がありまして、確かに学生さんたちいっぱいいるのだけれども、それ以外に遠くにいる方でも矢巾に興味があって、矢巾で何かしたいという人たちに対しても、やっぱりアピールするものがないと、この限られたエリアでの閉鎖的な空間の中でのやり取りでは、なかなか厳しい部分もあるのではないかと思いますけれども、その辺については、普通に広域で声かけをするというか、そういう動きの活動は予定しているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。ゆっくりね、ゆっくり。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、依頼に関する部分は、モデル事業を応募するといったときに、やはり特色を持たせて国に対して応募しなければならないという思いで、その中で矢巾町の特色として岩手医科大学の立地というところに着目して応募したところでございますので、今後実際本実施に当たって、これだけというのは当然思っておりません。ただ、せっかくモデル事業で考えた部分は、これはこれで生かしていきたいなと思っておりますし、今議員おっしゃったとおり、全体として矢巾町をPRしてふるさと住民登録に登録していただきたいという思いは、そのとおりでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 2点目の中で、本町における担い手活動について、今後リスト化を進めるとの回答がありましたが、いつ頃めどづけしていらっしゃるでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、国の説明会が今週の金曜日でございますので、まずはその今出ている情報に、さらにどれだけ国のほうから詳細な説明をいただけるかによりますけれども、その説明を受けて、現時点で次に来週内部の会議で各部署にこのふるさと住民登録制度の制度について説明をして、担い手活動とかをできるものがないかという意見の吸い上げを行う予定となっております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番(藤原信悦議員) 今回の臨時的な試行的なふるさと住民登録制度の運用ですけれども、これは来年度もまた当然募集等にかかると思いますけれども、次年度もこれは提案、要望していくお考えかお尋ねいたします。

○議長(廣田清実議員) 田中館企画財政課長。

○企画財政課長(田中館和昭君) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず今回は、8年度に国のほうでアプリを、まだ今アプリを開発している最中ですので、その実装に向けてモデル事業にならないかというのに応募したものでございますので、来年度以降は、このモデル事業の募集はないものと捉えております。

今後、今年度以降、まず国に対して全国の自治体が登録するか、しないかという選択をするフェーズに入るかと思えます。当然それぞれの自治体によって、参加するところもあれば、しないところもあろうかと思えますので、先ほど話ししたとおり内部でこういったことができるかを検討した上で、矢巾町として参加するかどうかを最終判断したいと思っております。

○議長(廣田清実議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○6番(藤原信悦議員) 3問目でございます。高齢化する就職氷河期世代への支援はということで町長にお尋ねいたします。

政府は、4月10日に就職氷河期世代に対する新たな支援プログラムを決定し、2028年までの3年間集中的に支援するとの報道がありました。本件については、昨年6月に内閣官房から新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組みが出されており、対象は、氷河期世代は、おおむね1990年代前半から2000年代半ばということで初めのほうに新卒者として就職活動した方々であり、年齢も40代、50代半ばに差しかかっております。あと10年もすれば、それぞれ一線からは外れる人たちも出てくるということで、政府は何とかなしようと思っ

てやっているとは思っております。

これまで政府は、社員化の後押しや公務員採用等に取り組んできましたけれども、2025年時点で非正規労働者は33万人、この世代、無職者も46万人との報道もあります。合わせると結構な人数になります。また、この世代は、他世代に比べて賃金上昇率も低い傾向にある。

要するに、正社員として採用されずにいる方も結構いるのだと思います。持家率も低く、高齢期の住宅確保も課題になっているとの報道もあります。

政府は、対象者の高齢化を見据え、家計改善、資産形成の支援、住宅確保支援、高齢者の入居を拒まないセーフティーネット住宅の普及等に取り組むとしているが、以下伺います。

1 問目、町はこれまでこの氷河期世代の実態をどのように把握され、あるいは支援してきたのか。

2 問目です。国の支援プログラムは、本年度より3年間の期限付であるが、町の具体的な取組はどうなっているのか。現状は、この3年の期限で何をどこまで取り組まなければならないか、具体的な流れが私としてはちょっと見えません。せっぱ詰まってくる状況にあって、本当に可能なことなのか。少なくとも、国から具体的な指針等があったのか、その辺も含めて伺います。

3 目、就職氷河期世代は、40代から50代半ばぐらいに差しかかり、仕事、子育て、家族の介護等のサポートと、様々な課題が重複しておりまして、先々より厳しい生活、就労環境に置かれることも考えられます。町は、この件について何か検討されていることがあるのかお尋ねいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 高齢化する就職氷河期世代への支援はについてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、就職氷河期世代の実態把握につきましては、バブル崩壊後の厳しい時代に就職活動を行い、不本意ながら非正規雇用として働き、自身も高齢期を迎えるに当たり、住宅の確保のほか、働きながら子育てや介護もしなければならないなど、大変な状況におられる方もあると認識しておりますが、人数等は把握していないところであります。

なお、支援につきましては、就職氷河期世代に限定した支援は行っておりませんが、矢巾・紫波合同就職マッチングイベントを商工会及びハローワーク盛岡と共催して開催しているほか、役場の1階でハローワークの求人情報を閲覧できる機器を設置しております。

また、職員採用試験において、職員の年齢構成のバランスを踏まえ、年齢制限を緩和し、採用を行うなど取組を行ってまいりました。

2 点目についてですが、個々の希望に応じた雇用形態や待遇の実現に向けて、引き続き関係機関と連携して、就職マッチングイベントなどを実施してまいります。

3点目についてですが、現在国において、就労支援や社会参加支援、相談体制の強化など、各種施策が進められております。現時点で、町独自で行う就職氷河期世代に限定した支援策はございませんが、既存の福祉、子育て、介護、生活困窮者支援などの制度を横断的に活用しながら、必要な支援を適切につなげてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 町内の就職氷河期世代の人数把握といっても、ほとんどそういう方々は、こちらから出て首都圏とか、関東とか、仙台とか動いている方のほうが結構多いので、大変だとは思いますが、その方々は、正直申しまして、いずれ、今どういう形で働いているかは別にしても、処遇的に通常の正社員、職員とは違って恵まれない方々も多いと思いますので、帰ってくるという話も出てくるわけです。そのときに、ふるさとに帰ろうとしても、ふるさとが受け入れてくれないのであれば、どうしたらいいのだろうという、そういう大きな問題がこの問題には引っかかっています。

今の問題でありながら、なおかつこの世代が高齢化していくレベルに合わせて問題の深さというのは大きくなるような気がしますけれども、その辺はある程度考慮されて今後の取組を進めようと考えているのか伺います。

○議長（廣田清実議員） もう一回質問、もう少し分かりやすく。

○6番（藤原信悦議員） 要は、実態はなかなかつかみにくいというのは分かります。けれども、皆さんが盛岡、岩手で就職していなければ、大抵関東圏で就職しているわけです、同じ世代の人たちは。この人たちが、いずれ苦しくなれば、帰ってきたいという話が出てくるはずなのです、行く場がないですから。そういうときの対応について何か考えていますかというのが率直な質問です。

○議長（廣田清実議員） なかなか難しい。

吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

非常に難しい質問でございますが、そもそも地方自治、そして行政の形でございますけれども、補完性の原理というものでできています。国が都道府県、そして市町村、それぞれの行政主体の役割に応じたものを発揮していくということで、簡単に言うと、市町村ができないことは県で、県ができないことは国で、今回は国でできた制度が今度下りてくるというこ

とをどう受け取るかということになろうかと思えますけれども、私ども市町村の役割といたしましては、最も身近な基礎自治体でありますので、住民一人一人の皆様の状況に応じて細かに対応するというのは、もう所与の条件であり、役割であると認識しております。

今後そのような方々が出てきた場合には、まず第一義的に、答弁で申し上げているとおり、様々な制度につないであげることが必要かと思えます。まず、これが第一義であると思えます。

もう一つは、地域に応じてどう受け入れていくのかという課題になってくるかと思えます。それは、コミュニティの問題だったりすると思うのですが、ここをその地域でどう受け入れるかということについては、ここで言及はできないところでございますが、まず基礎自治体として、そのような形、補完性の原理に基づいて所与の役割を果たしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 3問目を終わりました、以上で6番、藤原信悦議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を10時55分といたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2番、高橋敬太議員の一般質問を受けます。

高橋敬太議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（2番 高橋敬太議員 登壇）

○2番（高橋敬太議員） 議席番号2番、不来方、高橋敬太です。

それでは1問目、国の成長戦略における矢巾の未来はということで町長にお伺いしたいと思います。

国は、日本成長戦略会議において、官民投資を誘導する成長戦略を進めようと17分野を掲

げました。これは、一見すると国や大企業、研究機関の取組に見えますが、実際には自治体が地域の大学、医療機関、農業、企業と連携し、実証実験や人材育成、そして産業化の受皿となることで地域発展につなげるという視点も重要です。

新たな産業振興においては、先行して取り組むことが将来的な企業誘致において、他の自治体よりも優位な状況となり得ると考え、本町においても、国が示す成長戦略のうち、どの分野が本町の地域資源や既存施策と接続可能なのか、そして将来の産業振興及び雇用と若者定住につなげるのかを早期に調査、検討し、本町の可能性を模索する必要があるのではないかと考えますが、当局の見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、高橋敬太議員の国の成長戦略における矢巾町の未来はのご質問にお答えをいたします。

国が日本成長戦略会議において掲げた17の戦略分野は、官民連携の戦略投資により、我が国全体の力強い経済成長の実現を目指す広範なものですが、議員ご指摘のとおり、これらを地方自治体が地域の特性に合わせ、いかに受皿として昇華をさせ、地域経済の発展や若者定住につなげていくかという視点は、本町の将来にとって極めて重要であると認識をしております。

17の戦略分野のうち、町の地域資源を鑑みますと、岩手医科大学及び同大学附属病院が立地しております強みを生かして、創薬、先端医療の分野に本町の可能性があるものと考えております。

医療総合大学である岩手医科大学が持つ高度な知見や研究機能を核として、医療、健康関連産業の集積や実証実験の誘致、次の世代への医療人材の育成などを目指し、本町が先端医療の拠点として発展することが期待されます。これらの可能性を含めた町のポテンシャルを見極めつつ、具体的な推進体制の構築のために、岩手医科大学とのより緊密な連携体制を築いてまいります。

また、将来の産業振興、雇用の創出、ひいては若者が住み続けたいと思える矢巾町の未来を切り開いていくため、町として戦略的な検討に着手をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 私も、まさに答弁のとおりと思います。県は、既に広域自治体として産業政策を持っており、盛岡市は既にヘルステック産業振興戦略を策定して、医療と工業の連携促進に取り組んでおられます。

私の考える矢巾町の未来は、東北のものづくり企業が、医療、ヘルスケア分野の製品開発に挑戦するための企業群、産業クラスターの場所になることです。そのためのアプローチとしては、先ほど答弁のとおり、岩手医大との緊密な連携体制を築くことが大切であり、地域での実証実験の体制は整っていると、県、盛岡市、そして関連企業へ訴えられるように取り組むことだと思っております。

そのためには、まず岩手医大との定期的な意見交換の場が大切ではないでしょうか。医大は、積極的に外部の研究費を取りに行こうと動いております。矢巾町として、町民の介護予防、認知症、フレイル予防、母子保健や女性の健康など、政策課題を整理し、大学には研究、教育、地域貢献と接続できる小規模実証テーマを一緒に検討したいと、そのような話合い、そして町は調整役、実証フィールドの提供を担う。このように連携可能なテーマを整理して、意見交換から、いずれは研究、医療ヘルスケア産業の連携協定へと考えていますが、現在そのような定期的な意見交換の場は設けられているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、最初から私答弁させていただきます。

実は、今高橋敬太議員から、いわゆる未来の視点で矢巾町のまちづくりを考えていく。そのためには、岩手医科大学は欠かせない。これまでも私は、お世話になった歴代の理事長先生、小川先生、今祖父江理事長先生なのですが、実はこれまでは大学の機能とか病院の機能の移転のあれで、そういった意味では、今後どのようにやっていくかと。詳しいことは、健康長寿課長からもサポートしてもらいますが、この間は、岩手医科大学の薬学部、そして町内にある、いわゆるそういった薬学の関係の方々の話合いの場を持ちました。

それで、やっぱりこれからそういう意味で、それこそ総合医科大学ですので、医学部、歯学部、そして薬学と看護学部、それぞれの分野では、私らも、特にも健康長寿課がやはり起点になってこれから取り組んでいかなければならない。それを戦略的に将来、未来を描いていくのは、これは未来戦略課とか企画財政課、総務課、この辺が一緒になって束ねて進めていかなければならないということで、今そういった意味で国の成長戦略も併せて私どももこれから力強く第一歩を踏み出ささせていただく、今そういうときでありますので、今後しっかり岩手医科大学との話合いを継続的に進めながら、どのような形で進めていけばいいか。

それから、ふるさと納税制度を使った大学の応援、こういうふうなものもいろんな形で、今中央の大学などでは、そういうことはもう既にやっておりますので、そういう研究費、開発費、そういうものをいかにしてこれから全国の皆さんから応援、寄附をしていただくか、そういう取組を考えていきたいと思います。

あとは細かいことは、健康長寿課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） では、質問にお答えいたします。

今お話がありました件につきましては、まず薬学部とのお話でしたけれども、昨年の9月に1回目の意見交換ということで、医学部と薬学部の学生さん、学部長さんとか学生さんを交えていろいろ意見交換をいたしましたし、そこには地元の企業も入っておりますし、そちらも交えながらということで、そちらのお声がけでこちらのほうが始まったということで、そういった機会をまず設けて、まず初めに、こういったところをきっかけにしながら、いろんな取組を進めていきたいと思いますということで開催をされたものでございました。

そのほかにも、いろいろな場面で皆様方にもご紹介しておりますけれども、医大とはいろいろな、学生さんとの連携ということで、市民公開講座も開いていただいておりますし、それから看護学部の学生の実習の受入れですとか、いわて東北メディカル・メガバンクの地域住民コホート研究とか、地域課題演習など、様々なところでお世話になっておりますし、こちらのほうでも受入れなどの協力をしながら活動してきております。

また、新たな取組ということで未来戦略課のほうでも、この間窓口になりながら連携のお話が来ておりますので、そういったところを様々と、こちらのほうでも積極的に取組をしながら、いろんなところに取り組んでまいりたいなというふうに思っているところでございます。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） すみません、私のほうからも少し補足といいますか、追加のほうをさせていただきたいと思います。

今健康長寿課長のほうから薬学部の関係のお話ありましたが、私どものほうでは、これまで企画部門と連携をしてまいりました。そして、今年度新たに病院の事務部門、そして研究部門との連携にも着手したところでございます。

これまでの予防医療の分野と、そしてこれからの連携、新たになった部分と、併せまして

議員おっしゃるとおり、実証実験等を行いまして、医療機器メーカーとか、製薬、IT関連の民間企業を本町に呼び込めるような呼び水にしたいなというふうに考えております。

岩手医科大学では、2025年から2029年までの計画の中で、創薬のほうの研究所を立ち上げるといふような話も出ておりまして、まさに創薬分野におきまして、これから連携を模索していきたいというふうに考えているところでございます。

そういった中で、医大の学生の方々が、ないしはその関連の方々が本町に残って住みたいと思うような定住のほうにつなげていければというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 生涯学習の観点から、私のほうからも加えて答弁をさせていただきます。

前も話題にしたことがあるのですが、生涯学習の関連で医大さんとはセカンドアカデミーというものを行っておりまして、これは医療分野も含めスポーツ分野、そういったものの内容について講師先生をお願いして、一般町民を募って、年三、四回開催するという事業を今まで数年間続けているのを今後も続けてまいります。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 先ほど理事長のお話もありましたが、岩手医科大学の理事長は、アメリカのメイヨータウンといって、いわゆる何もなかった町が医療機関と一緒に発展したという町があるのですが、矢巾町ともぜひ一緒に発展したいという思いをおっしゃっていただいております。

また、関連企業との連携といたしまして、寄附講座であったり、徐々に発展していく可能性があると思っております。

岩手医大の発展は、医療系の総合大学と、先ほども町長答弁いただきましたが、まさにそこもさらに学部を増やして、放射線であったり、臨床検査など、新たな学科ができるかもしれません。そのように発展していくことで、そこに地元の学生が進学したり、そして就職したいと、矢巾に定着するのではないかと考えます。なので、両者一緒になっての発展が今後ますます重要だと考えています。

また、矢巾町と一緒に研究をしたもう実績があります。先ほど健康長寿課長もおっしゃっていましたが、やはば脳と体のいきいき総合研究の実績があります。そこでは、様々な結果も出されておまして、3月には大学院の結果発表でありましたが、高齢者の睡眠薬の使用と認知機能低下は関係があるというような報告もありました。そのようなことも情報交換をすることで、矢巾町の実際の戸別訪問であったり、様々な高齢者施策において活用できるのではないかと考えております。

そして、また国の成長戦略のほうに話が戻りますが、各自治体ではその政策に合致した事業展開の、言わば競争と今なっております。我々の自治体はこれを推進していくと強烈に打ち出して訴えていくことが重要で、その熱意が伝わったときに国も動くのだと考えております。そのような姿勢が未来をつくっていくのではないかと。挑戦しない自治体に明るい未来はないのではないかと考えています。

このように両者発展して、そして町民は、岩手県、そして全国でも一番健康な町、明るく生き生きする町というふうに、どのように国に訴えていくのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

国にどのように訴えていくかというよりも、まず私どもはこれから保健、医療、介護、福祉、こういう中身をもう一度精査して、さっきメイヨー・クリニックのお話が出たので、私お話しして歩くと、またほら吹きかと言われるので、ちょっとちゅうちょしておるのですが、本当に私は、例えば先ほどからお話ある、平成28年に始まったやはば脳と体、これも全国でたしか7か所なのです。だから、そういった知見が本町の岩手医科大学にはあるわけです、矢巾町と一緒に。だから、そういうものをこれからいかにして。

今日実は、今度矢巾町のライオンズの関係で、この間いわゆる大会があつてあれなのですが、ライオンズのほうから500万の寄附をいただいたのです、岩手医科大学。そして、この担当の前田先生、教授にあれなのですが、非常に喜んでいただいております。そういったことで、矢巾町からはいろんな意味で、物心両面でご協力をいただいていると。

だからこそ、これから私ども、何か医大また病院の先生というのと、とっつきにくいというか、やはりどうもこの引っ込み思案になるのですが、ところが話してみれば、本当にお互い悩みもあるし、また一緒になってやりましょうと。そういった、特にも祖父江理事長なんかには、真摯に対応していただいておりますので、いずれこれから今お話あったことを今まで種をまいて、その芽を出させていただいて、一つ一つ大きな実になるようにの第一歩だと

思いますので、ここです。

そして、成長戦略、このところをプランニングして、ぜひ町民、議会の皆さん方にお示しをしていきたいと思いますので、ひとつご理解をしていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） すみません、ちょっと私、質問の意図を勘違いしているかもしれませんが、国の17の戦略、その中にはいろいろあるのです、AI、半導体とか、情報通信とかあるのですが、先ほど医大のほうで力が入ると言いました創薬とか先端医療の部分もあります。そして、あともしかしたら我が町のほうでフードテックという部分で何かできることがあるかもしれない。

というのは、創薬の部分とフードテックの部分を掛け合わせるというふうな、そしてできるかどうか全然分かりません。あくまで理想というか、仮定の話なのですが、そして地元の農産物、そして町内のものづくりの産業、これらが全部掛け合わされたときに、何かしら機能性食品とか、こういうふうなものを開発できたらいいな、そしてそれをブランディングして、矢巾町として世の中に出せるようなものができたらいいなとか、こういうふうなところを、ちょっとごめんなさい、的がずれているかもしれませんが、こういう可能性もあるのではないかというふうに考えます。

ですので、こういったところをこれから矢巾町のポテンシャルもあると思いますので、そういうところをお互いに見つけて、何とか形にしていけるような戦略を取っていければというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 次に、矢巾町の将来都市構造の展望はをお伺いいたします。

矢巾町は、これまで駅周辺、岩手医科大学附属病院、矢巾スマートインターチェンジ、民間宅地開発などを成長要因として人口及び都市機能を伸ばしてきた町であります。令和8年度町長施政方針において、これからは人口減少を前提に行政サービスを効率化、集約化しつつも、生活の質を維持、向上させていくスマートシュリンクの考えとあったとおり、まち

づくりを転換する局面であり、将来を予測し、早期にまちづくりの方針を定めて転換を図る必要があると思います。

一方で、内丸メディカルセンターの機能が岩手医科大学附属病院へ移転、さらに国道4号盛岡南道路の整備予定など、本町独自の変化も見据えたまちづくりが重要です。国も人口減少下のまちづくりとして、拠点形成及び公共交通との連携、土地利用の最適化、公共施設再編と官民連携などを求めています。これらを踏まえて、町全体の将来の都市構造についてお伺いします。

①、スマートシュリンクの考えを今後どのように既存の都市計画マスタープランなど、各種計画と整合させていくのか。

②、現在策定が進められている立地適正化計画について、誘導施策には都市機能誘導と居住誘導があり、それぞれ国の支援を受けて行うもの、町単独で行うものなど様々ありますが、町が特に力を入れて取り組む整備、再編事業は、どのようなものが考えられるのでしょうか。

③、町内の用地、住宅、商業、工業、公共などについて、現在不足及び過剰となっているものは何か。今の需要と将来も見据えた土地利用についての分析及び今後の方針は。

④、市街化区域の低未利用地への対応や対策は。

⑤、一方で、市街化調整区域の空き家及び空いている農地付住宅物件の推移について、今後の予測と人口減少下における既存集落の維持及び地域コミュニティの方針は。

⑥、市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致事業を拡大する予定は。

⑦、西部地域は、観光、レクリエーションゾーンと位置づけられておりますが、国道4号盛岡南道路の延伸により交通流が町東部へ集中する可能性があります。西部地域への誘客や滞在、消費に向けた戦略をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾町の将来都市構造の展望はの都市計画についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町の都市計画マスタープランでは、現在のまとまりのある市街地形成を継承しながら集約誘導を図り、全ての人が暮らしやすいまちづくりを目指しており、スマートシュリンクの考え方と方向性は同じであると認識しております。

一方で、今後立地適正化計画の策定や公共施設の機能維持に係る検討、他の各種計画の随時見直しにおいて、スマートシュリンクの考え方との整合性を確保していくものとなります。

2点目についてですが、立地適正化計画の策定については、昨年度関連計画の整理、課題分析、基本的な方針の検討及び誘導区域の検討などを行い、町の現状について整理したところです。その結果、人口密度は県内市町村と比較し高い状況であり、既にコンパクトな都市構造が形成されていることを把握しております。

しかし、生活利便施設が徒歩圏内に立地していない地域があることや今後人口が減少していくことを見据えると、都市の、またこの町のスポンジ化の進行が懸念されます。そのため、誘導区域の設定を行うだけではなく、空き家の利活用及び幅広い世代が住み続けられる持続可能な居住環境の形成が必要と考えております。今年度は、これらに対する具体的な施策について、関連計画との整合性を図りながら検討を進めてまいります。

3点目についてですが、町内の住宅用地、商業用地、工業用地及び公共用地の過不足については、金融機関や不動産事業者などからの情報収集のほか、岩手県が実施した都市計画基礎調査の結果を基に把握に努めておるところであります。

住宅用地及び公共用地については、ある一定の需要を満たす用地は充足していると考えておりますが、商業用地及び工業用地については不足していると認識しております。

今後の需要と将来を見据えた土地利用については、矢巾町都市計画マスタープランに基づく長期的な視点のほか、流動的な不動産需要に対処、また対応するため、短期的な視点による需要と供給のマッチングができるような施策の検討に努めてまいります。

4点目についてですが、市街化区域内の未利用地、低未利用地については、利活用につながらない様々な理由が絡むケースが多いことから、地権者の意向を尊重して解決していくべきと考えますが、需要と供給のミスマッチが生じている案件については、課題の整理を行い、マッチングできるように努めてまいります。また、情報収集を進め、効果的な土地利用による新たな交流の創出を検討してまいります。

5点目についてですが、市街化調整区域内にある空き家及び農地付空き家は現在把握している物件のほか、潜在的な物件もあることから、その把握に努めているところであり、空き家の件数は増加傾向で推移するものと予測しております。

空き家が増えることで、既存集落の維持及び地域コミュニティの在り方についても課題が生じることから、解決に向けた施策の検討を行い、今後予定している矢巾町空家等対策計画の改定、見直しにも取り組んで、また盛り込んでまいります。

6点目についてですが、市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致事業は、現在3区画において企業の立地に向けた手続等を進めております。これらの企業立地のめどが

立ちましたら、新たな区域の候補地の検討に着手し、地権者の意向及び企業の立地需要を確認しながら適切な立地候補地を設定の上、事業区域の拡大に努めてまいります。

最後の7点目についてですが、本町の西部地域につきましては、自然に触れながら観光やレクリエーションを楽しみたいという明確な目的を持った方々が来訪する場と捉えております。このことから、盛岡南道路延伸に伴い、西部地域への人の流れが減少する影響は少ないと考えておりますが、煙山ひまわりパーク、煙山ダム、南昌山、城内山、矢巾町国民保養センターなど、今ある資源の磨き上げに引き続き取り組むことで、西部地域への人の流れにつなげてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） では1点目、各種計画も随時見直しの際に、スマートシュリンクの考えと整合を確保していくとのことで、各課やはりそのような意識を持ってこれから取り組むことが大切なのだと思っております。都市計画マスタープラン、以下都市マスと略させていただきますが、その方向性は同じですが、およそ8年前に策定されたもので、もちろん長期の計画ですので仕方がないのですが、多少のそごも生じてきていると見受けられます。

それは、第7次総合計画にひもづき総人口3万人を確保するための宅地供給の推進を積極的に図るとされておりますし、また現在は商業施設も新たに開業もされております。来年度の立地適正化計画策定を受けて、さらにその翌年は都市マスもちょうど中間の令和10年となりますが、この都市マスを早期に見直す必要はないのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） お答えいたします。

都市計画マスタープランなのですけれども、議員おっしゃるとおり、長期的な都市づくりの方針を定めるものなわけなのですが、現状の計画が令和20年、2038年を目標年次としている計画でございます。大規模改定というのは、その時期なのですけれども、あと令和6年の3月に一部改定を行っております。これから立地適正化計画、今年度中に大体策定の見込みで今進めておりますが、こちらのほうは5年ごとの評価と見直しというふうな感じで、いずれその方向性は同じというふうに解釈しているところでありまして、相応に細かな微調整のような見直しは、いずれ進めていくべきというふうに考えております。

ただ、大規模な、本当に全面改定に関しましては、やはり目標年次というふうな形で進め

させていただきたいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 2点目の生活利便施設が徒歩圏内にない、またスポンジ化については、また後でやらせていただきたいと思います。

3点目の用地の過不足について、本町は盛岡広域都市計画区域にあり、市街化調整区域が9割とされています。これは、人口及び産業の規模により割り付けられると認識されておりますが、町としては商業、工業用地が不足しているとのことですが、今後市街化区域の拡大を県及び関係自治体と協議する考えはあるのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） お答えいたします。

盛岡広域での商業地、工業地なのですけれども、それぞれ工業地が約30ヘクタール、商業地に関しては70ヘクタールほどに関して、まだ余地があるといえますか、可能でないかというふうな形で提示されているところでございます。

我々としたしましては、人口フレームから住宅地に関しては、この広域ではもうたくさんなのではないかというふうにちょっと数値で算定されているところなので、そちらの商業地、工業地に関しまして活路を見いだしていきたいというふうに考えております。

特にも雇用面を考えまして、何とか製造業とか、こういったところの工業用地を確保して誘致に努めていきたいというふうに考えているところでございまして、こちらのほうは私たち単独というよりも、やはりお互いに工業用地なり、商業地をどれくらい取ったほうがいいのだというふうな協議が必要ですので、その協議の上、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 県のほうでまだ余地があると、まだ保留になっている産業の用地があるということですが、候補地として町内どこか内部で検討している場所であったり、どこに広げる、どこにつくると、もし中で考えがあれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

候補地につきましては、様々な条件を加味して複数検討してございます。例えば1つとしては、例です、下田工業団地を広げていったほうがいいのかとか、あとは流通センターを広げたほうがいいのかとか、やはり中心市街地のほうで用意したらいいのではないかとか、様々ないろいろな条件を検討しているところでございます。

立地したいというふうな企業の状況に合わせて、その辺を柔軟に対応していきたいというふう考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） では、都市計画のほうで、一方で紫波町は単独の都市計画であります。やはりやりやすさが違うのではないかと思います、単独か、広域か、どちらが現状よいと考えているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） 都市計画そのものは、やはり乱開発を防ぐというふうなものかと思しますので、盛岡広域での取組というのは決して悪いものではないのだろうというふうには思っております。

ただ、欲を言わせていただくと、思い切りやってみたいというところもないわけでもないので、正直我々に地の利があるのであれば、本当は単独だとやりやすい部分もあるのかなと。これは、ごめんなさい、かなり私見の部分もございしますので、ちょっとここで申し上げるべきではないのかもしれませんが、そういった制度であれば、やれるところもまたあるのかなというふうに思われるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 大分本音が入っています。

他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 需要と供給のマッチングについては、そのとおりだと私も思います。

町または金融機関、不動産事業者で、それぞれ持っている情報が違う。お互いが連携して、何とか一元管理して情報提供できないか。そうすることで、事業用地等を探している、または企業誘致しやすくなるのではないかと考えますが、その連携をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） お答えいたします。

不動産事業者との連携、これは私たちも必須と考えてございます。不動産事業者だけではなく、金融機関であるとか、いずれ情報を持っている方々とつながっていくというところを今年度特にも力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 次に、4点目の市街化区域の低未利用地について、都市部のスポンジ化の指摘もありましたが、利活用につながらないのは様々な理由があるということでしたが、例えばどのようなことなのか。そういう商業をやるには、歩行者であったり、交通が少ないという課題があるのか、もしくは建物がそもそも老朽化しているのか、または土地の価格であったり、どこが問題となることが多いのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

今議員がおっしゃったことももちろんございます。そのほかに、例えば民間のおうちであれば、相続の問題とかあるでしょうし、あとは事業用の建物とかであれば、建物を壊して更地にすることでの固定資産税の上昇とか、こういったのもあるかと思いますし、いずれ理由は大なり小なり様々あるかと思います。こういったところを何とか解消に向けて、我々としてしましては、相談に来た際には、専門的なところにつないで何とか解決できるような体制を取りたいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、そのような低未利用地の場所といいますか、候補といいますか、そういう空き店舗など、そういう一覧のカルテみたいなものを作成して、ここはどういう原因があるとか、ではどういう対応が必要だみたいなのをまずまとめてみたり、そういう作業であったり、または重点エリアを決めて、ここはもっと商業として開発、PRできるのではないかと、そのような個別のをまとめて、支援メニューを部内でしっかりまとめるようなことはされているのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

残念ながらまとめるという作業までまだ至っておりません。ここは空いているなというふうなのは認識して、それなりの期間に連携を取ったり、情報をいただいたりしているところはあるのですが、ですので今年度はぜひそこに着手していきたいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 矢巾町の市街化区域は限られているので、やはり今あるところをどう活用するかがポイントだと思います。眠っている土地で、いかに利益を生み出し、活性化させるのか。資料でつけさせていただいたように、他のところでは高架下を活用されている例もあります。本町では、新幹線となりますが、現在も一部活用の事例も見られますし、まだ草だけで空いているところもあります。

以前同僚議員が、起業する場合に家賃が高い、または盛岡市産業支援センターのようにシェアオフィスのようにして登記できることも必要ではないかという提言がありましたが、このようなコンテナハウスを置くことで、登記もできるように整備されておりますし、また町長も駅前が暗いとおっしゃっていましたが、このように高架下をＪＲと協議して有効活用するような動きが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） 議員から提示いただきました資料を拝見して、こちらのページを探したのですが、ちょっと同じ資料が私見つけられなくて、非常に残念に思ったのですが、まずこちらの資料にあるとおり、ＪＲの高架下を使おうというふうなお話、大変すばらしいと思っていますし、本町におきましては非常に高架が高いものですから、その下のスペースというのは、かなりの高さまで使えるのではないかというふうな部分もありまして、有効な手段の一つかというふうに考えてございます。

ただ、ちょっとこの立地に関しましての、高架下に立地したいという情報が我々にはちょっと残念ながらまだ届いているところがございます。ですので、もしこういった企業等があれば、ぜひマッチング等をして、ＪＲさんと協議のほうも進めたいというふうに考えております。

こちらの専用のラウンジとか何かコワーキングスペースのようなものであれば問題ないかと思うのですが、ＪＲさんの高架下とかに立地する場合は、どうしても火災のおそれが最も問題になる。そうしますと、ＪＲを止めるということになってしまいますので、これを何とか避けてはならないというところもあるので、こういったところも踏まえながら検討をさせていただきたいと思います。

ただ、現状駅におきましては、地域交流センターに関しまして、ちょっと決定打を私たちもまだ持っていない、ハバタークとか、こういったところをまだ持っていないところでありまして、まずはこちらのほうを何とか早急に検討すべきなのかなと思っているところでございます。

いずれこちらＪＲ周辺、駅前等、明かりをともしせるような感じの何とか対策を検討していきたいと思っております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○２番（高橋敬太議員） それでは一方で、駅西口には町営の駐車場があります。駅前という高いポテンシャルといいですか、いい場所ではありますが、使用料の収入は年間約500万円程度と記憶しております。また、維持管理費や修繕費も発生していることを踏まえると、現在の平面駐車場としての利用が最適なのか、あそこ、ではもうちょっと経済規模を大きくして動かせるのではないかなど、一部用途変更、民間活用を調査するなど考えたことはないのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） 適切なお答えになるか分かりませんが、実際民間さんのほうで立地したいというふうな話が全くないわけでもないわけなのですけれども、ただ駅西方面の方の駅利用の利便性というふうなもの、やはり重要な部分なのではないかというふうに考えております。

ただ、例えば、では立体駐車場とかできないのかというのは、なかなか財政事情もございまして、これがまた難しいというところもあって、適切な利用の仕方に関しましては、庁舎内でも十分これから検討していく必要があるなというふうに感じているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） また、にぎわい創出が土地利用の可能性を広げることにつながると思います。以前は、駅やせせらぎ通りでさんなりや市が開催され、また盛岡市ではよ市、本町でも民間の取組であります。ファーマーズマーケットなどにぎわっており、よ市とファーマーズマーケットは、どちらも毎年期間を決めて定番化されております。人をいかに外に出すかが大切であります。本町でも、そのような文化の醸成や取組、にぎわい創出、またさんなりや市の継続について今後の方針をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

にぎわい創出というところでのご質問でございますが、本町といたしましても、これまでさんなりや市につきましては、農商工の共創協議会を通じて支援をさせていただいたところでございます。

今後も民間の方々の主導によって、何かこういったにぎわい創出のイベントがあるのであれば、そういった支援は続けさせていただきたいなと思っております。継続して軌道に乗ったというところでは、あとはその事業者さんのほうで全て財源から進めていただければなというところが一番でございますので、いずれそういった取組があるのであれば、いろいろお話ししながら、ご相談に乗って対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） にぎわい創出の関係ですので、私のほうからもお答えをさせていただきます。

先般開催された徳丹城の春まつりもそうですが、これから夏、秋それぞれ定例化している祭りが開催されます。それ以外に矢巾町は、音楽のまち宣言をしておりますので、音楽にちなんだイベント、それも一般の方が有志となってやるものを含めて、そういったイベントを多く開催していくものに対しては、惜しみない支援をしていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、5点目の市街化調整区域の空き家について、解決の施策を検討して空き家対策計画の改定に盛り込むとのことでしたが、もし具体的にあれば、どのように改定して新しくどういうことをやっていくのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回改定、まだ委員さんには諮っていないので、なかなかあれですけれども、やはり民間の力を借りるような、お借りするような方策を練り込んでいきたいと思っております。お声かけいただいている事業者さんもございますので、もうちょっと話を詰めて、そういった企業の方々と協定を結んで、一件でも多くの空き家の解決に努めていきたいと思っているところでございます。

あとは、それぞれの議員さんからお話しいただいている、できるだけワンストップの仕組みが取れないのかとか、あとは台帳管理はできないのかというふうなところにつきましても、できる限り努めるような方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 空き家は、景観や老朽化による危険性だけでなく、税収益の機会も逸していると思います。国においても、そのような古民家等を観光または移住、定住促進に活用できるように宿泊施設や飲食店に用途変更したりとか、または賃貸、高齢者のグループホームなど、弾力的な運用が示されておりますし、実際に徳田のほうで農地付空き家の賃貸をやられて、農地は自分でやっているという方もおりましたので、そのような民間の活力をやっていくということでしたので、ぜひ力を入れて進めていただきたいと思います。

そして、6点目の地区計画制度による企業誘致事業について、めどが立てば新たな区画ということですが、あとはまたおっしゃったように、本来無秩序な開発抑制には注意されたいと思います。企業立地推進ビジョンでは、新産業用地として矢巾スマートインターチェンジ周辺エリアを設定されており、スマートインターの東側が赤く囲われているのも拝見しました。都市的土地利用が期待できるエリアとのことでしたが、矢次、広宮沢で圃場整備事業が行われておりますが、そことの問題はないのかというか、また飛び地での開発になるのではないか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

スマートインターチェンジ周辺、確かに企業の方からすると大変魅力的に映っているようで、様々この辺りに立地できないのかというふうなお声は頂戴しているところでございます。

ただ、様々な方策はあろうかと思うのですが、やはり市街化区域が飛び地でどうしても発生するというふうな開発は非常に難しい、許可が下りにくいというふうな状況もございまして、今々すぐの開発はちょっとできない状況にございます。

ただ、広宮沢方面から徐々に来る、市街化区域拡大ないしは現状の駅周辺地域を拡大していくとか、かなり距離はありますけれども、ないしは本当に大規模に50ヘクタール以上で、ごめんなさい、数値がうろ覚えなので間違っているかもしれませんが、そういった本当の大規模開発であれば、スマートインターチェンジ周辺の開発もできるということなので、状況を見ながら、何とかその周辺もいつかできるような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

圃場整備に関しましては、整備後に最低でも8年ぐらいの期間を空けなければいけないので、その頃の状況を見ながら検討できるようであれば、着手できればというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 流通センターが市街化区域となっておりますが、そこをもっと南へと、課長のお話もありましたが、私もそちらのほうに延ばして、広宮沢ストックヤードのほうに市街化区域を拡大して開発していくのがよいのではないかと考えておりました。

これは、次の西部地域の誘客にもつながるのですが、そしてまたちょっと岩手医大の話をして申し訳ないのですが、前理事長の小川先生は地域を大切に、地域の発展も考えられる方で、小川先生は私に矢巾町にコストコを造れと言っておりました。流通センターは、広い道路も整備されておりますし、またそのように県外からも多くの方が来る目的となる強力な集客装置を流通センター南へ整備することで、町西部地域にもともと観光がありますが、そちらへも今よりもさらに多くの方が流入して、西と東で2つ両方発展していくのではないかと考えますが、流通センター南の開発の展望などあれば、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

先ほど立地に適した土地のお話があったと思うのですが、流通センター南側の土地に関しても、非常に候補になるには十分可能性がある土地ではないかというふうに考えてございます。

特にもやはりインターチェンジに関して矢巾スマートインターチェンジ、そして盛岡南インターチェンジの両方が使えるという非常に交通に関して都合がいいというか、利便性が高いというふうな地域でございますので、今ここでそこをやりますというような明言はできませんが、候補の一つとして十分検討して前向きにできればというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

ちょっと早いのですが、ここで昼食のための休憩とします。

再開を13時といたします。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、3問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 質問2の内容を踏まえ、本町における将来の人流、公共施設、各種インフラについて同様にお伺いいたします。

①、内丸メディカルセンターの機能が岩手医科大学附属病院へ移転された後の人流の変化、来訪者の増加をどのような方法で把握しているのか。

②、矢巾町地域公共交通計画によると、町内で就業、通学する方の約6割は町外に居住しており、隣町と比較すると、その割合は高いです。本町を居住地に選んでもらうために必要な政策と課題は何と捉えているのか。

③、公共交通については、バスなどの運転士不足が懸念されておりますが、どの路線を守るかではなく、様々な移動資源を洗い出し、住民の目的地への到達をどのように守るかという考え方も必要であると思います。各分野の交通手段の連携や新たな交通手段の活用につい

での考えをお伺いします。

④、公共施設の在り方については、維持検討のための会議体を設置するとのことですが、いつ設置し、いつまでに方向性を示すのかなど、今後のスケジュールをお伺いします。

⑤、人口減少は、公共施設及び各種インフラ、またサービスの維持が困難になり、さらに社会課題の多様化に伴う業務量の増加、そして町職員の人材確保などが懸念されます。本町は、既に都市計画及び公共交通について、広域連携の枠組みに参加しておりますが、今後さらに広域連携が必要と思われるものはあるのか、お伺いします。

⑥、現状の道路、橋梁、上下水道などのインフラは、将来的には全て維持していくことが難しくなることも考えられます。今後戦略的に廃止、縮小していく可能性は。

⑦、都市公園は、住民の憩い、防災、健康づくり、交流など、多面的な機能を担う公共空間の一つである一方で、人口構造や維持管理費の変化を踏まえれば、都市公園の配置や機能の再編も必要になってくると考えますが、現在の規模や配置のままでスマートシュリンクの考えと整合していくのか。また、今後廃止や統合、機能転換を検討する場合、都市公園法上どのような制約があり、配慮が必要なのかをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾町の将来都市構造の展望は、人流、いわゆる人の流れと公共施設、各種インフラについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、岩手医科大学附属病院の来院者、病院においでになる方々の状況については、公共交通事業者及び岩手医科大学附属病院との意見交換や市街地循環バスやばすの運行実績報告により把握をしております。

2点目についてですが、議員お示しの数字は、令和2年国勢調査の集計結果に基づくものと認識しておりますが、当時と比較すると、町内での宅地開発及び住宅供給も進み、現在の数字は変化しているものと考えております。令和7年国勢調査の当該集計結果の公表は、来年5月の予定であることから、経年変化の把握にはまだ時間を要するところではありますが、引き続き生活利便性の高いまちづくりを行い、住居選択において、選ばれる町を目指してまいります。

3点目についてですが、今年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする盛岡都市圏地域公共交通計画は、まさに既存の交通資源を活用し、都市圏の公共交通網を維持可能なものにしていくかという視点で策定されたものであります。現時点での取組としては、既存の

公共交通機関同士の乗り継ぎの利便性向上が重要であるとの認識の下、市街地循環バスやばすの運行ダイヤの見直し検討や公共交通事業者に対するダイヤ改正等に係る要望、意見交換を行っておるところであります。

4点目についてですが、まずは公共施設のうちスポーツ施設についての在り方の検討を行うこととし、会議体の設置及び第1回協議は、令和8年10月を予定しております。その後にアンケートやパブリックコメントなどによる意見聴取を行いつつ協議を重ね、令和9年12月に在り方の方向性をお示しできるように進めてまいります。

なお、在り方の検討状況については、町民の皆様へ随時情報提供を行ってまいります。

5点目についてですが、町職員の確保、特に技術職員につきましては、人材確保が困難となっており、専門職の不足は、公共施設の維持管理や各種インフラ整備に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。このため自治体単独での採用活動に加え、広域的な合同採用説明会に参加するなど、まずは受験者の目に触れる機会の増加に努めております。

なお、近年沿岸、県北市町村における採用試験の共同実施の動きが見られることから、盛岡広域においても、採用試験共同実施及び退職した技術職等の情報を名簿化し、構成の市町で共有、活用するOB人材登録制度等について検討を進めているところであります。

また、事業者の利便性向上と事務処理の軽減を目的として実施した入札参加資格審査事務の広域連携の次の取組として、今後は入札、契約の電子化に向けた共同利用、共同調達といったコストを意識した取組を推進する必要があると考えております。

6点目についてですが、全国的な課題となっておりますが、人口減少に伴い、インフラ維持に携わる人員の不足により、将来的に、その維持は難しくなることもあり得るものと捉えております。また、本町はコンパクトなまちづくりが図られてはおりますが、将来的に人口や産業の動態によっては、不要となるインフラが発生することも考えられますことから、予防保全や、より効率的な維持管理手法の検討、導入を進めることと併せて、各道路、橋梁等の必要性についても状況を見極めてまいります。

上下水道につきましても、今後人口減少に伴う料金収入の減少が予測されますが、持続的な事業運営を進めていくため、施設のダウンサイジングや集約化といった施設規模の適正化と効率化の検討を進めてまいります。

7点目についてですが、本町の都市計画決定をしている都市公園は、流通センター内の広宮沢公園など6つの公園がございますが、制度上独立したものとは違い、いずれも都市計画制度による開発区域面積の3%以上の公園等設置義務を兼ねたものとなっております。また、

統廃合などにつきましては、都市公園法に定められております都市公園の保存規定によりまして、他の都市計画事業により利用される場合、公益上特別な必要がある場合など、ごく限られた事由による場合となっております。

都市公園につきましては、様々な機能と併せ、町民の皆さんが集い、親しまれることで公園本来の設置意義が生かされるものであり、スマートシュリンクの考え方につながるものと捉えております。

なお、都市公園制度の改正により、公園を生かすための柔軟な利活用手法も可能となっておりますので、町といたしましては、より効率的な管理手法と併せ、社会状況やニーズの変化を把握し、現在の規模や配置場所も生かしながら、都市公園の設置意義が果たされる施策を検討し、取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 1点目について、病院再編による人流の変化で混雑など、ネガティブなものもあると思いますが、そこだけではなくて、送迎、付添いの方の待ち時間の過ごし方、または帰りに周辺の商業施設へ流入しているのか。患者さんだけではなく通勤する職員も同様に帰りの際に周辺施設を使ってもらっているのか、そもそも通勤する職員も増えたのかなど、その辺まで把握できているのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、患者さんの付添いの方ですとか、あるいは病院の職員の方とかが、例えば周辺の商業施設とかでお買物しているとか、そういったところの把握はできておりません。町長答弁にもございましたが、先日医大さんと、それから県交通さんと矢巾町の3者で、実際4月どんな状況だったかの意見交換を行いました。

まず、医大さん側からですけれども、当初の予定とすれば、昨年度までは大体1日当たり700名の患者だったものが、4月はそのおよそ倍の患者数だったそうです。5月は、さらにその2倍以上だったということで、かなり混雑している状況だったということを伺っております。

それから、公共交通である岩手県交通さんのほうのバスの状況でございますけれども、まず明らかに増えたのが、朝であれば、盛岡を大体7時台に発って医大の前まで来るバスが、

これは病院の職員の方だと思われますけれども、この時間帯が3割以上増えておりますし、町長答弁にもございました県交通さんのほうで夕方、医大さんを経由して4号に出る路線を2本ほど増やしていただきました。大体5時台のその増やした路線もやはり増えているということで、県交通さんの努力していただいた分に関しては効果があったと捉えております。

私自身も、ちょっと先日患者として医大に行ったのですけれども、医大の中で見ると、かなり患者さんだけではなくて、家族の方が待っている。隣のトクタヴェール、そういったところでも多分お待ちになっているのだろうなという患者さんも多く見られますので、先ほど議員がおっしゃった、どういう動きをしているかというのをアンケートとか、なかなか我々として把握することはちょっと難しいのかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そのような周辺の商業施設への流入まで、もし捉えることができれば、そこをPRして今の矢巾停車場線もしくは国道4号沿いの空き店舗等に、では出店してみようかなという方もいるかもしれませんので、可能な範囲で引き続き調査をお願いしたいと思います。

そして、既存の公共交通については、広域での取組を推進されているということですが、新たな交通手段の創出として、我々会派で視察に行ってきた石巻市では、日本カーシェアリング協会と地域の住民が共同で住民自ら移動について、それぞれの強みを生かして、補い合って主体的に課題解決を行っている取組を拝見しました。

以前も本町で、とある地域では移動に困っている方の送迎を有志が行っているという答弁もあったように記憶しておりますが、石巻市の例は住民の新たなコミュニティ、またつながりの創出にも関係しており、みんなで買物や旅行をして楽しく活動もされているということでした。

町内では、国民保養センターへ行けなくなったというような声も聞きますが、住民主体の課題解決に向けた新しい取組として、本町でも導入の検討など必要ではないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

石巻市の例でいくと、やはりあそこは大震災後のコミュニティの復興といえますか、そういった部分が大きくてカーシェアリングが進んだのかなというふうにはちょっとお見受けい

たしているところでございます。

本町につきましては、現時点でカーシェアリングについて具体的にちょっと検討したことはございませんけれども、今広域の公共交通計画の中では、既存の公共交通機関を維持することが、まず第1の優先として捉えているところでございます。今後の人口減少とか、こういったことに対して、公共交通機関自体も、もしこの後どんどん、例えば維持できないとか、そういったところが出てくれば、今議員がおっしゃったとおり、カーシェアリングとか、違う手法というのは、新たな選択肢で出てくると思いますので、そこは次の時点での検討かなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、公共施設の在り方についてお伺いします。会議体は、それぞれの公共施設ごとに設置するのか、もしくは一つの会議体で公共施設を順番に協議していくのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） お答えいたします。

町長答弁の中で、まずスポーツ施設からというふうな話をさせていただいておりますが、この中でノウハウの取得とか、関係する方々との関係性の中で見えてくる課題とか、解決方法とか、こういうものがあると思います。ですので、その中で、例えばスポーツはスポーツでやるのか、あとは文科系は文科系でやるのかとか、こういった部分も一緒に検討していきたいと思っておりまして、同じ会議体で全てをやるというのは、やはりそれぞれの専門分野もあろうかと思いますが、現状では難しいのかなというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） まずはスポーツ施設ということで、また現在構想されている文化・スポーツコミッションのほうとも関係して、いずれそちらが運営主体となっていくのいいのではないかと思いますし、部活動の地域展開等も見据えて、一緒に維持管理できるようなものとなればいいと思います。

また、一つの目的のためにも一つの施設という時代ではないのかなと思いますので、様々

な施設の中で、いろんな事業を行っていかないといけないと思いますので、1つずつの会議体というよりは、やはり横断的な取組も必要ではないかなと思いますが、その辺伺います。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

庁舎内の中でも、当然ながら私どもの課だけではなく、総務課であったり、企画財政課であったり、それこそ文化スポーツ課、教育委員会の関係であったりとか、様々な課が関わるわけございまして、会議体のほうに関しましても、またどういうふうな形、様々な方法が考えられると思いますので、こちらのほうは進んでいく中で、いずれ検討しながら、いろいろな方向性を考えて進めたいと思っております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 入札契約の電子化、共同利用、共同調達は、とても大切なことと理解しております。一方で、道路維持管理や災害対応など、地域密着性の高い業務については、広域化、共同化が進むことで、発注単位の大規模化や広域業者の参入が進み、結果として地元業者が参加しにくくなる懸念はないのでしょうか。地元への配慮が薄れる心配はないのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、入札のような広域でやっても差し支えないものについては、コスト意識を持ちながら取り組んでいくということは、今後の流れなのかなというふうに考えているところで、こういうものを先日も建設業協議会の皆様方と意見交換しましたけれども、異論はなく、もう既に取り組んでいるところもありますので、こういうところは取り組んでいけるのかなと思いました。

一方、懸念事項として、今議員ご指摘のようなところにつきましては、スピード感を持って対応するといったところに関しましては、地元の強みでありますし、地元企業の育成というのは、やはり今後私ども矢巾町の発展の糧にもなるところでありますので、そういうところにつきましては、きちんと配慮していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 他の自治体では、建設業協同組合でしたけれども、道路の包括的な民間委託を行い、迅速化もしくは効率化が図られたという事例も拝見したことがあります。国もそのような包括的民間委託、地域要件、総合評価落札の中には、地域の精通度であったり、地域の貢献度を出し、災害協定またはその活動実績等を項目としておりました。

そのような効率化と、さらに地元の業者の育成と先ほどもおっしゃいましたが、そのような視点で、このように包括的な民間委託の検討をされたことがあるのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） 建設業協議会とかでは、災害とかのときの協定も結んでいるところでございますし、例えば上下水道分野では、業界ごとの単位での組合に対しての発注であるとか既に実現しておりまして、やはり地元の小さな企業、中小の企業でありますと、大きな仕事を受けにくいというようなところの中では、そういう業界団体と契約していくということは、有効な手段であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そのような技術職が不足する中で、今いらっしゃる職員さんたちは、自分たちで何とか現状を支えていくという仕事への誇りを強く感じます。しかし、負担が増えるばかりという状況であるならば、それも心配しているところであります。上下水道については、災害時の協定を全国上下水道コンサルタント協会と締結されていると拝見しましたが、今後将来的に国費支援要件等を踏まえたウオーターPPP等の調査もあると思いますし、任せるところは任せるといったような民間や外部団体との連携を今後どのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 立花上下水道課長。

○上下水道課長（立花真記君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど来ありました民間委託というところで、水道業界でも今ウオーターPPPというふうなところで各自治体検討しているところでございますし、本町におきまして、今年度下水道分野でそちらのほうを検討しながら、取り入れる、取り入れないは検討次第というふうなことにはなりますが、進めてまいりたいというふうには考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、最後の都市公園のほうに移らせていただきます。公園等緑地、3%以上とのことですが、これは流通センターの計画の中だと思imasuので、盛岡市側も含めて全体で3%ということでもいいのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

流通センター全体ですので、盛岡側も含めての3%ということとなっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そして、都市公園の維持管理が、その費用が問題となっておりますが、広宮沢公園、あとは鹿妻公園は、盛岡市と共同管理になっていて、盛岡市も維持管理費は負担しているのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

この公園の維持管理については、盛岡市からの負担というのはございません。町のほうでの、矢巾町の都市公園ということになっておりますので、矢巾町の負担というふうになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、ちなみにもし分かればいいのですが、流通センターのそういう公園、本町と盛岡市、それぞれ何%ずつとか分かれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

盛岡市のほうは、ちょっと把握しておりませんが、本町の部分につきましては、流通センターの公園の部分で3.48%というふうになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 私も見える範囲で、広宮沢公園、鹿妻公園が大部分ではないのかなと思っております。そうしたところ、流通センターの区画でいうと、そのほかは事業用地として税収も違ってくると思いますし、その面積でいうと、矢巾町だけ公園があつて、矢巾町だけで管理するのは、ちょっとこれ、何かおかしいのではないかなと思うのですけれども、盛岡市に負担金を求めるようなことはできないのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

矢巾町立の都市公園というふうになっておりますので、盛岡市に負担を求めるということは、今まで想定したことはないのですけれども、そのとおり公園、都市公園の持つ制度上の位置づけであるとか役割を考えた場合に、そういうこともあり得るのか、制度を見ながら盛岡市のほうともちょっと話を伺うというようなところから入って検討してみたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） いい質問をしていただきました。ありがとうございます。実は、今矢巾町、いわゆる面積割という、流通センターは、盛岡と矢巾、ほとんど矢巾があれば、割合からいくと9対1ぐらいの割合。都市公園とか、共同福祉センターというのは、矢巾町の町内。ただ、利用するのは、矢巾町民だけではないわけです。盛岡の市民も利用しているわけです。今そのことについて、盛岡市とちょっと議論しておるところで、議会からもこういうことが出たと、非常に今日はいい質問をしていただいたということで、実は私らもこれまでは、まず都市公園も、いろんな共同福祉センターとか、また体育館とかも、勤労者もあるのですが、今お互い財政が非常に厳しくなってきた、やっぱりシビアに考えていかなければならないということで、去年の11月に盛岡市に問題提起させていただいて、共に、一緒に考えていきませんかということで今お話をさせていただいているところでありますので、議会からもこういう声が出ているということで、今日は本当にいいご質問いただいたし、今後これを盛岡にもお話をさせていただいて、矢巾町にあっても、盛岡市も、利用する人は盛岡の人のほうが多いわけですから、市民のほうが実際。だから、そういう負担の在り方も考えていきたいなということで。

今日は、いろいろなスマートシュリンクをはじめインフラの老朽化、いろんなご質問をいただいたのですが、まずこれからの本町の考え方としては、公共施設を含め、いわゆる有効性の判断をどういうふうにしていくか。そして、必要性の在り方、それからあとは緊急性、そして広域的に、この施設がどうなのかという位置づけ、やはりこれから、これまでどんどん拡大しておった、例えば岩崎川に架かっておる橋が今何橋あると。将来これを、あれば維持費が当然かかるわけです。だから、これはもう当然地元の方々のご同意もいただきながら、賢く縮むスマートシュリンク、そういうことも考えていかなければならない時期に来ております。これから人口減少、人口の流出というのを。

この間もお答えさせていただいたのですが、今度の令和7年の国勢調査で、今花巻市の人口そのものが減るくらい、令和7年は前の令和2年のあれに比べて、そのくらい人口減少が進んでおるわけです。だから、そういったことで今回の国勢調査では、人口が増えたところはないわけです、33市町村。だから、これからスマートシュリンクの在り方、これを先ほどの有効性、必要性、広域性、緊急性、これをしっかり組み合わせながら公共施設の維持を考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） この都市公園、都市計画制度で造られて、その3%の決まりがあるということで、もちろん盛岡市と一緒に計画したものと思いますし、また調べられる範囲で盛岡市の事業評価に、かなり前ですけれども、共同管理みたいな事業評価もあったように見えたので、昔、分かりませんけれども、共同管理していた。もちろん中のものですので、ぜひ今後盛岡市にちょっと相談といいますか、しっかり利用人数であったり、あとは流通センター内の税収とか分かれば、これだけ違いがあって、この面積分だけ矢巾町が負担しているのだと、しっかりと訴えていただきたいなと思います。

そして最後に、都市公園、みんなが集まり親しまれるというところで、なかなか変更は難しいということですが、そうであるならば、もっと活用して、柔軟な利活用、そしてPark—PFI等の考え方もありますが、そのようにできるものを活用して盛り上げていくしかないのかなと思っております。

それで、Park—PFIによって公園全体の従来の維持だけではなくて、一部高収益を生み出したり、そして私前回も言っしつこいようなのですが、ドッグランを整備するなど、都市公園のにぎわい創出で維持管理費の削減等につなげる今後の考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

そのとおり、P a r k－P F Iとか、ちょうどその制度が出てきたとき、私都市計画を担当していたことがありまして、そのP a r k－P F I活用できないかということで、民間の事業者の方とちょっとお話ししたこともございます。動き出すかなというところもあったのですが、動きが最後はちょっとなかったのですが、ただいろいろP a r k－P F Iというと、よくあるのが飲食店ですが、例えば商業施設、スーパーとか休憩施設があればできるということもありますし、議員からお話しいただいたドッグランとかもかなり、私も大型犬をずっと飼っていますので、ドッグランで北上に行ったりとか、滝沢のほうに行ったりとか、そういうような使い方をして、そこで様々新しいコミュニティが生まれて、いろんな知り合いの方が増えるということもございます。

そういったこともございますので、まず様々そういった事業者の方からお話を伺いながら、できる部分、活性化につながる部分については、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2番、高橋敬太議員の一般質問を終わります。

次に、12番、高橋安子議員の一般質問を受けます。

高橋安子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（12番 高橋安子議員 登壇）

○12番（高橋安子議員） 議席番号12番、町民の会、高橋安子でございます。1問目の質問は、本町在住の難病患者について町長にお伺いいたします。

知人に、関東方面に就職していた40代の息子が厚生労働省の難病に指定されているA L S、筋萎縮性側索硬化症、つまり手足、喉、舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉が痩せて力がなくなっていく病気のことだそうです。これを発症したため、会社を退職して帰宅し、自宅療養となっている方がおります。病状は、進行が早く、数日で寝たきりの状態になり、今では手足を動かすことも、言葉を発することもできない状況です。一度病院に入院させましたが、病状は進むばかりであり、限られた生涯を自宅で過ごしたいという本人の希望や両親、姉妹の願

いもあり、自宅介護に踏み切ったとのことでした。雑誌やテレビで、このような病気で苦しんでいる家族があるということは分かっておりましたが、その家庭を実際に訪問してみてもショックを受けました。

このような世帯を援助するために、日常生活サポーターとしてホームヘルプサービスがありますが、家業である農業をしながら24時間介護する両親は、大変な心労と過労であると思われます。高齢の両親が主に介助しておりますが、その後父親が心労等から、作業中脚立から落ちて頭を打ち、硬膜下血腫で入院した。そして、しばらくの間、1か月か2か月ぐらい入院していたということでございます。その間は、近くに住む娘たちが仕事の合間に兄の介助方法を学び、手伝っている状況とのことでございます。このことから、以下お伺いします。

1点目、本町でALSなどの国指定の難病で苦しんでいる方は、どのぐらいいるのでしょうか。そのうち、自宅療養をしている方は、いらっしゃるのでしょうか。

2点目、ALSの治療費等については、厚生労働省により難病に指定されていることから、医療費の助成が受けられていると聞いておりますが、どのぐらいの助成なのでしょうか。

3点目、自宅で介護する場合の介護に要する助成事業は、どのようなになっているのでしょうか。

4点目、介護者が高齢で年金生活者の場合は、高額の治療費が生活を圧迫し、日々の生活困窮に陥ることが予想されます。本町独自の患者家族への助成事業があるのか、お伺いします。

5点目、体を動かすことができない難病を抱えている方の自宅介護を行っている世帯に対して、災害が発生もしくは発生するおそれが生じたことにより、緊急避難しなければならない場合の対応計画はどのようなになっているか。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 12番、高橋安子議員の本町在住の難病患者についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町におけるALS、先ほど安子議員からもお話あったとおり、筋萎縮性の側索硬化症を含む指定難病患者数につきましては、令和7年6月1日現在221名、そのうちALSの方は4名となっております。また、その中で在宅療養をされている方につきましては、3名把握させていただいているところであります。

2点目についてですが、難病医療費助成制度は、岩手県で実施しており、所得状況に基づき最大月3万円を上限に自己負担上限額が設定されております。また、障害者手帳1級から3級までのいずれかを交付された場合には、町の重度心身障害者医療費助成制度の対象となり、難病医療費助成における自己負担額から外来で1,500円、入院5,000円を除いた金額を償還払いで給付をさせていただいております。

3点目についてですが、介護に要する助成事業としては、介護保険制度における介護給付事業があります。介護保険制度は、原則として65歳以上の方が対象となりますが、ALSのような特定疾病に該当する方は、40歳から第2号被保険者として要介護認定を受けることで訪問介護等の介護保険サービスの利用が可能となります。また、介護保険制度に該当しない重度訪問介護などは、障がい支援区分に応じて、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用も可能となります。

4点目についてですが、本町独自の難病患者家族に対する助成事業はございませんが、障がい福祉サービスや介護保険サービス、医療費助成制度の活用により、負担軽減が図られるように支援を行っておるところであります。

また、生活状況に応じて、生活困窮支援や生活福祉資金、生活保護制度などにつながる場合もあることから、関係機関と連携しながら必要な相談支援に努めてまいります。

5点目についてですが、本町では避難行動要支援者名簿を整備し、本人の同意を得た上で、自治会や民生児童委員、自主防災組織などの関係機関と情報共有を図りながら、災害時の支援体制の構築に努めております。

また、個別避難計画につきましても、特に支援が必要な難病患者、重度障がい者などを優先しながら作成を進めているところであり、引き続き関係機関と連携し、避難方法や支援者避難先について確認を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 先日ご両親に会ってきました。病気がALSであると分かった息子さんが、ALS協会で発行している文集への投稿に、ふるさとに帰りたい、家族に会いたいとの文書があったと、お母さんが涙ながらに話してくれました。帰ってから2年、病状はどんどん進み、寝たきりの状態で、話すことも目を開けることもできない状況が続いております。

ただいまの答弁で、厚生労働省が難病に指定している病気について、ALSの患者さんについてご説明がありました。この難病に指定されている病気は、調べてみましたら300種類以上あるのだそうです。私たちがよくテレビなんかで見る、この間も新聞に載っていましたが、ALSのことはよく話を聞いたことがございます。ALSを含む指定難病の患者さんは、令和7年6月1日現在で221名との答弁でしたが、ほかにどのような病気が多いのか、お伺いします。

また、病気に罹患している方たちは、どの年代が多いのか。そのうち、自宅療養をしている方は何人ぐらいいるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

難病の方、様々いらっしゃいます。私どもが見て普通に生活している方であっても、そのような形を捉えております。ですので、正直病状云々という形で、県のほうからの人数は来るわけですが、ここの部分についてのデータというのは捉えていないところが正直なところでございます。

在宅につきましても、その症状によって、一概に入院している方、在宅している方もちょっと分かりかねますので、そのほうは捉えていないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 本当にどんな方でも、私も、このお母さんがちょうど同じ年代で子どもさんも同じ年代のために、話を聞くと、もう余計涙が止まらないような感じになります。本当に一生懸命看病をしています。そして、その妹さんたちも仕事を持ちながら、妹さん夫婦も休みのときには、うちに来て農業を手伝ったりしてくれているのだそうです。娘さんたちも夜、夜中でも、何かあればすぐ飛んできて世話をしてくださるということで、すごくありがたいことだとも言っておりました。

ただ、お父さんがその中で硬膜下血腫というのは、頭を打つと血がたまって、何回も手術しなければならないのだそうです。それで、2回か3回入院していらっしゃるということで、最後のほうは、この間退院してきましたけれども、1か月以上も入院が続き、ヘルパーさんが来ないときは、お母さん一人で看病をしているような状況でした。本当にたんが詰まったら大変だということで、いつもそばにいなればいけない状況だったようです。

次の質問なのですが、難病医療費助成制度は、月最大3万円を上限に自己負担額が設定ということでございますが、年金生活者の場合、ちょっとこれでも負担が大きいのではないかなと思っています。本町独自の難病患者に対する助成事業はないとのことでございますが、金銭的な助成ではなく、例えばALSのほとんど意識がなくて、人工呼吸器や胃ろうの場合、排せつはおむつを使うとのことでございます。そのおむつの支給などを考えていないのでしょうか。おむつをはじめとして、物品での補助を考えてはどうかと思うのですが、その考えはないか、お伺いします。

ちょっと聞いたところによると、お隣の紫波町さんでは、このおむつの配給があると聞いておりますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

我々の福祉サービスにつきましては、プラン、計画とか相談に基づいて審査してお出ししているという状況でございます。例えば現実で考えますと、福祉部門ですと、重度訪問介護というような形で、今議員さんおっしゃったようにたん吸引あるいは排せつの手伝いとか、そういった部分、家事とか、そういった部分は行っておりますし、メニューの中では紙おむつというのもございます。

こちらのほうは、申請のほうをしていただきながら決定していただくという形になりますので、そのような対応をさせていただきたいと思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 申請をすると、おむつが配給になるということなのですが、なかなか夜も眠れない日が多く、農業をしている方なのなのですが、もし考えていただければ、こういう補助的なこと、農家の手伝いを年何回かとかというのも、もし考えの中に入れてもらえれば助かるのではないかなとも思っています。その場合の補助事業として、本当に補助事業でいいと思うのです。農作業の手伝いの派遣を検討してはどうかと思いますが、その辺のところの考えはないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

重度訪問介護等サービスの中では、確かに家事援助というのはあるのですが、農家

さんのお手伝いに当たるかどうかというのは、非常にここは難しいところだと思います。かといって、今の段階では農家の手伝いという部分のメニューは考えておりません。

ただ、重度訪問介護サービスの、いわゆる介護している時間帯というのは、まさにその時間帯というのは、ご家族が、そういった農業とか、家業をできる時間としてのレスパイトもそうですし、家業として取れる時間ということで捉えておりましたので、こちらのほうは必要に応じて重度訪問看護の介護のサービスの支給という部分の上乗せというふう部分で考えていきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ぜひ考えていただきたいと思います。

それから、先ほど課長は、申請すれば大丈夫だよということをおっしゃいました。ただ、申請に来るとというのが大変なのだそうです。それで、難病を抱えた家族にとって、誰かに相談したくても、家を出て相談に行くということがなかなかできない状況だということを聞きました。病気の本人だけでなく、心労が絶えない家族をこちらから訪問して相談に応じる体制をつくってはどうかと思うのですが、私らもそうなのですけれども、役場の職員さんが来てくれた、話を聞いてくれたというだけでも、ヘルパーさんとは違った意味の安堵感があると思うのです。そういう考えがないかどうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今の議員さんのお話は、よく分かるところでございます。私たちのほうも持ち帰りまして、その辺を検討してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ぜひお願いしたいと思います。病気の本人だけではなくて、本当に家族の方がもう大変な状況のようでございますので、ぜひそういう体制を取っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、災害時の支援体制については、介護をしている高齢の方の家庭なのです。ご両親と帰ってきた息子さん3人の家庭なのですけれども、両親にとっては、現在の気象状況からも

一番心配なことであると思われます。現在個別計画の策定を進めているとのことですが、今年も異常気象が続いて、家族の不安が募っているようです。その不安を少しでも和らげるために、個別の避難方法や避難先について早く家族への確認を含めて検討するべきと思うが、すぐに取りかかる考えはないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まさに今議員がお話ししたとおりでございます。ただ、症状的に重い方というのが町内にもいらっしゃいます。やはり優先順位をつけて、個別避難計画というのを作成しなければいけないというのはあります。ただ、その作成に関わる方というのは、結構たくさん、専門職なりがいて立てるものですから、時間はかかるかと思います。

もう一つ、個別避難計画につきましては、誰がその避難所まで連れていくかとか、そういった細かいところも決めていきます。ただ、もう一つあるのは、例えば吸たん器をつけている方とか、そういった状況によっては、おうちが丈夫であれば、むしろ自宅のほうが安全だということも、一方には考えとしてはあります。ですので、そちらのほうは、個別避難計画を立てる上で十分話し合いながら、ただその前の避難行動要支援者名簿、こちらのほうには登録していただかないと、いざ自宅で避難していても、誰かというのは分からないので、そこは登録していただきながら、例えば状況を見ながら自宅での避難というものも、場合によってはあり得るのかなというふうに考えておりますが、いずれその順番を決めて、症状の重い方から個別避難計画を作成してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） 私からも令和7年度につきまして、防災訓練で指定福祉避難所があります岩手県の盛岡となん支援学校におきまして、医療的ケアが必要な方の受入れについて訓練を実施しまして、訓練のシミュレーション、そして動きを確認しているところであります。

先ほど福祉課長からの答弁もありましたように、医療的ケアが必要な方の避難につきましては、単に避難所へ移動するということではなくて、医療機器の継続使用でありますとか、医療的ケアの継続が担保されることが非常に重要なことだと思っておりますので、先ほど要支援者名簿への登録、個別計画へつなげるというお話がございましたけれども、そちらにつきまして、多くの方に関わっていただきながら、そういう訓練を通じて早急に個別計画の策

定につなげてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからお答えさせていただきますが、まず1つは、保健師が訪問していないというのは、ちょっと私びっくりしたのですが、例えば今矢巾町では乳児、生まれた赤ちゃんのところは、必ず全戸訪問するようと、これはやっておりますし、だから今難病の、特にALS、それからあとは今酸素ボンベのこういうものは恐らく矢巾分署と連携して、災害時には連携を取ってしっかり体制を構築してやっているはずなので、私ちょっとそこのところあれなのですが、いずれ保健師が、そういうところは必ず、難病の特にも重症患者さんのところへは足を運んで説明をして、またこういう制度がありますよということとでやっているはずなので、ちょっとこのところ、もう一度確認をさせていただきたいと。

私も実は、去年廣田議長と私、ふれあいランドの難病連のALSの総会に毎年呼ばれているのです。ということは、県議会のときに難病の関係で一生懸命やったつもりだったのです。今もその会員になって、先ほどもお話あったのですが、紫波町の中村さんという方が会長さんで、今また会長さんが替わられたのですが、いずれ私もそういったことでサポートさせていただいて、中村さんの旦那さんはやっぱり高齢だったのですが、心配しておったのは、病院で入院すると進行が速くなると、早く家庭に戻して、そしてやってもらいたいというお話を私お聞きして、実は私も同じ地域で、知らなかったのです、正直恥ずかしい話なのですが。そういったことで、いずれ難病について、特に重症患者の方々については、私らもそうだし、県も国もしっかりしたサポート体制を取っておりますので、もし何かそういうことで足りないところがあるときは、役場のほうにお話をして、それから一番家族が心配なのは、災害時の対応です。まず、ALSの場合は自分で発することができないから、本当に症状が悪化してくると、目のまばたきだけで相手に知らせるとか、私はそういう場面は見てきておりますので、だから本当に硬化症というのは怖い病気なのです。

だから、もしそういうことで家族の方々が不安であれだというのであれば、遠慮なくお話ししていただいて、それは県の難病連を通してもいいし、矢巾町を通してでもいいですから、遠慮なくお話ししてやっていただければ、しっかり対応します。

まず、一番あれなのは、まず今のところ画期的な治療というのはないものですから、とにかく進行をあれする。お医者さんも、今どなたにかかっているかあれなのですが、いずれ難病というのは、しっかり寄り添って対応しなければならない。そのことが一番大事なので、

だから何かご心配のことがあったならば、町のほうにお話しして、対応させていただきますので、そこだけはひとつ私もまた確認して、あとはこういう病気は遠慮なくお話ししてもらいたい。昨日もお話しした認知症も隠したがるのです。だから、そういうことのないように、遠慮なくお話をして、そして対応、できる範囲内ありますので、ひとつご理解をしていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を14時10分といたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。清水野桜並木の今後について、町長にお伺いいたします。

本町名所の一つとして、町道安庭線煙山地区には、清水野の桜並木があります。この桜は、明治100年と清水野地区の開田事業を記念して昭和43年頃に植樹されたもので、60年近くが経過しております。以前であれば、桜の季節にはソメイヨシノ、シダレザクラや八重桜が次々と咲き誇り、ピンクの並木でございました。しかし、最近は高齢化が進み、花の色も白く、花より先に葉っぱが多くなり、幹にはコケが生えているなど、誰も足を止める人はいない状況となっております。この桜並木について、維持、管理、活用について、今後の計画があるか、以下お伺いします。

1点目、ここ数年桜倒木がマスコミで取り上げられることが多くなりました。代表的なソメイヨシノの寿命は60年から80年と言われ、特に春先の強風により、全国では倒木によるけが人も出ております。清水野の桜について、安全確保に向けた樹木の点検や木を守る対策をしているのか、お伺いします。

2点目、清水野の桜並木について植え替え等の予定はあるのか、今後の計画について伺い

ます。

3点目、本町には、清水野の桜並木のほか、歴史情緒のある松並木もあることから、この桜並木に沿って遊歩道やサイクリング道路を整備することにより、西部活性化の一環として、春は桜、夏はヒマワリ畑や煙山ダム、秋には南昌山、城内山の紅葉、旧志和稻荷街道の松並木で歴史を感じ、そして保養センターで一休みするような西部地域を一体化した周辺を散策する形の観光地にしてはどうかと思いますが、その考えがあるかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 清水野桜並木の今後についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、今年度当初予算編成に当たり、林政アドバイザーが倒木の危険性のある樹木及び枝の点検を実施しており、今年の冬期間に伐採を予定しているところであります。

2点目についてですが、1点目で申し上げたとおり、今年度はまず倒木の危険性のある樹木の伐採を優先して進めてまいります。

なお、植え替えにつきましては、歴史ある桜並木を後世につなぐことも大切な考え方でありますので、地域の皆さんのご意見も尊重しながら、桜並木の景観保全の今後の在り方について検討してまいります。

3点目についてですが、現時点で桜並木に沿った遊歩道等を整備する考えはないところではありますが、一昨年のおいて森林（もり）の感謝祭の植樹会場の桜のほか、議員ご質問のとおり、煙山ひまわりパーク、煙山ダム、南昌山、城内山、矢巾町国民保養センターなどを周遊場所に、イベント開催も合わせつつ、西部地域の活性化に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 林政アドバイザーが倒木の危険性のある樹木及び枝の点検を実施したとの答弁でございました。その結果、伐採しなければならない桜はどのぐらいあったのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、伐採しなければならないような状況ということで、完全な立ち枯れになっているも

のは2本あるかというふうに認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 私もちっと見て歩いたのですけれども、2本ぐらいありましたので、ピンクのテープが貼ってありましたので、これは駄目かなと思って見ていたのですけれども、そのほかにも下のほうにコケがついた木が結構あるのですけれども、あれは別に問題はないわけですか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、そのほかにも枝切りが必要だということについては、議員お話のとおりテープを貼ったりしていたわけですが、それも約20本ほどはあります。なぜ枝を切らなければならないかという、てんぐ巢病という病気らしいのですけれども、枝がたくさん出てしまってということで、それが病気なので、それを切らなければならないと。

ただ、早期に実施すればいいかというふうに考えておったのですけれども、やはり落葉してからタイミングでやらなければならないということだったので、そういったものを中心に今年度の予算の中で対応させていただきたいということで、主にテープを貼ったところを中心に対応させていただくということになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 清水野の桜というと、昔は本当に観光客も結構来たところなのです。

桜の木、枝を切るということだったのですけれども、昔私たちが聞いたときには、桜切るばか、梅切らぬばかとか聞いたのですけれども、桜は枝を切っても別に問題はないのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、病気になっているところについては、やはり切らなければならないかというふうに思っておりますし、あと見ていくと、病気ではないのですけれども、成長、定植してから58年ほどということになりますので、かなり電線のほうにまで干渉しているものもあるので、ち

よっとそういったものについては時期を見て伐採せざるを得ないのかなというふうには考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 清水野の桜は、植樹されたのは、和賀線沿いにある山王茶屋から1キロぐらいの区間に200本植樹と当時の資料には書いてありました。当時の広報やはばに10年後が楽しみであると掲載されているのを見させていただきました。ところが、今は80本ぐらいしかないのです。最初に200本を植樹した後、その後は欠けたところに植えたりはしなかったのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私も同じ資料だと思いますけれども、当時の昭和43年の4月の広報紙ですか、そちらのほうにその記事が掲載してありました。当時の資料には、広報には200本と書いているのですけれども、かなりの密度で定植されているということで、200本というのがうそではないかと思っているのですが、ちょっとこれで200本植えるとなると、さらに3倍ぐらいある形なので、気持ちとすれば200本だったかもしれませんが、実際は80本でとどまったかというふうに思っておりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） その他。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） そういうこともあったかもしれないですね。

それで、ちょうど桜並木から林業技術センターのシダレザクラまでずっとつながっているのです。林業技術センターの私道のほうをずっとずっと行くと、以前だと、それこそ私が嫁にきた頃はとてもきれいだったのです、つい最近なのですけれども。昔は、私の資料では1997年、平成9年頃からですか、しばらくの間は矢巾町ロードレース大会はパストラルバーデンを起点としまして、ダム湖畔から和味地区を通過して渋田商店の後ろ、西側の道路を通過して、安庭線に出ると桜、この清水野の桜並木の下を通過してパストラルバーデンに戻るというコースだったのです。多くの参加者があって、にぎやかな声が響いておりました。ちょうど私のうちでも清水野に田んぼとか、その後リンゴ畑にしたところがあって、その桜が終わった季節、9月か10月のロードレース大会だったのですけれども、そこからずっと眺めながら、

ああ、こんなに人が参加しているのだなというのを楽しみにしておりました。

それで、コースが変わって、今は町の中のほうに移ってしまいましたけれども、あれがもう人が一番にぎやかな声が響いた最後だったのかなと思っています、西側のほうでは。早く清水野の桜は対策しなければ、桜並木は終わってしまうのではないかなという少し寂しさを感じております。また、地域の人たちも、桜並木になかなか人も来なくなったね、それから桜並木のところに誰か、自転車ロードなんかあれば、あそこを見ながら、ずっとダムの方に行ったり、保養センターに行けるのだけれどもなどと言っている方もいらっしゃる。

次の質問なのですけれども、本町西部地区には、清水野の桜並木をはじめ多くの名所があることから、これを利用して四季を通じて多くの観光客に足を運んでほしいと質問書にも書きました。私が議員になった11年ほど前から西部地域の活性化について多くの議員から一般質問で取り上げられております。

その後、スマートインターチェンジが開通し、岩手医科大学や大学病院の移転もあり、本町に訪れる人が大変多くなっております。来て帰るだけでなく、縁があって、せっかく訪れた本町のすばらしい景色を堪能してほしいと思いますが、特に今年からはメディカルセンターも来て、交流人口が大分増えてきました。先ほどから同僚の質問にもいろいろ出てきますように、何千人単位で増えてきていると思われます。

ただ、苗圃とか、それからひまわりパークに行くバス、足がないのです。以前でしたら、流通センターのほうから保養センターのほうに行くバス、かなり前ですけれども、通っていましたけれども、今はもしバスで矢巾町を訪れたとしても、ここから西側のほうに行く足がないのです。そうすると、本当に誰も来なく、車で来た人以外はなかなか行くことができません。

それで、今後せっかく縁があって矢巾町に来た方に、ぜひ矢巾のこの美しい景色も知っていただきたいと思いますので、こういう何か対策を検討しているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、いろいろ西部地区には、先ほど議員おっしゃるとおり、いろいろな保養センターもありますけれども、ひまわりパークとか、いろいろ南昌山であるとか、城内山も含め、キャンプ場もありますといったときに、やはり車で来られる方にとっては、十分アクセスは可能かというところでございますが、車ではなくて電車などを乗り継いで来た方にとっては、な

かなか手段とすれば、ほぼタクシーしかないような状況。

我々も何かできないかというところで、手軽にできるものとして、レンタサイクルとかいうことで対応はさせていただいているのですが、公共交通も含め、ちょっとその辺の対応というのが課題であるなという認識をしておりますので、その辺のカバーの仕方、今後ちょっと我々のほうでもいろいろ検討していかなければならないというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ぜひ検討していただきたいと思いますし、それからPR、バスは季節限定でも構わないと思うのです。桜の時期に行きます、それからヒマワリの時期、それから温泉に入りたい人どうぞみたいな、温泉行きのバスがなくなって、老人クラブですごくがっかりしている方が多いのです。それで、桜やヒマワリと併せて温泉まで行きますよ、少しゆっくりしたら帰ってきますよというようなことも考えていただければなど、検討していただければいいのではないかなと思います。

それからもう一つ、今コロナ禍の頃から町営キャンプ場が結構人が来ているのです。コロナが鎮静化してから、ちょっとまた少なくなったのですがけれども、キャンプというとテントを張ったりなんたり、ちょっと大変だと思うのです。それで、テントを張らなくても気軽に利用できるオートキャンプ場などの設置については検討していないか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

オートキャンプ場については、現時点ではちょっとまだ検討に入っていないというのが正直なところでございます。最近のキャンプ場の活用というところで見ますと、やはり昔とは違って、ソロキャンプと言われるものが結構ブームで、そういった1人で来て静かにテントの中で自分の時間を楽しむというような活用方法に変わってきているのかなというふうに思っております。

今そういったところで、結構利用もいただいているという状況でございますので、当面はこのまま継続させていただきたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからも補足をさせていただきますが、今保養センターで、町のバスを頂戴して、これは中古です、送迎をやっておったのですが、とうとうどうにもなら

ない状況。

そこで、今町内には、国民保養センターの在り方検討委員会というのがあります。そしてそのほかにも西部地域の活性化委員会とか、それから今私お世話になっている矢巾観光開発株式会社、そこでいずれ西部地域の活性化、このままでは、ますます衰退の一途をたどるので、いずれ私どもとすれば、町だけではなく、民間活力もうまく活用しながら、特に南昌病院なんかからも、あそこはケアセンター南昌との送迎のバスもあるので、そういうものも使えないかと、前あれしているのですけれども、おらはほはいいよと言ってもらっているのですが、なかなか人様の車には、バスには乗るといのはやっぱり抵抗があるということで、そういったことで今、今年度そういったことで。あとは、例えば仲間同士で送迎の仕組みをつくってやるとか、そういうことを今これから検討していきたいと思っております。

今日いい質問していただいた、この清水野、清らかな水と野原なのです。この清水野という質問していただいて、私も今日ほっとしたというか、それで桜並木だけではないのです。松並木、あそこも本当に、あの場所。ただ、ある人が、この間行ったら何かぬいぐるみみたいな熊がいたと。そこで、いや、あそこの松並木にも熊が来るようになったのかなと。

私も今水辺の里も、こういうことを言うと、私らの至らないところで、土砂を見てあれしたのですが、これも今撤去したので、今オートキャンプ場のお話もあったのですが、あそこもやっぱり熊とイノシシなので、もしオートキャンプ場をやるのであれば、電気柵です。そして、すぐ隣はもう和味ですから、大白沢。そこで、あそこには、まず清流線という道路もあるので、あと南昌山に登って幣懸の滝とか、いろんな名勝、旧跡があるので、そういうところを結びつけてやっていきたいと。

これは、ちょっと蛇足ですが、盛岡に祇陀寺というお寺があるのです。祇陀寺の開祖は、南部の関係で、ここの南昌山で修行して、そして今でもお盆に、南昌、地元の方々の南昌太鼓を呼んで、何かお祭りをやっているようですが、いずれそういった。そして、前も議会でもお話ししたことがあるのですが、今の和尚さん、岩手保護員のこの間、安子議員もあれだったのですが、そういった受刑者の更生施設、そこの和尚さんのところなのです、祇陀寺というのは。そして、南昌山というと龍ですから、だから龍の、私ら先輩からは卵とか目があるということはお聞きして、誰も見たことがないのだそうですが、いずれそういったことで、南昌山というのは昔、そういった修験者、この修験道ではなかったのかなということで、そういった、近くには実相寺とか、それから飯岡の長善寺とか、いずれそういったことで、いろんな霊峰、そこで南昌山と言われているのです。

だから、矢巾町としては南昌山を起点にして清水野、ここの活性化を何としても図っていききたいということで、いいではないですか、桜が200本なくても、広報で200本あると夢を語ることですから、ほらから夢が生まれてくるので、そういうふうにして清水野の活性化を図っていききたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 最後に1つだけ、町長も今すごく西側のほうにいいところがたくさんあるよと、観光地があるよというお話をされたのですけれども、矢巾の人たちはちょっと控え目で、広告がちょっと下手ではないかなと思うのです。それで、やっぱりこんないいところがあるよというのを県内あるいは全国に広めていただきたいのです。

それで、せっかくですので、ここは学生の町でもありますので、産業技術短期大学校もあります。その方たちの生徒さんたちの手を借りながら、うまい広告を考えて、全国に発信してはどうかと思うのですけれども、その考えがあるかどうか、最後にお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、お答えさせていただきますが、絵のお話をすれば、ジャンパランドに子どもさんたちの絵があります。当然見たことがあると思うのですけれども、ああいうことは非常にみんなに親しまれているのです。だから、これからそういうことを発信してやるのが非常に。だから、私らより子どもたちのほうの発想がすごいのです。

まじまじと高橋安子議員、見たことはないと思うのですが、ジャンパランドの絵を見てください。あれは、本当にすばらしいです。毎年1年間あそこに4つの枠をつくってやっているのですが、そういう情報発信をこれからやっていくことが大事です。

そういったことで、今年は宮沢賢治生誕130周年、歴史とロマンのある清水野ですから、あそこだって桜並木を藤原健次郎と宮沢賢治が歩いているのです。それを思うだけでも、何かわくわくするのではないですか。だから、宮沢賢治は花巻に帰るのがあれで矢巾に降りて、お父さんは寮にいて勉強しなさいと。でも、矢巾に親友がおったので、南昌山にはのろぎ石とか、いろんなことのあれもあります。

だから、ああいうのろぎ石とかも、産業観光課の課長が先に立って拾って歩いて、チョーク代わりにするわけですから、そういうことを率先してやれば、もっと清水野の活性化につながるのではないかなと思っていますので。ただ、今熊です、これで私、だからさっきも言った、びっくりしたのです。ぬいぐるみみたいな熊がいたと。また、その表現の仕方にびっくりしたのです。だから、本当に今気をつけなければならないということも含めて、いずれ

ただ、にぎやかであれば熊も来ないわけですから、みんなで清水野の活性化を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で12番、高橋安子議員の一般質問を終わります。

次に、16番、赤丸秀雄議員の一般質問を受けます。

赤丸秀雄議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（16番 赤丸秀雄議員 登壇）

○16番（赤丸秀雄議員） 議席番号16番、新誠会、赤丸秀雄です。1問目の質問は、災害防止に向けた取組について伺います。

このところの山林火災の多発、地震による震度4を超える地域の多さ、それに伴う津波注意報の発令、梅雨時期の豪雨による災害など、全国のどこかで発生している現状を見聞きすることが多くなったと強く感じる昨今であります。災害は、忘れた頃にやってくるは、今の社会環境には通用しないご時世であります。特に東日本大震災の被害を教訓に、全国的にハード、ソフト両面から災害防止に取り組む姿勢が見られるようになりました。当町も13年前の水害被害を教訓に災害防止に取り組んでおり、一定の評価ができます。しかし、防災の取組に100点満点はありません。そこで、町民、町全体の防災に対する意識向上を図る必要性から以下について伺います。

①、防災意識醸成には、継続した避難訓練や講習会による認知研修が大事と言われているが、当町は全町民への意識づけをどのように対処しようと考えているか伺います。

②、岩崎川河川内に立木が生い茂り、水害で被害を受けた住民の方々から、定期的点検と伐採を強く要請されています。町は、県管理の1級河川であり、県に要望してまいりますと答弁するが、防災のためには早急に対処を要すると考えられることから、対応を講ずるべきではないでしょうか。

③、岩手県防災士会では、県内の各団体からの要請で避難所運営に特化した学習、HUG研修を矢巾町で実施し、防災意識向上に努めており、受講者から好評であります。各自治会の自主防災組織への展開や以前実施した日用品を利用した防災グッズの常備など、町民の多くの方々を対象とした講習会、研修も必要と考えるが、今年度中に実施する考えはあるか、伺います。

④、豪雨、地震、火災などによる災害ばかりではなく、熊やイノシシからの人身被害や農作物被害も災害と位置づけられる昨今であります。情報の共有化など、システム運用を定着化させるとともに、町民の皆さんが共有できるよう学習の場を設定することで、誰もが操作、共有できる仕組みづくりが必要と考えるが、そのことの必要性について、どう認識しておるのか伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 16番、赤丸秀雄議員の災害防止に向けた取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、継続した避難訓練や講習会を通じた防災意識の向上につきましては、災害時に町民の皆さんお一人お一人が適切な避難行動を取るために、極めて重要であると認識しております。そのため、本町におきましては、単発的な訓練にとどまることなく、地域コミュニティ、自主防災組織などと連携しながら、出前講座による避難訓練や防災講習会を実施し、幅広い世代への防災知識の普及に努めてまいりたいと考えております。特に近年多発する豪雨災害や北海道・三陸沖後発地震注意情報の発令を踏まえ、マイタイムラインの作成や避難情報の正しい理解に関する啓発にも取り組んでまいります。

2点目についてですが、1級河川岩崎川の河川内の立木の除去など、適切な維持管理につきましては、あらゆる機会を通じて管理者であります岩手県に対し要望しており、昨年度は岩崎川と同じく1級河川である芋沢川との合流部により、南側の立木の除去等を行った旨を伺っているほか、岩崎川を含めた県管理河川の定期的な点検を行うなど、河川の状況を注視している旨も伺っております。

なお、岩手県では、今年度も岩崎川の立木除去を計画している旨を伺っておりますが、町といたしましては、具体的な状況をお示ししながら、引き続き適切な維持管理について要望してまいります。

3点目についてですが、本年8月に開催を予定しております矢巾町安全・安心の日において、発災後の対応をテーマに、町民の皆さん方が参加できる講演を予定しております。

4点目についてですが、情報の共有化を図るためのシステム運用につきましては、災害時のみならず、平常時から継続的に活用し、定着させていくことが重要であると認識しております。システムを導入するだけでは十分ではなく、実際に誰もが使える状態を構築すること

が必要であると考えております。そのためには、職員のみならず、町民の皆さんにも広く理解をしていただき、日常的に触れる機会や学ぶ機会を設けることが重要であることから、地域の要望に応じて出前講座による操作方法や活用方法を学ぶ講習会を行うなど、地域全体の防災力、対応力の向上につなげてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、防災意識の醸成についてですが、町で防災マップ改訂版を全戸配布して、その配布時には、全自治会を回って説明会を開催して防災の意識を町民に認識させるという活動をしました。あれからもう3年以上たつわけです。自治会の防災組織も2回の任期改選があり、メンバーも大幅に替わりました。そこで、防災意識の再醸成が近々に必要であると思いますが、今年度の安全・安心の日に講話をやるということですが、いつもはどちらかというと、防災士と、それから自治会の二、三の代表者等の講話で終わってしまうのです。規模的には80人ぐらいの出席しかないのかなと、ぐらいしかというか、私としては300人規模以上のものを作ってほしいなと思っていますが、今年度の計画はどうなっているか、また再度お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

安全・安心の日の防災講話に加えまして、各自治会やあるいは自主防のほうからの要請にお応えいたしまして、各勉強会であるとか、訓練などを実施する予定としております。

参考までになのですが、コロナ禍以降の集計でございます。令和5年が13団体、合わせて666名、令和6年が13団体603名、令和7年が18団体701名、この3年間で44団体1,970名が参加するという形での規模となっております。議員ご指摘のとおり300名を超えるような大きなという形にはなっておりませんが、小まめに回ってという形でこのような訓練であるとか、勉強会を実施している状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今の答弁でありますと、先ほどお話ししたように、3年前にマップの改訂版ができたときは、各自治会を回られました。ああいう活動が私は必要だと思います。

今の課長の答弁にもありましたように、要請があればとか、要望があれば、これは本日もそうでしたが、昨日の同僚議員ほとんどの方が言っています。要望があればとかというのは、前向きではなく後ろ向きにやってあげるような認識であれば、安心・安全という部分の醸成というのはなかなか難しいと思うのですが、その辺、再度力強い言葉をお聞きします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） まさに議員ご指摘のとおり、ただ私の認識といたしましては、決して後ろ向きの答弁をしているつもりはなくて、積極的に私どもも安全、特に私、安全と安心というのをあまりつなげるのが好きではなくて、安全の積み重ねがやがて安心につながっていくというような行動を、恐らく議員も3年たったといったことのご趣旨で言っていると思います。

その中で、まずこの安全を担保するためには、どういう意識を醸成するのかといった中で、の段階を踏まなければいけないと思っております。そういった部分に関しましては、私総務課に来て防災安全室長ということを兼務するようになって、非常にこの重要性を実感しているところでございます。これは、受け身ではなくて、こちらからプッシュ型で各自治会にこういうことがあるのだけれどもというような呼びかけも積極的にしてまいりたいと思いますし、まさにどこで災害が起きてもおかしくない状況の中で、100点はないというふうに議員がおっしゃっているとおり、私も積極的に、でもできるだけ100点を目指すように、それが安心につながっていくように、これが矢巾町の防災安全なのだと示せるように取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私からも補足をさせていただきます。

赤丸議員もご存じのとおり、先月の28日から、気象庁が新しい防災気象情報を出して、私らの場合は、高潮は関係ないのですが、河川氾濫と大雨と土砂災害、そしてレベル4までには避難しなければならないということで、今回のこの防災情報、非常に分かりやすくなったので、だから担当課、防災安全室を通して、いずれ今年新しい防災気象情報ができたので、町民の皆さん方に、このことの内容を理解してもらわなければ意味がないわけですから、そして周知をしていくということで取り組んでまいります。

それで、今一番あれなのは、自分は大丈夫だと、これはよく横文字であれなのですが、いずれ絶対避難の情報が出たら、必ず避難してもらうような取組。本町でも、まさか平成25年

の8月9日の大雨洪水、矢巾町は災害のない町だと言われていた。ところが、市街地が水浸しになったということで、いずれそういうこともあるので、新しいいわゆる防災気象情報ができたので、それと併せて理解していただいて周知をしていくということには取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ぜひ矢巾町の防災の意識というのは高いし、また災害に伴う備品の管理状況も他の市町村よりも私は進んでいると思っています。13年前の教訓を基に、せっかく築き上げた、この部分を尻すぼみにならないようにということで2回も同じこと聞きましたので、ぜひそこはよろしく願いしたいと思います。

次に、豪雨によって岩崎川が氾濫しました。矢巾町でも床上浸水が130戸ほど出ました。そういう方からは、幾ら煙山ダムがしゅんせつの改修をやって、岩崎川も幅広く深さもある改修も完成しておりますが、中に立木が下から上まで見れば、5メートルぐらいの木が随分あります。特にその海老沼線からJRを挟んで大沼線の橋と橋の間、私は地元なので、よく見ていますが、おととい見たとき、そういう木がありますし、海老沼橋から下流を見た場合、水面が見えないくらい生い茂っているのです。やっぱり被害になった方から言わせると、矢巾町何やっているのだというのが私に要請されていることであります。

ですので、その辺をまず何とかしてほしいというのが結論であります、県に代わって町がやった経費を代替で請求するようなシステムとか、そういう協力体制にはなっていないのでしょうか、そこをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

今議員おっしゃるような県の代わりに町が県の河川を整備するというような、そういった仕組みについては、今のところないものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） なければ、では先ほど言ったような改修工事は終わっていますが、13年前は80ミリ以上、100ミリの雨が降った場合は、また同じような洪水になったときということを想定されるのだけれども、そこまで何もしないということなのではないでしょうか。県に要請し

ても、そのとおりなかなかやってくれないのが現状であります。私、この話5年前もやりました。それから、おとしもやりました。県に要請しています。1級河川なので矢巾町では手かけられない、その話です。だけれども、地元に住んでいる人たちは納得しません。すみません、町長が何か見解をいただけるそうなので、お願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

まず、一番この間岩崎川のあれは立木なのです。山からダムに入って、今度は皆さん見たことがあると思うのですが、網場というのですが、立木が下流に流れないようなシステムを今度造ったのです。特にも、岩崎川橋に、煙山小学校のところ、あそこに木が引っかかって、あそこから氾濫していったわけですが、だから今まず1つは、網場を設置して、そういう立木が下流に流れないような対応をさせていただいたと。あれが来ると、立木でもっと大変な状況。

それから、県のほうにも今年もお願いして、それで皆さん岩手医科大学、私も大きい声で言われたいのですが、入院しておったときに、医大から見たときに、岩崎川が真っすぐ来ているのです。それで、岩手医科大学の、いわゆる祖父江理事長には、とにかく会えば赤丸秀雄さん以上に、もうぐずめかされるのです、どうなっているのだと。

そこで私は、お話ししておるのは、あそこ芋沢川と岩崎川がちょうど合流する地点なのです。そういったことで、今年度、まずあそこのところから見ている立木、丁寧に除去していくように今お願いしておりますし、県も予算も限られておるが、やれると言っておりますので、これは実際見ていただければ分かると思いますので、この立木の除去、これはしっかり対応いたします。ご理解をいただきたいと。

ただ、これは1回でできないということです。そして、皆さんご存じのとおり、煙山のところの、いわゆる昔の農免道、不動盛岡線までは、まずは改修したわけですから、それ以降のあそこまでの立木は除去、段階的に計画的にやっていただくようお願いしておりますので、これは必ず県もやると言っていますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 網場の話とか、そういう部分は私も問合せがある方にはお話ししています。ですが、要は私の説明が悪いのか、納得してもらえないのが現状なのです。極端な人は、では何、赤丸さんが責任取るのかというようなことまで言われるのです。それは、と

でもとてもという話になるのだけれども、こういう床上浸水とかされた方は、それなりの金を出して改装していますから、死活問題というのはちょっと大げさかもしれませんが、それぐらいの痛みを感じているので話であります。ぜひ、町長、その辺踏まえてお願いします。

ちょっと時間もないので、2年前の町主催の防災講話で北良の社長の講話が大変好評でありました。この方は、ご存じのように能登半島地震とか支援活動、災害現場を熟知した中での実体験に基づく内容でありましたので、本当にみんな真剣な表情で聞いておりましたし、特に日常家庭で使用する生活用品を避難施設では重宝がられる利用方法を紹介した事例は、大変参考になりましたという意見をいただいております。

このような部分をもってすれば、私は先ほどのように安全・安心の日に300人呼ぶのも可能だと思うし、先ほどの答弁では、年間600とか700、出前講座を含めてやっていますと言うけれども、矢巾町の人口の2万6,000を超えている中で、それは何%に当たるのかという観点から見たら大変だと思うのです。これは100点満点がないと、おっしゃるとおりで、やっぱり赤ちゃんにまでどうのこうのとは言いませんが、赤ん坊を連れてきてまでそういう講話を聞くような体制を取ることが一番の防災意識の向上になると思いますが、その辺について、担当課長のご意見を伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

ありがとうございます。研修の持ち方、訓練の持ち方、講話のやり方というのは、様々あるかと思います。私ども小まめに歩いてとか、様々な小さな単位でやっているといったところには、実は意味がございまして、やはり訓練のアプローチですとか、防災に対する意識の習熟というものは、まず第1段階知識を得ること、それはまさに講義とか座学といったものを小さい単位で、わいわいがやがや話し合いながら、こういうことなのだという形で理解していただく。

第2段階は、一般質問の中でもございましたHUGゲームのように、図上の訓練にはなりますが、どんなことが起きるのだろうかというものを体験してみる。

そして、3段階目に実地訓練ということで実際に防災訓練というようなことを繰り返すことによって、それが定着していくというふうに認識しております。

これは、先日も自衛隊の方々とお話をしましたけれども、やはりこの訓練に対するビジョンを持てと、そして訓練をマネジメントしろというお話をいただきました。そういう中でも、この小さな単位で実施していくということに関しては、継続してまいりたいと思っていますと

ころでございます。

また一方で、2年前の北良の社長さんのお話は、私が聞いていても非常に勉強になる内容でした。

講義の持ち方として、いわゆる大学の大教室でやるような講義といったというようなところに関しましては、それもまた一つの手段であるというふうに認識しております。今年度の在り方については答弁のとおりですけれども、まさに研修であるとか訓練をマネジメントしていくという考え方の中で、どういうものが効果があるかというのは、有識者にも相談しながら自分たちの地域でどんなことが必要なのかといったようなこと、そして議員からのご提言を踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） その他、再質問。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ぜひそれを実践していただきたいと思って、よろしくお願いします。

次の質問ですが、昨日の質問でもありましたように、昨日は特に道路管理維持システムの話がありました。今回熊情報とか、いろいろなシステムを併せ持つようなシステムにすれば、町民ももっと使うと思うのですが、これについては改善には経費と時間を要するわけで、このことを聞くのではなく、質問は、町のいろいろなシステムを導入されて便利になっています。ただ、使える方はそれなりの方でありまして、まだまだ定着になっていないと私は踏まえます。

ですので、この辺を、特に今回は防災に関して質問しますので、その辺のシステムの勉強会なり、その辺を今年度で計画する予定があるのかと聞くのですけれども、ぜひやってほしいというのが希望であります。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

先ほど来小さな単位でというようなお話をしておりましたけれども、そういう希望の段階、やってみませんかというこちらからお声かけなどをしながら、そういったツールの使い方、どうやって情報にアクセスするのかというようなところにつきましては、こちらから呼びかけてみたいと思います。ありがとうございます。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 先ほどHUGのお話がありましたので、次の質問はそれに関わる部分、先月盛岡教育事務所主管で県防災士会運営の災害避難所運営訓練研修、いわゆるHUGが当町であり、ファシリテーターとして私も参加しましたが、これは広域7市町、盛岡を除く7市町の女性リーダーの方の研修の一環として開催されました。そのときにも、昨日の質問で話題となっていました断水時のトイレ、水洗トイレ利用方法がどのチームも多くの時間をかけて真剣に話し合っていたことが印象的でした。これには、当然答えはありません。ただ、答えはないのですが、使うグループというのは当然多いです。設定が学校の校舎でありましたので、校舎の隅っこのほうに穴を掘って、水洗トイレは使わないで、そっちに穴を掘ってそこを仮設トイレとしたらいいのではないかというグループもありましたが、とにかく断水であっても、水洗トイレのスペースを有効活用するというのが大体の意見であります。

では、どのように使うかといったら、まず用を足したものと紙と一緒に流さない。紙は紙でドアの外の隠れた場所に、黒のビニール袋なりに入れる。それから、水は学校の設定だったので、プールの、プールはからからにしておきませんから、だからそこからバケツで水をくんで、それを流す。もしくは、やっぱりもったいないのだけれども、飲料用に用意した水でもせざるを得ない。

昨日も質問ありましたが、実際には6時間から12時間、長くても1日半、18時間あれば届くような状況が今どこでも考えられていることなので、その間どのようにもたせるかというような部分が一例でありました。

その研修も、48人の研修で8班編成をつくったのですが、そういう形で、このトイレ問題、特に女性リーダー研修でありましたから、これが一番の課題であって、その研修は前向きに検討するので、いかにそのものを使えるかをやる研修なのです。そういうところがやっぱり日頃の避難所運営訓練には必要なのかなと。

これは、HUG避難所運営ゲームという形になっていますが、そういう形です。そういう形で昨日も答弁していましたが、トイレの部分について、昨日は何か途中で歯切れの悪い形で終わったので、そのトイレ問題について、再度避難所の運営についてのトイレの在り方について答弁いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、先日も小笠原議員の質問にお答えいたしましたところなのですけれども、先日の答弁で

は、まず上下水道の断絶というものを想定していないというお話をしました。まず、その1点の根拠から申し上げたいと思うのですけれども、矢巾町の上下水道につきまして、特に水道のことを私言わせていただきますが、レベルⅡ地震動といいまして、当該施設が設置点において発生したときの予想される最大震度で、おおよそ被害を受けないような形の構造物であるものが耐震化率というところなのですけれども、そういったものが、東日本大震災の当時でも大きな被害を受けず、サービスを提供することができた。それから、それ以降も耐震化率なんかは高まっているという前提でお答えしたところでございます。

本日の質問に関しましては、避難所運営につきましてトイレの運営という形でお答えしたいと思いますが、まず備蓄の用品に1万個の凝固用のトイレを準備しているといったところがございました。それにつきましては、既存のトイレの個室を使用しまして、トイレの中で凝固材が入ったものを使ってしまうというような形でのトイレの運営を考えているところでございます。

もし避難所の開設なんかで避難訓練をするとすれば、そういうものを実際に使って、現在の個室を使ってどのようにするかという訓練はあろうかと思えます。

私どものトイレシステムといたしましては、二、三日仮にまた止まったとしたときには、トランク型自動ラップ式トイレといったものを準備しておりまして、それにつきまして順次排せつできる環境といったところを担保していく。このときには、1万個ございますので、そういったところは、あまり想定はしていません。

ただ、最悪の場合を考えたときに、そういうものを準備し、最終的にそれでもといったときにはマンホールトイレなんかも活用するという形になろうかと思えますけれども、その際には、災害協定なんかに基づいて仮設のトイレであるとか、ユニバーサルトイレというものを手配してやっていきたいというふうに考えているところでございます。

ご質問のところにフォーカスしてお答えとするならば、避難所訓練なんかでまずその凝固用のものを活用し、個室の中で1日、2日どう耐えられるかというような訓練を実施するのは非常に有意義なことだと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

ちょっと歯切れが悪いのですけれども、15時20分と、9分しかありませんけれども、よろしく願いいたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、相談体制のさらなる充実についてです。

現代社会は、心の悩みを抱えて生活されている方々が非常に多く、世知辛い世の中であるとつくづく感じています。会社において、いじめがあり就業が困難であるとか、仕事をマイペースで行えば上司から叱責されると聞きます。学校でも、いじめや不登校、学習の遅れなどの問題が多くあり、相談できないでいる児童生徒も多いと聞きます。

そこで、町に相談体制のさらなる充実を求める提案、いわゆるソーシャルワーカーと言われる人材の確保を求め、小中学生を含めた全町民の相談に充実して対応できる体制の構築が必要であると思い、以下伺います。

①、町職員に社会福祉士や精神保健福祉士、ケアマネジャーの資格など、ソーシャルワーカーと言われる専門職資格のある方は、どの程度おりますか。

②、町内小中学校で不登校数は80人を超える状況にあります。その生徒数に対し、個別対応は現状では無理であると想定します。また、いじめ件数は毎年200件を超えており、これらの解消、相談にも多くの稼働を要し、スクールソーシャルワーカーなどの対応が必要であると考えます。この現状を町はどのように捉え、どう対応していくのか。また、近い将来を見据えた対応策について伺います。

③、町内には成人でひきこもりの方も多々おります。全国的にひきこもりが大問題となりつつあり、インターネット上で意見が多く飛び交っております。相談体制を庁舎で行う待ちの姿勢から、訪問して問題解消に結びつける攻めの体制にする必要性を強く感じますが、町の見解を伺います。

④、町内には、児童民生委員の方々が活動されています。この方たちからの毎月の報告書に情報（困り事相談など）は年間何件程度寄せられていますか。また、定例会議を開催されていますが、議題となる情報提供、問題提起はどの程度あり、どう対応しているか伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 相談体制のさらなる充実についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町職員において専門職資格を有する者、保健師16名、社会福祉士4名のほか、保育士11名、栄養士4名、調理員1名の計36名で、全職員の約20%となっております。

3点目についてですが、町では、ひきこもり状態にある方や自ら支援を求めることが難しい方に対して自宅訪問等を行い、継続的に寄り添う事業を実施しており、令和7年度の支援件数の実績は49件となっております。

4点目についてですが、令和7年度の相談件数は774件となっております。町の民生児童委員協議会定例会においては、主に民生児童委員全員が参加する事業や研修会、各地区及び各部会の活動に関する協議を行っており、個別ケースに係る情報提供や提起はされておりますが、毎月開催しております各地区民生児童委員協議会において、情報の提供や意見交換を行っております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君） 引き続きまして、相談体制のさらなる充実についての2点目の質問にお答えをいたします。

現在は、県教育委員会のスクールソーシャルワーカーが隔週で週2回本町を訪問し、教育研究所と連携しながら、不登校などの支援を要する家庭への対応、新規の相談対応などを行っております。

令和6年度の不登校やいじめの状況は、議員ご指摘のとおりです。現体制で最大限の努力をしており、スクールソーシャルワーカーの関与が必要な事案については、おおむね対応ができていますと認識をいたしております。

今後のことについてでございます。事案の大幅な増加などによって、現体制での対応が難しくなった場合、県教育委員会に配置の増を要望したり、町独自での雇用の検討が必要になる、方向性としてはそうだと思います。引き続き県教育委員会や関係機関との連携を密にしながら、必要な事案に対して適切に柔軟に対応してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず再質問の前に、昨日の一般質問で多くの同僚議員から町民の福祉向上施策、特にまちづくり、人づくり、人材育成には、町民の意見に耳を傾けること、意見聴取するための方法などの意見が出されておりました。私もこの意見にはごもつともでありまして、町当局の姿勢に前に出る一步が不足していると強く感じて聞いておりました。まず、支援要請があれば出前講座を行います、相談があれば対応しますなどは、典型的な待ちの姿勢であります。再質問は、ちょっと時間の関係で手短に行います。

8020運動とか3020運動であれば、前向きな行動であるからよいことではありますが、私が心配していることは8050問題であります。これは、80代の親が50代の子を養っている状況がすごく多いということです。この方たちが、親が亡くなった後、生活困窮となり、ほとんど生活保護申請を行わなければいけないと言われていることが、私が全国的に危惧するところということでもあります。

そこで質問ですが、答弁にありましたひきこもりの49件の支援は、延べ件数でしょうか、単独件数でしょうか、まずその辺を確認してから質問させていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

49件といいますのは、延べ人数でございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 延べ人数であれば、少ないという部分の印象であります。それで、延べ人数でやっぱり1人にかかる期間というのは結構あると思うのですが、印象でいいです。長い人は1年以上当然かかっているでしょうねという部分と、この数字に対する町の見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

大変失礼しました。49件、件です。長くかかっているかどうかという形ですけれども、長くかかっている方が多いと思います。

ただ、国のほうも昨年の５月に大綱を出しております。何度か議会でお話しさせていただきました自立ということ、その自立というの、それまでは我々も手助けしながら就職にとかという形で積極的にやってきたもの。ただ、今後は、そういった部分でひきこもりの方も自分たちで、自分で自分の人生を決めるというふうな形で国のほうも推奨しております。ですので、時間がかかるというのは当然のことだと思います。自分の人生を決めるということは、それだけ当然時間がかかるかと思っています。

ただ、そういった部分、なるべく早く解決できるようには支えていきたい、伴走していきたいなというふうに感じております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 午前中の質問の中に、就職氷河期の世代のお話がありました。この方たちは、50歳前後であります、その中で46万人の無職の方がおるという部分がありました。本当に今の、失礼な言い方ですが、働き盛りの部分でこのような状況にあるというのは、本当にこれは国の施策の問題もはらんでいると私は感じておりますので、これは国、県、市町がやっぱり取り組まなければならない課題と考えております。

それで、もう少し、町内にはひきこもりの方がおると思うので、その辺を民生児童委員の活動についても提案を含めて質問させていただきます。今現在町では、50名を超える民生児童委員がおりますが、その方たちに時間に余裕があって、なおかつ自分の行政区内です、活動されているのは。そういう方に、町職員の手の回らない外業務の一部を補完業務として、報酬とは別に手当を支給して、町民の声を聞き取る、そういう制度、施策が必要かと私は考えますが、そのことについての見解を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

民生委員さん、これまでも地域の中に入って地域の困り事を聞いてございます。答弁にもありましたとおり、年間774件という、これは全体の相談受理の件数でございます。内容につきましても、日常的な支援から在宅福祉あるいは介護保険等々多くの広い分野での、いわゆる何でも受け止めて聞いてきております。

分野別には、高齢者、障がい者に関することが断然多いという形です。その中で、今までも民生委員さんは、そういう出向いて、あるいは自宅にいらっしゃってもらってお話を伺う

こともあるかもしれません。そのような形で、地域の中では一生懸命やってきている状況ですので、私どもとしては、議員のご提案はあったのですけれども、今の現状の部分でお願いをしたいなと思ってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） それでは、高齢者福祉の関係もございまして、私のほうからもお話しさせていただきたいと思いますが、民生委員さんには非常にお世話になっております。情報提供をいただくということで、私たちの目の届かなかったところまで情報をいただけるということは非常にありがたいなと思っておりますし、そうしたことを受けながら、専門的な知識を持った保健師とか、そういった職員が該当の方々のおうちを訪問して、どういう状況になっていることかということを確認できるということは大事な事かなと思いますし、昨今いろんなことがございますので、いろいろな活動を担っていただきたいという思いはございますが、お一人で活動していただくというのは、やっぱりちょっと心配な面もございまして、そういったことも含めると、情報提供をいただきながら、一緒に行っていただくとか、そういった状況でお世話になれば、よりよいのかなと思っておりますし、そういう連携体制をこれからもしっかりつくっていくように、こちらのほうとしては努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 私も民生児童委員の選任に委員長として携わったことがあって、報酬の関係より活動されていることには、本当に感謝しておりました。そこで、お話、意見交換する機会もありましたが、やっぱりそれなりの年なので、今からパートとかで働くよりもというような話をされる方が結構多くて、ですので私は一案として、そういう提案をさせてもらったので、ぜひ役場職員の担い手というか、不足しているのは、頑張っている状況を見れば分かるので、そういうところをご協力いただける方であって、そういう方の体制をつくっていただければなと思っております。

それでは、時間もあれなので質問させていただきます。今回一般質問でソーシャルワーカーの話題を取り上げました。この発端は、2年前のとある小学校の問題であります。今年の3月会議で私強い口調で内容をただしましたが、2年たった現在も教育長を交えて対応して

いる状況であり、私も毎回立ち会うというのですか、傍聴している状況であります。

あの当時初期対応が適切であれば、弁護士を入れた話合いとはなっていなかったとつくづく感じております。その初期対応とは、学校と保護者、教育委員会の話合いの場の設定等、児童のカウンセリングの充実にあります。今でも3人の児童は、もう2年たって中学校に進んでいますが、3人の生徒は後遺症で悩んでおります。対象児童は、当時は11人と多く、短期、短時間でカウンセリングが必要でしたが、そのような状況であって、今回の答弁にも柔軟に対応してまいりますという答弁ありますが、そんな悠長なことで対応できないと私は感じております。

ですので、その辺も踏まえて、やっぱり大人の悩み、子どもの悩み、それぞれ町内には複数あります。その対応にぜひ相談体制の充実を図っていただきたいのですが、その辺の見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えをさせていただきます。

ちょっと挙げられた事案とスクールソーシャルワーカーの関連性、私はそんな直結するものではないなと思って聞かせていただきましたのですが、スクールソーシャルワーカーは、スクールカウンセラーとは違って、福祉面の専門職ということであります。スクールカウンセラーは、心理の専門家ということで、児童生徒や保護者のそういった面の相談に当たっていただく、スクールソーシャルワーカーよりも前に対応していただく段階の方と理解しております。

スクールソーシャルワーカーが出てくる場面としましては、様々なそういった情報が集まって、本人のカウンセリング等だけでは難しく、その子を取り巻く環境そのものについて働きかけをして改善を図っていく必要があるとなった場合に稼働する方でございます。入る場合には、本人の承諾、家庭なら家庭の同意の下に任意で入っていくという形で入っている方でございます。

スクールソーシャルワーカー、2年前の事案にどう対応できたかというところについては、ちょっとすぐ申し上げられるものはございませんけれども、いずれも必要であればスクールカウンセラーにしても、スクールソーシャルワーカーにしても、対応できる体制というものを現在も取っておりますので、相談をキャッチする窓口としては、まず周りの大人、学校の先生ですとか、保護者の方、そういった方々が一義的に情報をキャッチし、必要に応じてケース会議等を開いた上で、速やかに専門職が必要であれば介入していくというふうな対重層

的な体制を取っております。そのような形で、現在についても対応ができているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長からの答弁は、ソーシャルワーカーの内容はご存じですかと、本当言いたくなります。私今回勉強させてもらったので、あえてここで読みます。ソーシャルワーカーは、生活上の困難や社会的課題を抱える人々を支援する専門職の総称ですということです。スクールソーシャルワーカー、カウンセリング、カウンセラーのことも含まれます。それから、医療ソーシャルワーカーもありますし、皆さんの地方公務員はケースワーカーに入るのです。ですから、私これ一番先にデータ要求するとき、事務局から、公務員はこのケースワーカーに該当していますからというアドバイスも受けているのです。そういう部分もありますし、ソーシャルワーカーには、ケアマネジャーとか、そういう部分も皆入った形の中でありますから、今の課長の答弁では、ちょっとそぐわないのかなと思います。

それで、ですから私は、危機的状況のときに、県に依頼するとか、そういう類いの中では厳しいのかなと思って、ソーシャルワーカー1人当たり平均給与が500万ぐらいなそうです。大企業とか公務員になっている方は、いいです、安定していて。ただ、ソーシャルワーカーと言われる職業の方たちは、あまり給与には恵まれていないような状況の方がいるので、ぜひ私は、矢巾町も財政には余裕はないのですが、ぜひその辺を考えていただきたいのですが、また見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） お答えいたします。

スクールソーシャルワーカー、そしてカウンセラーの理解につきましては、今議員からご見解を伺ったところでございますが、ちょっと私どもの見解とちょっと違うのかなと。それぞれ参照にされている定義等が違うかと思えますけれども、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、また違うものと認識しております。

ソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーは、また専門性という観点で違うと認識しておりますが、私どもの業務の中で具体的な把握としては、岩手県のスクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカーの運用の要綱というか、決め事がございますので、それにのっとった認識をしているので、違うということをお答えしたところでございます。

それで、今後のスクールソーシャルワーカー等の独自採用のご提案等もございましたが、こちらにつきましては、答弁のとおり、それが本当に必要になってきたならば考えないものではないということでございます。現状スクールソーシャルワーカーにつきましては、配置内の県の専門職の対応で対応できているという状況でございますけれども、少し外れますが、潜在的なそういったものの必要性というのは、高まってきている面もあるのかなと感じるところではございます。

これは、子どもの教育において、学校だけではなくて家庭や地域、それぞれ役割を果たして子どもを育てているというふうな、現在の教育法体系になってございますが、家庭の果たすべき役割を果たす上で、やはり家庭が子どもの教育という観点から見て、機能不全のような感じに陥っているケースというのものもあるように聞いたりもしてございます。

一例を挙げますと、特定のケースではないのですけれども、家庭内の人間関係、コミュニケーションがうまくいってなくて、そういった問題が出ているという例も他の事例等では聞いているところでございます。

例えば家庭の中で、お父さんが非常に強い力を持ってしまって、奥さんやお子さんが物を言えないという例、そのお父さんがお母さんであったり、場合によって子どもであったりという例もあり得ることでございますけれども、そういった関係が定着してしまいますと、構造的な問題ということになってきますので、そうなりますと、それこそスクールソーシャルワーカーなどが入って、社会的な専門性のある機関等と連携させて解決を図っていくというアプローチが有効になってくるのではないかと考えます。

しかしながら、こういうケースですと、なかなか家庭の中に公的なものが同意なしに入っていくということは、よっぽど明確な虐待等がない限り難しいですので、そこについてはちょっと現在の制度の限界といいますか、できる範囲はそこまでしか今のところないのかなというところで非常に悩ましいところでございます。

ということで、スクールソーシャルワーカーの対応についても、またしかりでございます。繰り返しになりますが、そういった背景的なものは考えられるところでございますけれども、現状ではスクールソーシャルワーカーの現在の配置で対応ができている状況でございますので、今後も状況を注視しながら、必要な場合には速やかに対応できるように努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 時間がないので、途中になったらごめんなさいです。スクールソーシャルワーカーの中には、カウンセラーは当然含まれるのですということを分かってほしいというのと、それからあとこれを配置するためには、財政の部分があるので、町長からぜひこの必要性和今後の考え方を伺って終わります。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長（高橋雅明君） 申し訳ありません。スクールソーシャルワーカーとカウンセラー、その理解につきましては、やはりちょっと私どもの理解は違いますので、スクールソーシャルワーカーの中にカウンセラーは含まれるものではないと認識してございますので、そこについてはちょっと、そのようにお答えをさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいまの赤丸秀雄議員のソーシャルワーカーの必要性和考え方については、町の教育委員会ともしっかり連携して対応を考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で16番、赤丸秀雄議員の一般質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時47分 散会

令和 8 年矢巾町議会定例会 6 月会議議事日程（第 4 号）

令和 8 年 6 月 1 0 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 4 号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18 名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	総 務 課 長	吉 岡 律 司 君
企画財政課長	田中館 和 昭 君	未来戦略課長	花 立 孝 美 君
税 務 課 長	飯 塚 新太郎 君	町民環境課長	佐々木 美 香 君
福 祉 課 長	菅 原 保 之 君	健康長寿課長	佐々木 智 雄 君
こども家庭課長	村 上 純 弥 君	産業観光課長	村 井 秀 吉 君

道路住宅課長 田 口 征 寛 君

上下水道課長 立 花 真 記 君

教 育 長 岡 田 秀 二 君

学校給食共同
調理場所長 水 沼 秀 之 君

農 業 委 員 会
事 務 局 長

会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長

学校教育課長

文化スポーツ
課 長

細 越 一 美 君

川 村 学 君

高 橋 雅 明 君

高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

主 任 主 事 渋 田 稀 結 君

議会事務局長
補 佐

千 葉 欣 江 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

また、日程に入るに先立ち、一般質問を行うに当たり、当職から各議員にお願いを申し上げます。質問に当たっては、会議規則第54条1項の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題以外にわたり、またはその範疇を超えてはならないとなっておりますことから、通告の内容の範疇を超えないよう質問者は注意願います。

また、今回は試行として30分となっておりますので、それを超えないようにお願いします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

8番、小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。通告に従って質問をいたします。

1点目は、物価高騰対策について、町長にお伺いをいたします。物価高騰が止まらず、あらゆる商品の値上げが続いています。加えて、アメリカとイランによるホルムズ海峡の封鎖により、石油製品の物資不足は世界経済を混乱させ、それらの影響が町民の生活や営業の厳しさを増しています。それは、コロナ禍を超えたとの指摘もあります。町として特別の支援策が必要と考え、以下伺います。

1番、事業者に対する家賃補助ができないか。

2番、農業生産資材への補助ができないか。

3 番目、県で実施している貨物運送事業者への上乗せができないか。

4 番、水道料金の値下げによって、町民、事業者全般にわたる支援ができないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 8 番、小川文子議員の物価高騰対策についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、物価高騰に対する事業者支援につきましては、燃料やエネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業に対し、現在矢巾町中小企業物価高騰対策支援事業において広く支援を実施しているところであります。このことから、現時点で家賃補助の考えはないところであります。

2 点目についてですが、農業生産資材の補助につきましては、農業物価指数のうち、令和 8 年 4 月、農業生産資材価格指数は、前年同月比で 5.1% 上昇して 130.8 となっており、仕入れに当たりましては、厳しい状況が継続しております。生産資材価格高騰の状況を踏まえ、国の補正予算が編成された際に、必要な支援に努めてまいります。

3 点目についてですが、現在貨物運送事業者を含めた中小事業者に対し、中小企業物価高騰対策に係る支援を実施しております。ご質問の岩手県運営事業者、運航支援緊急対策への上乗せ補助につきましては、2 点目と同様に国の補正予算が編成された際に必要な支援に努めてまいります。

4 点目についてですが、水道料金の値下げにより、一時的には町民の皆さんや、また事業者の皆さんへの支援効果は期待されますが、水道事業は料金収入による独立採算として事業運営をしており、将来にわたり安定的に事業を継続する必要があることから、物価高騰対策による水道料金の値下げについては現時点で考えていないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○8 番（小川文子議員） 今のこの物価高騰、そして資材不足、特にナフサ、あるいはシンナー等がないということで、大変今業者は困っておって、それが値上げにもつながっているという状況があります。これは、国の問題でもありますけれども、やはり町としても独自の支援策が必要だと考えるものであります。

家賃補助については、今考えていないということもありますし、中小企業への物価高騰支援事業に、まず含まれるというようなお話でございましたが、コロナ禍のときには、家賃補助をやって、大変それが喜ばれたという実績もありますので、今私の知り合いの事業者等でも、飲食の方なのですが、仕入れをとにかく何とか工夫して安くしていて、お客さんもたくさんやってくると。しかし、部屋代を、賃貸料を払えない状況にあって、廃業せざるを得なくなったというような状況が生じております。

ですので、やはりコロナ禍を上回るような今の状況でありますので、家賃補助をしないというのは業績を悪化させる大きな原因になっているということの再認識をちょっとしていただいて、特別の対策が必要ではないかと思いますが、そのことについてまずお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、家賃補助ということでございましたが、答弁のとおり、本町といたしましては、新規に創業する場合には上限4万円で、かつ2か年ということで限定にはなりますけれども、家賃補助は実施しておるというところでございますが、今回の中東情勢のように、こういったケースでの補助というのは実施はしていないところでございます。

ただ、今朝ほどの新聞を見ますと、県の6月補正の関係で中小企業の経営安定資金保証料補給補助というような名目の予算を計上するやに伺っております。これにつきましては、どうしてもやはり資金繰りに大変な事業者様が、信用保証協会に関する保証料、そちらのほうの2分の1程度補助しましょうというような中身になっているようですので、ちょっとこの辺もよく県のほうからもいろいろ情報を得ながら対応してまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） では、県の補助も町民に広報等で分かりやすく説明をして、周知を図っていただきたいと思います。

そして、改めて矢巾町中小企業物価高騰対策の支援事業の中身についてお知らせをいただきます。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 現在行っております矢巾町中小企業物価高騰対策支援事業でございますが、こちらにつきましては事業所の人数によりまして3万円から10万円までの金額でそれぞれ申請を受け、交付をしておるところというところでございます。

現在のところ、134社ほどから申請をいただいて交付をしておるところでございますが、これにつきましては、そのとおり事業者の規模によってお支払いをするものでございますが、今回5月末までという申請期限でございましたけれども、こちらのほうを延長させていただきました。また、2か月ほど延長をして、さらに商工会さんであるとか金融機関さんにもお願いして、各事業所に、まだ申請していないところがあれば、申請したほうがいいよということをしてPRしていただいております。

これにつきましては、そのとおり要件は非常に緩和したような形で、非常に申請しやすいような形でのものとなっておりますので、これをまずは皆さんに周知していただいて、さらに申請していただいて、少しでも皆さんの経営に寄与すればというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 少し詳しくお聞きしますけれども、例えば一人親方といいますか、事業主が1人でやっている場合も、従業員がいない場合も対応になるのか。あるいは、奥様が専従者としてお手伝いしている場合も対象になるのか、これについてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと説明が不足していたのかというふうに認識しております。大事な部分というところにつきましては、矢巾町に所在している事業所でありまして、令和7年4月1日から8年3月30日の間に事業年度、決算を迎える法人ということで、法人町民税の納付対象になる事業所というふうな捉え方でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） ということは、個人事業主あるいは法人でないところには、この恩恵がないということと理解いたしましたけれども、やはり町内には法人ではない小さなお店がたくさんございますので、やはりここに恩恵が及ぶような今後の対策を求めてまいります。よろしくお願いいたします。

農業の問題、それから運輸業者については、国の補正が確定した段階で、まず検討、必要

な支援に努めてまいるということでありますので、国の補正が確定した段階で、やはりその個人事業主、中小零細の商店にも、その恩恵が及ぶような対策を求めたいと思いますけれども、その方向性を再度確認いたしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この農業関係についてということでもまずお話しさせていただきますと、こちらも県の6月補正に提案されるようでございますけれども、農業資材価格高騰緊急対策費補助という名目で、こちらのほうは野菜とか果樹とか花卉、そういったものに関する園芸品目の農業資材の購入に対して、物価高騰による上昇率に応じて補助率を2分の1程度というようなことを見込んでいるようでございます。

なお、これにつきましては、上限も10アール当たり1万8,000円というような設け方をするようでございますので、こういった支援もあるということも踏まえて、町としては農業分野以外のところも含めて検討が必要かなというふうに感じておるところでございます。

あわせて、県の貨物運送事業者に対する補助、県補助に対する上乗せ補助、こちらのほうもやはり県のほうで補正予算を上程するようございますが、1台当たり2万5,000円程度の金額になりそうというふうに、ちょっとうちのほうでは受け止めておりますが、こちらにつきましても、以前は7年度に我々1台当たり2万1,000円上乗せ補助というような形で実施した経緯がございます。61事業者から申請をいただいて、台数で約1,400台ほどとなっておりますけれども、こちらにつきましても県のそういった事業もありますので、どこにどのような手を打つべきかというのは、ちょっとこの後検討させていただくというような中身になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） よろしく申し上げます。

それでは、水道料金についてでございますけれども、水道料金は確かに公会計で、独立採算制でやられておりまして、今回はすぐの対象にはならないという回答でございましたけれども、本町の水道は、大変私は立派な水道会計、水道事業だと、毎回評価をしているものでございます。そして、利益率は県内でトップレベルでありますし、災害時の水道の、いわゆる断水することはほぼないという一昨日、昨日の回答がありまして、耐震化率も進んでいるし、東日本大震災でも水道の停止はなかったということで、非常に機能的にも優れている、

そして利益率も大変高い。これは、1年とか2年ではなくて、ずっとここ10年近く県下ではトップレベルの利益率を上げておりますので、今こそ町民に還元をするべきではないかなと、私は還元ができる経営状態にあるというふうに思います。

そして、加えて今西部地区の高区配水塔の移転事業が数年前から提案されておりまして、総額15億円でございますが、これが今設計だけが済んで、一旦工事が中止となっている状況でありますから、15億円かかるところが、今のところ数千万で事業が停止されているという状況でございますので、すぐすぐに今大型事業に取りかかる状況にはないことも鑑みますと、やはり水道料金の値下げというのが、あまねく町民、事業者に及ぼす大変よい影響があると思ひまして、これはやっぱり再考していただくべきだなと思ひます。

全国でもやられておりますし、県内では平泉町が6か月間の基本料金の免除を6月議会に出すということも報道されていて、そういう県内の動きもありますので、これはぜひ、今回は無理ということではあります、今後とも検討課題として、やっぱり検討していただきたいと思ひますが、その見解をお伺ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 立花上下水道課長。

○上下水道課長（立花真記君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、水道料金の基本料金なのですが、直近の4月で見ますと、月大体1,700万ほどの料金収入となっております。この分が、月数にもよりますけれども、先ほど言いました6か月とかとなると、それなりの金額になってまいります。

経営状況につきましてでございますが、小川議員おっしゃるとおり、100を基準として矢巾町では常に100以上の経常収支比率であったり、料金回収率ではございますが、実のところを言いますと、給水人口が年々実際減少しておりまして、料金収入的にも実は減少していると、減少傾向にあるというような状況でございます。

給水人口につきましては、町の施策としまして人口移住、定住等で対策は取って、対策といいますか、政策を取っておるわけでございますが、実際のところを見ますと、給水人口も年々減少しているというような状況でございます。

なおかつ、先ほど物価高騰の中でもありました資材高騰という部分につきましては、水道業界におきましてやはり、今大きな打撃というふうな話はまだ出てきておりませんが、今後どういう状況になっていくかというのも先が見えない状況ということで、年度当初からそういう変更契約等を進めて、工事のほうを発注等進めておるところではあります、今後どういった部分かで、工事費、契約金額にも影響が出てくるかもしれないという状況でございます。

す。

そういうところを鑑みまして、現在やはり料金に関しては、現状のままで収入のほうを確保していきたいというふうなところで、今回こういった答弁となつてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 確かに人口は減少しておりまして、その点においては、給水量は減少すると思いますけれども、内丸メディカルセンターが移転してきたことによって、新たな条件が生まれたと思いますけれども、その点に関してはどうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 立花上下水道課長。

○上下水道課長（立花真記君） ただいまのご質問にお答えいたします。

正直なところを申し上げますと、メディカルセンターの移転におきましてどれぐらいの収入増が見込まれるかというのは、正直ちょっと今のところまだ状況としては把握できていないところでございます。今後の収入状況を見ながらというふうなところになってきますが、先ほども申したとおり、年々料金収入が減っているという状況は、ちょっとそこまでの部分ではないかなというふうに今のところは考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 平泉等では6か月の減免、免除ということでありまして、必ずしも6か月ではなくても、例えば1か月でも、2か月でも私は町民から喜ばれる施策だと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいし、うちの水道にはそれだけのポテンシャルがあると私は評価をしているものでございます。

1か月で1,700万というのは、確かに大きい。6か月となると1億を超えるということになりますけれども、例えば夏場だけ、6月議会ですので、今からはちょっと無理かもしれませんが、夏場の3か月だけ停止するとか、そういうことができないか、これをお伺いして終わりにいたします。

○議長（廣田清実議員） 立花上下水道課長。

○上下水道課長（立花真記君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど小川議員さんがおっしゃったとおり、他自治体では減免をしていると、これからするということもあるかと思いますが、やはりそれぞれの経営状況とか、それぞれの施策の

方針等で、それぞれの支援の仕方というところで進めているかと思ひますし、水道料金につきましては、何度も申すようですが、今後の経営状況を踏まえて減免あるいは値下げについては考えていないところでございます。

また、先ほど申した1,700万ほどの現収入、そのほかに実際は料金のシステム改修等も関わってくるというところもでございますので、実際の負担としては、さらに増えるというような状況でもございます。ということで、夏場だけ、期間限定というところでも、今のところは予算については考えていないというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 2問目に移ります。2問目は、南昌みらい高校新体育館建設に係る県からの損害賠償請求について、町長にお伺いをいたします。

本町と岩手県教育委員会が共創プロジェクトとして取り組んできた新体育館の建設が頓挫し、岩手県教育委員会からこの2月18日に覚書の解除の通知が、また同日に県知事から1億5,700万円ほどの損害賠償の請求の通知が届けられました。その後、生徒のバス移動の今後3年間の経費1億円ほどの精算協議の要請がありました。本町は、損害賠償請求及び精算協議には応じられないと回答をしております。また、4月27日の議会におきましては、弁護士の調停、裁判費用として約625万円が議決をされました。

そこで、今後の町の考え方、対応についてお伺いをいたします。

1点目、4月14日にコミュニティ会長会議で説明が行われましたが、町民全体への説明が必要であり、実施の考えを伺います。

2番目、県に対する3月23日を期限とされた損害賠償の通知への回答内容を伺います。

3番目、多額の損害賠償を求められたことに対してどのように考えているか、伺います。

4番目、町民から裁判の長期化を懸念する声が届いていますけれども、今後の対応を伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 南昌みらい高校新体育館建設に係る県からの損害賠償請求についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目についてですが、本年4月14日に開催されましたコミュニティ会長会議において、これまでの経緯及び現状について説明し、その資料を町ホームページに掲載をさせていただいております。

2点目についてですが、令和8年、矢巾町議会定例会3月会議において、補正予算をご可決いただき、弁護士と委任契約を締結し、損害賠償に応ずることはできない旨を回答しております。

3点目についてですが、損害賠償について、町に帰責事由はないものと考えております。

4点目についてですが、現段階で訴訟の提起はされていないことから、お答えすることはできないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） まず、1点目でございます。町のホームページに掲載をされているということでもありますけれども、これはパソコンをお持ちでない方は見られないし、パソコンの操作ができない方も見られません。したがって、ごく限られた方への周知ということになります。これについては、やはり本町にとっても大きな事案だと思います。ですので、やはりこれを町民の皆さんが誰でも見られる、情報を知ることができる、そういう体制が必要だと思います。そのためには、やはり広報への掲載がどうしても必要だと思いますけれども、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず最初ということなのですが、本件につきましては、本日の岩手日報に、岩手県において民事訴訟の申立てに関する議案が県議会へ提出される旨の報道があるということは、ご承知のとおりだと思います。町といたしましては、このことについて具体的な内容を把握しておりませんが、前段としてお話ししております。この案件、既に弁護士への対応を委任しているところであります、このような状況の中で町の主張や認識といったものを個別にお知らせするという事は、現段階では適切でないと思っております。

また、今後交渉経過であるとか法的見解についても、公の場で現在お話しすることというのは、弁護士と協議の上、今後の調停手続に影響を及ぼす可能性があるため控えるということで、弁護士と協議しているところでございます。

現時点で、そういうことを踏まえますと、広報への掲載ということは考えておりません。
以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私は、新たなことを広報に示せと言っているのではなく、既にホームページに記されていて、そしてコミュニティ会長会議でも示された本当に簡単なA4、1枚の報告書でございますから、ホームページで示しておいて、それを広報に載せられないという、この整合性はちょっと感じられないのですけれども、それについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

整合性の有無とか、広報の手段ということではなくて、現段階で民事調停に向けての手続が進んでいる状況の中で、こういうことは控えてほしいということで弁護士と協議の上、決定していることでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私は、これは地方自治の根幹に関わることだと思います。弁護士費用が議会で議決されて、そして町は執行権を持って弁護士との契約をして、県との対応をする、これは町の執行権の範囲であると思います。

しかし、住民は町政の主人公であります。この主人公をないがしろにしたような進め方というのは、これは私は非常に問題だと思います。裁判で、裁判といいますか、いわゆる弁護士を中心とした県とのやり取り、これは独自におやりになったらいいと思います。しかし、町民への説明というのは、これは地方自治法に規定された町民の福祉をまず第1条とする、その精神からいって少し問題があるのではないかと、そういうふうに考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） 議員から地方自治の根幹、住民自治の根幹というお話がありまし

た。若干私の認識が異なっていれば、大変恐縮なのですけれども、地方自治の根幹とは、団体自治と住民自治から成るもので、地方自治の本旨をそこで形成していくものと認識しております。

議員が先ほどおっしゃいましたように、執行権があるという話の中で、ここは団体自治の中で、その手続を進めさせていただいております。住民自治をないがしろにしているのではなくて、これは適切な時期が来ましたら、きちんと説明してまいりたいと思っておりますが、現段階では調停の申立て手続に進んでいるという状況で控えさせていただいているということであり、決して住民自治、その在り方について説明をないがしろにしているものではないことをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 町は度々、いろんな理由で町民への説明をまずしてこなかったと私は考えております。いろんな問題が、今回のこの事態に陥ったことの第1の問題は、そこにあるかと思います。町民がこの事実を知らない、議会も中身をよく知らされていない、このことがこういう大きな問題になってしまった。

私は、町民から、なぜ議会がもっとチェック機能を果たせなかったのか、こんな大きな問題になるまで議会は何をしていたのだというような叱責も受けます。その点においては、大変私自身力不足だったと思って、まず反省をしているところであります。しかしながら、私が一貫して思いますのは、町がその説明の責任を果たしてこなかった、このことが今回の問題の一番大きな根本にあると思います。

覚書を交わしたのが令和6年の5月30日でありますから、次の6月議会でも説明はできたとし、9月議会でも覚書を交わした、それに伴う議会の議決を求めることもできた。しかし、議会には一切の報告がありませんでした。そして、10月30日にゼロベースでの提案をして工事が止まって、そのことについても報告がなかった。私どもは、11月の新聞報道で初めて覚書を交わしたこと、工事が止まったことを知りました。そして、議会として町に説明を求めるべきだということで実現した全員協議会が、翌月の12月10日であります。そこで初めて知らされたのでございます。しかも、覚書は口頭での説明で、文書での説明ではございませんでした。

そしてその後、県は12月25日に工事契約を解除いたしました。私は、議長に何回も、事態

が大きく変わってきている、町の説明を求めるべきだと進言をいたしましたけれども、実現しませんで、翌年の7月24日、ここで第2回目の全員協議会が開かれて、説明がありました。

非常に説明が乏しかった。何が起きているかを町民に知らされなかった、議会に知らされなかった。町長は、度々私の質問に対して、議会の答弁に対しても、しかるべきときが来たらちゃんと説明責任を果たしていく、こういう答弁でございました。3月においてもです。議会に対しても、町民に対しても納得のいく説明責任を果たしていくという答弁でございました。しかし、実現はいたしておりません。ですので、いつもこれが空手形になっているのでございます。私は、ここに最大の問題があると思います。そのことについての見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） 議会への説明責任ということで、これに関しては重要なことであることは十分認識しております。その点だけは、まず冒頭に申し上げたいと思っております。

しかしながら、現段階において、この交渉経過であるとか、これまでの在り方について、評価的な立場ということで、ああすればよかったとか、こうすればよかったとか、こうしていたかったといったようなことについて言及することは、今後のやり取りの中で、私どもの中で様々影響を及ぼす可能性もございますので、現段階では、そこを差し控えているということで、町長が以前申し上げたとおり、先ほど私が申し上げたとおり、適切な時期が来ましたら、それは実施してまいりたいと思っておりますので、その点につきましてはご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、今まで議会で答弁されたことについての言及は、お答えしていただくことはできますか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） 弁護士とも相談したのですけれども、これまでの議会答弁の中にしたことであれば、確認できることではございますので、ただこの場で改めて、その内容についてお答えすることは、控えさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、確認だけをいたします。

本町は、この大きな問題が生じたことの第2番目としては、私も覚書に対する考え方の違いだと思いました。本町は、覚書というものは、全員協議会でも示されましたけれども、契約をする前の前段階にすぎないという立場を取っていきまして、重要なものではない、これによって、これを根拠としての損害賠償はあり得ない、そういうふうな立場であります。

しかし、一般的には、また議会の中では、私への答弁に対しては、「しかし一方で、私は覚書というのは非常に重要なもので、その履行には責任を伴うし、履行できない場合には損害賠償が発生すると考えるけれども、認識はどうですか」という質問に対して、「覚書は協定書に準ずる重要な合意文書である」というふうな答弁をしています。そして、「その履行には責任を伴うものである」と回答されています。

しかし、協定書を結ばなかった、ここが一番の問題だというふうなくだりになっておりますけれども、一方で、私への議会答弁には、「覚書は協定書に準ずる重要な合意文書であって、その履行には責任を伴う」というふうに回答しておりますので、その覚書の重みについてのそこがあると私は思いました。

もう一つは、帰責事由を生じないと。帰責というのは、民法の言葉で、いわゆる責めを受けるための事由がないというか、うちには落ち度がないと、そういう意味だというふうに、ちょっと私も調べましたけれども、共創プロジェクトというのは、2つの自治体、私どもの、岩手県教育委員会と矢巾町の2つで、まず積み上げてきたものでありますから、やはりお互いの信頼関係といいますか、合意形成といいますか、非常にそこが重要になってくると思います。

今後共創事業というのがますます増えてくると思います。それは、一つの自治体ではできないことが増えてきたからであります。県との共創、あるいは他自治体との共創、そして企業との共創、これは今後増えてくると思いますけれども、この大事なところの共創で今つまづいているわけですから、ここをしっかりと検証しないと、次また同じことを繰り返す可能性がありますから、私はここの検証が非常に重要だと考えますけれども、その検証の重要性についてだけ伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

今後新聞報道によりますと、民事調停が申し立てられていき、そこでの調停がなされると

というような形になろうかと思います。そういうところの中で、様々話合いであるとか、調整であるとかがされていくものと認識しております。その後については、現段階で私が言及することはございませんけれども、検証というのはやはり必要なことなのだろうなというふうに思っております。

今回がよかったとか、悪かったとかということに限らず、先ほど議員がおっしゃったとおり、これから一つの自治体で何らかのものを単独でやっていくということではなくて、様々な団体、機関と連携して共創なるものが行われていくというのは、世の中の流れだというふうに感じておりますので、そういったところにつながるようにしていきたいと思っております。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

○8番（小川文子議員） いや、もう一つしたいと思っているのですけれども。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） では、最後の質問をいたしますが、昨日も町長答弁の中で、連携力が非常に大事だと、これからは連携の力が大事だと、行政運営に当たって。そういう言葉をおっしゃいました。私もそう思います。そして、協創という言葉、この協創は、「共」ではなくて協力の「協」という言葉で説明をされましたけれども、連携力というものは、町長が認めている重要な自治体の力、能力だと思いますけれども、今回この連携力が果たせなかったから、こういうふうなことになったと私は思います。

そして、この連携力が果たせなかったということに対する考えをお聞きしたいのですけれども、その連携するための最低条件というのが私はあるかと思うのです。これは、お互いが信頼関係を持つ、話合いで信頼関係を持っていく、このことが一番基本になれば成立しない。そして、信頼関係を結ぶためには、お互いに対するリスペクト、尊敬する心がないと成立しない、そういうふう考えるものであります。

そういう中で、町長が度々県教育委員会に抗議のメールを送ったり、最後は知事、県議会に対して抗議文も送られましたけれども、この抗議文の内容が、3月議会でもお示ししましたように、非常に攻撃的な内容であって、私はこういう文書を出すこと自体がお互いの信頼関係を損なうものだと思います。

町長は、今まで2回泣いたと、一寸の虫にも五分の魂がある、その次は蟪蛄のおの、カマキリのおのは大変弱いけれども、このカマキリのおので戦うのだというようなことをお話し

されましたけれども、そういういわゆる感情論に走り過ぎたのではないか、もっと冷静な対応が必要だったのではないか、そのことも含めて、ご自身のいわゆる連携力が及ばなかった理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますが、まず共創プロジェクトというのは、まさに信頼関係で、おっしゃるとおりでございます。それで、コミュニティ会長会議でも、お互い双方の見解のこともお話をさせていただいております。私どもこれまでも県の教育長さんには、再三再四お話をしめしめと、協議をしようとして、それから、住民の方々、これは県であれば県民、私どもであれば町民の皆さんと一緒に説明会を開催しようともお願いしているわけです。

それで私は、こういう重要なことだからこそ県も町も一緒になって、そして双方の見解を皆さんにお示しをしてご理解をいただくのが、やはり一つの考え方ではないのかなということで、まさに小川文子議員がご指摘のとおり、共創プロジェクト、これは信頼関係、この基礎は、基とか、そこにはそういうものがあるので、そういうことをしっかり意を体して、これからは私もそういう思いで仕事をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で8番、小川文子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開を11時といたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

今せっかく傍聴者がいっぱいいますので、答弁が聞きづらいということで、ちょっと早口になっておりますので、大きな声でゆっくり答弁していただくようにお願いします。

それでは次に、3番、横澤駿一議員の一般質問を受けます。

横澤駿一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(3 番 横澤駿一議員 登壇)

○ 3 番 (横澤駿一議員) 議席番号 3 番、不来方の横澤駿一です。通告に従い一般質問をいたします。

質問 1、みんなにとってやさしいまちづくりに向けて。町長、教育長へ答弁をお願いいたします。岩手医科大学附属内丸メディカルセンターの機能移転、統合に伴い、医療を求めて本町を訪れる方々は年々増えております。また、昨今は、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して移動し、社会参加できる環境整備の重要性が高まってきていると感じております。誰もが自分らしく暮らし、個人の幸福を追求できる社会をつくっていくこと、そしてそのための環境整備を進めていくことは、結果として、みんなにとってやさしいまちづくりにつながる重要な視点であると考えております。そのような観点から、みんなにとってやさしいまちづくりに向けて、以下お伺いします。

1 点目、令和 6 年 4 月 1 日に、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。令和 7 年 3 月議会の一般質問でも取り上げましたが、その後、本町として合理的配慮に対する社会的理解や民間事業者の取組がどのように進んでいると認識しているか、お伺いします。

2 点目、岩手医科大学附属内丸メディカルセンターの機能移転、統合に伴い、多様な立場の方が多く本町を訪れる中、誰もが安心して移動し、社会参加できる環境整備の充実が重要になっていると考えます。本町の現状に対する認識をお伺いします。

3 点目、住民の方から矢幅駅から岩手医科大学までの移動経路において、点字ブロックや音響信号などが不足しているとの声をお伺いしました。岩手県の人にやさしいまちづくり条例では、全ての人が自らの意思に基づき、自由に行動し、社会参加できる地域社会の形成を目的としており、ユニバーサルデザインの考え方として初めからバリアをつくらないという理念も示されている一方で、実際の移動環境には課題が残っております。

特に岩手医科大学のような広域的な医療拠点を有する本町においては、町民のみならず県内各地から来訪される方々の移動環境についても考えていく必要があると考えます。県道なども含まれることから、盛岡広域や県との連携の下、当事者の声を聞きながら環境整備を進めていく必要があると考えますが、本町の見解をお伺いします。

4 点目、誰かに優しいことが、結果としてみんなにやさしいまちにつながるという視点が重要だと考えます。何を基準にまちを設計するかによって、そのまちの在り方は大きく変わると考えております。全国平均では、約 9 %の方が何らかのハンディキャップを抱えて生活

していると言われていますが、そうした方々に視点を置いたまちづくりこそが、結果として、誰もが暮らしやすい環境につながるのではないかと考えます。だからこそ、様々な立場の方々との対話を重ねながら、まちづくりを考えていくことが重要だと考えますが、本町として、このような視点を前提とした環境整備についてどのように考えているか、見解をお伺いします。

5 点目、合理的配慮が特別なことではなく、自然に助け合える社会として根づいていくことがあるべき姿だと考えます。そのためには、幼少期から多様な立場の方々と触れ合い、互いを理解する経験を積み重ねていくことが重要であり、教育現場や学校教育の中でも体験や対話を通じて学ぶ機会を意識的に組み込んでいく必要があると考えます。

例えば矢幅駅から岩手医科大学までのルートを様々な立場やハンディキャップを想定しながら歩いてみるような矢巾ユニバーサルウォーキング（仮称）のような取組も、共生社会や思いやりを学ぶ機会につながるのではないかと考えます。本町として、このような体験や対話を通じた共生社会に向けた人づくりについてどのように考えているか、見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 冒頭にちょっとおわびをしたいと思います。今議長さんから答弁の声が低いと言われましたので、今度はちょっと高めにお話をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3 番、横澤駿一議員のみんなにとってやさしいまちづくりに向けてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、町内の店舗や飲食店等において、施設のバリアフリーや車椅子用のテーブルの設置、耳が聞こえにくい方に配慮した指さしシートの配置等がされており、合理的配慮に対する社会的理解や民間事業の取組は進んでいると認識しております。

2 点目についてですが、令和 8 年 4 月からの岩手医科大学附属病院内丸メディカルセンターの機能移転、統合に伴い、通院のために本町を訪れる方が多くなっており、自家用車や路線バス、鉄道などの全ての交通手段が増加しております。このような状況を想定して、公共交通機関の接続については、他地域からの移動をスムーズに行えるように、昨年度に岩手医科大学、岩手県、盛岡市、そして滝沢市とともに、バス事業者及び鉄道事業者に対して改善要望を行っております。

また、本町で管理する施設に関しては、矢幅駅ではホームから駅舎まで、駅舎から出口までエレベーターやエスカレーターが設置されておりますので、環境整備はできていると認識しております。

3点目についてですが、点字ブロックは、主に視覚に障がいを持つ方にとって重要な移動支援設備ではありますが、一方で凹凸、いわゆる凸凹により、車椅子の利用者やベビーカー利用者が通行しづらく、振動や負担を感じることで、足腰の弱い方にとっては、突起部分でつまずき、歩行のバランスを崩す要因となるなどの意見もあることから、点字ブロックだけではなく、他の支援設備も組み合わせるなど、ユニバーサルデザインの観点から、多様な利用者へ配慮した環境整備を関係機関に対して要望してまいります。

また、移動支援設備であります音響信号につきましては、要望箇所について、矢巾町内交通安全施設等改善要望検討部会による現地調査を行い、矢巾町交通安全協議会で協議した後に、必要であると認められた箇所について、岩手県公安委員会などの関係機関に対して改善要望を行ってまいります。

4点目についてですが、令和7年度に矢巾町自立支援協議会の部会研修として、障がいを持つ方や支援者、関係者とともにウォーキングにより心理的、物理的バリアに気づき、誰もが自身の意思で自由に活動できる社会や環境について考える機会とし、障がい者理解普及啓発を推進することを目的に、やはウォークを実施いたしました。この取組を通じて、段差や歩道の状況、案内表示、移動時の不安など、実際の当事者の視点に立った環境整備が必要であると考えております。

最後に5点目についてですが、町社会福祉協議会では、小学生を対象にキャップハンディ体験に取り組んでおります。この取組は、単に車椅子や白いつえ、白杖の使い方を知ることではなく、障がいを持つ方々の日常生活の中での不便さや困り事について体験的理解をし、自分に何ができるか、障がいを持つ方にどのような関わりができるかを考えることを目的として実施しております。

やはウォークやキャップハンディ体験など、実際に体験し、対話をしながら学び、知る取組を継続していくことが、やがて自然に助け合える社会として根づいていき、ひいては共生社会に向けた人づくりにつながっていくものであると認識しております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君）　引き続き、みんなにとってやさしいまちづくりに向けてのご質問にお答えをいたします。

5点目についてです。議員のご提言の前半部分は、いわゆるインクルーシブ教育システムの必要性を指摘し、後半はその論理によるまちづくりの具体化とアイデアを提案いただいていると理解をしております。教育委員会としても、その実現を目指していくことが大事であるというふうに捉えております。

とりわけ、まちづくりと関わっては、共生社会を人間の社会、人間だけのところ限定するのではなくて、人間社会と自然との共生、ここの論理へと射程を伸ばすことで、コミュニティの再生の問題が当然のように浮かび上がってまいります。医療と環境の共生、ケアと環境の共生という、そういう領域の問題も射程に入ってまいります。この提言を踏まえ、関係各課とも連携しながら、実現への方策を練ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　それでは、1点目の再質問からいたしたいと思います。

今回の答弁で、昨年度ですか、質問させていただいたときからは、現状調査というところを伺っておったのですけれども、かなり本当進んでいるのだなということを理解しました。答弁の中では、合理的配慮に対する社会的理解や民間事業の取組が進んでいるというところで、合理的配慮というと、分かりやすく言うと、みんなが同じように参加できるようにする仕組みの工夫のことかなと思うのですけれども、進んでいると認識したというところは、どのような把握の仕方で認識しているのか、お伺いしたいと思います。何か調査をしたのかとか、何か数値があるのかというところをお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

皆さんもご存じのとおり、「じょい　j o y」という高齢者の広報紙があります。あれは、高齢者にやさしいお店ということで、特集でずっと掲載はしておったのですけれども、まさにこれというのは高齢者だけではなくて、いわゆる障がいをお持ちの方、あるいはお子さんをお持ちの方という形で十分配慮しているなという、高齢者だけではなくて、そのような形で捉えていました。

先ほど町長答弁があったとおり、耳の聞こえづらい方に関しては、指さしできるような表

示、あるいは書いてはありませんでしたけれども、広めの駐車場、そして今だとスーパーとかは当然やっぱりフラット化にはなっています。障がい者だけではなくて、皆さんに優しい駐車場ということで、入り口の近くに設置しているという状況でございます。

また、一つのスーパーによっては、サービス介助士とお呼びするのでしょうか、おりまして、例えば障がい者あるいは高齢者、困っている方がいれば、あとは高いところの物に届かない方の物を取ってあげるとか、そういった部分で人を配置しているところもあります。

もしかしたならば、昨年度より前からもそういったサービスはあったかもしれませんがけれども、「じょい j o y」とか、そういった広報紙を通じて、改めて私どもあるいは町民の皆様に分かりやすくなったかなというふうな感じで捉えております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ありがとうございます。多分以前からあったのかもしれないですけども、取組が進んでいるということで、もっと加速させていくべきかなと思っております。

その取組に際してなのですけども、何かこの行政的な支援やバックアップ体制などがあるのかどうか、それとも民間事業者が独自でいろんな工夫を凝らしながら、地域の力を借りて進めているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり今民間のという部分にお願いしたいかなという部分が多々あります。全体で本当に必要なところというのが把握できていないことはあるのですけれども、ただ物理的な部分も大事ですが、やっぱり心の部分で、物理的に駄目であれば、人的な部分で対応できるというのも多々あると思います。

先ほど横澤議員がお話ししたとおり、対話というのがやはり大事ではないかなと思っておりましたので、そういった部分で今のところは民間のほうの活用と、このように考えてございました。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） 私のほうからも補足で答弁をさせていただきます。

前回の議会では総務課のほうからも答弁させていただいておりますけれども、この合理的

配慮ということにつきまして、取組は進んでいるということは、私どもそのように認識しているところでございます。合理的配慮は、共生社会、そしてその先のユニバーサルな地域づくりにつながっていくということは、先ほど議員のお話からもあったとおりだと思っておりますが、先ほど福祉課長が申し上げましたように、人的な部分といったところ、これは非常に大きいのではないかなと思っております、人的バリアをなくしていくことというのは、極めて重要だと思っております。

障がいがある方が困っているときに、ちょっと手助けをしたり、お声がけをしたりすることは、誰もが暮らしやすい社会の第一歩になるものだと思います。一方で、例えば視覚障がい者、あとは聴覚、言語障がい、肢体不自由、あとは内部障がい、様々ないろいろな障がいをお持ちの方がいらっしゃると思うのですけれども、実はそういう方々にどう接していいのかという接し方が分からない。私も駅のホームで白杖を使っている方に、後ろから、「もしよろしければお手伝いします」と手をかけたら、すごくびっくりされて、後から聞いたときに、それはやってはいけないことだったらしくて、正面の右方から接してお声がけをするというのが正しいそうです。

そういった形で、私たちはその接し方が分からない、お声がけができないという環境があるので、まず職員の研修の中に、そういう障がいをお持ちの方々の特性に合わせてどう接したらいいのかというプログラムをつくってまいりたいと思っております、それは人的な中で行政からまずスタートさせていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） 高齢者にやさしいお店のことが出ましたので、こちらのことについて少しお話をしたいと思いますが、こちらは福祉課長が答弁申し上げたとおりでございますが、認知症サポーター養成講座を受講して、認知症を正しく理解していただくことで、どういったことが必要なのかということを理解していただいた上で、ご協力いただいているお店とか企業ということですので、そういう意味では、今お話、答弁させていただいた内容のとおり、ある程度どういったものが必要で、どういった接し方をしてほしいのですよということを講座の中で勉強していただいてというか、理解をしていただいた上で、ご協力をいただいているということですので、ただ単に協力をいただいているということではなくて、ある程度の理解も進んだ上で、こういった取組が広がってきているということですので、そういう意味では、ご協力いただいている方々に非常にありがたいことだなと思う取組の一

つだというふうに感じております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 傍聴の方々、聞こえていますか。大丈夫ですか。聞きづらい。では、もう少し元気を出していきましょう。せっかくですから。

菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） 福祉課のほうからお話しさせてください。先ほどちょっと言うのを忘れていました。

今ヘルプマークというのがあります。これは、岩手県のほうでも推奨しております。これは、特に障がいをお持ちの方だけでなく、妊婦さんも、自分が困っているという形であれば配布できるものでございます。福祉課、そして健康長寿課のほうで今持っていましたので、必要であれば交付の申請をお願いしたいという部分ですし、この分につきましては7月号の広報、7月20日というのがこのヘルプマークの日として定められています。こちらのほう、本当に人に優しいと、ヘルプマークを持った方、外的に障がいと分かる方であれば分かるのですけれども、内部疾患の方もいらっしゃいます。この方々は、一見分からないという部分もありますので、そこを察してお声がけとか、補助とかしてあげると、そのようにしてくださいというようなマークでしたので、我々はこちらのほうを配布するだけではなくて、商工会さんのほうも通じて事業所にチラシを貼っていただくとか、そのような努力をしていきたいと思えます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 私も、やはり何よりも人の理解というところが進んでいくことが、そもそもの共生社会に向けた本質だなと思っておりますので、そういったところと、あとはヘルプマークの話もあったのですけれども、やはり海外だとグラミー賞に出るようなアーティストとかも全然つけておったりしますし、そこはカッコいいアイテムとして使える一つかなと思っているので、理解が進むことを私も応援していきたいと思っております。

2点目なのですが、内丸メディカルセンターの統合によって、様々な方とか、車の量もそうですし、いろんな環境が変わりつつあるというのは、これまでの一般質問の答弁からも理解していました。その結果やっぱり、3点目のほうにつながるのですけれども、これは矢巾の住民の方からではなくて、久慈の方から要望をいただいて、たまたまバスの空き時

間があって、どうしてもちょっと帰りたくて歩行して帰ったときに、こういったことがあったという事例を持ち出して、やっぱり矢巾町にはすごくいろんなところから人が来ているのだなと理解したところです。

どうしてもハード面で、地域の力では何ともできないところというところが出てくると思うのですが、この答弁の中では今後点字ブロックとか、そういったスロープ、段差を削るとか、そういったところがあった場合は、検討部会において現地調査を行うというふうなことの答弁をいただきましたが、これは今後、これから実施するということでよろしいのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

今年度の部分につきましては、本年の2月から5月上旬まで取りまとめを行ってまいりました。それは、様々なところからご意見としていただいた分であるとか、各コミュニティに照会した部分といったところの中から出てきたものということで、今年度につきましては39件要望を取りまとめております。

5月20日から22日まで交通安全施設改善要望検討会というものを開催しまして、現地調査を2日間にわたって行っておりまして、その中で14件、参加していただいた委員の方々から点数をつけていただきまして、14件に絞り込んでおります。これを、間もなくですけれども、6月12日に交通安全対策協議会というところに諮りまして、その結果を踏まえて、紫波警察署のほうに申入れをすると、上申すると。そして、それが紫波警察署の交通規制対策協議会といったところで、恐らく7月頃の開催になると思うのですけれども、その会議の中で挙げられたものが公安委員会のほうに上がって、年内に結論が出されるというスケジュールになるかと思っております。

ですので、今年度の分については終わっていますけれども、議員ご指摘のような要望というのは、随時の受付として取りまとめて、検討材料にしていきたいと思いますというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） 道路住宅課から、駅から医大までの県道の部分のお話ということで質問をいただいていたけれども、まずは駅前から出ていく部分については、点字ブロック、町のほうで駅周辺の区画整理事業、平成20年代に行ったときに、そこは整備した

ところでございます。

あと医大前の中央1号線沿いの歩道については、附属病院移転に合わせて点字ブロックについても整備したものでございます。ただ、そのとおり、それぞれ町のほうでは整備を行ったのですけれども、真ん中のところの県道については、当時相談した経緯はあるようなのですが、まだ実施されていないということもありまして、ただやはり移動の連続性のことを考えると必要なものと思われまますので、そういった部分については、県の道路担当課のほうに、こういったご意見をいただいていますということで改めて相談していきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 年度ごとに行っているということで理解しました。自立支援メンバーの中に、いわゆる何かハンディキャップを持っている方ですとか、そういった当事者とかというのが入れる仕組みがあるのかどうかという、いるのかどうかも含めてですけれども、確認をしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、交通安全施設改善要望に係る検討部会のほうです。こちらの方々は、基本的に交通指導隊の方であるとか、あとは各コミュニティのリーダー、スクールガードさんというような形で、ハンディキャップをお持ちの方というような選抜の形にはなっておらないところがございます。

また、安全対策協議会につきまして、こちらのほうにつきましては、ハンディキャップというか、年齢の高齢の方々の団体が委員の方で入るというような仕組みはございます。そういった内容になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） 道路整備関係のことでちょっとお答えいたしますけれども、当時駅周辺の区画整理事業を実施した際に、区画整理で道路整備であるとか、駅の東西自由通路であるとか、やはば一くの整備を行ったのですが、その際に町施行の事業でしたが、その検討委員会の中に車椅子利用者の方を委員に含めて検討したということもございます。

また、歩行空間の整備に当たっては、視覚障がい者の方にいらしていただいて、実際に現地を確認していただきながら整備を行ったということもございます。

国のほうでも、大規模整備のときには当事者の方のご意見を聞きながらということも示されておりまして、ただ同一の規模の整備というのは、これからなかなかないと思いますけれども、例えば公共施設整備とかがある場合には、そういう当事者の方のご意見を伺いながら整備していくべきものと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 私も駅前からずっと歩いてみたのです、その方から要望をいただいて。そうすると、やはり医大の前の通り、矢巾町が整備したところと駅前の通りは、きっちり歩道も造られていて、今お話を聞いて、そういったちゃんと対話によって造った結果として、点字ブロックも整備されているし、段差もほとんどなかったですし、そういうやっぱりいろんな方が交じってできたものというのは、いい結果になっているのだなということを認識しました。

ということを踏まえると、私の視点で道路を見ると、やはり街灯が少ないとか、歩道がないとか、歩道を広げてほしいとかとなるのですけれども、例えば目が見えづらい方とか、歩きづらい方になると、また違った視点が見えてくるということも踏まえると、今後そういった交通、自立支援協議会や各種のそういう何か道路整備に関するような、まちづくりに関するような委員会には、オブザーバー的でもいいので、意見を聴取する仕組みが重要ではないかなと思うのですけれども、その検討の余地があるのかどうかをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） こちらにつきましては、警察のほうに上げる部分というのですか、公安委員会につながる部分といたしましては、どちらかというと交通規制とか、そういった部分に関係するところが多くありますが、おっしゃるとおり、視点というものは非常に大切だと思いますし、現在そういう形の流れの中で、どの人がどんなふうに困っているのかというのをその人たちの視点で捉えていくというのは重要なことだと思っております。

現段階でこうしたいとか、言及はちょっとできないのですけれども、この意見は非常に重要な視点だと思いますので、宿題として預らせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひ進めていけるように、私もちょっと調査を進めていきたいなと思っております。

あと、どうしても道路整備とかハードの整備になると、やはり優先順位というものがつけられると思うのですが、今回久慈の方からお伺いした話によると、普通に歩いていて、交差点のところに点字ブロックもないし、音声付きの信号もなかったもので、車のクラクションを鳴らされて、初めてここは交差点だと気づいたという事例がありました。ということを見ると、かなり緊急性が高いものになるのではないかなと考えるのですが、一定のスピード感を持って対応すべき課題にもなっていると思うのですが、その点、県道だと思うので、そういったところへの要望というところは、こういったスピード感を持って対応せざるを得ない状況にあると思うのですが、どのような進め方ができるのか、もしくは年度ごとに行っているものをちょっと前倒しすることも可能なのかも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、公安委員会に上がっていくのは、横断歩道であるとか、信号であるとかというような規制に関係してくるものになります。道路管理者が設置するものにつきましては、それぞれの道路管理者に対してという形になりますので、先ほど道路住宅課長が申し上げましたように、その必要性については、県と協議をさせて、情報を提供させていただきたいと思いますが、その緊急性について、私どもから強く情報共有はさせていただきたいと思うのですが、今度受ける側のほうです。そちらのほうの関係もございしますので、ここですぐという形にはなりません、お話を聞く限り、そういう形の中で実際にそういう危険に思われた方がいらっしゃるということの情報は、しっかり共有させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 少し私のほうからもお答えしたいと思います。

今回は岩手医科大学に通院される方がきっかけのご質問だと思います。町長答弁にありましており、公共交通機関に対して我々は要望したのですが、矢巾町だけの問題ではなくて、

県全体の問題だと思っておりますので、こういったことはやはり、特に県道でございますので、我々毎年岩手県知事に対する要望会がございますので、そういった場でもこういう公共交通の整備という部分を要望してまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういった形で何らかのアクションを起こしていかないといけないのではないかなと思います。というのも、県道だから、国道だからというのは、行政的な都合も私も重々理解していますが、外から来た人は矢巾町に来たという認識で道を歩いてくると思います。ですので、やはりそういった機関がある責任を持って、町主導で要望活動、要望活動というか、そういう活動を行っていく必要があるのではないかなと思います。

やはりそういった要望活動も行いつつ、対話とか、意見を聴取する仕組みも町発信で進めていくことが、矢巾から矢巾モデルを通して県全体にそういう優しさ、優しい町と、皆にとって優しいまちづくりにつながるというか、そういったこともつくれる可能性があるのではないかなと思いますが、その点をこの項の質問として最後にお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、利用者から見れば、町道であるとか、県道であるとか、国道であるとか、公安委員会所管だとかというようなことは一切関係なくて、一連の移動経路が安全に移動できるかどうかといったことが重要だと思っております。

町としては、整備する範囲というものはスピード感を持って対応していきたいなというふうに考えているのですが、先ほどご指摘がありましたように、そういう仕組みづくり、各部局において断絶しているわけではなくて、様々な情報交換を日頃からしておりますので、そういう中できちんと情報提供していき、なおかつ要望で仕組み化していくというような形の流れを大切にしていきたいと思っておりますが、いずれにしろ、まずこちらからの情報発信といったところを確実にしていくということをしっかりしてまいりたいと思います。それがおおむねもう仕組み化されているというふうに認識しておりますので、そういったところを強く主張してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひ、そこをより強化していく場面だなと私も思っております。

5点目の共生社会を進める上に当たっては、やはり必要不可欠なのは教育の在り方、人づくりだと思いますが、私が提案させてもらったいろいろな方と町を歩くという取組は、もう既に行っているということで、その年齢の幅を広げるとか、枠組みを広げるとかという、そういうふうな方向性に向けていけばいいのではないかなと思いますが、今年度もやるのか、やらないのか分からないのですけれども、そういった取組。

学校の中では、キャップハンディ体験とかも、私も小さいときはやった記憶があるのですが、そこをさらに社会、まちに出て歩くみたいなのところも進めていく必要があるのではないかと考えますが、その点の見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはウオークというのは、昨年度初めて行いました。ここにつきましては、障害者自立支援協議会の合同部会が主催してございます。対象者につきましては、障がいをお持ちの児童、それから障がいをお持ちの方、児童は7名、障がいをお持ちの方は6名、うち1名が車椅子の方です。それから、支援者12名の25名と、あと部会員17名、ライオンズクラブさんに6名のご協力をいただいております。

いろんな年代の方の参加をいただきながら行っております。昨年度は、先ほどお話にもありました「じょい j o y」の高齢者にやさしいお店というところをちょっと回りながら、あとは道路も一緒に歩いたという形で、これは単にそういった部分を回るだけではなくて、障がいをお持ちの方自身も、いわゆる中ではなく外で活動している、社会参加しているというのを見せるとか、見てもらうとかということも、もう一つの目的にはございました。今年度も引き続き、このような取組を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういった子どもたちに分かりやすい体験とか経験が、一番身にしみて分かるのではないかなと思います。やはり私が一番大切にしたいのは、教育長の答弁の中でもインクルーシブ教育システム、さらには医療と環境も含めてのお話もありました。前提として、誰もが同じような命を持って生きているというところ、やはりインクルーシブ教育とか共生社会の話をすると、何かごちゃ混ぜにしてやるようなイメージがあるので

すが、県の障がい者スポーツ協会の会長さんがおっしゃっていた話が印象的で、私たちが目指すのは、そういうごちゃ混ぜ、ミックスジュースのような話ではなくて、フルーツポンチのような一つ一つが味を出して、いろんな一つの中にはめて、いろんなものをつくっていくのだというふうな、個を大切にしたいようなことをやっていきたいというお話がすごく身にしました。

やはりこれまでの教育の中での経験というのは、何か道徳的な困っているのではないかと、あの子はこうだから、こうあるのではないかみたいな話だったのですが、これからは社会学的なものが重要になるのではないかなと思っています。

やはり技術の革新で、障がいを持っても経済活動を行える環境があります。目だけで、視線入力でウェブサイトを立ち上げたりもできる、そういった、けがしたから終わりではなくて、明日は我が身だと思うのです。今こうなっている、1秒後にはもしかしたら倒れているかもしれない。そうしたら、一気に人生が変わります。そういったときに、まちづくりもそうですけれども、矢巾に住んでみたら意外と暮らしていけるのではないかと、ああ、あの人に聞けばもっと生きていけるのではないかというふうな安心感をもたらすのも人づくりの本質だなと思うのですが、この道徳的な考えから一歩進んだ社会学的な教育の在り方についての見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） 私も全く、ただいまの議員のお話は、すばらしい政治だと思いますし、そのことを急いで実現をすべきだなと思っています。それが小学生あるいはもっと前の段階でもいいかもしれない。要するに体験的にきちっとそういう精神というか、方向性をしっかりと身につける、そこが物すごく大事だと思います。

ちょっと余談になるのですが、医療との共生、ケアとの共生というのをあえて触れさせていただきました。私自身が見ている範囲で最も進んでいるところでは、医療の関係では統合医療という考え方があります。それは、要するに病気の原因を身体の内部的な一つのところに求めて、それをある意味ではたたいていくことで健全になるのだというような、こういうところを、そうではなくて、できるだけ広げた理解をしていきたいと思います、こういう考え方の医療のところで、学会も既に出来上がっています。

一方で、私もっと大事なかなと思っているのは、進化医療（進化医学）、こういう言葉があります。それは、どういうことを内容として持っているかということ、実は人間というのは、あらゆる環境にそれなりに十分対応できる内部的な有機的な装置なのだと。それが、残念な

があらゆる環境が複雑で入り組んだ形で人間に迫っているがゆえに、なかなかそこが上手に対応できずにいる、それをもって病気というのだと。だから、その病気の概念は大変広い概念なのです。

今必要なのは、統合医療の考え方と進化医療（進化医学）の考え方を統合したようなところに我々がしっかりと医療、ケアと我々の生活を位置づけることだというふうに思っております。

具体的には、インクルーシブという言い方で最近随分と説かれておりますけれども、要するにハンディキャップを持った人を特別な人としてサポートをする、ケアをするという、その段階を早く乗り越えて、みんながユニバーサルな社会的基盤の上で、そういう人はどういうふうに思っているのだろう、そういうことを一緒になって考えていく、そういう基盤をつくれる社会、これがやっぱり理想だろうと、そう思っております。

先生のお話を聞いて、そういう若い議員がおられるということは大変すばらしいと思って伺いました。お答えになっているかどうか分かりません。感想だけ述べさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） では次に、質問2に移らせていただきます。地域資源循環と持続可能なエネルギー政策について。町長、教育長へ答弁をお願いいたします。

近年、世界情勢の不安定化やエネルギー価格の高騰、災害リスク、人口減少などを背景に地域内で資源やエネルギーを循環させていくことの重要性が高まってきていると感じております。また、SDGsの観点から、地域の暮らしや生活課題の中にも、これまでごみとして扱われてきたものを地域資源として見直していく視点が必要になってきているのではないかと考えております。

本町においても、地域にある資源をどう循環させ、どう生かしていくかという視点から、地域資源循環と持続可能なエネルギー政策について、以下お伺いします。

1点目、近年の世界情勢やエネルギー価格高騰、災害リスクなどを踏まえると、地域内で資源やエネルギーを循環させていくことの重要性は、今後さらに高まっていくと考えております。本町として、地域資源循環、地域内エネルギー循環の必要性について、どのように認

識しているか。及び地域脱炭素移行重点対策加速化事業を活用した取組が進められておりますが、それらによるエネルギー自給率向上への効果についてお伺いします。

2点目、庭木や剪定枝などの処理について、町民の方々から様々な声を伺っております。特に木の処理については、袋に入れる際に破れやすいことや束ねる手間などもあり、結果として管理負担の増加にもつながっている側面があると感じております。そのような中で、例えば木のみを対象として、容量の大きい市販の大型透明袋なども活用できるようにするなど、今ある資源を有効活用しながら、生活負担軽減や資源削減の視点を取り入れていくことも必要ではないかと考えております。

また、世界情勢の不安定化やナフサ不足などにより、石油製品の供給リスクも懸念される中、こうした視点は今後さらに重要になっていくのではないかと考えますが、本町の見解をお伺いします。

3点目、岩手県は県土の約7割を森林が占めており、森林は木材資源としてだけでなく、水源、生態系の保全、防災など、多面的な役割を担っております。その森林を適切に維持管理していくことは、山だけでなく農業、水、川、海など、地域全体の環境や暮らしにもつながっていく重要な視点であると考えております。

そのような視点から、本町単体ではなく、盛岡広域や岩手県全体を見据えた地域資源循環や持続可能なエネルギー政策について考えていく必要があると思いますが、本町の見解をお伺いします。

4点目、木や剪定枝についても、焼却すれば、ごみとして扱われますが、例えばまきストーブなどで活用すれば、地域の熱エネルギーとして生かすことも可能になります。このように、地域にあるものを地域で循環させていく視点は、脱炭素やエネルギー地産地消だけでなく、災害時エネルギーや地域経済循環の観点からも可能性があるのではないかと考えております。本町として、このような地域資源活用の可能性についてどのように考えているか、お伺いします。

5点目、近年はSDGsという言葉も広がっておりますが、本来地域の中で資源を循環させながら暮らしていく考え方は、昔から地域に根づいていたものであると感じております。だからこそ地域資源循環や持続可能なエネルギー政策について、学校教育、社会教育の両輪で学習機会の確保や意識醸成を継続的に進めていくことが重要ではないかと考えますが、本町の見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 地域資源循環と持続可能なエネルギー政策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町においても、地域資源循環と持続可能なエネルギー政策を重要な施策として位置づけております。具体的には、矢巾町一般廃棄物ごみ処理基本計画を基に、廃棄物等のリサイクルの推進をはじめ、リユース広場などのイベントを通じた廃棄物の排出抑制とリユースの推進に取り組んでおります。

加えて、令和5年度から実施しております重点対策加速化事業により、個人や民間事業者、公共施設向けに自家消費型の太陽光発電システムの導入を促進しており、現在までに約200キロワットの再生可能エネルギーの導入を実現しているところです。令和8年度、令和9年度には、公共施設への太陽光発電システムの設置を予定しており、引き続き同制度を活用した環境負荷の低減と地域の持続可能な発展を両立させることを目指してまいります。

2点目についてですが、現在剪定枝、剪定した枝については、燃やせるごみとして町の指定ごみ袋を用いて排出、出していただいております。指定ごみ袋については、ごみの減量化、資源化率の向上に向けた取組であることから、例外として取り扱うことは考えておらないところです。

剪定枝においては、長さ50センチ以下、太さ5センチ以下のものは、束ねて排出していただくことも可能ですので、分別方法については、分かりやすい形で周知をしております。

3点目についてですが、岩手県においては第4次岩手県循環型社会形成推進計画及び第2次岩手県地球温暖化対策実行計画に基づき、資源循環の推進、持続可能な脱炭素社会を目指しております。本町におきましても、県の計画とも整合性を図りながら、矢巾町一般廃棄物ごみ処理基本計画、矢巾町地球温暖化対策実行計画に基づく地域資源循環の活用及び持続可能なエネルギー政策の実現を目指してまいります。

4点目についてですが、民間事業者において整備し、運営を行っております矢巾バイオマス発電所において、発電所の運転に必要な燃料として、間伐材のほかにも地域資源の有効活用と循環の観点から、剪定枝の活用につきましても、事業者において受入れ態勢を整えるべく準備を進めているところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

(教育長 岡田秀二君 登壇)

○教育長（岡田秀二君）　引き続きまして、地域資源循環と持続可能なエネルギー政策についてのご質問にお答えします。

５点目についてです。ＳＤＧｓに関して、我が国や身近な学習機会において、少し理解が及んでいないなというところが気になっております。それは、変えるというメッセージです。持続的でない現状を持続的であるように変えること、このことがＳＤＧｓの根本の思想でございます。それが１００％実現しなくても、地域とか自治体単位で、そこを目指すことが大事であるというふうに思います。

そのためには、町民が、まずはそこに向けての意識を明確にするという必要があると思います。また、学校教育としても、現状をどう変えるかということについて課題化していくということがとても大事なことになります。

本町でもＳＤＧｓをテーマとした町長と矢巾の未来を語る会など、既に取り組を始めていること、その点は少なくありませんが、議員のご提言も踏まえ、取り組を一層進めてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問があると思いますけれども、ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を１３時といたします。

午前 １１時 ５５分　休憩

午後　１時 ００分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

それでは、再質問はございますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　地域資源循環と持続可能なエネルギー政策についての再質問を行いたいと思います。

まず、１点目の質問だったのですが、現在の取組の効果について伺ったところ、ちゃんと数値化されており、現在も太陽光発電システムなどの導入をしながら進めているということで、これは本町の特性を生かした取組だなと感じております。

そして、その上で今回のテーマである地域資源の循環からエネルギー政策というところにつながらと思うのですが、２点目の剪定枝の部分と私が質問させていただいた４点目

のごみと言われるものをどう資源化するかというところの再質問なのですが、まず最初に確認したいところが、2点目のご答弁の中で、私からは今現在の状況として、木の枝も捨てるとしたら町の指定のごみ袋に入れて、ちょっと破けながらも、破けたらまた新しいごみ袋を出してみたいな、これはすごく無駄ではないかなみたいな感じをしながらルールに沿って処分をしていて、これは木なので、燃やしたらエネルギーになるなとも、いろいろ考えはあるのですが、この答弁の中に、資源化率の向上というところで、極力ごみを出さずに、資源として活用するために町の指定のごみ袋にしていますというところがあったのですけれども、その木を現在資源化するとしたら、どのようなところにつながるのかなと思ひまして、4点目の答弁でバイオマス発電に使うように取組を、調整を図っているという答弁もあったのですが、実際はそういったことについての資源化を目的としているのかどうかというところを確認させていただきたいです。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

木の剪定枝を分けて集めていることにつきまして、現在の状況としましては普通に燃えるごみのほうに投入されているという形になります。縛ったり、分けたりしているのは、収集運搬の効率のためでございまして、サイズを決めているのも、設備に投入する際の規定があって、そこに入れやすくするためでございまして。

実際は、燃えるごみに回っているということで、本来であれば分けて集めて、それを別なところという流れができれば理想的なのですが、現時点では町もしくは環境施設組合の取組としては、燃えるごみのほうの処分になっております。

4点目は、ちょっと民間事業者の話になりまして、まだはっきりとしたあれをお聞きしていないところなのですが、例えばリンゴの剪定枝や庭木というのですか、木の関係は例えば地域貢献として出すべきところに出していただいて、それを燃料のほうに使えるというような計画をお聞きしているところでございます。

ということで、今の現状としては燃えるごみに処理されているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） であれば、木に関して言うと、現在のルール上は、例えば90リットルなどの大きなごみ袋で出すことは、ちょっと運搬のことも含めると難しいということによ

ろしいですか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

90リットルとかの大きい袋につきましては、木に限らず大き過ぎて、例えば車に積み込む際に重さがあって破れたりするとか、そういうこともあるので、サイズは45までというふうに決まっているものでございます。

木の場合、長い場合、50センチまで切れないような大きいものは、本来は持込みの形になるかと思うのですけれども、やはりその設備の関係で50センチぐらいには切っていただきたいというのが組合側の見解でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） であれば、そうするしかないのかなと思いますが、やはり農村地域とかですと、今時期になると木を切ったり、庭木を剪定したりとか、それを行う方も高齢化してきて、なかなか運搬までできないというふうなことも聞いて、さらにそれを縛るとなると時間的なところも割かないといけないというところで、町のごみ袋に入れると破けてしまい、今はナフサ不足により45リットルの袋ぐらいでは、一般の燃えるごみなども節約して、そういった対応も町のほうではやっていたいている最中だと思いますが、その資源をできるだけ使わない方向に持っていくことも重要ではないかなと思います。

それと、4点目の再質問になるのですけれども、バイオマス発電のほうに例えば剪定枝を持込みできるとなると、かなりこれは一歩進んだ矢巾ならではの取組になるのではないかなと思うのですけれども、そうすると、やはりどうせ燃やすのであれば、ごみ焼却場に持って行ってごみとして燃やすよりかは、エネルギーとして活用するという方向性であると思うのですけれども、これは実際どの程度、今お答えできる範囲でいいのですけれども、その調整といいますか、事業者はどの程度まで実現性があるのかというところを可能な範囲でお答え願えればと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4点目についてということの関係でございますが、こちらにつきましては、先ほど町民環境課長のほうから答弁したとおりということにもなりますけれども、リンゴの剪定枝である

とか庭木、剪定したもの、それぞれを今回の矢巾バイオマス発電所の東側のほうに予定しておりますけれども、こちらのほうでストックさせていただいて、燃料に活用させていただこうというところで今取り組んでおるというところでございます。

それで、ちょっとまだ詳細を皆様に広報できる段階になっていないというところではございますが、現在町民環境課のほうにもいろいろ確認を取りながらということで進めておるところでございます。やはりこちらが有価物として受け取らなければならないということもありますので、若干、少なからずキロ当たり1円でもお支払いした形で回収しなければならないというのがあるようでして、それについては、やはり青森のほうでも似たような同様の案件がありまして、既に1トン当たり1,000円というようなことがあるようです。それを見ると、キロ当たり1円ということにはなるわけでございますけれども、黙ってただ環境施設組合に持っていくのであれば、ただの燃えるごみとして焼却されてしまうものが、今回矢巾バイオマス発電所のほうに持ち込まれることによって燃料になるというところでは、議員お話しのとおりエネルギーの循環というところにも寄与するのかなというふうに思っておりますので、もう少し時間をいただくとは思いますが、詳細を皆さんに公表できるのであれば、広報なりで周知をさせていただこうかと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私からも補足させていただきますが、今度のバイオマス発電は、剪定枝、今横澤駿一議員からリンゴの剪定枝もあったのですが、これはカロリーが高くてあれなのですが、ただ、今後、例えばこの間もバイオマス発電所の方々とも話し合ったのですが、今度の大船渡もそうですし、大槌の被災木、これもバイオマス発電で使えないかということで話し合ったのですが、やっぱり塩害が出ると、いわゆる海水をあれしたので、だから今リンゴのあれも農薬をかけておるので、だからこのところ、やはりできればバイオマス発電の最終灰、焼却灰もできれば肥料化したいという考え方もあるので、受入れはかなりしっかりした対応をしなければ。特にも今肥料取締法で、重金属はいろんな含有量溶出試験から、あと肥料の3要素あるのですが、いずれせっきくやっても、塩害で機器が参ったり、また農業土壌材を使って、改良材を使って、何か問題があればあれなので、ここは受入れは、最初は厳重にやって拡大していくような形にしていきたいなということで。

あとは、バイオマス発電できないのは、まきストーブとか、今木造解体もどんどん進んでいるので、そういうのもただ燃やすのではなく、できるのであればまきストーブとか。だか

ら、そういう今後使い分けをしっかりと考えながら対応していきたいということで、受入れは少し最初は厳しくチェックしながらやっていきたいということで、そして拡大していくような形になると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり私も品質のところはかなり気にしておりまして、他県のバイオマス発電とかは、それなりに何か品質によって故障とか、トラブルとかがあって止まっているところもお聞きしたので、そこは慎重にならないといけないのかなと思っていました。

あとは、さっき町長のほうからもまきストーブなどというところの話もありまして、私も同じことを少し考えたのですけれども、矢巾町単体で見ると森林面積というのはそこまで多いわけではないのですけれども、岩手県は7割、ほぼ森林でありますので、ご答弁にもありましたとおり、県の脱炭素の計画とかののところを見ると、やはり木質チップやバイオマス、木の活用というところがありました。

森林の整備というところも関わってきますし、それが農業、ましてや岩手県の沿岸、海にもつながっているという、そういう役目も内陸にはあるのではないかなと考えております。そういったところを踏まえると、やはり今町で進めているのは太陽光発電によって使う電気をつくって、ためて使うという、つくるのがメインになっていると思うのですけれども、それを使うほうのエネルギーの政策というのも考えていかないといけないのではないかなと思っています。

例えば木で発電を起こして、それをエアコンによって暖を取るとなると、またロスが出ます。エネルギーロスが出るので、そこにまきストーブであると、木の9割以上はエネルギー変換されるので、ロスがかなり少ないし、そもそもまきストーブであれば電気は使わない。仮にペレットストーブとなると、1時間当たり80ワットなので、電気をつけるぐらいの消費量で済むというところもあるので、やはりそういった使う側のエネルギー政策ということもこれからは考えていくと、選択肢も増えますし、町と県のポテンシャルを生かせるのではないかなと思うのですが、そういうちょっと発想の転換といいますか、使うほうのエネルギー政策について何か考えがあればお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答え、提言というかにお答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、使う側のエネルギー施策ということで、そちら側のほうは手つかずというか、あまり推進していないところでしたけれども、今後あらゆる方面から、そういう検討というか、方策を考えていかなければならないなと思った次第でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 横澤駿一議員の今、いわゆる地域内の資源循環を考えた場合、やはりバイオマスでやる発電もあれば、まきストーブ、私もうちではまきストーブを使わせていただいております。それで、やはりこれから何か、昨日は赤丸秀雄議員から災害時のお話があったのですが、電気が止まったりすると、油があっても使えないとか、そういうことが出てくるので、これまで県がペレットストーブを推奨したのですが、私はあれに対して、ちょっといいのかなという心配しておったら、案の定ペレットを製造するためのコストがかかるわけです。だから、できるのであれば、ペレット化するのではなく、そのまままきとして使う。そして、今後考えていくのには、町もそうなのですが、県も国も一緒になって、やはりこれから森林資源の価値観のあれをもう一度見直す時期に来ているのではないのかなと。

だから、ここずっと横澤議員から質問でそういう提言をいただいておりますので、やはり今後これは県とか国にも要望しながら、森林資源、今日ここに教育長が、その分野では非常に精通しているので、そこをところを答弁してもらえればなと思っておりますが、いずれバイオマス発電とまきストーブ、そのほかにもいろんな用途があると思うので、そういうことを踏まえながら。

そして、何よりも間伐材を放置しているのが一番問題なのです。だから、それを私どもは今回バイオマス発電につなげたわけで、これを今後しっかり考えていきたいということで、あとは教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） ありがとうございます。横澤議員のご質問の背景と町長さんの現実的な生活基盤の中での木材という、ここについては、お二人の意見、全くそのとおりだと思います。一番見やすいのは、ヨーロッパの森林と人々の生活という、そこが大変見やすいと思います。ペレット化を日本でも随分進めて、それは北欧の地域がそうだったからという、これが背景にあったのですが、北欧のフィンランド、スウェーデンは、そのとおりペレットストーブが大変進んでおりますし、その背景は、やはり乾燥なのです。日本のように湿潤な、そして樹種が多くて、樹皮が物すごく厚い、そういう樹木構成を持った国々におけるペレ

ト化、これはなかなかやはり難しいと。要するに機械をどのように、一生懸命乾燥のところも同時並行でやっても、すぐにやっぱりトラブルが起こってという、この繰り返しで20年ほど過ごしています。

片や、フィンランド、スウェーデンではなくて、大陸までやってきますと、あるいはイギリスのドーバーの近くでもそうです。ほとんどがまきを使っています。これは、普通の我々の感覚で言うとガソリンスタンド、まきスタンドがずっと道路沿いにやはり用意されているのです。だから、ここの流通のありようとサプライチェーンをどうやってこの後つくるかによって、まきというのをもう一回考えていくというのは我が国においては現実的だなと、こう思っています。

それと背景に、ずっと森林というのはいろんな機能があるでしょうということでご質問をいただいております、そういう意味から言うと、森林を人間の生活のための生活手段化という、ここのレベルというのは極めてやっぱり一時的というか、初発の森林に対するある価値認識だと思います。

今や我が国の政策も森林法というのと基本法ということで、二本立てで見えていくのですが、森林そのものが持っている、森林という状態でもって持っている、発揮する人間にとっての価値と、こういう側面をしっかりと踏まえようと。そうすると、物をそこからマーケットに移して価値を実現するという、そういう物すごく遠いサプライチェーンではなくて、森林そのもの、森林という現場が同時に価値を持って、なおかつ経済化するということになる、そこに資本も人も技術もやってくるわけです。

そういう意味で言うと、過疎地域、山村地域が人口減少地域になるという、この論理はかつての近代化の論理です。今やそれをもう超えて、森林があることで人が集まってくる、様々な新しい価値が実現できる。そして、そういうものが集まるからこそ、まさにイノベーションを起こして新しい仕組みというのできるに違いないという、そういうレベルに実は入っています。

森林政策は、森林・林業基本計画という5年ごとの計画を持って政策化、施策化、事業化しているのですが、6月になると閣議決定で新しい、かつての5年前のそれが出てきます。5年前何を主要な課題としたかという、林業を、森林を成長産業化する、すなわち経済化して、そこに経済活用実現するようにしていこうと。その一つがエネルギー循環であり、もう一つは山村そのものが価値を持つよという、森林サービス産業化という言葉で言っていますが、森林には水源涵養機能ですとか、土砂を流出する機能ですとか、あるいは災害を防止

する、あるいは快適環境をつくっていく、ないしは教育環境の場を提供する、そういう林野サイドの整理でいくと8種類ぐらいに分けております。

もちろんCO₂吸収も入っています。CO₂吸収は、ではどうやって経済化するかということ、ご存じのように吸収源、排出権取引でもってJ－VERという制度の中で今取引がもう既に行われています。ですから、CO₂1トン当たり、ほかの材にはなかなか出ない1万円レベルの、そういう価値が出ていますし、その取引がもう始まっています。

そのように、山を持っているがゆえに、かつてはお荷物で整備ばかりしなければいけない、誰も間伐もしてくれない、整備もしてくれない、困ったものだという、その認識が徐々に徐々になのですが、本当に徐々に変わりつつありますので、矢巾は実は6,700ヘクタールの領土面積です。そのうち森林は、およそ1,600ヘクタールです。そのうちの民有林は700町歩、700ヘクタールです。あと1,000が国有林なのです。

そういう意味で言うと、先ほど来ずっと根っこのところで、やっぱり森林は、そんな所有者とか単体ではなくて、もうちょっと大きなレベルでという、質問の背景に置いている、それがまさに正解だと思います。

というのは、我々勉強したちょっとしたプロの連中は、森林の管理と経済化は生態系レベルでという、これが常識なのです。要するに森林の持っている様々な機能の機能発揮は、生態系として発揮をします。人間が細切れ的に所有権をそこに張りつけて、ずたずたに短冊を貼りつけるように、あなたの所有は何町歩、あなたは5反歩みたいな、所有権を主張して、それはもう森林を生かして利用する方法にとっては極めてディスターブするということで、それはもうはっきり整理ができつつあります。ですから、そこに向けての政策整理も行われています。

そういうことを含めて、これからは森林があるがゆえに豊かになるという、その攻めの姿勢を、どれだけ森林に関わっている、管理をしている者がきちっとした認識と方法論を持って打って出るかという、ここにかかっていると、そう思います。

そういう意味で言うと、森林の面積は少ないのですけれども、矢巾がまずそれを見事に示してみるというのは、これは大変積極的な、アグレッシブな、いい行政課題だというふうに思っていますし、議員も町長さんも森林の近くで育っておられて、十分そこは認識をされているかなと、そう思いますので、ぜひとも矢巾については森林環境空間矢巾ぐらいな、そういうことをこの後言っていけるような、それを実現していきたいものだ、あるいは私自身はどれぐらい関われるか分かりませんが、死ぬまで一生懸命やりますと思っています。

もう一つだけ言わせてください。矢巾、こんなに森林ないのですけれども、岩手県の中で、森林のこれからの利用に関わったところのあるメッカは矢巾だというふうに林業界は置いています。ご存じのように、林業技術センターがあります。あれは、もともとは国有林野が東北の森林、北東北が主なのですけれども、その森林を緑で埋めていくという、その戦略構想の中の物すごく大きな、そして山に寄ったところの苗圃、これをつくっていたところが矢巾なのです。

それと、今では最も、エンジニアードウッドというふうに言っているのですけれども、高付加価値な、そして高技術をつくったところの製材業、それが、名前を挙げたら議会はまずいのですか、二和木材さんというのは我が国でも最も高質な、レベルの高い技術を持った製材所です。

そして、今バイオマス発電が、何と私も驚いたのですけれども、町長さんのネットワークで中部電力中心の資本をあそこでやっぱりやらせようという、この意気込みはすごいなと。そういう意味では、循環型と、これから後の山村が面白い。山村がこれからの経済化のメッカになるフロンティアだという意味では、まさにこの矢巾は、小さな森林部分なのですけれども、十分ポテンシャルを持っている、そういう地域だという認識は町民ひとしく持つてほしいなと、そうは思っております。どうもありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ノートがいっぱいになるぐらいメモしました。ありがとうございました。

大きい観点で、やはりそういったこともこれから考えていくことが日本全体にとっていいのではないかなと思います。こんなに緑が豊かな国はないなと、世界中を見ても思っておりますので、大きい観点でやはり取り組んでいくべきことだと思っております。

最後に、SDGsというところで教育分野について質問させていただきたいと思うのですけれども、やはり答弁の中でも持続的なものに変えるというところ、打ち出し方というところがあるのですけれども、質問の中でも入れさせてもらったのですけれども、やはり矢巾も農村地域から成り立った町ですので、昭和の時代は昔から循環型になっていたのではないかなと。牛を飼って、堆肥が出たら田んぼにまいて、それでできた野菜を食べて、またそこで出た堆肥をまた肥料にしてというふうなところで、ある意味ではできていたものに、後戻りするわけではないのですけれども、その上で工業化によって進んだ技術を、この令和の時代に

うまく突き合わせれば、それが持続的な社会につながる。昭和と令和をうまく突き合わせる
ところが、今のSDGsの役目なのかなと思っております。

私は、平成生まれなので、そこをうまく間を取り持てればなとは思いますが、やはり
そういったところを子どもたちに教えること、昔からあった歴史を未来につなぐという
役目があると思うのですが、そういった今あるペットボトルをリサイクルしてとかと
いう話がメインかなとも思うのですが、ではなくて、昔からここはこういう地域なの
だよという教育をしていくことが矢巾型のそういう取組につながるかなと思うのでし
けれども、そういった本質的な教育の在り方について、最後に教育長の見解をお伺い
したいと思います。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） まさにそのとおりだと思っております。それは、1つは日本
ではなくて、世界中がきちっと挑戦しなければいけない、そういうレベルに入っている
と思います。残念ながら、人間の悪いところというのでしょうか、成熟し切れないところ
とていいと思いますが、戦争は最も悲惨な環境破壊です。これは、もう一刻も早く収
めるべきだというふうに思います。

議員おっしゃるとおりで、私がずっと言ってきたのは、リファイナリー工業化という
言葉で言っています。要するに今までであれば、認識としてはごみと思って捨ててしま
うものが再び電気になる、製品になる、精製できるということでリファイナリー工業
化、違う言葉で言うと、動脈工業に対して静脈工業、整脈工業みたいな、こういう
循環的な工業部分の開発、これが世界あるいは地球を、国々を救うところの最も大事
なこれからのフロンティアだという理解をしていますので、子どもたちにもそこを
ぜひとも、少しずつでいいのです、教えていきたいなというふうには思っています。

循環型をしっかりと我々のこれからの新しい思想としてというか、世の中づくり
の基盤に据えない限り、人類はちょっと危険だぞという、これぐらいの見通しを持
ったほうがいいと思っていますし、それは小さな単位ほど分かりやすいし、分か
り合いができる。そういう意味で、私の宣伝ばかりで申し訳ありませんが、私は
生命系の地域産業基盤構築ということを、これからの地域づくりのあるフレーズ
に、私自身はこれまでの経験とこれからのところでは調査していきたいと、そう
思っております、できれば子どもたちと一緒にそれができるといいなと思ってい
ます。

どうもいろいろとご示唆いただきありがとうございます。具体的にも、早速小学校、中

学校、森林地域に連れていく授業を今学校と相談しています。キャンプ場をお借りしながら、森林教室をまず最初には入れてみたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で3番、横澤駿一議員の一般質問を終わります。

次に9番、木村豊議員の一般質問を受けます。

9番、木村豊議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（9番 木村 豊議員 登壇）

○9番（木村 豊議員） 議席番号9番、日本共産党、木村豊でございます。一般質問通告書に基づきまして質問させていただきます。

質問1です。質問事項として、学校給食費の無償化の取組について伺います。答弁は、教育長、よろしくお願いいたします。令和5年度から、町内の小中学校に通学する児童生徒が3人以上いる世帯の第3子以降の児童生徒に対して学校給食費の無償化を行っています。令和8年4月から学校給食費の抜本的な負担軽減がスタートしたことから、以下を伺います。

1点目、給食を食べない、食べられない子どもの扱いは、どうなっているのでしょうか。

2点目、国による小学生児童の無償化が始まったことに伴い、町独自の子育て支援対策として、中学生全体まで対象を広げる考えはないか。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君） 9番、木村豊議員の学校給食費の無償化の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてです。学校給食を喫食しない生徒については、保護者からの申請等に基づいて給食の提供を停止している場合には、学校給食費は徴収しておりません。

2点目についてです。本町といたしましては、義務教育が国によって全国一律に実施されている制度でありますことから、学校給食費の無償化につきましても、国の主導により全国一律に実施されるべきものと考えております。

令和8年4月からは、全国一律の制度として、小学生を対象とした学校給食費の無償化が開始されたところでありますが、抜本的な保護者負担の軽減を図るためには、中学生を含む義務教育全期間を対象とすることが望ましいと思います。引き続き、国等に対して要望して

まいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 月額食材費、これは5,200円になっておりまして、ほとんどが食材費をオーバーしているところが多くて、最大で西和賀町6,824円、これが自治体負担になっております。矢巾町は、4,523円ですから、差額分の負担はなしということになります。同じように北上市が4,874円、山田町5,177円、田野畑村5,185円となっておりまして、矢巾町の月額食材費が突出して安いのですが、これはやっぱり努力のたまものと思ってよろしいのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（水沼秀之君） お答えいたします。

矢巾町の給食の単価につきましては、一番大きな要因となっておりますのは、主食費、お米の値段でございます。室岡営農組合さんのほうに非常にお世話になっておりまして、ほかの自治体に比べると6割から半額に近い価格で納入いただいておりますので、給食費の高騰をその分で抑えているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） これは、多分小学生というのが4,523円になっていますけれども、これも低学年、高学年でやっぱりカロリー数が違うと思うのです。やっぱりある程度の金額の差がついて、この平均がその金額と。中学生になった場合には、やっぱりがんと上がってしまうものですか、それを伺います。

○議長（廣田清実議員） 水沼学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（水沼秀之君） お答えいたします。

小学生の単価と中学生の単価は、そのとおり変わってございまして、負担金としていただいている金額のベースで比較いたしますと、小学校は1食291円、中学校は314円となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 中学校の給食費無償化については、現在のところ全国一律で実施される予定はなく、各自治体の判断に依存しているということになっています。それで、これはちょっと隣、北東北でありますけれども、青森県の場合は、青森県学校給食無償化等子育て支援市町村交付金を創設し、市町村と連携をした取組により、もはや令和6年10月に全国で初めて無償化を実現しています。

それで、私が言いたいのは、国の時点の支援というよりも、町独自でこれに取り組めないかというのを私は質問したいです。

○議長（廣田清実議員） 水沼学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（水沼秀之君） お答えいたします。

先ほど教育長答弁にあったとおりでございますが、例えば町単独で取り組むという、その考え方もあろうかと思えます。青森県の取組等は、県下全域で行っておりまして、非常に先進的な取組であると私どもも認識してございますが、町単独で取り組むということに関しては、現時点では考えておらないものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 質問2です。ペットの多頭飼育、地域猫対策について。答弁は、町長をお願いします。

昨今犬や猫の多頭飼育、地域猫によるトラブルを耳にすることが多くなりました。岩手県獣医師会では、犬、猫の適正な繁殖管理を目的とした補助金制度が設けられています。本町では、補助金、助成金の制度がないことから、以下伺います。

1点目、盛岡市では、地域猫に対する対策に取り組むグループに、避妊手術費用として補助金1万円までを条件に助成する制度があります。本町の助成に対する考えはいかがでしょうか。

2点目、猫による悪臭や鳴き声、ふん尿の放置などにより、近隣住民から苦情を耳にする。安易な気持ちで多頭飼いを始めると、飼育崩壊という取り返しのつかない事態を招く可能性

があります。犬は登録制度があり、管理できていると思いますが、猫の場合、雌猫の発情頻度が高く、避妊手術をしない限り、基本的に生涯にわたって発情が続くとされています。猫の多頭飼育や地域猫に関する管理対策について、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ペットの多頭飼育、地域猫対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在本町において、地域猫を含む猫の不妊手術費用に対する助成制度はございませんが、毎年一般社団法人岩手県獣医師会において実施しております飼育犬・猫及び地域猫に対する不妊、去勢手術助成事業について、同団体より推進に対する周知、協力要請があり、これに基づき同事業の周知等を行っております。引き続き、適正な繁殖管理に資する同取組への協力を実施してまいります。

2点目についてですが、本町においても、近年多頭飼育における近隣住民からの苦情等に対応したケースがございます。要因の多くは、特定の飼い主による不妊手術を行わず、置き餌を行うなどした結果、多頭飼育崩壊を起こしたケースがあり、このようなケースに対しては、県央保健所等との連携の上、室内飼育の推進、終生飼養、不適切な餌やりの是正など、適正飼養の徹底を呼びかけてまいります。

また、地域猫活動については、実施地域において適正に管理を行えば、無秩序な繁殖を止め、止めさせて、また将来的に飼い主のいない猫を減らすことに対し効果があるものと理解しております。

一方、実施に当たっては、地域に定着した猫の不妊手術の徹底、そして餌をあれする給餌管理、トイレの設置、清掃、他地域からの猫の流入防止等、管理を行う側においての適切な対応が必要であり、またその地域にお住まいの町民の皆さんの合意形成が必要不可欠となります。

現在具体的な相談等は寄せられておりませんが、地域として取り組みたいという希望がある際には、管理における方法等について、県央保健所、動物愛護団体と連携しつつ、実施に向けた助言等を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） やっと私の得意分野といいますか、私は動物が大好きでございまして、今日も犬を連れてここにやってまいりました。

それで、私のほうの考え方なのですけれども、やっぱり猫に関して言うと、高齢者の方が非常に多いなというふうに実感しています。高齢者の方というのは、やっぱりそれなりのメリットがあるから飼っているわけであって、まずはペットについて、やっぱり独り暮らしの女性、ごめんなさい、女性という差別はいけないですね、独り暮らしの方自体は、やっぱりうちの中にいれば、いつも1人なのです。それでもってペットとして飼っていると。

ただ、その飼い方に問題がありまして、これは我が家で実際に起きたことなのですけれども、うちの車庫の中に3匹生まれまして、そしてシャッターがあるので、夜中は閉めると、やっぱり居づらくなるのでしょーうね、子猫を連れていなくなってしまうけれども。それとか、高齢の方では、やっぱり施設入所された方が猫を残して入所をされてしまったというケースもあります。身近にあります、これは。

もう一つは、これも残酷な話なのですが、猫のしつけがうまくいかなかったと思うのですけれども、床下ユニット、臭いから床下ユニットで飼っていたという人もいます。これは、ちょっと幾ら何でも残酷だなというふうに感じます。

猫の場合、1年間に二、三回出産することが可能なのです。あくまでも計算上ですけれども、1年後には20頭以上になるのです。2年後には80頭、3年後には2,000頭という、あくまでも計算上ですけれども、それぐらい増えてしまうという形になります。猫1頭にかかる費用としては、年間15万円ぐらい、ペットを飼うというのはそれぐらいお金がかかるのです。かかってしまうと言われています。

ですので、そういう方を見つけた場合、または話を聞いた場合、誰がそこに行って情報収集するのかというのを、まずそこを伺いたいです。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

高齢者、独り暮らしで猫を飼っているとかいう情報がこちらに入ってくることは、環境のほうにはないわけですし、高齢者、いろんな条件があって結局最終的に1人で飼うことになったのか、年を取られてから飼ったのか、ちょっとその辺も分かりませんが、そういう細かい情報とかは入ってこないものであります。

うちのほうに来るのは、それこそ近隣のほうで隣の猫、隣に集まっている猫の被害というか、そういうことでこちらまで、精神までやられるというようなぐらいのひどい飼い方をし

ているというような苦情的なものは情報が入ります。なので、もしそういう高齢者で、独り暮らしで猫を飼っていてという程度の情報ですと、私たちが動いて何かするという事はないかと思います。

ただ、飼い方として、ちゃんと避妊手術、雌の場合は不妊手術とかをやりましょうとか、高齢者、自分の寿命と動物の寿命を考えて飼いましょうとか、例えば猫だってやっぱり15年、20年と生きるの、高齢者になってから飼い始めるようなことがないようにとか、できればそういうことは伝えたいと思うのですけれども、なかなかそれに特化した周知は難しいものかなと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） 今のご質問にお答えいたします。

高齢者のということでございましたので、今ご質問をいただいているように、ペットのことだけということでのご相談ではありませんが、結果として、その方々の生活の状況の中でいろんな問題を抱えているというものの一つの中にペットの多頭飼育も入っているというケースは当然ございます。

そういうケースがあった場合は、相談があった方と訪問をしたりしながら状況を確認しますし、内容によっては町民環境課など関係するところと連携しながら、問題解決に向けて、どういう方法でそちらのほうを取り組んでいけば解決になるのかと、つながるのかということを取り組んでいるというのが現在の状況となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） まずは、私自身として、高齢者の方は、ペットといいますか、猫を飼ってはいけないとか、そういうことを言っているのではないのです。別の考え方もあります、これははっきり言えば、うちの中に猫を飼っていると、そうした場合、認知症の発症の確率を低下させる効果もあるのだそうです、猫と話ができますから。そのほかペットを飼う、最近は見ないですけれども、猫を連れて首輪をつけて、リードをつけて散歩している人もいました。最近あまり見ることがないですけれども、そうすると健康増進に効果があるのです。

そうすると、どうなるかというと、社会保障費も軽減されることになります。支援に公費

を出してでも、費用に見合う効果があると私は信じてもいるのですけれども、その辺はどう思われるでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと待って。飼育に支援をするほうか、それとも避妊に対する支援をするほうか、ちょっとそこらがこんがらかっているから、話が。どっち。

○9番（木村　豊議員）　交じっている。

○議長（廣田清実議員）　というか、飼育するほうの支援なのか、避妊に対する支援なのか、今推奨しているのは、飼うほうに支援をしたいのか、質問の内容がちょっと、そこら辺が難しいようになっているのですけれども。

○9番（木村　豊議員）　私が言いたいのは、高齢になって猫とか何か、年齢も、だから飼ってはいけないということを言っているのではなくて、むしろ1匹の猫がいた場合、その効果としては、認知症の発症を予防することもできるし、それから個人的に言うと、散歩します、散歩することもあるので、健康増進にもつながるわけです。それに関して、どう考えられるかです。

○議長（廣田清実議員）　佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃったとおり、ペットがいることで、その方の気持ちが豊かになるといいますか、いろんないい影響を及ぼすということは確かにございますので、それはペットを飼うということには、一つの意味があるというふうには思います。それはおっしゃるとおりだと思います。

ちょっと表現が適切かどうか分かりませんが、適切に飼育管理がされているようであれば、そこは問題ないと思いますけれども、ご質問があったように、どこかの時点で飼育に問題があって頭数が増えることがどうしても抑え切れなくなるとか、そういったことが出てくるようなことがあって、その方の手に負えなくなるようなことが出てくれば、やはり問題が出てくるということになるかと思いますので、その辺りが、どの辺りで適切な管理ができるのか、できないのかということ、まず判断できるかどうかということが重要なところなのかなと思っております。

もしそういったことがなかなか難しくなってきた、様子がおかしいようだ、これまでとはちょっと違ったことが起きているようだということがあれば、当然地域の方々、いろんな方々からご相談ということで、こちらのほうに、町のほうになるのか、あるいは包括支援センターのようなところで相談を受けるのか、いずれかで相談を受けることになるかと思います。

ので、そういったところで問題がはっきりして、その中で適切な解決方法を連携して話し合いながら、終結に向かっていくというのが、こういったケースでの対応になるかと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を14時10分といたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、3問目の質問を許します。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 質問3です。予約型乗合バスについて。答弁は、町長にお願いします。

本町の周辺地域に住む住民は、病院へ行くにも自動車を利用することが多いです。残念ながら、町内の移動に活用できる予約型乗合バスを知らない人も多く、周知が必要と思われることから、以下伺います。

1点目、これまで以上に広く周知することで予約型乗合バスの乗客も増え、利便性が向上し、事業の運営も安定すると思うが、周知方法拡大の考え方はないか。

2点目、盛岡市に接している地域に住む人たちは、本町よりも旧都南村地区の施設を利用する割合が非常に高いです。岩手飯岡駅や病院などにバス停を設置できないか伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 予約型乗合バスについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、定期的に広報紙や町ホームページへの掲載、地域コミュニティなどの関係団体へ周知を行っております。担当課へは、広報紙や公共交通マップを見て、利用したいという問合せもいただいております、引き続き周知に努めてまいります。

2点目についてですが、今年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする盛岡都市圏

地域公共交通計画において、盛岡市都南地区への運行区域の拡大検討を位置づけており、盛岡市や旅客運送の許認可機関である東北運輸局、地域公共交通事業者など、関係者と協議を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） まず、1点目のほうから進めます。現実的に、自分がいざといいますか、直面して、運転免許返納とか、そういう形になってくると、初めてこれを思い出すのです。それまでは知らんふりといいますか、自分で自由にできていると思っていますから。

それで、私のところにこの問合せが結構来るのです。もう車をやめたいのだと、運転免許を返納したいのだと、ではそういう人が内容を分かっているかというのと、分かっている人が多くて、それでもってお話はするのですけれども、ただこれは周知方法というのは、1点目で示された、これしか方法はないのかというのをまず伺いたいです。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

繰り返し定期的に周知をするということが大事だと思っております。いつときどんと大きくやっても、そのときに見ていなければ、やはり効果が出ませんので、これは広報とかホームページを含めて定期的に繰り返しやっていきたいと考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 高齢者の人というのは、ネット環境がありませんし、広報とか何かでも、目が上がってしまっていて見られないと、見えないというふうに言ってきます。ですから、何らか別な方法を考える必要もあるのではないかと考えていますけれども、これはやっぱり今のところが限界ですか。何かいい知恵があったならば教えていただきたい。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いい知恵が私も思いつきません。今あるツールでしか、ちょっと思いつかないので、ホームページは、そのとおりネット環境がなければ見られないとは議員おっしゃるとおりですが、けれども、広報紙は、これは全世帯にお配りしているものですから、やはり我々矢巾町の広報の手段として一番重要なのは、私は広報紙だと思っております。

それからあと、やはラヂ！でも、毎回ではないのですけれども、公共交通についてもお話ししておりますので、そういった意味ではラジオで聞くということもやっておりますので、今あるそういったツールを、先ほどもお答えしましたが、繰り返し広報に努めてまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 2点目についてです。盛岡都市圏区域公共交通計画という名前になっていますけれども、これは令和12年までの5年間という形になっているのですけれども、これは5年間でないと確定できないという意味なのでしょうか。その期間を有するというのでしょうか。私が言いたいのは、スピード感が欲しいなというふうに思っているのです、それでもって話をしています。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） あくまでも計画の期間が5年間ございまして、その計画期間中に我々は新しい施策として予約型乗合バスの都南地域への拡大を検討するというふうな計画になっております。

町長答弁にもございましたとおり、これは矢巾町が思っただけではできませんので、やはりまずは都南地域を管轄する盛岡市さんの意向、それから当然交通事業者がそういったキャッシュティがあるかどうか、それから最終的に許認可権を持った国から許可をもらえるような制度設計にできるかというところに時間を要しますので、5年間でそれが全て終わるかどうかはちょっと分かりませんが、いずれ今年度から計画スタート期間ですので、まずは盛岡市さんと協議を進めてまいりたいなと考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 矢巾町自体で、矢巾町エリア、まず網羅しているといいますか、そこは行けるわけですが、旧都南村といいますか、そちらのほうと連携してという形になってくると、どうしてもやっぱり旧都南村のほうといいますか、そちらのほうでは、デマンドバスというのですか、予約型乗合バスのノウハウというものは、やっぱり矢巾町のほうがレベル、ごめんなさい、言い方、かなりたけていると私は思っているのですけれども、単純に矢巾町以外のところ、つまりタクシーのプログラムを変えて、病院とか、人がいっぱい行っていますので、そういうところにも行けるように、町単独でそちらのほうにバス停を置

けないかというのを知りたいです。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 単独でやはりこういう事業はできませんので、先ほど話したとおり、各関係機関と協議を進めて、最終的に国の許認可をいただくという流れになっております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で9番、木村豊議員の一般質問を終わります。

次に、4番、ササキマサヒロ議員の一般質問を受けます。

ササキマサヒロ議員。

それでは、1問目の質問を受けます。

（4番 ササキマサヒロ議員 登壇）

○4番（ササキマサヒロ議員） 議席番号4番、不来方、ササキマサヒロです。6月会議最後の質問者として元気よくいきたいと思います。よろしくお願いします。

通告に沿って1問目の質問をします。令和型地域コミュニティ再構築を軸とした持続可能な少子化対策をどう考えるか。町長、答弁をよろしくお願いします。

少子化は、単なる人口減問題にとどまらず、地域経済、学校運営、自治会活動、地域文化の継承など、矢巾町の持続可能性そのものに関わる重要課題である。これまで矢巾町においても、経済的支援や子育て支援施策の充実が進められてきたが、一方、昨今は地域内の人間関係の希薄化、多世代交流機会の減少、子どもが地域の多様な大人と関わる機会の減少、地域との接点や参加機会の減少など、地域とのつながりそのものが弱まっている状況も見受けられる。

近年では、地域とのつながりや社会的孤独の有無が、若者の定住意識や子育て不安の軽減、幸福度などにも影響するとの指摘もあり、少子化対策においても地域との関係性を再構築する視点が重要になっている。

私の令和6年12月会議における少子化対策の一般質問において、町長からは、地域コミュニティや家族を含めたソフトパワーの重要性、前教育長からは、体験活動や大人の背中を見せることの大切さについて、前向きな答弁がありました。

一方、コロナ禍以降は、地域行事の縮小や担い手不足が進み、従来型コミュニティをそのまま維持することは難しくなっている。そのため、子育てを家庭だけで抱え込まず、地域全

体で子どもの成長を支え、多様な世代が日常的につながる令和型地域コミュニティの再構築が必要と考えます。

また、地域コミュニティは、行政だけで形成できるものではない一方、人口減少や生活様式の変化が進む中では、地域任せだけでも維持が難しい時代となっています。

そのため、行政には、地域同士、人と人、学校と地域などをつなぐ伴走型支援やコーディネート機能を果たしていく役割も重要になると考えます。

そこで、矢巾町における持続可能な少子化対策の一環として、地域コミュニティ再構築や多世代交流施策の方向性について伺います。

①、少子化対策における令和型地域コミュニティ政策の位置づけについて伺う。令和6年12月会議において示されたソフトパワーや体験活動の重要性について、その後矢巾町として少子化対策、若者定住施策、子育て施策、地方創生施策の中に、地域コミュニティ形成や多世代交流をどのように位置づけているのか伺います。

また、総合計画、こども計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略などへの反映状況並びに今後の反映の考え方について伺います。

さらに、庁内横断的な検討体制の構築や教育委員会を含めた連携体制について、どのように考えているのか伺います。

また、矢巾町において、地域内の人間関係の希薄化、地域との接点減少、多世代交流機会の減少などが、若者の定住意識や子育て環境に与える影響について、現在どのような分析、課題認識を持っているのか伺います。

②、令和の時代に即した日常型多世代交流の再構築について、以下伺います。従来型コミュニティを単純に復活させるのではなく、本町が掲げる音楽のまち、スポーツのまちなどの地域資源を活用しながら、子どもと地域住民が日常的に交流できる仕組みづくりが重要と考えます。

愛知県西尾市では、地域住民が子どもたちの学びや体験活動を支える寺子屋にしおを展開しており、また群馬県渋川市では、世代間交流館を整備し、放課後の居場所機能と多世代交流を組み合わせた日常型交流を進めています。

矢巾町においても、地域住民が特技や経験を子どもたちへ伝える令和版寺子屋、音楽やスポーツを通じた世代間交流、放課後や休日を生かした地域マイスター制度、学校、地域、関係団体が連携した体験活動などについて、モデル事業、実証事業、学校連携、地域団体連携を含め、導入可能性をどのように考えているのか伺います。

また、単発イベント型ではなく、放課後、日常的な居場所、地域との小さな接点、顔の見える関係性などを重視した日常型交流を今後どのように施策として位置づけていく考えなのか伺います。

さらに、まずはモデル地域や学校単位での実証的な取組について、検討の可能性をどう考えているのか。

③、地域コミュニティを支えるつなぎ役機能について、以下伺います。現在自治会活動や地域スポーツ活動などでは、担い手不足、声かけの難しさ、地域人材の把握困難などが課題となっています。特に近年は、個人情報保護への配慮が必要となる中で、地域活動に協力したい人がいても、地域側が把握できていないという課題も生じている。

横浜市瀬谷区では、地域住民の知識や経験を登録し、学校や地域活動へつなぐ人材バンク制度を実施しており、また茨城県龍ケ崎市では、市民活動センターが地域活動を支援したい人と団体との橋渡しを行っています。

矢巾町においても、本人同意型による地域活動協力登録制度、地域人材バンク、地域活動コーディネート機能などについて、個人情報保護との両立、既存制度との整理、実証導入可能性、学校や地域団体との連携、行政が担うつなぎ役機能を含め、どのように考えているのか伺う。

また、地域コミュニティの維持を地域任せにするのではなく、行政としてどのような伴走型支援を行っていく考えなのかを併せて伺います。

子どもたちが地域の多様な大人と関わりながら成長し、若い世代がこの町に愛着と希望を持てる地域づくりに向けて取り組んでいくために、以上伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 4番、ササキマサヒロ議員の令和型地域コミュニティ再構築を軸とした持続可能な少子化対策をどう考えるかについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和8年3月に策定したこども計画において、家庭や地域社会との連携を図り、様々な体験活動を通じて豊かな人間性と社会性を育むことを位置づけております。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略を兼ねる第8次矢巾町総合計画基本構想においても、地域コミュニティの重要性を示しているところであります。

また、令和6年12月会議において議論されましたソフトパワー、すなわち文化や価値観の重要性についても、今後関連する各種計画に、それぞれの計画の趣旨に合わせて反映できる

よう検討してまいります。

検討体制及び連携体制については、施策ごとに各課の連携は行っておりましたが、これまで以上に連携した取組を増やしているところであります。

地域における人間関係の希薄化や地域との接点、多世代交流の機会の減少につきましては、地域みらいづくり会議においてもテーマとして出され、地域みらいづくり計画では、多世代交流事業を掲げ、若者が無理なく主体的に参加できるイベントや行事づくりが検討されております。

なお、県外に在住している岩手県出身者からの意見として、地域での人間関係を肯定的に捉えていないという事実もありますので、地域における人間関係がどの程度であるべきかは今後の検討課題であります。

2点目についてですが、現在本町では、放課後子ども教室事業を展開し、子どもたちが安心して学び、遊ぶことができる居場所づくりと地域住民との世代間交流を推進しております。この事業では、音楽鑑賞やサッカー、バスケットボールなどのスポーツに加え、たこ揚げやけん玉といった伝統的な遊びのプログラムを実施しております。これらを通じて講師や安全管理員を地域住民の皆様をお願いすることで、地域との確かな連携と世代間交流の創出を図っているところであります。

なお、本事業は、各小学校区の児童館を主な会場として実施しておりますが、会場の収容人数や児童館内における他事業との兼ね合いもあり、現時点では日常的な開催には至っていない状況であります。

子どもたちがより気軽に利用でき、そこに行けば誰かに会えるという安心感を持てる居場所の構築は、極めて重要であると考えております。

今後は、地域学校協働活動の一環として、熟議等のプロセスを通じて具体的な構築に向けて検討をしてまいります。

3点目についてですが、本町におきましては、他自治体、いわゆるよその自治体で見られるような、いわゆる人材バンク制度は導入しておりませんが、地域における教育振興運動と学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールとの相互連携を強化するため、双方のかけ橋となります地域学校協働活動推進員を令和8年度から新たに委嘱をし、矢巾中学校区と矢巾北中学校区に、それぞれ各1名配置をいたしました。この推進員は、学校の困り事を地域の資源で解決し、逆に地域の課題を学校の授業や活動に生かすという、双方の思いとニーズをつなぐ重要な役割を担っております。

さらに、小中学校の部活動の地域移行など、町民の皆様の知識や経験を地域活動に還元していただく取組も進めており、地域、学校、町民をつなぐネットワークの核となっております。

地域コミュニティの維持、活性化につきましては、今後も地域みらいづくり会議の開催支援を通じて、地域の課題を明確化し、継続的な伴走支援を行うことで地域コミュニティが抱える諸課題の解決に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番(ササキマサヒロ議員) 今回答弁書で大体私が聞きたいことを返していただきました。それで、次の世代がわくわくできるまちづくりが郷土愛を生み、子どもたちが学業や就職などで町外や県外に移り住んでも、将来Uターンや関係人口などにつながっていくと思うのですが、実際私は白沢地域の皆さんに育てていただいたと思っています。そのような経験があるから、矢巾町を出ていくときに、将来は必ず矢巾町に帰ってくると心に思い、新天地に移り住んだことを覚えています。

先ほど次の世代がわくわくできるまちづくりと言いましたが、町民全員がわくわくできるまちづくりをすることはもちろんのことです。あとそれに、先ほど町長の答弁にありました県外に在住している岩手県出身者の方の地域での人間関係を肯定的に捉えていないという事実もあるということでしたが、そういうことも今言っているようなわくわくするようなまちづくりとか、多様な大人の人とか、多様な地域の人と関わるという経験を踏むことによって、肯定的に思えるということにもつながると思います。

そのようなことを踏まえて、町長、教育長の見解を伺いたいです。

○議長（廣田清実議員） もう少しかみ砕いてくれますか。今どこを聞いているか分からなかった。もう一回ちょっと、今両方とも答えられない、これでは。どこのところを言っていますか、質問内容。町長に何を聞きたいか、教育長にどこを聞きたいかを、何を聞きたいのか分からないと、今答えられない状態になっているので、本人も何か。

田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 町長というお話だったのですけれども、町長側の立場でお話したいと思いますが、まず町長答弁にもありました県外の方の地域との関わりに対して、あまり肯定的ではないというのは、これは我々盛岡広域の市、町が首都圏のほうで若者を集

めてやった会議といいますか、そういった集まりでの意見交換で出た発言でございます。

それは、やはり今の時代、これは否定できないと私は思っております。ちょっとあるテレビ番組でも他県の例として、東北地方から首都圏に行った若い女性の方のインタビューが出ていましたけれども、やはりそこの地域の風習といいますか、そういったのが嫌で東京に出たというお話が出てというのがありました。我々U、Iターンを担当する部署の他の市町村の担当者の話でも、やはりそこは結構衝撃的な場面でした。

いざ私も矢巾町出身で、ちょっと今違うところに住んでいますけれども、では矢巾町で何が、例えば矢巾町とかで、そこにネガティブな印象を若い人が持つのは何かというと、これはあくまでも一つの例ですけれども、例えばお葬式があります。お葬式で、例えば私の父とかが死んだときもそうでしたけれども、親戚が集まって、ご法事というのですか、食事を取る場面があるのですが、そのときにお膳がつくのは男性ばかりで、女性の方は結構後ろのほうでお弁当みたいなものを取る、それを私のある親戚が「これはおかしいよね」と言いました、ある若い女性が。何で男の人たちだけお膳がつくのとか、やはりそういったことに対して、そういった積み重ねが、今の若い方にとって、そういうネガティブな印象を持っている要因になろうかと思っております。

なので、やはり今後地域との関わりが希薄になり過ぎるのはよくないと思っておりますので、そういったところで、どの程度まで地域との関わりが、今いる若い方々というか、心地よく感じる関係性なのかというのを、まだ我々答えは見つけておりませんが、やはり地域みらいづくりの中で、この程度だったらみんな共有してもらえらるというのを見つけ出して、それを各地域コミュニティで、まずこういった行事はこの辺までやればいいねというのを決めていければいいのではないかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 私からは、教育長からの答弁ということで答弁をさせていただきます。

わくわくできる地域づくりというものは、わくわくできる教育環境づくりというのにも該当してくると思います。先ほど町長答弁にもありましたとおり、学校教育課で行っている学校運営協議会、そして文化スポーツ課で行っている教育振興運動、この関わりが今までちょっとうまくいっていないところもあったのですが、一昨年度から準備を始めており、今年から実際に改革年度というふうにうちのほうで呼んでおりますけれども、ここをうまく連携をしながら、いわゆるコミュニティ・スクールの推進を図っていくというところでございます。

私は、室岡で室岡の人たちに育ててもらったのですけれども、室岡獅子踊りとか、そういったものとかあったのですが、昔は何もなくとも大人との関わりができていたのですが、今はそういった方々、そういった交流がなかなかできないというところで、今年は中学校区ごとにコーディネーターを1名ずつ配置することにしております。このコーディネーターが、子どもたち、そして保護者、学校、そして地域、そして行政、この5者連携の間に入ることによって、楽しいまちづくり、わくわくできる地域づくり、こういったところに子どもたちがどんどん参加でき、そして子どもたちの育みになっていくというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） すみません、先ほどはちょっとあまりまとまっていない状態でした。

確かにお葬式とか、そういうところの話を聞きますと、こういうつながりは、ちょっと面倒なところがあるなと思うことも、特に現代であれば、感じる人も増えてきているのであろうということは思います。そういうことも踏まえて、令和型地域コミュニティ、新しい地域コミュニティのつながり方というものを模索していかなければいけないのではないかと思います。

それで、今回の答弁を通じて、先ほど言ったような令和版の地域コミュニティや多世代交流の重要性について、やり方はいろいろあると思うのですが、共有できたと思っています。その上で確認ですが、矢巾町としては、令和版の地域コミュニティの再構築を単なる地域活動の活性化にとどまらず、少子化対策や若者定住、子育て支援、地方創生を支える重要な取組として位置づけているというふうに考えているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからお答えいたしますが、ササキマサヒロ議員の質問書を頂戴して、内部で答弁の検討をしたときに、ササキマサヒロ議員はすごいなと、令和型のコミュニティの再構築と、これはなかなか考えることができない、すばらしい質問だと、これは答弁もしっかりしなければ駄目だということで、特にも私のところのここにも書いている、令和6年12月に確かにそういう答弁をしているのです。これからは、やっぱり子育ては地域

コミュニティと家庭を含めたソフトパワーを充実させることが大事なのだと。

そこで、この考えは今でも変わらないし、先ほどの横澤駿一議員の質問もそうなのですが、今まさに令和型の地域コミュニティを考えたとき、私ちょっとメモしてきたのですが、まさにこれからは地域コミュニティも価値観の転換、これが求められておるのではないかと。

そこで、その転換を求められている中で、やっぱり若者たちの考え方、そして情熱または活躍、そういうものを前面に出せるようなまちづくりをしていかなければならないなど。

だから、これからは令和型の地域コミュニティ、やっぱり核となるのは、若者、女性、今田中館課長からも話があったのですが、私ら小さいときは、女性なんていうのは、まさにお膳に座るなんていうことはなかったのです。こういうことを言うとお叱りを受けるかもしれない。そういう排他的なところもあったのです。

だからといって、昔のことは全部悪いのかというと、そうでもない。だから、これまでの歴史の中で、それは地域コミュニティでも、家庭でも見直しするところは必ずあるわけですから、いいところはしっかり受け継いで、そして改革、変えていかなければいけないところはどんどん変えていく。それが、少子化対策につながるのであれば、非常に喜ばしいことではないですか。だから、これからみんなで知恵を出し合って考えていくと。

だから、今回このご質問をいただいて、令和型の地域コミュニティ、この考え方、私も大いに賛同いたしますし、これからも一緒になって地域コミュニティの充実化を図っていきましょう。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） 私からも、大変いい質問が行われていて、皆さんとちょっと違うのは、このコミュニティで育ったわけではない、ある意味では外からの視点も含め、ちょっと歴史的、大きな視点で令和型のコミュニティの再構築、ここに関わって、私なりに見ているところを少し述べさせていただければ幸いです。

1つは、我が国も含め世界の個人化、個別化、これが極まった状況、これが現在だという捉え方をしています。個別化と個人化、これが極まっているのが現在の状況であり、これが新しい危機だという認識を強く持っています。

私も地域づくり研究をずっと何十年もやってきています。とりわけ山村ですとか、農山村、地域、地方を対象にしながらの地域づくりということをやってきています。ずっとどういう具体的な政策だったり、対応であったかということ、ご存じのように環境問題であったり、過疎という人口問題であったり、あるいは産業が衰退する、あるいは政策依存型で、これを脱

却しようとか、そういういろいろな、これが駄目だったからという危機段階というのはやっぱり幾つかあるのです。

私も議員同様、この数年間の我が国と世界と地域における危機の特徴は、1つは個人化の極まりと、もう一つは様々に行われてきた対策、その対策は様々な危機に応じた対策だったのですが、それらが重層化し、複層化している現状における個人化、すなわち人間観の崩壊、人間が壊れていく、こういう状況が今日の危機だというふうに私自身は捕まえています。

なので、問題は、それをどう再構築し、どう再秩序化するかという、ここへの方法論の問題と、目指すべき社会像の哲学の問題、これが共有できるかどうかという、ここの局面に入っている。要するにここまで追い込まれた、しかし近代以降求めに求めて、そして個人の自由と個人の尊重と個人を背景とした民主主義の形成、これが残念ながら今日のような若者を物すごくやっぱり傷めたり、小中学生あるいはもっと低年齢化した中での様々なひきこもりだとか、自立できない側面、これをどうやって変えていって、どこに目標を置いて、どの方法論がいいのか、これがやっぱり我々共通にしっかりと考えなければいけないけれども、最も大事なのはどこへ向けてという、この共通のビジョンめいたもの、これがコンクリートで、いつまでもここだというわけでは決してないというふうに思っています。常に動いていくし、人々の様々な意見の中で、それが物すごく変わり得る、物すごくモディファイするのだという、これは上手にやっぱりそこを見極めながら、ビジョンも変わりつつあるよと、方法論もいろんな形で変えていくよという、こういうことをやりながら、しかし全体の再構築の時期に入ってきているというのは間違いないというふうに私自身も捉えています。

では、具体的に矢巾なら矢巾の地域の中で、これだけ若者もローカリズムあるいはローカルへの視点がこんなに出ている中で、どうやってつくってイけるのか。私の目標としているキーワードで言うと、1つは家庭、家族の再構築、そしてある家庭を一つの一夫一妻、単婚型家庭というふうに言われていますが、これがしかしそれだけで存続しているか、持続性があるかという、そうは思っていないことへのバッファー装置は一体何かという、そうするとかつてあったようなイエ論、マキ論みたいな、そういうところをやっぱりもう一回どういう意味があったのだろうということでしたっきりと見ていかなければいけないという、そういう視点を強く持っています。

そのときに、矢巾と、私も教育畑に仕事をいただいて大変よかったなと思っているのは、岩手県独自の教育振興運動、これを今年の施政方針のところでも書きましたけれども、優れているというふうに私思ったのです。だから、その言葉を使っています。何が優れているか。

やっぱりお母さんとお父さんと子どもという、その単位からもう一回再構築していくよ、そこにはお金もつけるし、いろいろなバッファーのというか、周辺のサポート組織もいっぱい、県もつくるし、地域でもつくってくださいという、こういう姿勢が見えているのです。

一方で、我が国は、令和2年から特徴的にコミュニティ・スクールで、国家の社会的な共通基盤組織が今までとは違って、個別化は何を結果としてもたらすかという、個がつくるところの国家構造なのです、国なのです。だから、この中間にある組織は、このビジョンにとっては邪魔になるのです。だから、地域の様々な組織をむしろ、露骨には言わないまでも壊す方向での政策がずっと出てくるというのは、そういう意味合いなのです。

ところが、不思議なことに、その国家がコミュニティ・スクールだと、コミュニティは学校を中心に再構築しよう、学校の地域化を図ろう、しめしめと、こういうことが出てきたのであれば、やっぱりこれを使わない手はないと。そして、教振運動とコミュニティ・スクールの再合体構築、これをやっぱりつくるべきだというふうに強く思いました。

そのときに、ここに書いてあるように、では日常的な交流は一体どうするのだ、このところの様々な手だてというか方法論が、実は、ああ、これだけ多様なものを持っているのだ、この町はというふうに思います。

一番機能しているのは、放課後子ども教室と寺子屋制度です。これは、学校の後の時間、放課後の時間に地域を感じさせ、家族を感じさせ、地域の産業だとか、体験だとか、まさに議論されたというふうに私も初めて知ったのですが、ソフトな部分、目に見えない、しかし機能している。これがやっぱりここには見えているなというふうに私は思います。

そういう意味で、もう一度ちょっと冷めた目で若い人、そして地域愛を持っている先生方には見ていただいて、こんな意味があるぞということをしっかりと個別化して、ちょっと不便だぞと、このままの社会では駄目だということを認識として持った人たちにしっかりとやっぱりそこを論理と意思でもって埋めてほしい、強い意志を持つこと、ここはやっぱり物すごく大事だと思っています。

これをつくる、そして共通にここの3者（学校、家庭、地域）で、まず核になろうという意思を確認しながら、意思を明確に持つ、それは物すごく見えませんが、強いと思います。ほかの人が、ああ、あいつらがやっていることはと、引きずられます。そして、お互いにやっぱりそれを確認できる局面を確実に繰り返し持っていく、どうしてこの意志が大事かという、人間は一人一人になると物すごく弱いのです。絶対にそう思います、私の経験で。だから、西洋社会は、キリストさんを一神教でもって、偶像化したキリスト像をもっ

て、あのキリストが許してくれるのであればいい、困ったら頼めばいい。日本は違うのです。外に頼む人を持ったのではなくて、まさに自らが悟っていく、これが東洋の西洋社会とは違うところで、だからこそこれからの世界づくりの拠点は、東洋の、あるいはそこにまだ明確ではないけれども、我々がきちっと価値を持って、認識も持って、それができたら、そこから始まるに違いない、そういうことを強く思いつつ、それは実はちょっと言葉は変ですけども、柳田国男の特徴的なところは、祖霊信仰ということで、自分の家族、死んだらおじいさんがまずは仏さんとして、だけれども、いつの間にか33年を過ぎたら神様になるよ、言ってきたことはこんなことを言ってきたよということが、自分でも確認できる身近な空間の中での、ある頼りになる、自分を支えてくれて、柱立てをしてくれる、その論理と思想は、実は東洋はそこなのです。これをやっぱり再構築できると、私はいいなと思います。

3点ぐらい大きな問題をご提言されていますが、最終的には人間をどう考えるかということと、それを上手に上手にみんなでコントロールしながら、社会というレベルで秩序立ったものを、みんなが楽しいね、その一瞬一瞬を決して粗末にはしない、そういう日常づくりをしようという、そこができるといいな。町長は、それを言葉で価値観の転換だということでおっしゃったのですけれども、ニアイコールです。

余計なことも言っているかもしれませんが、ぜひとも一緒になって、やっぱり新しい時代、安定した世界を持続ある社会の展望をみんなで共有できるものをつくっていききたい、このように私も思います。お答えになったかどうか分かりませんが、お答えにさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

○4番（ササキマサヒロ議員） 十分認識を共有できたと思うので、ありません。

○議長（廣田清実議員） 以上で4番、ササキマサヒロ議員の一般質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、あさっては休会、13日、14日は休日休会、15日は予算決算常任委員会を行う旨、昆予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後1時30分に本議場に参集されますよう、お知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時04分 散会

令和 8 年矢巾町議会定例会 6 月会議議事日程（第 5 号）

令和 8 年 6 月 1 7 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 5 号）

- 第 1 議案第 3 6 号 令和 8 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について
第 2 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17 名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
1 0 番	小笠原 佳 子 議員	1 1 番	山 本 好 章 議員
1 2 番	高 橋 安 子 議員	1 3 番	水 本 淳 一 議員
1 4 番	村 松 信 一 議員	1 5 番	昆 秀 一 議員
1 6 番	赤 丸 秀 雄 議員	1 7 番	谷 上 知 子 議員
1 8 番	廣 田 清 実 議員		

欠席議員（1 名）

9 番 木 村 豊 議員

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	総 務 課 長	吉 岡 律 司 君
企画財政課長	田中館 和 昭 君	未来戦略課長	花 立 孝 美 君
税 務 課 長	飯 塚 新太郎 君	町民環境課長	佐々木 美 香 君
福 祉 課 長	菅 原 保 之 君	健康長寿課長	佐々木 智 雄 君

こども家庭
課 長 村 上 純 弥 君

道路住宅課長 田 口 征 寛 君

上下水道課長 立 花 真 記 君

教 育 長 岡 田 秀 二 君

学校給食共同
調理場所長 水 沼 秀 之 君

産業観光課長 村 井 秀 吉 君

農業委員会
事務局 長 細 越 一 美 君

会計管理者
兼出納室長 川 村 学 君

学校教育課長 高 橋 雅 明 君

文化スポーツ
課 長 高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

主 任 主 事 渋 田 稀 結 君

議会事務局長
補 佐 千 葉 欣 江 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、9番、木村豊議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。よろしくお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第36号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第1、議案第36号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

この補正予算については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 昆 秀一議員 登壇）

○予算決算常任委員長（昆 秀一議員） 報告書を読み上げて報告といたします。

令和8年6月17日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第36号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について。

本常任委員会は、令和8年6月5日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会において審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより補正予算案についての討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第36号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議員の派遣について

○議長（廣田清実議員） 日程第2、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元にお配りしたとおり派遣することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元にお配りしたとおり派遣することと決定いたしました。

なお、お配りした派遣の内容に変更を要する必要がある場合は、その変更について当職に一任していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣の変更については、当職に一任することと決定いたしました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

○議長（廣田清実議員）　ここで高橋町長からご挨拶の申出がありますので、これを許します。
高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま廣田議長からお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

まずその前に、今月14日、日曜日ですが、町の消防演習、廣田議長さんはじめ議員の皆さん方には、お忙しい中ご参加をいただきまして、まず私ども本町の防災、減災の要であります消防演習、まずおかげさまで盛会裏に終えたことを心から感謝を申し上げます。

それで、皆さん今月5日から本日まで13日間にわたって議会定例会6月会議が開催されたわけですが、その中で、まず一般質問、谷上知子議員、昆秀一議員、村松信一議員、小笠原佳子議員、そして高橋恵議員、藤原信悦議員、高橋敬太議員、高橋安子議員、赤丸秀雄議員、そして小川文子議員、横澤駿一議員、そして木村豊議員、ササキマサヒロ議員の13名の議員各位から30項目にわたりまして、私と教育長にいろいろとご質問をいただいたわけですが、またご質問の中には、いろいろとご意見、ご提言も賜ったわけですが、今後その内容につきましては、しっかりこの内容を精査させていただいて取り組んでまいりたいと、こう思っておるところでございます。

また、私ども当局からお願いいたしました条例の一部改正、それから工事請負契約の締結、そして本日一般会計補正予算もご可決いただいたわけですが、大きく6つの議案を提案させていただきましたが、全てご可決を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。

今後は、皆さん方の意を体してしっかり取り組んでまいりますとともに、特にも今町政運営に当たりましては、これほどいろんな町政課題が山積しておる中で、これからも皆さん方からいただいたご提言を大切に、また意を体して取り組んでまいりますので、廣田議長はじめ議員各位の皆様方におかれましては、今後とも大所高所の立場から私どもにご指導、ご助言を賜りますことをお願い申し上げまして御礼のご挨拶にさせていただきます。本当に今会期お世話になりました。そして、ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員）　以上をもちまして6月会議に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

矢巾町民歌の斉唱を行います。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田清実議員） これをもって令和８年矢巾町議会定例会６月会議を閉じます。
大変ご苦労さまでした。

午前１０時０９分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員